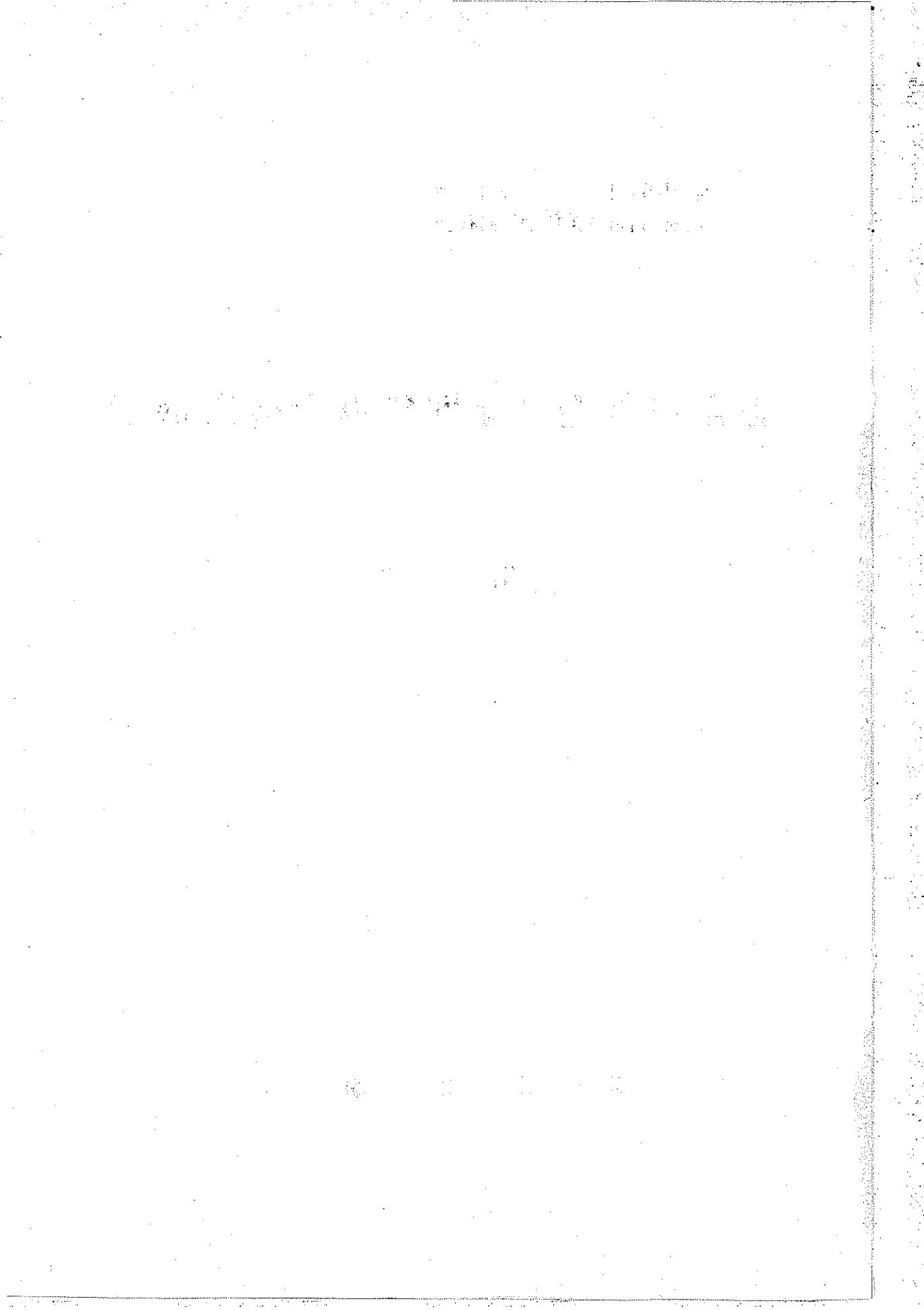


昭和54年12月17日開会
昭和54年12月20日閉会

和泉市議会第4回定例会議録

第 5 号

和 泉 市 議 会



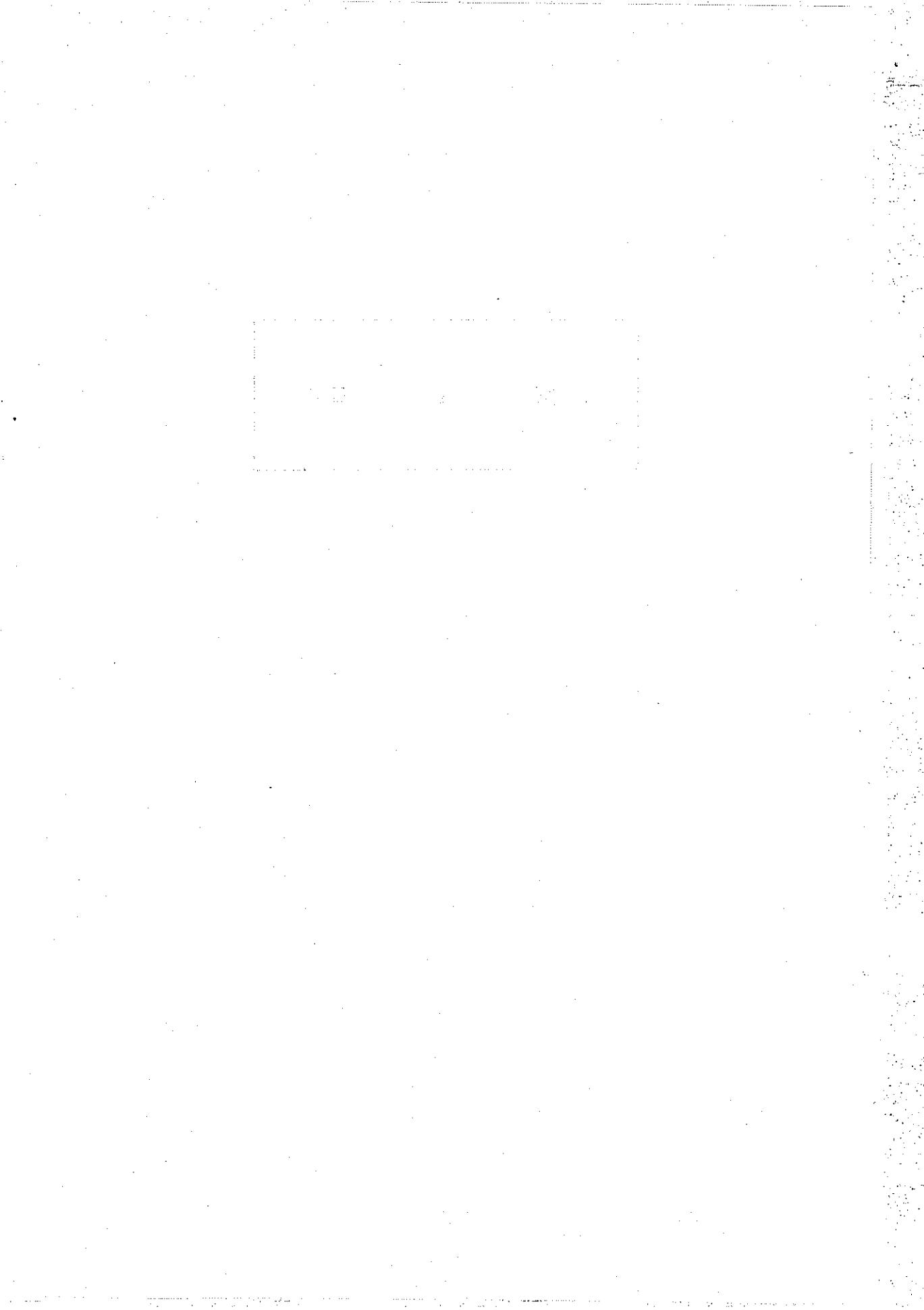
和泉市議会第4回定例会会議録目次

昭和54年12月17日(月曜日)第1日目

○ 出席議員欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	2頁
○ 議事日程	3頁
○ 開会宣言(午前10時20分)	4頁
○ 市長開会あいさつ	4頁
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(山口義一、上代卯之松、赤坂和見)	
第2 会期の決定について(12月17日~12月21日、5日間)	7頁
第3 昭和53年度和泉市水道事業会計決算認定について(決算審査特別委員長報告)	
第4 " 病院事業会計決算認定について(")	7~
第5 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和54年6月分)	
第6 (水道部企業出納員扱 昭和54年7月分)	
第7 (市立病院企業出納員扱 昭和54年7月分)	
第8 (収入役扱 昭和54年7月分)	
第9 (" 8月分)	
第10 (水道部企業出納員扱 昭和54年8月分)	11~
第11 (" 9月分)	18頁
第12 (市立病院企業出納員扱 昭和54年8月分)	
第13 (" 9月分)	
第14 昭和53年度和泉市歳入歳出決算認定について	
第15 工事請負契約締結について((仮称)旭第一団地建設工事)	51頁
第16 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	59頁
第17 和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一 部を改正する条例制定について	76頁
第18 和泉市議會議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて	77頁
第19 昭和54年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例について	78頁
第20 昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	87頁
第21 " 国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	111頁
第22 " 公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	112頁
第23 " 水道事業会計補正予算(第1号)	113頁
第24 " 病院事業会計補正予算(第1号)	118頁
第25 開発事業対策特別委員会の名称変更並びに設置要領について	123頁

○ 第26 各種建設工事受注についての請願	125頁
○ 第27 石尾中学校のマンモス化を解消し、(仮称)第二石尾中学校の建設を要求する請願	
○ 散会宣告(午後4時5分)	130頁
昭和54年12月19日(水曜日)第2日目	
○ 出席議員、欠席議員	131頁
○ 議事説明員その他	133頁
○ 議事日程	133頁
○ 開会宣言(午前10時24分)	133頁
○ 日程第1 一般質問について	134頁
1番に 28番 坂上國治君	
2番に 5番 仁井明君	
3番に 6番 大谷昌幸君	
4番に 22番 勝部津喜枝君	
○ 散会宣言(午後4時40分)	181頁
昭和54年12月20日(木曜日)最終日	
○ 出席議員、欠席議員	183頁
○ 議事説明員その他	184頁
○ 議事日程	185頁
○ 開会宣言(午前10時30分)	185頁
○ 日程第1 一般質問について	185頁
1番に 13番 赤阪和見君	
2番に 2番 天堀博君	
3番に 17番 穴瀬克己君	
○ 市長閉会あいさつ	226頁
○ 議長閉会あいさつ	227頁
○ 閉会宣言(午後4時6分)	227頁

第 1 日



昭和54年12月17日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

2番 天堀 博君	18番 池辺 秀夫君
3番 橋本佳行君	19番 貝淵博治君
5番 仁井明君	20番 田中包治君
6番 大谷昌幸君	21番 直村静二君
7番 金沢勝君	22番 勝部津喜枝君
8番 成田秀益君	23番 三井正光君
9番 松下定君	25番 竹内修一君
10番 山口義一君	26番 柳瀬美樹君
11番 上代卯之松君	27番 竹下義章君
13番 赤阪和見君	28番 坂上國治君
15番 横田憲治郎君	29番 藤原利一君
17番 穴瀬克己君	

欠席議員(8名)

1番 寺田茂君	16番 木下甲子三君
12番 藤原要馬君	

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔夫
助役	坂口禮之助	同和対策部次長	橋本昭夫
収入役	中塙白久	市民部長兼長	田宏之
参考長	西川喜久	市福祉部次務長所	富田博史
事務長	林徳次	産業衛生部長	逢田廣之
秘書課長	石本博信	産業衛生部次長	谷泰夫
財務部長	麻生和義	建設部長	森保
財務部次長	北野敦雄	建設部次長	吉田日出男
財政課長	大塙孝之	都市整備部理長 都市整備部理事兼計画調	門川良

職名	氏名	職名	氏名
同和対策室長	中西新一	整室長事務取扱事務局次長	丸山重一
用地対策室長	萩本啓介	土地担当参事官	益田延一
改良事業部長 改良事業部次長兼改良総務課長事務取扱	逢野一郎	教育委員長	由城一蔵
病院長	明坂貞士	教育委員長	葛城平之
病院事務局長 病院事務局次長兼管理課長	竹林敦繁	次長	木橋誠一
水道部長	内田稔	次長	高橋延一
水道部次長	藤原光	次長	竹青之良
会計課長	田中川雄	次長	明日良郎
消防部長 消防本部次長兼消防署長 用地担当理事 土地開発公社事務局長	赤田信	選挙管理委員会委員長	日吉貞明
消防長	松村吉	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
	湯川行夫	監査委員長	久喜多男
	杉本弘文	監査事務局長兼公平委員会事務局長	向井洋
		農業委員会事務局長	田中信種

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法より記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西井正
議事係	佐土谷茂一
議事係	川崎政勝

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第4回定期会議事日程

(No.1)

(12月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	認定 第1号	昭和53年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
4	認定 第2号	昭和53年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
5	監査報告 第31号	例月出納検査結果報告(収入役昭和54年6月分)	
6	監査報告 第32号	// (水道部企業出納員報昭和54年7月分)	
7	監査報告 第33号	// (市立病院企業出納員報昭和54年7月分)	
8	監査報告 第34号	// (収入役昭和54年7月分)	
9	監査報告 第35号	// (収入役昭和54年8月分)	
10	監査報告 第36号	// (水道部企業出納員報昭和54年8月分)	
11	監査報告 第37号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員報昭和54年9月分)	
12	監査報告 第38号	// (市立病院企業出納員報昭和54年8月分)	
13	監査報告 第39号	// (市立病院企業出納員報昭和54年9月分)	
14	認定 第3号	昭和53年度和泉市歳入歳出決算認定について	
15	議案 第56号	工事請負契約締結について(仮称)旭第1団地建設工事)	
16	議案 第59号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	
17	議案 第58号	和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について	
18	議案 第57号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
19	議案 第60号	昭和54年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について	
20	議案 第61号	昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	

(№2)

昭和54年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
21	議案 第62号	昭和54年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	
22	議案 第63号	昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	
23	議案 第64号	昭和54年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	
24	議案 第65号	昭和54年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	
25	議会議案 第20号	開発事業対策特別委員会の名称変更並びに設置要領について	
26	請願 第3号	各種建設工事受注についての請願	
27	請願 第4号	石尾中学校のマンモス化を解消し、(仮称)第2石尾中学校の建設を要求する請願	

(午前10時20分開議)

- 議長(池辺秀夫君) おはようございます。議員の皆さんには、年末何かと御繁忙にもかかわりませず、多数御出席賜りましたことを厚く御礼申し上げます。
それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席されておる議員さんは21名でございます。寺田議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われます。現在、21名でございます。
- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 議長(池辺秀夫君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

-
- 議長(池辺秀夫君) この際、市長のあいさつ並びに所信表明を願います。

(市長あいさつ・所信表明)

- 市長(池田忠雄君) 昭和54年第4回定例会の開催に当たり一言、ごあいさつを申し上げます。

本年最後の定例会を開催いたしましたところ、議員皆様方には年末、何かと御多忙の折にもかかわりませず御出席賜りましたことを、心から厚くお礼申し上げます。

御提案申し上げます議案は、昭和53年度和泉市歳入歳出決算認定について、昭和54年度一般会計補正予算外9件、監査報告9件でございます。議案の内容につきましては別途御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議くださいまして、御議決、御承認賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

なお、貴重なお時間を拝借いたしまして申しわけございませんが、一言、お礼を申し上げますとともに、市政担当に当たっての所信の一端を申し上げ、皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

去る11月の市長選挙に際しましては、皆様方より温かい御支援を賜り、やがてをもちまして無投票当選の栄に恵み、再び市政を担当させていただきましたことは、私の最も光榮とするところであり、衷心より厚くお礼申し上げる次第でございます。

さて、和泉市政もここに25周年を迎えるこの間、幾多の試練に遭遇しながらも近代都市へと成長し、今日の発展を見るに至りましたことは、議員皆様方を初め、市民各位の愛市、愛郷のとうとい御精神のたまものと衷心より感謝と敬意を表するものであります。このとうとい歴史と伝統のある和泉市政を再び担当させていただき、今後の市政運営について、一層その責任の重大さを痛感いたしております。

御承知のようにわが国経済は、国の景気浮揚対策等により一途の政策がとられ、やや安定路線に推移されてきたものの、その後遺症状が払拭されず、加えて本市財政の基盤とする繊維業界等の不振、また、都市化の進展に伴う行政需要の増変等により非常に厳しい財政実態でございます。それを何とか再建団体に陥らずに健全均衡財政回復のために努力し、そして、いかに財政が苦しくても市民に対する諸施策については、限られた財源の効率的配分に意を用い、市民の負託にこたえるべく積極的に取り組んでまいる覚悟でございます。以下、各般にわたり所信を簡単に申し上げたいと存じます。

まず、社会福祉面でございます。老人、障害者（児）など、社会経済情勢の変動の影響を最も受けやすい人々に対する施策につきまして、きめ細かい社会福祉の充実を図ってまいりたいと存じます。また、市民需要の要請が強い幼児保育につきましては、民間保育所の増設を促進し、この運営に係る助成措置を講じてまいる所存であります。

次に、市民の健康増進につきまして、まず、市民だれもが安心して生活を営むためには、医療体制の確立でございます。これにつきましては、市医師会の御協力を得て、市民の健康な生活の確保のために尽くしてまいります。一方、市立病院につきましては、その経営収支は今後

も厳しい状況が予測されますが、803床が完備し、名実ともに総合病院として、地域医療の充実と向上に貢献してまいりたいと存じます。

次に、生活環境の整備でございますが、本市は、豊かな縁に恵まれた自然の恩恵をふんだんに享受できる自然環境にあります。この環境を大切にし、公害のない「住んでよかったです和泉市」「住みたくなる和泉市」の町づくりを進めてまいらねばなりません。そのためには、公園、緑地等の整備にももちろんのこと、下水道整備の促進でございます。本件につきましては、南大阪湾岸流域下水道事業の推進に關係各市と相協調し、積極的に事業推進に取り組んでまいります。また、生活関連道路の整備促進も鋭意努力してまいります。第2阪和国道につきましては、市議会の御理解と御協力を賜り、用地買収交渉も進み、早期完成を目指し最大の努力を尽くしてまいります。また、上下水道事業につきましては、第3次拡張計画も終了し、公後、配水管及び各施設の整備を進めてまいりますが、いずれにいたしましても、水道事業の財政の安定を図りつつ、計画の逐行に当たってまいりたいと存じます。

消防関係につきましては、市民の生命の安全と財産を守るために各消防施設の整備を図り、消防団と消防署のより一層の補完関係に配慮いたす所存であります。

次に、産業の振興でございますが、御承知のように、本市の代表的産業であります織維関連産業並びに人造真珠関係等は、国の特定不況地域に指定され、今後、市商工会等と懸密な連絡のもとに産業基盤の確立を図ってまいります。また、農業の振興につきましては、農業関係諸団体と相携えながら近代農業の促進のために尽くしてまいります。

次に、教育行政につきましては、子供たちに夢をはぐくむ内容豊かな教育水準の向上を図るため、教育委員会及び関係諸団体と連係を密にしながら教育施設環境の整備を行います。社会教育につきましても、市民が生涯の各時期を通じ、文化、スポーツ活動に積極的な参加と、心の豊かな人づくりのために尽くしてまいります。

和泉中央丘陵の整備でございますが、本市総合基本構想に基づく魅力のある明日への町づくりを目指す和泉中央丘陵の整備を国の資金導入により推進し、交通基軸の確保を図るため泉北高速鉄道を延伸し、都市計画道路等の整備を図ってまいります。また、新駅を中心に商業施設の整備、自然レクリエーションゾーンの施設の整備等も図り、議会の皆様方の御支援、御協力をいただき、さらに市民の理解と協力を求め、これが完成に向けて邁進いたす所存でございます。

関西新国際空港につきましては、現在、国等で実施中の環境アセスメント及び地域整備の両面にわたる調査結果により市議会と十分御相談申し上げ、本市としての態度を決定いたしたいと存じます。

次に、国民的課題である同和行政の円滑な推進につきまして、国、府に対し財政上の負担の軽減を求め、行政の主体性をもって円滑な同和行政の推進に努めてまいります。

かく申し上げてまいりましたが、これら施策を遂行していく上において欠くべからざるもののは、財政でございます。本市財政はまことに厳しい状態にあり、寸分の予断も許されない現状を十分配慮しながら、国、府に対し交付税の増額、超過負担の解消等を積極的に働きかけ、歳入の確保を図るとともに、人件費、物件費、公債費等の経常経費の節減、節約に努め、限られた財源の効率的配分に創意と工夫をこらし、全職員と力を結集し、この難局打開に立ち向かい市政執行の大任を果たしてまいる所存でございます。

以上、簡単でございますが、私の所信の一端を申し上げましたが、議会の御意思を尊重し、山積する諸問題を一つずつ解決し、暮らしそよい、住みよい郷土和泉市を築き、市民から喜んでいただけるような市政に向かって最大の努力を傾注してまいる所存でございます。何とぞ今後議員皆様方のより深い御理解と御協力、御支援をお寄せ賜りますようお願い申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 市長のあいさつ並びに所信表明が終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき、10番・山口義一君、11番・上代卯之松君、13番・赤阪和見君、以上3名にお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より12月21日までの5日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から21日までの5日間と決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第3「昭和58年度和泉市水道事業会計決算認定について」と日程第4「昭和58年度和泉市病院事業会計決算認定について」は、去る9月開会の第3回定例会において決算審査特別委員会に付託されておりますので、一括議題といたします。

本件につきましてはその審議も終わっておりますので、審議の経過並びに結果を決算審査特別委員長より報告をお願いいたします。

(決算審査特別委員長報告)

○ 決算審査特別委員長(田中包治君) 去る9月に開会されました第3回定例会において、昭和53年度和泉市水道事業会計決算並びに昭和53年度和泉市病院事業会計決算認定について上程され、その審査については、決算審査特別委員会を設置として付託となり、去る11月27日委員会を開き、私が委員長に、大谷議員が副委員長に選出されたのであります。当日は正副委員長の互選のみに終わり、去る12月3日委員会を招集し、委員出席のもと、市長、助役、収入役を初め関係部課長の出席を求めて慎重審議を行いました結果につきまして、その拠りを取らざり御報告を申し上げます。水道事業会計、病院事業会計の順に審議を進めることにし、内容説明等は、本会議における提案等に説明されていることから、水道事業会計から収入、支出一括して直ちに審議に入りました。

第1点に、材料売り渡し方法の廃止に伴い、材料売却収益の大幅減があるが、これはどういう意味であるかとの質問があり、昨年までは、水道工事を施行する場合、業者に調達させると零細業者に負担がかかるため、市が確かな材料を購入して請負業者に売り渡し、工事代金にその材料代を含めて業者に支払っていたので、多額の材料売却収益及び材料売却原価を計上いたしましたが、53年度より起債の関係や事務の簡素化のため、請負工事は実際の工事費だけを支払い、材料は別途建設費の材料費として決算いたしたので、材料売却収支の大幅減となったものであるとの回答がありました。

第2点に、昭和53年中の水道事業の停水処分34件で280,650円あるが、これはどういう意味で発生したのかとの質問に、停水処分の件でございますが、水道料金の徴収は、ほとんど口座振替及び戸別徴収によっておりますが、4カ月分を過ぎて徴収されない場合催告状を発送、期日までに連絡がないと、給水停止予告書を送付するとともに担当者が訪問しますが、それでも徴収されない場合は、給水停止決議書を送付した上、やむなく停水処分をしているとの説明がありました。

第3点目に、高料金対策で上位行政機関(すなわち国、府)からの具体的な措置は、本会計上どのようにあらわれてくるかとの質問に、これは特別交付税で一般会計に入り、その中に高料金対策補助金として含まれているのであろうという額を話し合いにより、毎年1,000万円の補助を受けておりますが、本年度からは、高料金という枠の中に和泉市の料金は入らない、高料金対策で決められている枠はもう少し高く、来年度からは、特別交付税の中に算入されないというように決まっておりますとの答弁がありました。

第4点目に、中央丘陵の開発計画が進んでいる中で、計画人口に対応すべく工事が昭和53年度で完了したということですが、中央丘陵が8万から83,000人の増と言われるが、それ

に伴う原水の確保の問題と、あわせて工事その他の問題も出てくると思うが、その辺のところに水道部局としては参画するのか、との質問に、これの1番大きな問題は、原水の確保という問題であるわけですが、原時点では、府営水道の担当者との話を進めており、自己水の開発ができないということも申し上げており、このことについては府の方も承知しており、水道部局としては、府営水道に向けて強力に要請いたしまして、一応の協議はでき上がりつつあるわけですが、これに伴う施設につきましても、三万立米ぐらいの配水池等が必要で、水を何日分ためるという計画もあり、今後、引き続き協議を重ねていくものであります。なお、中央丘陵への水道部の参画ですが、現在、まだ話し合いの時点でもあり、具体化してまいりますと、水道部局としては当然これに参画していく考え方があるとの答弁があり、その他数点の質疑があり、本決算に対する計数的な面の質疑等もあり、要望として、市民の負担を軽くしてほしいとの要望があり、審議を終わりました。各委員にお詫びいたしましたとこの反対意見があつたので、採決を行いました結果、賛成多数で本決算を認定することに決したのであります。

引き続きまして、病院事業会計の収入支出を一括して審議に入ります等一点目に、ベッドの利用率が六・三%の減になつてゐるが、増改築に伴い単にベッドがあいているだけの問題ではなく、採算面も含めて説明されたい、との質問があり、昭和五十三年度のベッドの使用率につきましては、年度初は二百一床をスタートし、その後、本館改造工事、年度中途の十月に三階の四十四床を開床したわけですが、四十四床開床と同時に満床になることは困難であり、ある一定の期間は必要でございます。三百三床のうち手術後の回復室、未熟児のベッド等があり、標準利用率100%は非常にむずかしいわけでありますが、今後は、鋭意病床利用率の向上に努めてまいりたいとの答弁がありました。

第二点目に、五十三年度で入院助産制度や産婦人科の利用状況並びに全体の何人でその制度を利用されたのは何人か、との質問に対し、入院助産制度の利用状況ですが、五十三年度産婦人科入院患者数延べ五千九百三名に対し、この助産制度を利用された方は五名である、との答弁がありました。

第三点目に、医療を受けた後の薬、支払い等が待ち時間が非常に長いが、その改善策をどのようにされるか、との質問に、待ち時間の問題ですが、診療時間、料金支払い時間、薬の待ち時間について長時間にわたって待つていただいているのが現状でございまして、細かい分野について改善、もちろん診療部門とも協議して、少しでも早く薬が渡せ、支払い計算ができるよう現在、改善策を検討している、との答弁がありました。

第四点目に、救急体制をとるための目標、時期、ある程度の制約された状況になつてきたわけですから、その体制の目標について御説明されたい、との質問に対し、救急医療体制の実態

ですが、五十三年度受診されたのが千百九名であり、いろいろ相談等で転医され来られたのが三百十一名でございます。結局、病院に来られたのが千四百二十名で、その中身として直接来られた方が八百三十五名、電話では約五百名、消防救急車で来られたのが八十五名であつた。救急については、基本的姿勢として社会的要請もあり、公立病院として前向きに対処せねばならないと理解しております。一日も早く救急告知病院というものを申請し、実施していきたいという気持でありますので、いましばらくの御猶予をお願いしたい、との答弁があり、その他数点の質疑がありました。それぞれ回答があり、また意見等もあり、病院事業会計決算の審議を終わりました。

本決算についてお諮りいたしましたところ、全会一致で認定することに決した次第であります。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました経過ならびに結果の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） ただいま委員長より詳細なる報告がありましたので、本報告に対する質疑を省略し、討論に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、反対の意見からお願いいたします。

○ 二番（天堀 博君） 共産党議員団を代表して意見を述べたいと思います。

まず、水道事業会計の決算認定でございますけれども、基本料金が大幅に値上げされまして、そのことによりまして小家族であるとか、あるいは低所得者層の負担が非常に大きな状況になりました。さらに他市に比べ、和泉市の一般会計から水道会計への補助金が非常に少ない。今決算では、いわゆる高料金対策としての一千万円がそのまま水道会計に入れられているという程度であります。独立採算方式によるという問題はありますけれども、さらに、一般会計の財政状況が非常に深刻な点もわかりますけれども、市民負担の軽減という立場から、これについても努力されるべきだと考えます。

以上の点から私どもは、水道の決算認定につきましては反対をしたいと思います。

さらに、病院の決算認定でございますけれども、病院そのものがこの年度では建設途上と言いますか、最後の仕上げの段階でございまして、そのためにいろんな面での財政的に深刻な状況も生まれております。しかし、今後の運営努力を見守つていただきたいと考えております。

さらに、市民からの非常に要望の強い救急医療などへの十分な対処をすべきだという意見も申し上げ、この病院の決算認定につきましてはあえて反対せずに、先ほど申し上げましたように、今後の運営努力を見守る立場から賛成の態度を表明したいと考えます。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に賛成の方。

○ 五番（仁井 明君） 認定第一号「昭和五十三年度和泉市水道事業会計決算認定について」賛成意見を申し上げます。

提出されました決算は、料金改定による大幅な市民負担が見られましたが、懸案であつた第三回拡張事業の完成により未給水地区もほぼ解消され、順調な給水が確保されております。

また、累積されました不良債務一億七千万円余を解消することができましたのも、担当者の事業努力によるものであります。今後は早期に財政の立て直しを図り、市民への安定した水供給とサービスの向上を要望して、私の賛成意見といたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 以上で討論を終わります。

お諮りいたします。本決算を認定するに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

賛成多数でありますので、認定第1号、第2号を認定することに決します。委員の皆さんには御審議まことにありがとうございました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第5より日程第13までは、いずれも例月出納検査の結果報告でありますので、一括議題といたします。

報告の表題のみ朗読させます。（市会事務局長朗読）

監査報告第31号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年6月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年9月25日

監査委員 久慈 喜多男

同 三井 正光

記

1 検査実施日 昭和54年9月25日

2 検査の対象 昭和54年6月分の出納状況

3 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第32号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年9月25日

監査委員 久光喜多男

同 三井正光

記

1 検査実施日 昭和54年9月25日

2 検査の対象 昭和54年7月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第33号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年7月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年9月25日

監査委員 久光喜多男

同 三井正光

記

1 検査実施日 昭和54年9月25日

2 検査の対象 昭和54年7月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業納員の保管する出納關係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第34号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年7月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年12月7日

監査委員 久光喜多男

同 坂上國治

記

- 1 検査実施日 昭和54年12月7日
- 2 検査の対象 昭和54年7月分の出納状況
- 3 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第35号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年8月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年12月7日

監査委員 久光喜多男

同 坂上國治

記

- 1 検査実施日 昭和54年12月7日
- 2 検査の対象 昭和54年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

8月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第36号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年8月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年12月7日

監査委員 久光喜多男

同 坂上國治

記

- 1 検査実施日 昭和54年12月7日
- 2 検査の対象 昭和54年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。
なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第37号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年9月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年12月7日

監査委員 久光喜多男
同 坂上國治

記

- 1 検査実施日 昭和54年12月7日
- 2 検査の対象 昭和54年9月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納係の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。
なお、9月末日における收支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第38号

例月出納検査の結果について

地方官治法(昭和22年法律第67号)第285条の2第1項の規定により、昭和54年8月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年12月7日

監査委員 久光喜多男
同 坂上國治

記

- 1 検査実施日 昭和54年12月7日
- 2 検査の対象 昭和54年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第39号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年9月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年12月7日

監査委員 久光喜多男

同 坂上國治

記

- 1 検査実施日 昭和54年12月7日
- 2 検査の対象 昭和54年9月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

○議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第31号より第39号までの報告を終わります。

○議長（池辺秀夫君） 日程第14「昭和53年度和泉市歳8歳出決算認定について」を議題
といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第8号

昭和53年度和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により昭和53年度和泉市一般会計及び専別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

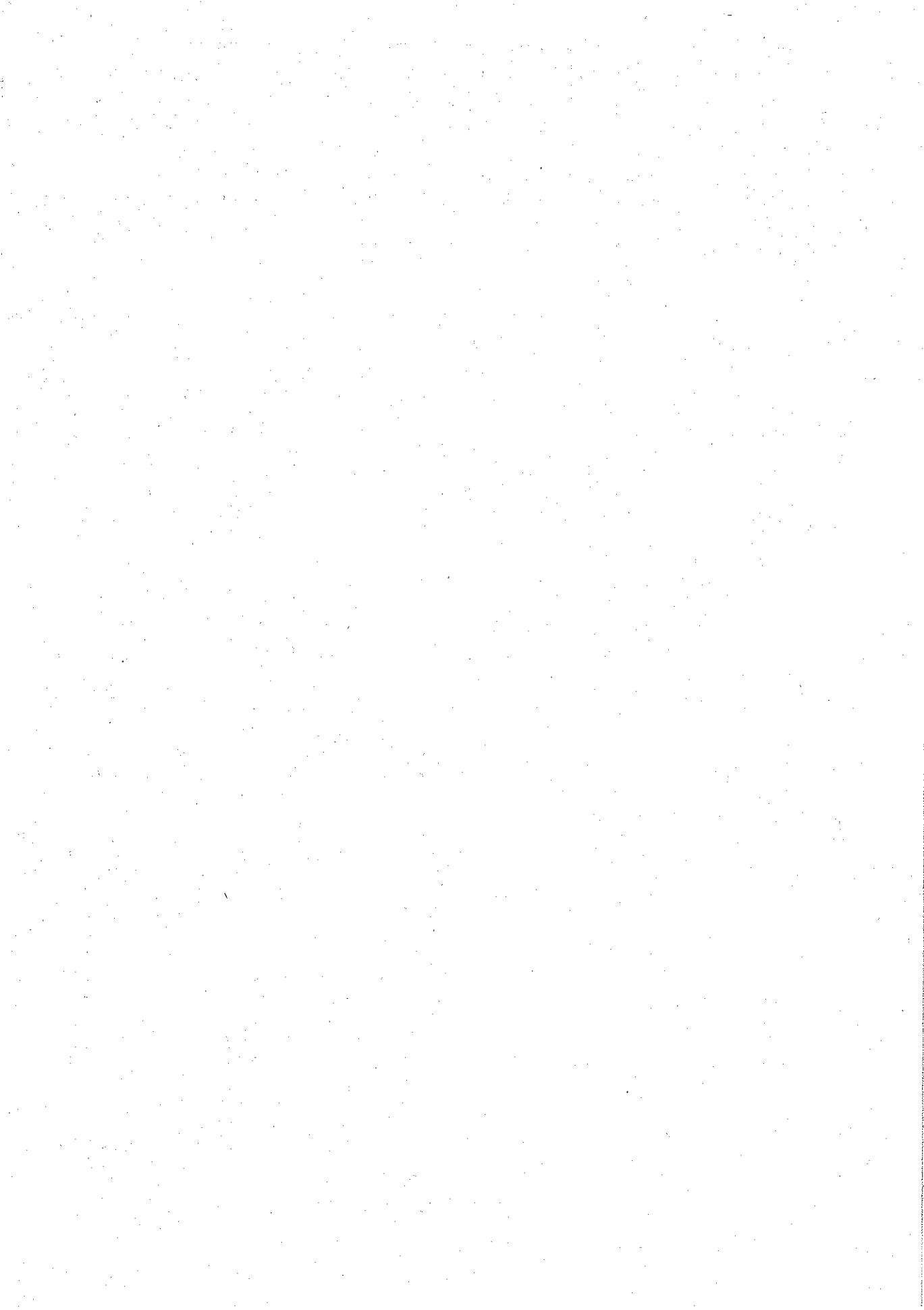
昭和54年12月17日提出

和泉市長 池田忠雄

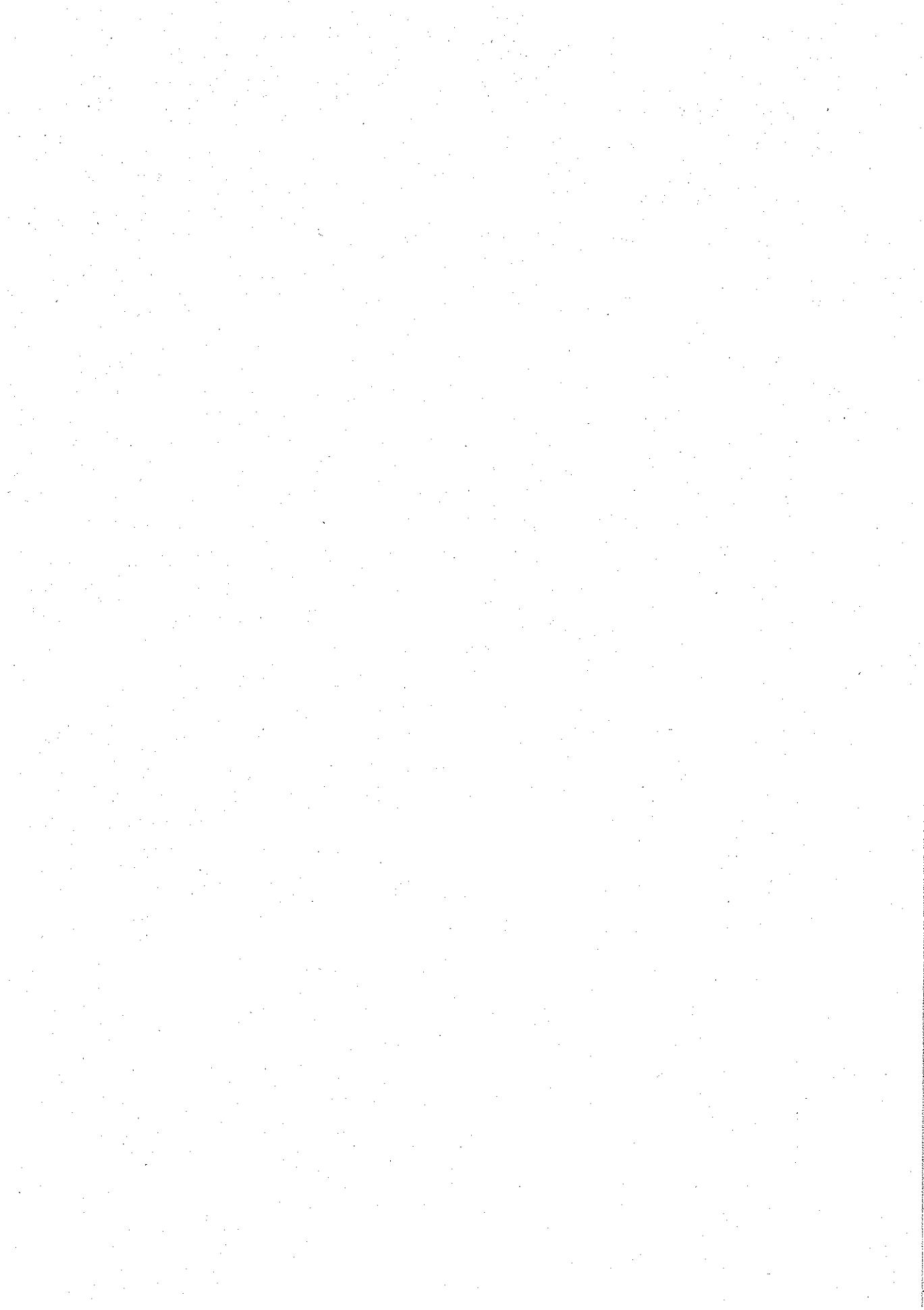
昭和 53 年度 大阪府和泉市一般会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳 入		項	予 算 領	調 定 領	収 入 施 計	不 納 欠 損 額	収 入 未 满 額	予 算 領 と 逎 人 率 の 比 値
1. 市	税		4,837,741,000	5,147,859,089	4,841,707,814	9,040,888	2,971,10,892	3,963,14
1. 市	民 稅	1,132,87,000	2,266,900,015	2,142,859,8315	5,459,688	118,581,062	1,017,2,815	
2. 固 定 資 產 稅		1,657,595,000	1,847,600,055	1,696,407,150	811,7674	1,480,75,231	3,882,150	
3. 甚 自 動 車 稅		4,182,2,000	4,827,2,540	4,287,1,090	271,090	5,180,860	1,049,000	
4. 市 連 車 消 費 稅		3,288,61,000	3,283,75,720	3,283,75,720	0	0	△ 4,85,880	
5. 電 気 稅		2,42,980,000	2,00,01,9,375	2,00,01,9,375	0	0	△ 4,298,6,625	
6. 方 火 稅		9,771,000	9,072,191	9,072,191	0	0	△ 698,800	
7. 特 別 土 地 保 有 税		7,411,4,000	7,668,1,722	7,668,1,722	0	0	2,521,722	
8. 都 市 計 画 稅		3,48,635,000	3,70,087,471	3,454,70,751	102,481	2,532,42,39	△ 4,464,240	
2. 地 方 稹 与 稅		1,02,768,000	9,450,7,000	9,450,7,000	0	0	△ 8,256,000	
1. 自 动 車 重 量 税 与 税		75,053,000	66,282,000	64,282,000	0	0	△ 8,821,000	
2. 地 方 道 路 税 与 税		27,710,000	28,275,000	28,275,000	0	0	5,65,000	
3. 自動車取扱税交付金		12,045,6,000	12,937,4,000	12,937,4,000	0	0	△ 8,400,00	
1. 自動車取扱税交付金		12,045,6,000	12,037,4,000	12,037,4,000	0	0	△ 8,4,000	
4. 国 有 提 供施設等所在市町村助成交付金		87,115,8,000	87,115,8,000	87,115,8,000	0	0	0	
1. 市町村助成交付金		87,115,8,000	87,115,8,000	87,115,8,000	0	0	0	
5. 地 方 交 付 税		3,298,950,000	3,293,950,000	3,293,950,000	0	0	0	
1. 地 方 交 付 税		3,293,950,000	3,293,950,000	3,293,950,000	0	0	0	
6. 交通安全対策特別交付金		2,351,4,000	2,351,4,000	2,351,4,000	0	0	0	
1. 交通安全対策特別交付金		2,351,4,000	2,351,4,000	2,351,4,000	0	0	0	
7. 分 担 金 及 負 担 金		2,681,28,290	2,879,50,400	2,869,51,110	0	9,092,90	△ 3,117,7180	
1. 分 担 金		1,641,9,000	1,477,52,00	1,477,52,00	0	0	△ 1,643,800	
2. 負 担 金		2,517,09,290	2,23,175,800	2,23,175,910	0	9,992,90	△ 2,953,880	

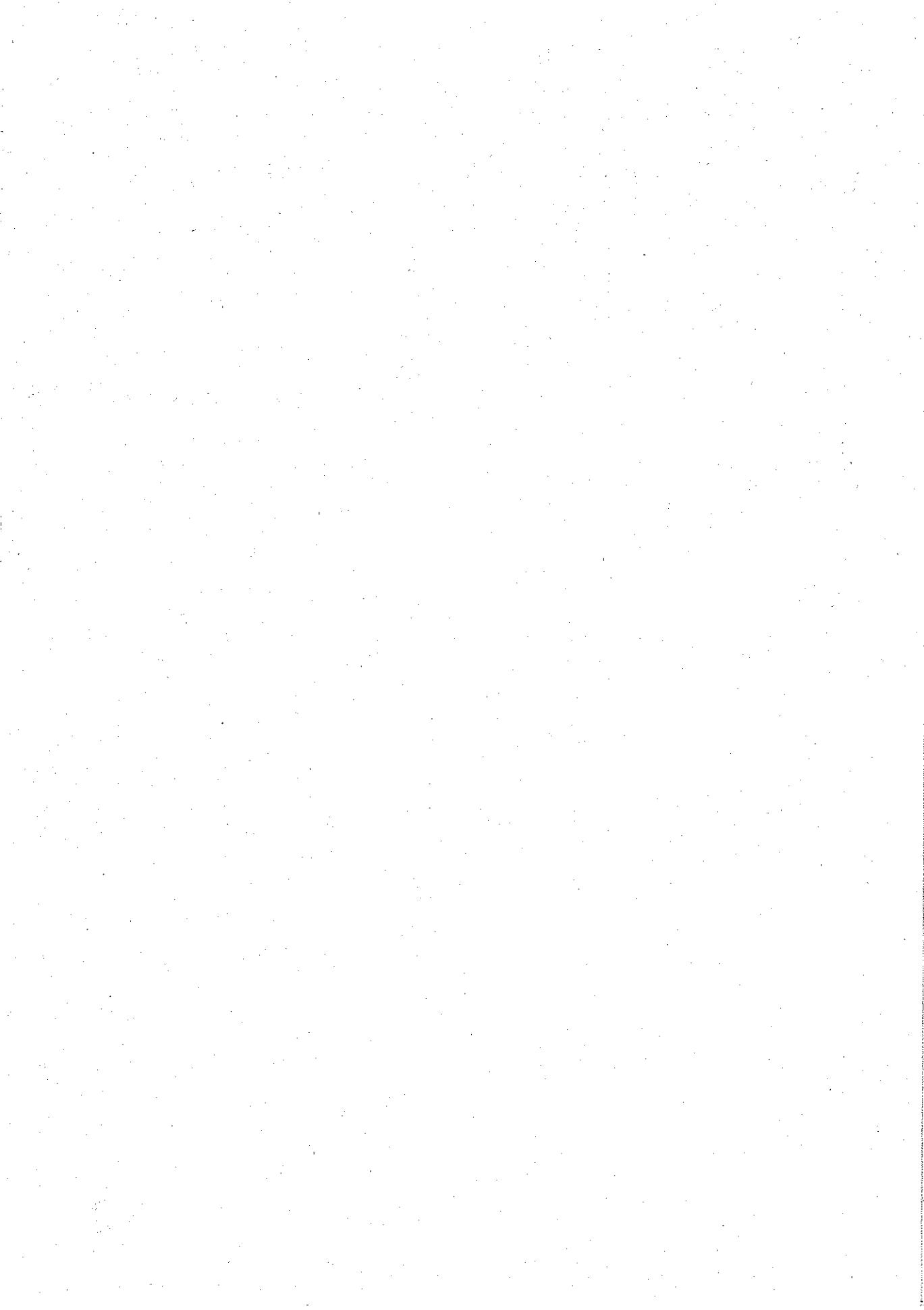


款	項	予算額	調定期額	収入額	不納欠損額	収入未済額	予算額と収入額の比率
8. 使用料及手数料		220,233,000	214,169,703	214,019,803	0	150,400	△ 6,213,897
1. 使 用 料	科	180,916,000	171,087,828	170,936,928	0	150,400	△ 9,879,072
2. 手 数 料		39,317,000	43,082,375	43,082,375	0	0	3,765,375
9. 国庫支出金		5,082,707,000	4,866,828,595	4,416,066,595	0	450,757,000	△ 86,664,0405
1. 國庫負担金		1,763,509,000	1,762,111,829	1,762,111,829	0	0	△ 1,897,171
2. 國庫補助金		3,285,506,000	3,068,908,458	2,618,151,458	0	450,757,000	△ 667,854,542
3. 國庫委託金		33,612,000	35,803,808	35,803,808	0	0	211,1308
10. 府支金		2,231,172,000	2,060,220,158	1,946,790,158	0	118,480,000	△ 284,381,342
1. 府負担金		1,474,540,000	1,455,826,79	1,315,456,79	0	140,870,000	△ 15,808,321
2. 府補助金		1,098,688,000	1,815,384,270	1,715,991,270	0	90,393,000	△ 282,996,780
3. 府委託金		79,454,000	93,418,120	98,418,120	0	0	13,984,139
4. 府交付付金		5,276,000	5,835,080	5,835,080	0	0	559,080
11. 財産収入		936,867,000	216,866,705	216,866,705	0	0	△ 723,000,295
1. 財産運用収入		10,977,000	19,867,101	19,867,101	0	0	8,890,101
2. 財産売却収入		928,890,000	196,998,604	196,998,604	0	0	△ 781,890,396
12. 寄附金		91,580,000	100,781,808	100,781,808	0	0	9,201,808
13. 繼入金		91,580,000	100,781,808	100,781,808	0	0	9,201,808
1. 基本金繰入金		1,000,000	676,568	676,568	0	0	△ 323,437
14. 路 収 入		3,956,044,000	2,510,878,717	2,510,878,717	0	0	△ 1,445,170,883
1. 滞滞金及加算金		5,000,000	11,801,997	11,801,997	0	0	6,801,997
2. 市預金利息子		136,700,000	149,742,000	149,742,000	0	0	13,042,000
3. 貸付金元利収入		186,180,000	136,099,750	136,099,750	0	0	△ 80,250



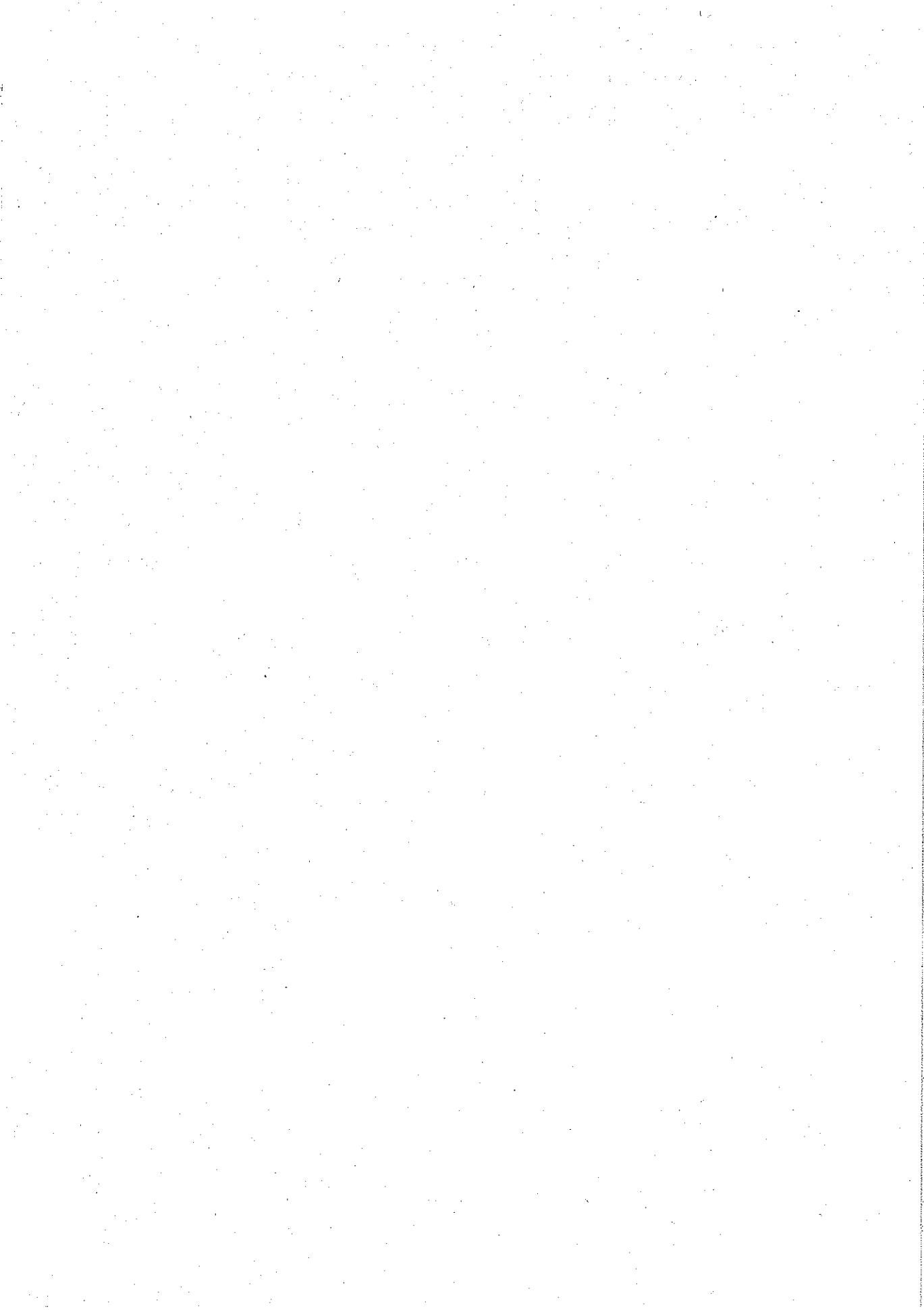
(単位円) △印は減

款	項	予算額	調定期	収入額	不納欠損額	収入未済額	予算額と収入額との比較
	4. 受託事業収入	2,266,400	2,621,35,86	2,621,35,86	0	0	3,54,95,86
	5. 輸入	3,778,530,000	2,821,784,184	2,321,784,184	0	0	△1,45,0,74,5,816
15. 市債		2,597,068,000	2,544,257,000	2,175,557,000	0	3,68,700,000	△42,15,11,000
	1. 市債	2,597,068,000	2,544,257,000	2,175,557,000	0	3,68,700,000	△42,15,11,000
16. 繰越金		2,64,35,6,218	2,64,35,6,218	2,64,35,6,218	0	0	0
	1. 繰越金	2,64,35,6,218	2,64,35,6,218	2,64,35,6,218	0	0	0
	総入合計	2,412,6,734,5,03	2,179,3,332,4,51	2,055,8,143,9,88	0,04,0,8,88	1,231,147,5,82	△3,57,85,0,05,17



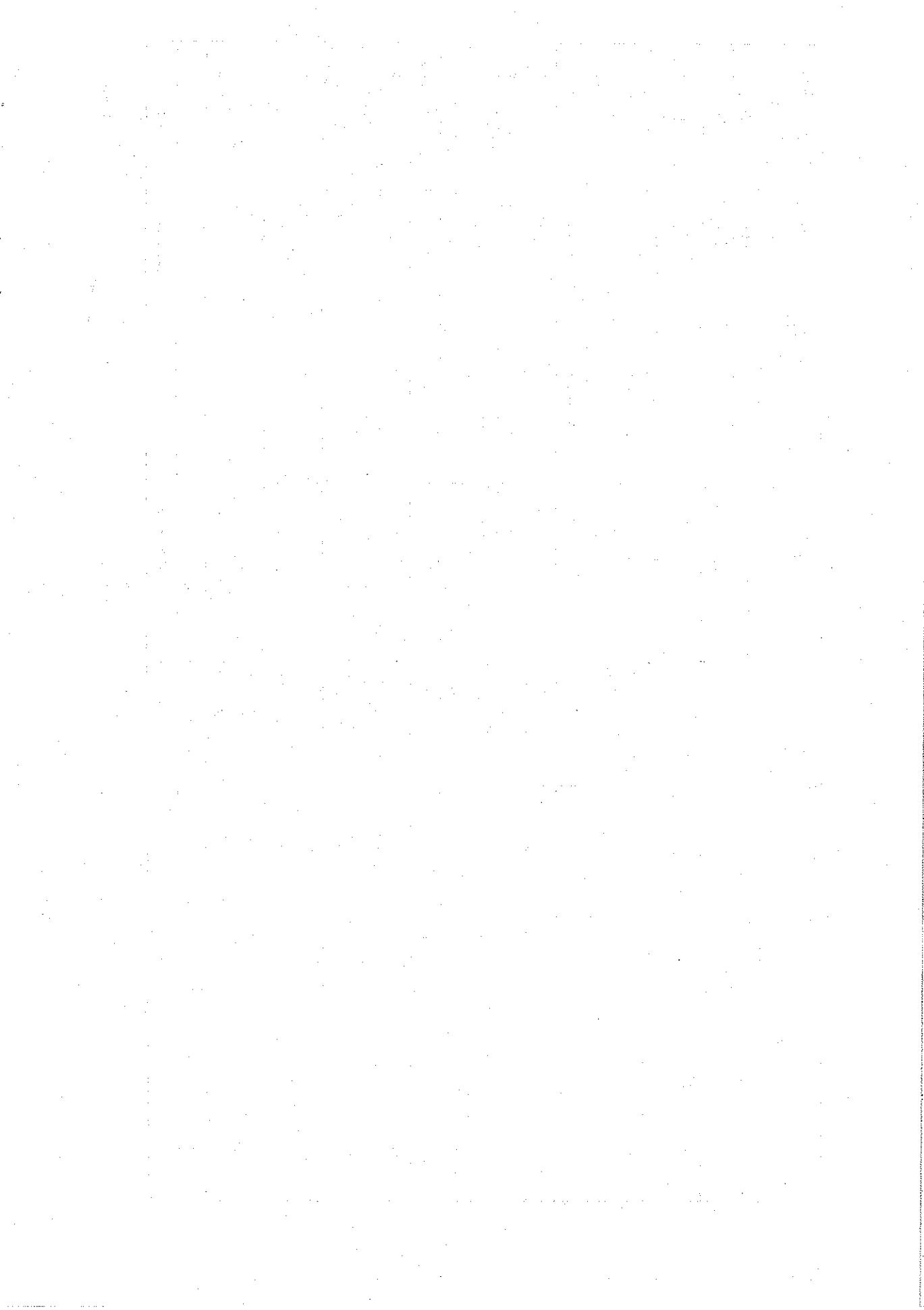
歳出

		予算現額	支出席額	翌年度繰越額	不通用額	予算現額と支出額との比較
1. 繁会費		1,848,110,000	1,82,141,076		2,669,924	2,669,924
1. 繁会費	1. 繁会費	1,848,110,000	1,82,141,076		2,669,924	2,669,924
2. 賄賄費		1,615,300,000	1,595,827,169		1,047,2,831	1,047,2,831
1. 招待費	招待費	901,843,000	892,894,212		9,448,788	9,448,788
2. 稽査費	稽査費	364,508,000	363,308,606		1,190,894	1,190,894
3. 戸籍住民基本台帳費		1,32,425,000	129,447,197		2,977,803	2,977,803
4. 遷挙費	選挙費	30,848,000	29,104,548		1,743,452	1,743,452
5. 統計調査費		15,319,000	14,954,697		8,643,08	8,643,08
6. 監査委員費	監査委員費	14,106,000	13,024,580		1,81,470	1,81,470
7. 同和対策費	同和対策費	15,625,1000	15,269,3379		3,557,621	3,557,621
8. 民生費		5,650,643,000	5,892,738,102	2,272,01,000	8,070,8398	2,579,0898
1. 社会福祉費	社会福祉費	2,028,847,000	1,952,493,652	56,979,000	1,837,4348	76,858,848
2. 児童福祉費	児童福祉費	2,213,317,000	2,036,388,688	170,232,000	6,006,317	176,823,317
3. 生活保護費		1,405,760,000	1,402,585,666		3,224,084	3,224,084
4. 災害救助費	災害救助費	2,810,000	1,814,801		1,504,109	1,504,109
4. 術生費		1,328,419,000	1,299,281,852		24,187,148	24,187,148
1. 予防衛生費	予防衛生費	3,247,820,000	3,18,597,766		6,184,634	6,184,634
2. 環境衛生費	環境衛生費	9,262,29,000	9,087,052,58		17,528,742	17,528,742
3. 墓地管理費	墓地管理費	4,823,8,000	4,7,08,828		529,172	529,172
4. 上水道費	上水道費	2,422,0,000	2,422,0,000		0	0
5. 労働費		81,775,000	81,752,514		22,486	22,486
1. 天災対策費	天災対策費	81,775,000	81,752,514		22,486	22,486



(単位円)

款	項	予算現額	支出額	翌年度繰越額	不通用額	予算現額と支出額の比率
6. 農林水産業費		287,057,000	283,497,808		3,59,092	85,59,092
1. 農業費		285,888,000	282,444,834		3,443,566	3,443,566
2. 林業費		1,169,000	1,052,874		116,126	116,126
7. 商工費		178,088,000	173,270,496		5,717,504	5,717,504
8. 土木費		178,088,000	173,270,496		5,717,504	5,717,504
9. 消防費		5,583,165,508	4,479,895,263	746,036,000	357,284,240	11,032,70240
10. 教育費		454,410,000	454,328,855		86,845	86,845
11. 公債費		2,180,648,000	2,176,281,856		4,416,144	4,416,144
1. 公債費		2,180,648,000	2,176,281,856		4,416,144	4,416,144



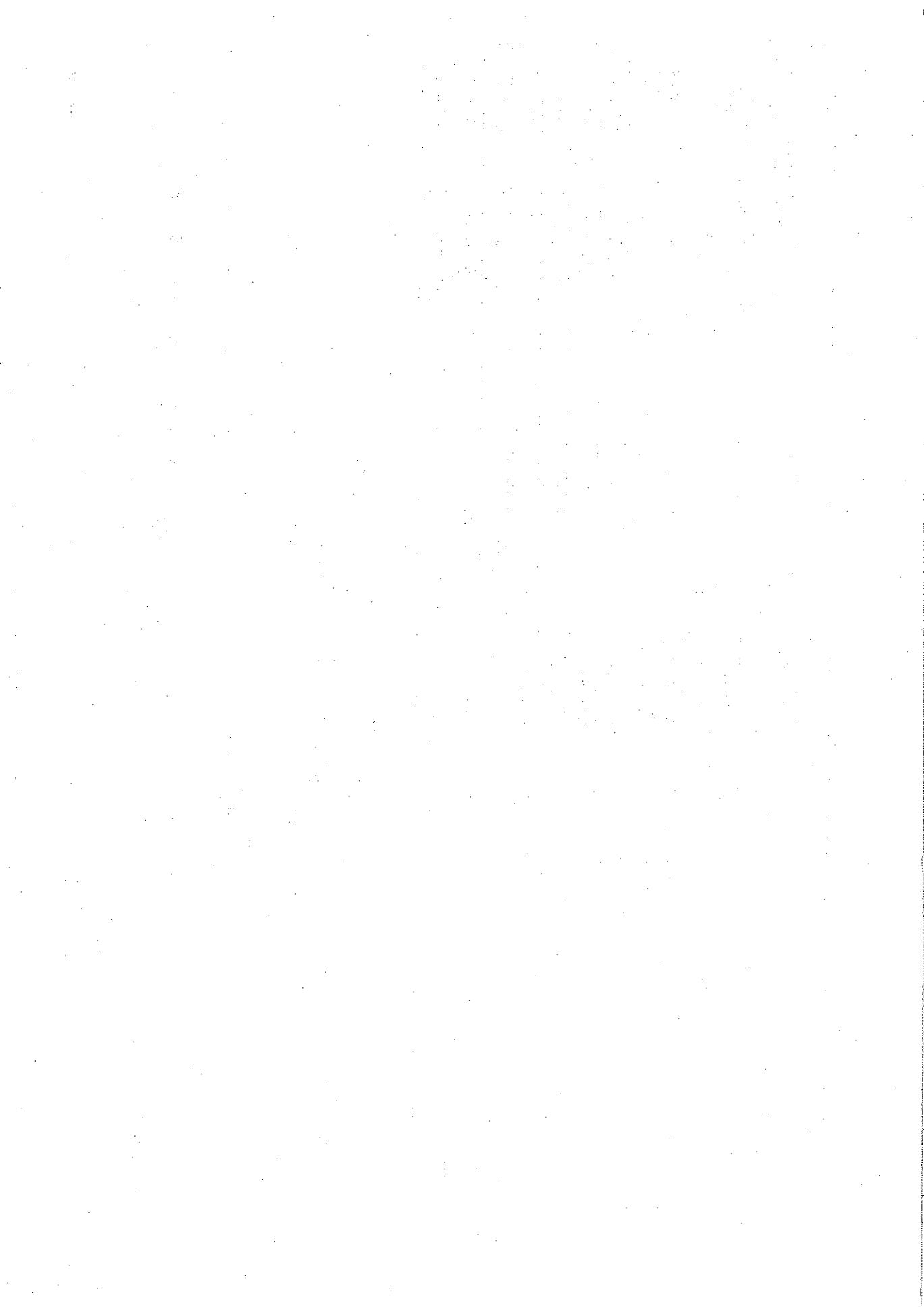
(単位円)

款	項	予算額	支出額	翌年度繰越額	不 ^用	予算額と支出額の比率
12. 購出金		1,820,361,000	1,146,060,500		674,300,500	674,300,500
1. 關税公社貸付金		90,000,000	90,000,000		0	0
2. 災害賠償資金貸付金		1,200,000	0		1,200,000	1,200,000
3. 諸支出金		111,620,000	111,620,000		0	0
4. 普通財産取得費		673,100,000	0		673,100,000	673,100,000
5. 基金費		944,441,000	944,440,500		500	500
13. 予備費		1,527,6000	0		1,527,6000	1,527,6000
14. 前年度繰上充用金		1,210,000,000	1,209,386,563		611,437	611,437
1. 前年度繰上充用金		1,210,000,000	1,209,386,563		611,437	611,437
15. 災害復旧費		6,595,000	5,474,530		1,120,470	1,120,470
1. 土木施設災害復旧費		6,595,000	5,474,530		1,120,470	1,120,470
歳出合計		24,126,734,508	21,932,777,181	973,287,000	1,220,720,372	21,930,57,872

歳入歳出差引歳入不足額 1,879,633,145 円
 翌年度に繰越すべき財源 3,935,0,710 円
 このため翌年度繰入歳入充用金 1,418,083,855 円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

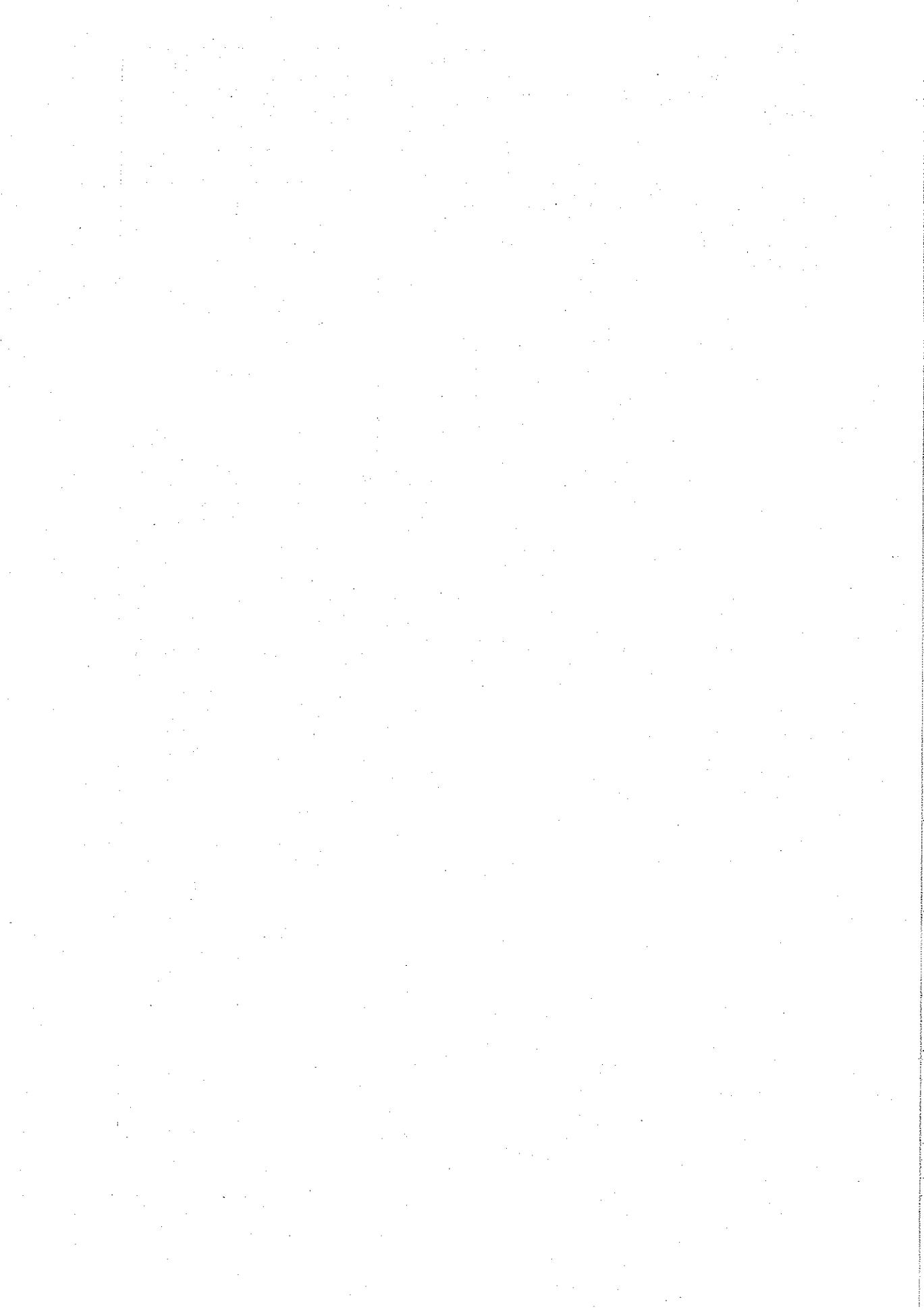


昭和 53 年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位円) △印は減

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 清 額	予 算 現 額 と 収 入 落 頭 の 比 率
1. 国民健康保険料		983,805,000	1,046,058,455	980,991,549	5,10,046,5	5,9,966,441	△ 2,813,451
1. 国民健康保険料	1. 国民健康保険料	983,805,000	1,046,058,455	980,991,549	5,10,046,5	5,9,966,441	△ 2,813,451
2. 一部負担金		10,000	0	0	0	0	△ 10,000
3. 使用料及手数料	1. 手数料	201,000	328,740	328,740	0	0	△ 10,000
4. 國庫支出金	1. 國庫負担金	1,774,705,000	1,804,211,418	1,804,211,418	0	0	127,740
	1. 國庫負担金	1,484,555,000	1,486,382,418	1,486,382,418	0	0	29,506,418
	2. 國庫補助金	290,150,000	317,829,000	317,829,000	0	0	1,827,418
5. 府支出金		42,320,000	61,587,212	61,587,212	0	0	19,267,212
	1. 府補助金	42,320,000	61,587,212	61,587,212	0	0	19,267,212
6. 繰入金		50,000,000	50,000,000	50,000,000	0	0	0
	1. 一般会計繰入金	50,000,000	50,000,000	50,000,000	0	0	0
7. 諸収入		3,820,6,000	10,081,282	10,081,282	0	0	△ 28,184,768
	1. 延滞金及過料	20,000,000	18,0,041	18,0,041	0	0	△ 9,959
	2. 預金利息	5,000,000	4,427,504	4,427,504	0	0	△ 572,496
	3. 雑入	33,000,000	5,408,687	5,408,687	0	0	△ 27,602,818
8. 繰越金		48,676,000	48,676,000	48,676,000	0	0	1,00
	1. 繰越金	48,676,000	48,676,000	48,676,000	0	0	1,00
歳入合計		2,937,983,000	8,020,943,256	8,020,943,256	5,100,046,5	5,9,966,441	17,898,350



歳出

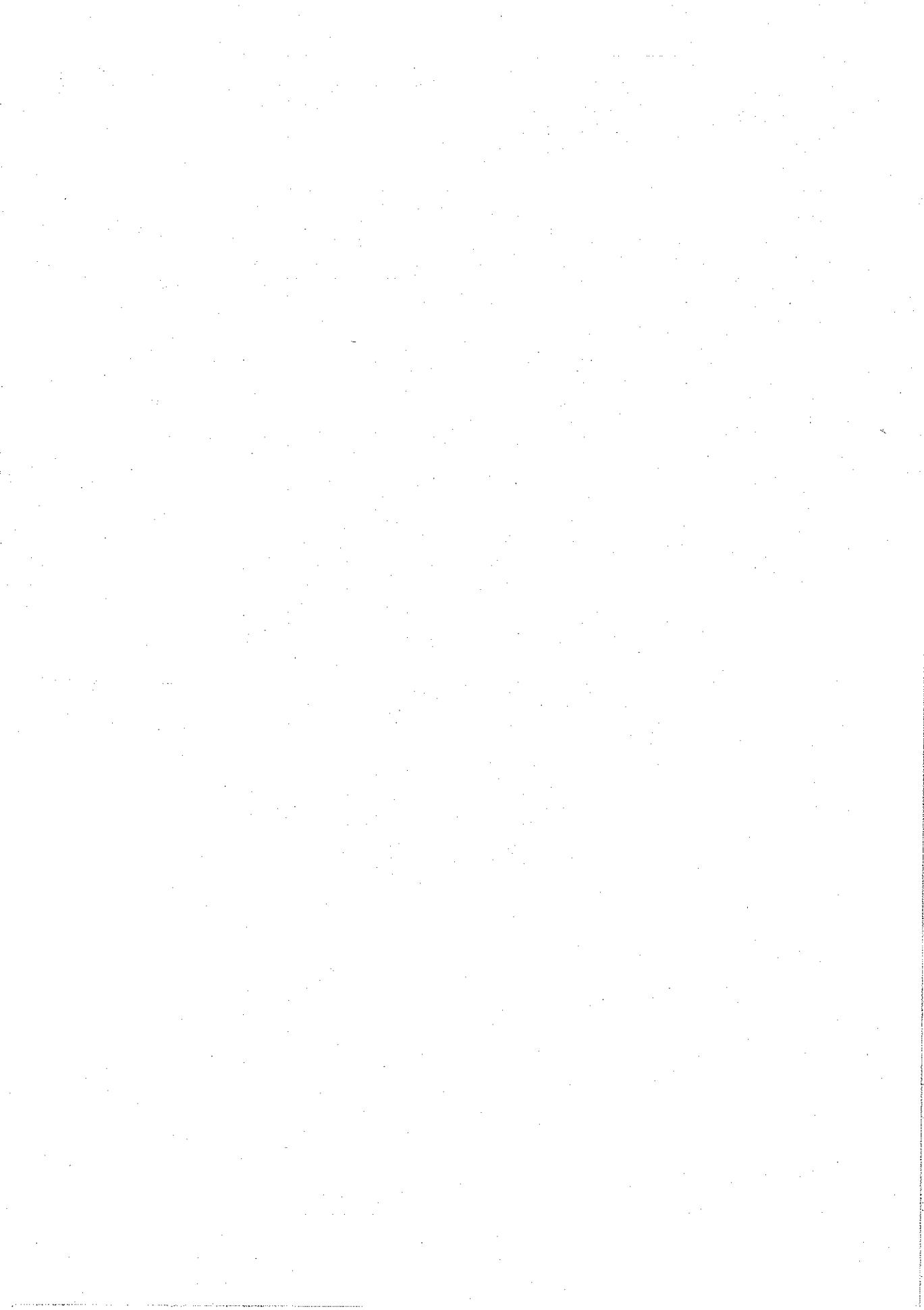
(単位円)

款	項	予算額	支出額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出額との比較
1. 費 耗 費		118,161,000	115,047,783		3,120,267	3,120,267
1. 給 務 管 理 費		30,258,000	30,177,090		75,901	75,901
2. 徴 收 費		86,332,000	83,898,164		2,433,886	2,433,886
3. 運 營 協 議 会 費		76,600,000	60,012,000		16,588,000	16,588,000
4. 趣 旨 營 及 費		81,000,000	36,585,000		44,465,000	44,465,000
2. 保 險 給 付 金		280,767,000,000	279,922,021		7,747,979	7,747,979
1. 球 類 賃 賃		277,645,000	277,482,2021		1,642,979	1,642,979
2. 助 産 費		27,425,000	21,320,000		6,105,000	6,105,000
3. 祀 祭 費		3,780,000	3,780,000		0	0
3. 保 險 施 設 費		1,200,000	1,056,400		143,600	143,600
1. 保 健 施 設 費		1,200,000	1,056,400		143,600	143,600
4. 公 債 費		4,308,000	512,888		3,795,112	3,795,112
1. 一 般 公 債 費		4,308,000	512,888		3,795,112	3,795,112
5. 資 支 出 金		2,721,000	1,340,872		1,380,128	1,380,128
1. 債 還 金 及 強 付 加 算 金		2,721,000	1,340,872		1,880,128	1,880,128
6. 予 備 費		8,928,000	0		3,928,000	3,928,000
1. 予 備 費		3,928,000	0		3,928,000	3,928,000
歳 出 合 計		293,798,300,000	281,787,291,4		20,110,086	20,110,086

歳入歳出差引額 3,800,343,6 円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄



昭和 53 年度 大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳 入

歳 入 款	項 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 清 額	予 算 現 額と 収 入 額 の 比 較
1. 繼 入 金		1,194,000	76410	76410	0	0	△ 1,117,590
1. 繼 入 金	1. 繼 入 金	1,194,000	76410	76410	0	0	△ 1,117,590
2. 国 庫 支 出 金		1,214,7000	0	0	0	0	△ 1,214,7000
2. 国 庫 支 出 金	1. 國 庫 支 出 金	1,214,7000	0	0	0	0	△ 1,214,7000
歳 入 合 計		1,834,1000	76410	76410	0	0	△ 1,826,4590

歳
出

歳 出 款	項 目	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額と 支 出 額 の 比 較
1. 土 地 区 画 整 理 費		1,194,000	76410		1,117,590	1,117,590
1. 土 地 区 画 整 理 費	1. 土 地 区 画 整 理 費	1,194,000	76410		1,117,590	1,117,590
2. 繰 上 光 用 金		1,214,7000	1,214,6105		895	895
2. 繰 上 光 用 金	1. 前 年 度 繰 上 光 用 金	1,214,7000	1,214,6105		895	895
歳 出 合 計		1,334,1000	1,222,515		1,118,485	1,118,485

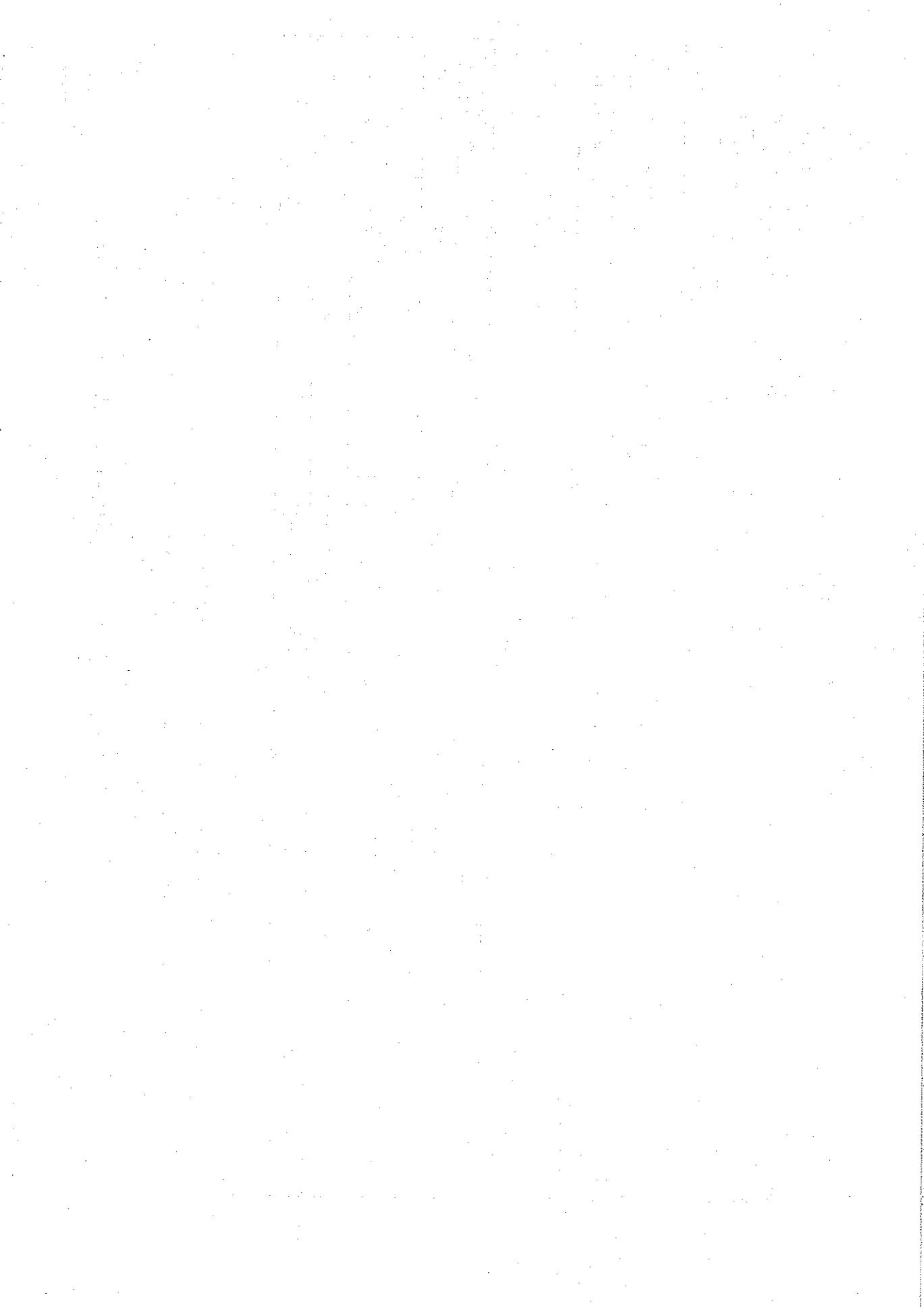
歳入歳出差引歳入不足額
このため翌年度歳入歳出光用金

1,214,6105 円

1,214,6105 円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄



昭和53年度 大阪府和泉市公用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

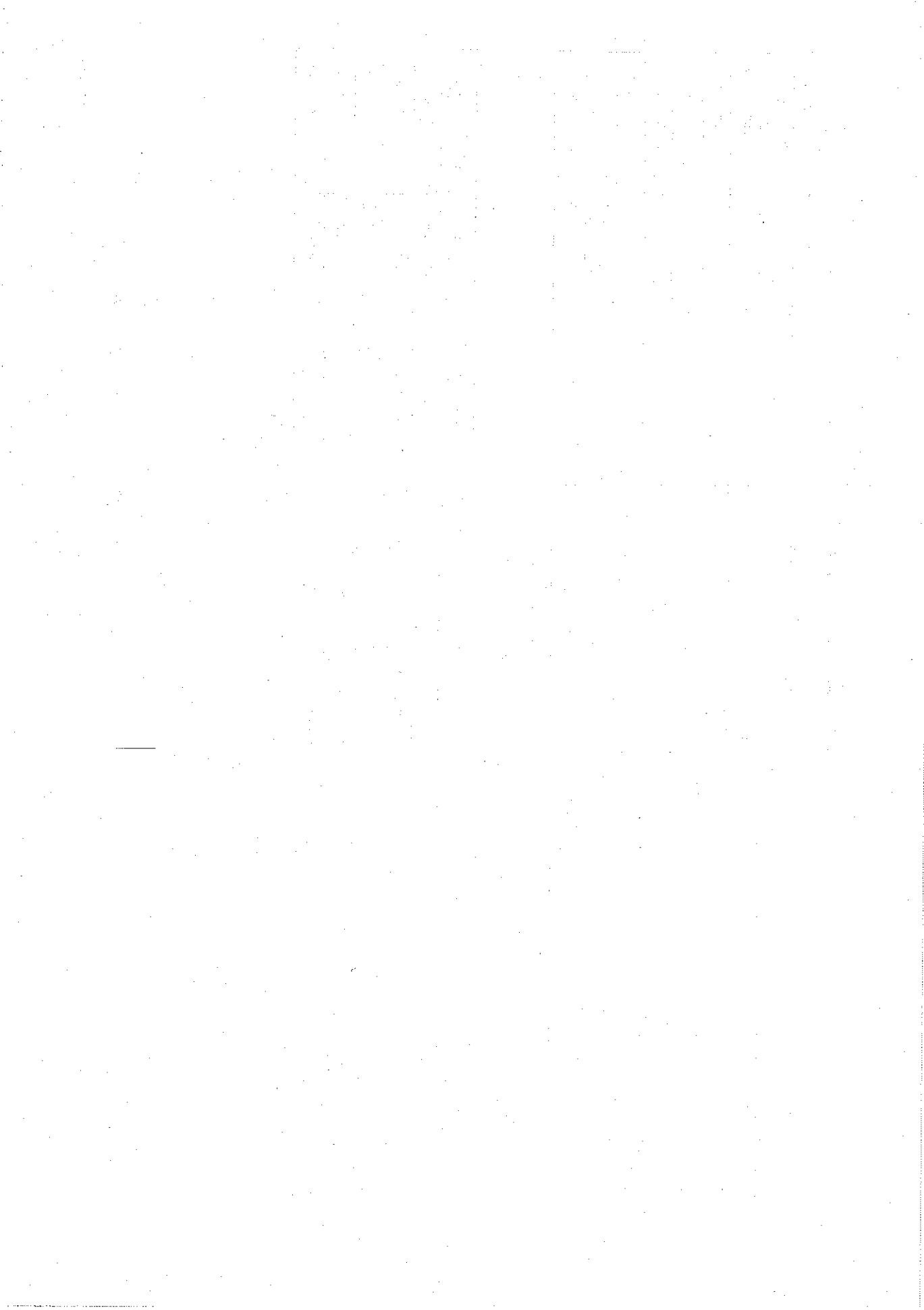
歳 入		項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 济 額 と の 比 値
1. 繰 入	金		2,166,200	2,3,903,898	2,3,903,898	0	0	2,24,1,898
1. 一 次 会	計 繰 入 金		2,166,200	2,3,903,898	2,3,903,898	0	0	2,24,1,898
2. 市 債		8,770,000	85,000,000	85,000,000	0	0	0	△ 2,700,000
1. 市 債		8,770,000	85,000,000	85,000,000	0	0	0	△ 2,700,000
3. 繰 越 金		1,63,800	168,800	163,800	0	0	0	0
1. 繰 越 金		1,63,800	168,800	163,800	0	0	0	0
歳 入	合 計	10,952,5800	10,906,7698	10,906,7698	0	0	0	△ 458,102

歳 出		項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 金	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 济 額 と の 比 値
1. 公共用地先行取得事業費			92,099,800	91,265,048	3,775,88	457,219	884,752
1. 公共用地先行取得事業費			92,099,800	91,265,048	3,775,88	457,219	884,752
2. 公 債	賃		17,426,000	17,425,117		883	883
1. 公 債	賃		17,426,000	17,425,117		883	883
歳 出	合 計		10,952,5800	10,869,0165	877,538	458,102	895,085

歳 入 減 出 差 引 済 入 済 額 8 7 7,6 3 3 円
翌 年 度 に 繰 越 す べき 財 源 8 7 7,5 3 3 円

昭和 年 月 日 提 出

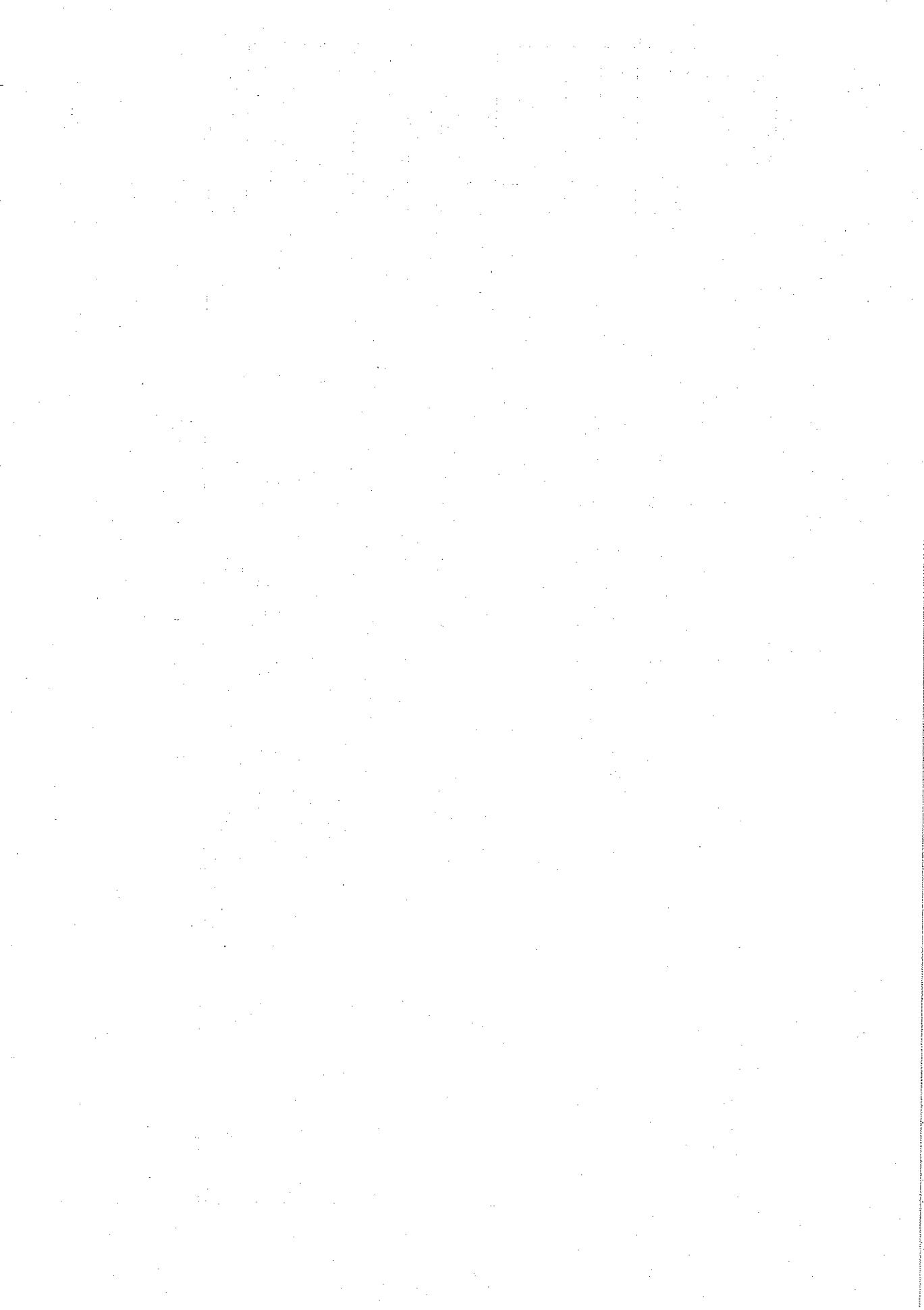
大阪府和泉市長 池 田 忠 雄



昭和 53 年度 大阪府和泉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳 入	項	予算現額	調定期額	収入額	不納欠損額	収入未領額	予算累額と収入 落額との比較
1. 分担金及負担金		21,848,000	20,686,402	20,686,402	0	0	△ 1,161,538
1. 負担金		21,848,000	20,686,402	20,686,402	0	0	△ 1,161,538
2. 使用料及手数料		4,077,000	4,067,404	4,067,404	0	0	△ 9,606
1. 使用料		4,077,000	4,067,404	4,067,404	0	0	△ 9,606
3. 国庫支出金		87,500,000	87,500,000	87,500,000	0	0	0
1. 國庫補助金		87,500,000	87,500,000	87,500,000	0	0	0
4. 府支出金		0	0	0	0	0	0
1. 府補助金		0	0	0	0	0	0
5. 繼入金		15,549,700	15,370,4415	15,370,4415	0	0	△ 1,792,585
1. 一般会計繰入金		15,549,700	15,370,4415	15,370,4415	0	0	△ 1,792,585
6. 市債		341,900,000	341,900,000	341,900,000	0	0	0
1. 市債		341,900,000	341,900,000	341,900,000	0	0	0
7. 諸収入		4,635,000	4,635,000	4,635,000	0	0	0
1. 受託事業収入		4,635,000	4,635,000	4,635,000	0	0	0
歳入合計		565,457,000	562,498,871	562,498,871	0	0	△ 2,963,628



歳出

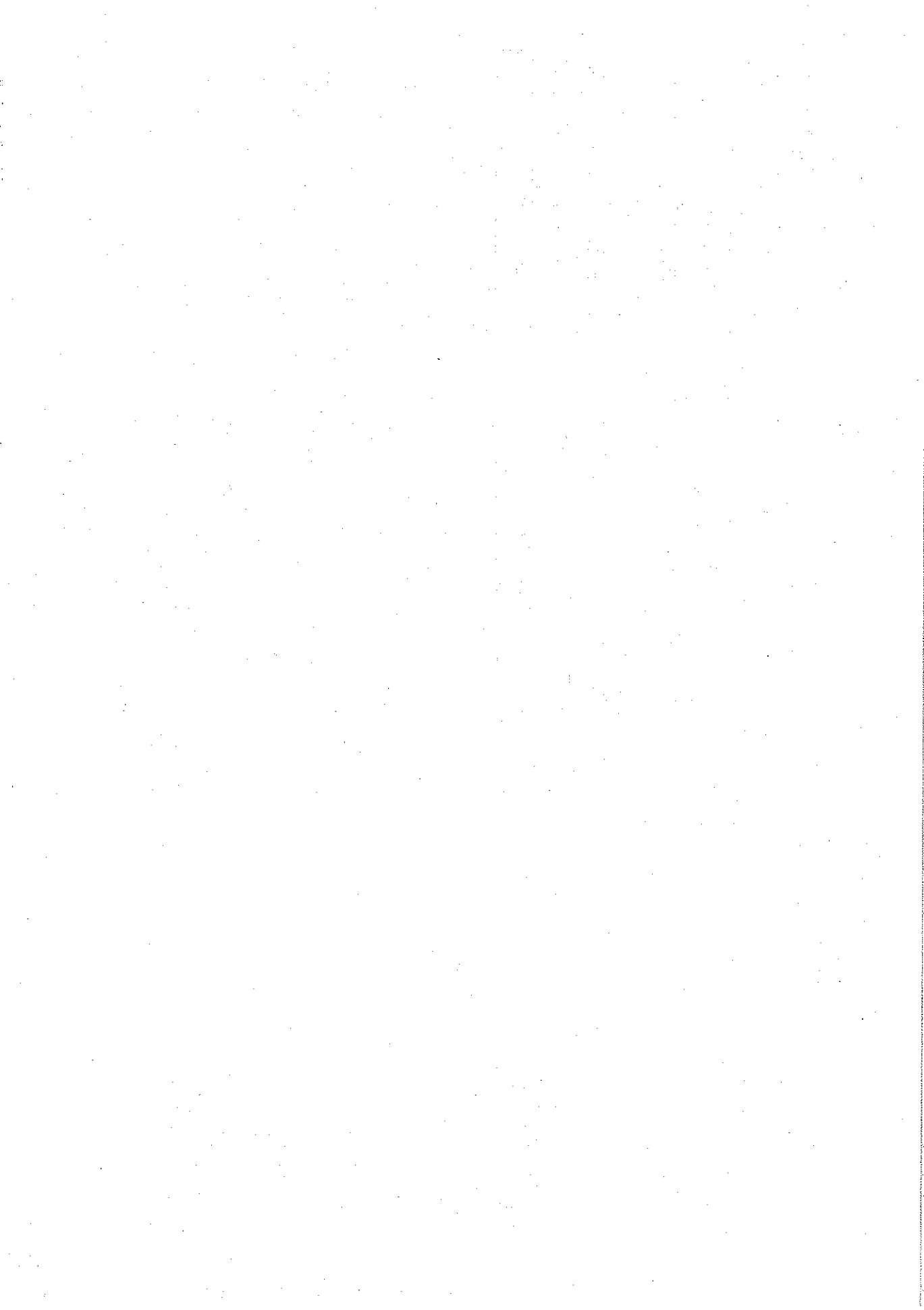
(単位円)

歳出		項	予算額	支出額	翌年実績額	不通用額	予算額と支出額との比較
1. 下水道事業費			5,47,612,000	5,45,676,848		1,935,652	1,935,652
1. 下水道施設費	1. 下水道施設費		4,64,132,000	4,62,246,392		1,885,608	1,885,608
2. 公債費	2. 下水道整備費		8,848,0000	8,842,9,956		50,044	50,044
	1. 公債費		1,72,89,000	1,68,17,023		421,977	421,977
3. 予備費	1. 予備費		1,723,9,000	1,68,17,023		421,977	421,977
	合計		5,65,457,000	5,62,493,871		2,963,629	2,963,629

歳入歳出差引過不足額 0 円

昭和 年月日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄



和泉監第 36 号

昭和 54 年 12 月 3 日

和泉市長 池田忠雄 殿

和泉市監査委員 久光喜多男

同 三井正光

昭和 53 年度 和泉市一般会計・特別会計決算審査

並びに基金運用状況等審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により審査に付された昭和 53 年度和泉市一般会計、特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況等を示す書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

昭和 53 年度 和泉市各会計決算並びに基金運用
状況等審査意見

1. 審査の対象

昭和 53 年度一般会計歳入歳出決算

- 同 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 同 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 同 公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算
- 同 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 同 財産に関する調書
- 同 基金運用状況調書

2. 審査期間

昭和 54 年 11 月 9 日～同年 11 月 16 日

3. 審査の概要、方法

審査に付された各会計の決算書及び附属書類並びに財産に関する調書、基金の運用状況を示す書類が関係法令の規定に従つて作成されているか、又決算の計数は正確であるかどうかを関係諸帳簿、証拠書類と照合確認し、予算執行状況の適否について検討するとともに、関係職員の説明を聴取するなどして審査を実施した。

4. 審査の結果

審査に付された各会計の決算書及び附属書類並びに財産に関する調書、基金の運用状況を示

す書類は何れも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と符合して正確であり
当年度の決算をおおむね適正に表示しているものと認められた。なお、文中及び表中の計数は
一部千円単位として以下は四捨五入し表記した。従つて加減乗除に多少の誤差がある。

各会計決算の総括

昭和58年度における一般会計及び四特別会計の予算総額 27,753,041,303円
に対する決算総額は次のとおりである。

(単位:円)

区分	一般会計		特別会計		総計
予算現額	24,126,734,503	—	3,626,306,800	—	27,753,041,303
歳入決算額	20,553,143,986	% 85.2	3,627,513,829	% 100.0	24,180,657,815
歳出決算額	21,932,777,131	% 90.9	3,601,278,965	% 99.3	25,534,056,096
歳入歳出差引額	△ 1,379,633,145	—	26,234,864	—	△ 1,353,398,281
翌年度繰越財源	39,350,710	—	377,533	—	39,728,243
実質収支額	△ 1,418,983,855	—	25,857,331	—	△ 1,393,126,524

注%は予算執行率を示す。

一般会計の歳入歳出差引不足額(赤字)は1,379,633,145円で前年度に比べ
484,600,795円46.0%の増加である。特別会計では、26,234,864円の歳入歳
出差引残額(黒字)を計上したが、前年度に比べ10,459,030円28.5%の減少
となり、総括的には本年度の歳入歳出差引(形式収支)不足額は1,353,398,281
円となっている。

各会計別の決算状況(表1)及び前年度比較等(表2-1・表2-2)は次の
とおりである。

(表1) 各会計別決算額調

(単位:千円)

区分	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源額	実質収支額	単年度収支額
一般会計	20,553,144	21,932,777	△ 1,379,633	39,351	△ 1,418,984	△ 209,595
特別会計	国民健康保険事業	2,955,876	2,917,873	38,003	0	38,003 △ 10,673
	土地区画整理事業	76	12,223	△ 12,146	0 △ 12,146	0
	公共用地先行取得事業	109,068	108,690	378	378	0 0
	公共下水道事業	562,493	562,493	0	0	0
	小計	3,627,514	3,601,279	26,235	378 25,857	△ 10,673
合計	24,180,658	25,534,056	△ 1,353,398	39,728	△ 1,393,127	△ 220,269

(表2-1) 各会計別決算額対前年度比較調

(単位:千円)

区分	歳入			歳出		
	58年度	52年度	増(△)減	58年度	52年度	増(△)減
一般会計	20,558,144	18,942,847	1,610,297	8.5	21,932,777	19,887,879
国民健康事業	2,955,876	2,865,575	590,301	25.0	2,917,873	2,816,899
土地区画整理事業	76	3	73	2,433.3	1,2,223	12,149
公共用地先行取得事業	109,068	75,451	33,617	44.6	108,690	75,287
公共下水道事業	562,493	—	562,493	皆 増	562,493	—
小計	3,627,514	2,441,030	1,186,484	48.6	3,601,279	2,404,336
合計	24,180,658	21,883,877	2,796,781	13.1	25,534,056	22,292,215
						3,241,841
						14.5

(表2-2) 実質収支等对前年度比較調

(単位:千円)

区分	歳入歳出差引額(形式収支)					実質収支額		単年度収支額 (A)-(B)
	53年度	52年度	増(△)減	増減率(%)	53年度(A)	52年度(B)		
一般会計 (翌年度繰越財源)	△ 1,379,633 (3,935,1)	△ 945,032 (264,356)	△ 434,601 (△225,005)	△ 46.0 (△ 85.1)	△ 1,418,984 (△85.1)	△ 1,209,889 (△85.1)	△ 209,595 (△85.1)	
国民健康事業 保険事務	38,003	48,676	△ 10,673	△ 21.9	38,003	48,676	△ 10,673	
土地区画事業 整理事務	△ 12,146	△ 12,146	0	0.0	△ 12,146	△ 12,146	0	
公用地先取得事業 (翌年度繰越財源)	378 (378)	164 (164)	214 (214)	130.5 (130.5)	0	0	0	
公共下水道事業 事務	0	—	0	—	0	—	0	
小計 (翌年度繰越財源)	2,623,5 (378)	3,669,4 (164)	△ 1,045,9 (214)	△ 28.5 (130.5)	2,585,7	3,653,0	△ 10,673 (130.5)	
合計 (翌年度繰越財源)	△ 1,353,398 (3,9728)	△ 908,338 (264,520)	△ 445,060 (△224,792)	△ 49.0 (△85.0)	△ 1,393,127 (△85.0)	△ 1,172,858 (△85.0)	△ 220,269 (△85.0)	

(注) 形式収支 - (翌年度繰越財源) = 実質収支

決算総額を前年度と比較すると歳入で2,796,781千円(13.1%)、歳出では3,241,841千円(14.5%)の、それぞれ増であり収支の状況をみると歳入歳出差引(形式収支)不足額においても445,060千円(49.0%)の増加となっている。しかし不足額の増加は前年度(672,344千円284.9%増)に比べるとかなり減少している。実質収支では歳入歳出差引不足額1,353,898千円から翌年度繰越財源額39,728千円を差引いた1,393,127千円の赤字となっている。一般会計は1,418,984千円の赤字であり国民健康保険事業特別会計については38,003千円の黒字を計上したが単年度収支では10,673千円の赤字となっている。全体的には前年度に比べ、実質収支差は縮小し単年度収支の赤字は290,081千円(前年度510,350千円)の減となっているものの依然として赤字基調で厳しい財政事情となっている。なお、財政状況を普通会計ベース(本市の場合は一般会計、土地区画整理事業特別会計及び公共用地先行取得事業特別会計で設定)でみると、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は51年度105.8%、52年度111.2%、53年度107.7%と推移し、前年度に比べ、やや良化しているものの依然高数値を示している。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました昭和53年度一般会計、特別会計歳入歳出決算認定をお願いするに当たりまして、内容の御説明を申し上げたいと存じます。

今回、認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の五会計でございます。決算書につきましては、本市監査委員さんの審査を煩わしましたところ、別冊のとおり審査意見をちょうだいいたしました。

和年53年度の経済情勢につきましては、公共投資の拡大と施行推進等の景気対策が功を奏し、ようやく物価が安定的に移し、石油危機以来初めて国内需要を中心として緩やかな回復基調が見え始めてまいりました。そのような情勢の中で本市におきましても財政の健全化に向けて真剣に取り組んでまいりました。幸い、議員さん各位のお力添えをいただきまして依存財源の確保をなし得、また市税収入14%の上昇等により、一般財源の増加を見たものであります。これらの結果によりまして、一般会計等の普通会計におきまして14億8千万円の赤字となり、再建団体の指定を免れることができましたことを御報告申し上げますとともに、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

次に、各会計ごとの決算概要を申し上げたいと存じます。

まず、一般会計につきましては、歳入総額2百5億5千3百余万円、歳出総額2百19億8千2百余万円でございまして、歳入歳差し引きいたしますと、13億7千9百余万円の形式赤字となります。すでに御承認をいただきました54年度への事業費の繰り越しがございますので、この繰り越すべき財源2千9百余万円を加えますと、実質赤字額14億1千8百余万円と相なる次第でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額29億5千5百余万円、歳出総額29億1千7百余万円でございます。歳入歳出と差し引きいたしますと、8千8百余万円の黒字と相なる次第でございます。

次に、土地区画整理事業特別会計につきましては、前年度までの赤字分として千2百余万円の歳入不足と相なりまして、翌年度歳入線上充甲金をもつて補てんいたしております。

次に、公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入総額1億9百余万円、歳出総額1億8百余万円、歳入歳差し引きいたしますと、37万余円の形式黒字となります。37万余円につきましては、すでに御承認をいただきました54年度への繰越事業における既収入特定財源として措置いたしております。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出ともに総額5億6千2百余万円と相なる次第でございます。

以上が今回認定をお願する各会計の決算状況でございます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について総括質問を行います。

○ 2番（天堀 博君） いづれ決算審査特別委員会で細かく審査をされるものと思いますので、特に53年度の一般会計の決算についてのみ総括質問をしたいと思います。

まず第1点目は、同和関連の施設運営費、人件費等が幾らになつてあるかということです。これは予算委員会の場でも出されておりますが、決算上どういうふうになつたかという点をひとつお聞きしたいと思います。

同時に、いろんな環境の施設、たとえば老人解放センター等の関連施設の利用につきましては、一部の特定団体の推薦者しか使わせないということをやめるよう、市の主体性で使用について許可すべきだということを指摘いたしました。予算委員会の席上で市長は、十分厳しいいろんな御指摘を胸に置いて運営委員会で検討していきたい、と答弁されておりますが、この点について現状はどうなつてきたのかという点についても、つけ加えてお聞かせ願いたいと思います。

さらに2点目は、公共施設整備基金でございますけれども、53年度は、これは運用されていないということで報告されておりますが、それでは、この金はどこに預金され、現在、利子が幾らぐらいになつてあるのか、この辺も明らかにしていただきたいと思います。

さらに、累積赤字でございますが、ただいま市長の方から14億1千8百万円の実質赤字と言われております。これは以前の一般質問等でもお聞きしておりますが、この決算書に基づいて、53年度の再建団体転落のラインはいかほどのなるのかという点であります。

それから、宅地開発要綱が改正をされましたことによりまして、53年度の要綱の適用件数は幾らで、開発負担金の収入は幾らかをお聞かせ願いたいと思います。

いろいろ細かい点につきましては、決算審査特別委員会等でお聞きをしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 同和対策部長（中西淳富君） 第1点の同和施設の運営費並びに人件費等についてお答えをいたしたいと思います。

人件費につきましては、昭和53年度決算におきまして、6億1千5百9・2万4千円を計上してございます。これは同和施設並びに同対関係等の同和事業に關係している人員百77名並びに非常勤職員18名等の合計額でございます。

また、同和施設の運営経費でございますけれども、決算上ではその他の経費ということで、公債費制度支給分並びに運営費トータルでお答えいたしますと、13億3千79万3千円でございます。以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市民部長（富田宏之君） お答え申し上げます。

老人解放センターにつきまして御指摘がございましたが、54年の予算委員会の中でも御指摘がありまして後、私の方は老人センターの館長を呼びまして、利用の事実等を調査いたしました。対象といたしては現在、地域の老人全体を対象といたしまして各事業を計画しておりますし、また、一般地域との交流も頻繁に行われて居る現状でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 財務部長（麻生和義君） 続きまして、財務部所管の昭和53年の財政再建団体転落の赤字額は幾らか、という御質問ですが、53年度の場合、標準財政規模等を勘案いたしまして、14億7千8百万円が再建団体転落の限度額ということでございます。

それから、公共施設関係の条例を設置していただきまして過般、積立金という手続を終えてあるわけでございますが、御承知のとおり、9億4千4百44万円という額でございまして、本市の指定金融である住友銀行和泉支店及び泉州銀行和泉支店にそれぞれ2分の1ずつを預金として保管いたしてございます。積み立て後の利息でございますが、1億2千6百余万円ということでございます。以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 建設部長（森保君） 開発関係の御質問でございますが、53年度は、件数で22件、百62戸、7千3百50万円でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 13番（赤阪和見君） 後は付託されるであろう決算委員会でやられるようになっておりますので、総括的に1・2点だけお聞きしたいと思います。

高額療養費の貸付基金でございますけれども、53年度で創設され、決算審査意見書という形で載つてゐるわけですが、非常に利用率が低いということです。私たちもよく聞くわけですが、市立病院においても1日に1回の支払い、月に3分割で払つてゐる。いろいろどうのこうのといふことがあるがこの運用の点について今後、どのように考えておられるかだけお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 市民部長（富田宏之君） 御指摘いただきました高額療養費の貸し付けにつきましては、53年度に設立いたしまして、本年も実施しておりますが、現状といたしましては、医師会の方から強い要望がありまして、直接払いという御希望がありますが、事務的な処理上、精算額の再調整等もございまして、現在の事務処理をいまのところ本年度も来年度も続けていきたいと考え

ておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

本件につきましては十分御審議をお願いいたしたいと思いますので、本決算の審査を去る11月22日の定例会で設置された決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審議をお願いいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、本決算委員会の委員の選任につきましても、去る11月22日の定例会におきまして選任されておりました委員を選任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、委員の氏名を局長より朗読させます。（市会事務局長朗読）

○ 市会事務局長（吉岡昭男君） 順不同、敬称を略させていただきます。

委員に田中包治議員、大谷昌幸議員、天堀博議員、橋本佳行議員、仁井明議員、金沢勝議員、成田秀益議員、山口義一議員、上代卯之松議員、藤原要馬議員、横田憲治郎議員、穴瀬克己議員、勝部津喜枝議員、以上13名でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） ただいま朗読どおり選任することにいたします。委員の皆さんは大変御苦労でございますが、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第15「工事請負契約締結について」（（仮称）旭第一団地建設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。（市会事務局長朗読）

議案第56号

工事請負契約締結について

（仮称）旭第一団地建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和54年12月17日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 （仮称）旭第一団地建設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札

- 4 契約金額 247,000,000円
5 契約の相手方 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内博文
6 工期 自昭和 年 月 日(議決の日)
至昭和55年3月31日
7 契約保証金 12,350,000円
8 保証人 和泉市北田中町219番地
大高建設株式会社
代表取締役 奥野喜八郎

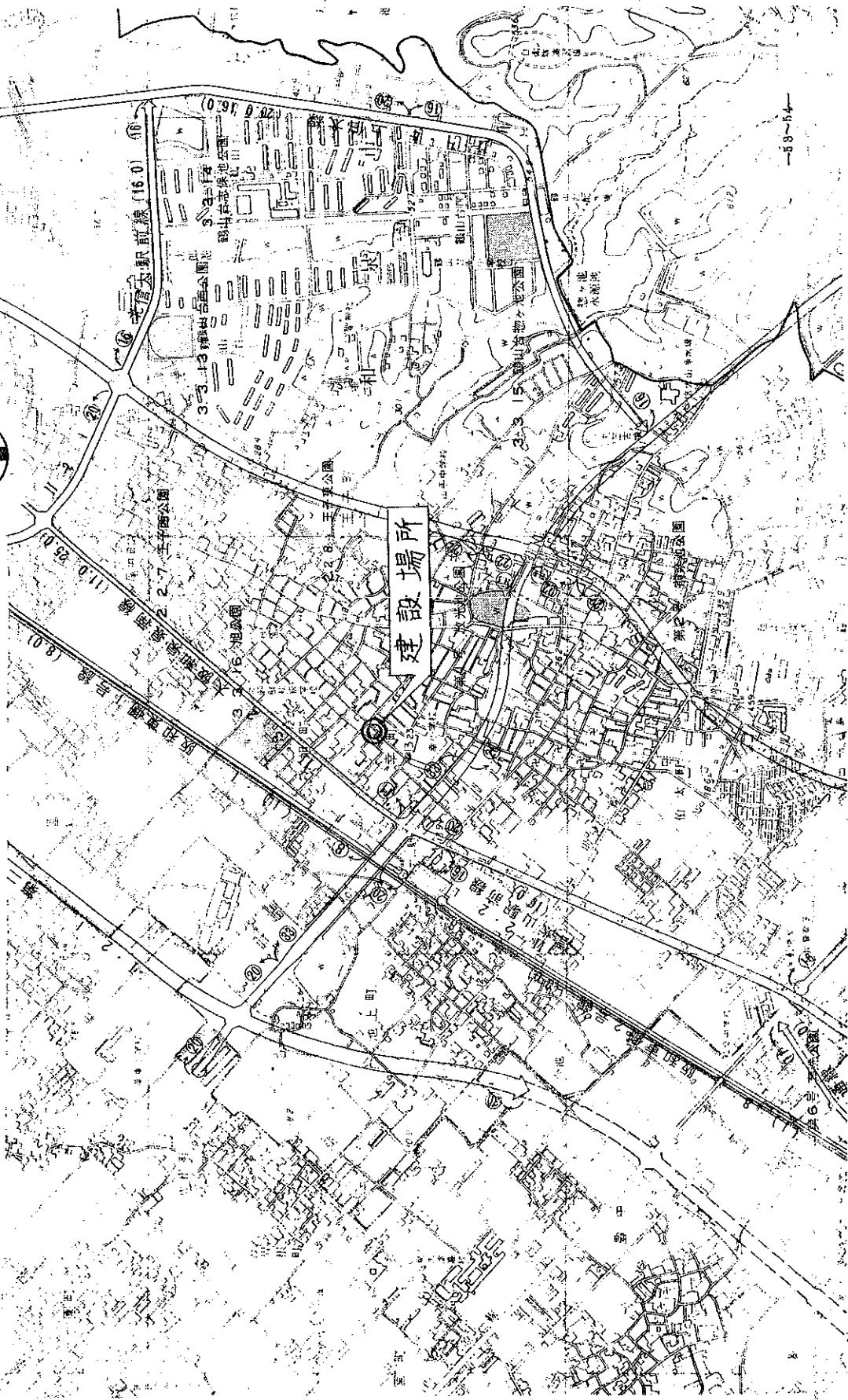
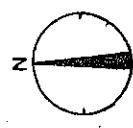
議案第56号参考資料

(仮称)旭第一団地建設工事概要

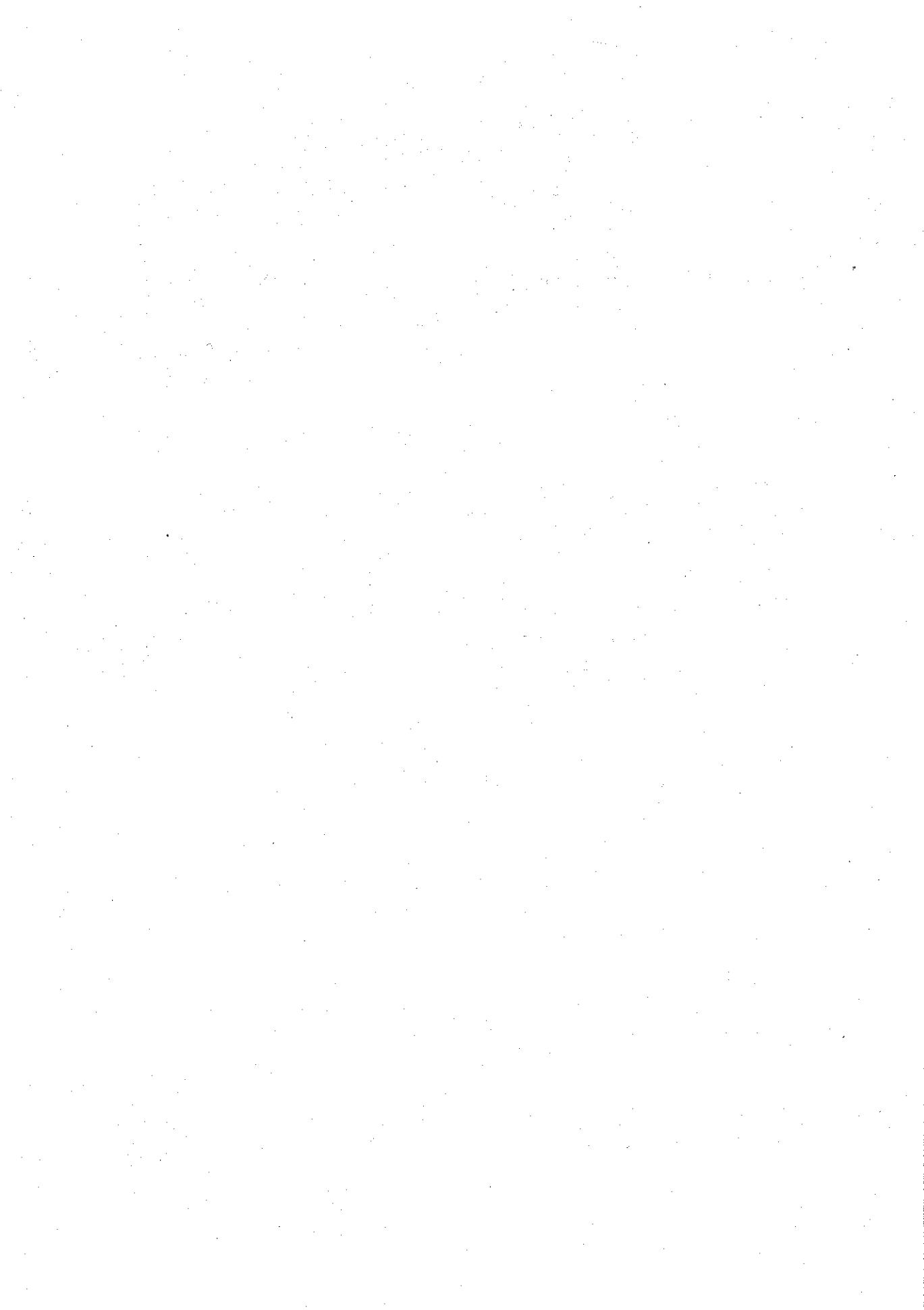
- 1 工事場所 和泉市旭町地内
2 敷地面積 3,195m²
3 工事種別 新築
4 構造 • 住宅棟 鉄筋コンクリート造、地上4階建、2棟
住宅32戸、延床面積1,981m²
内訳 1棟につき住宅16戸
• 附帯設備 受水槽ポンプ室、自転車置場

議案第56号参考資料

1 (仮称) 旭第一団地建設工事位置図

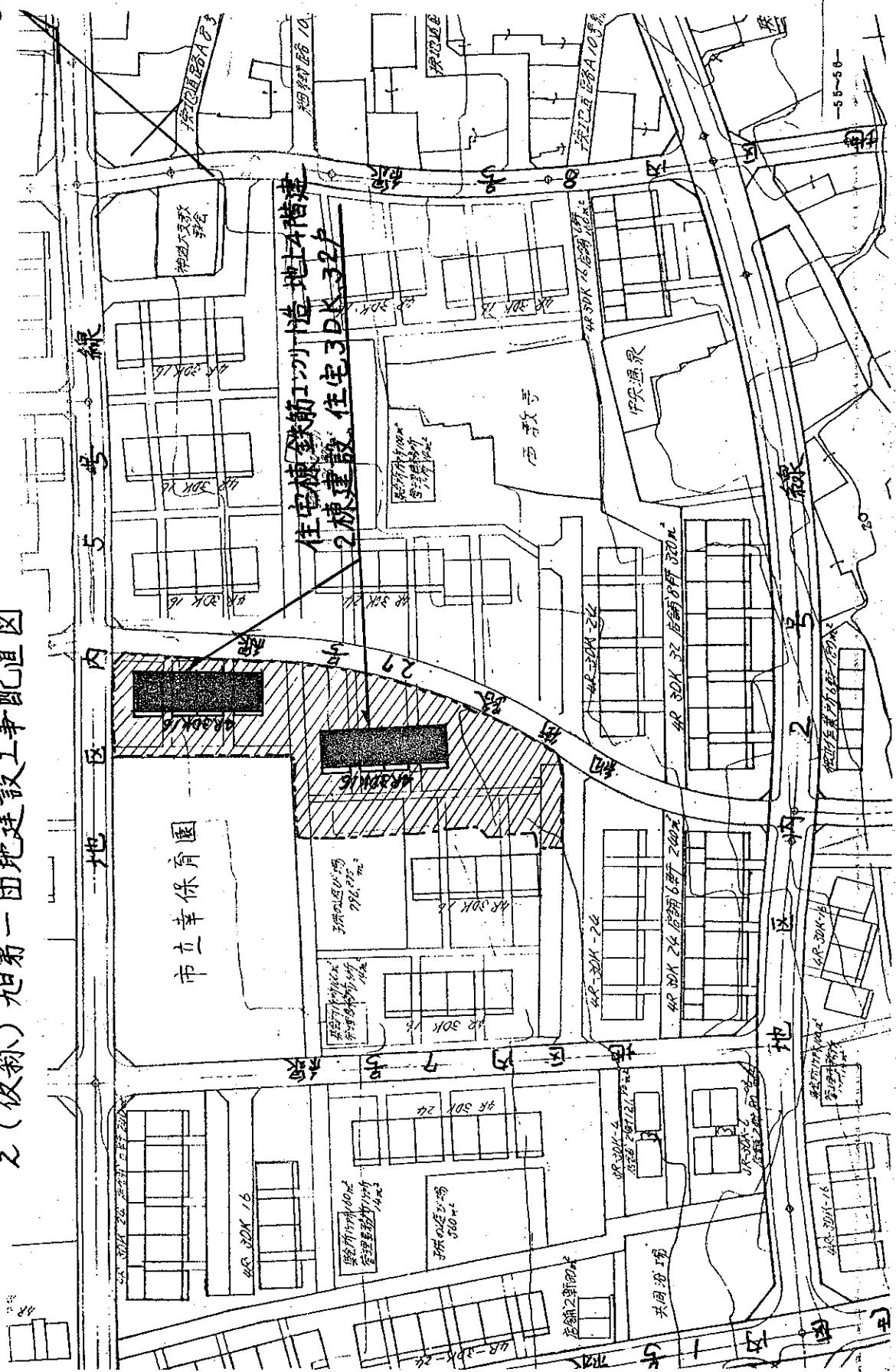


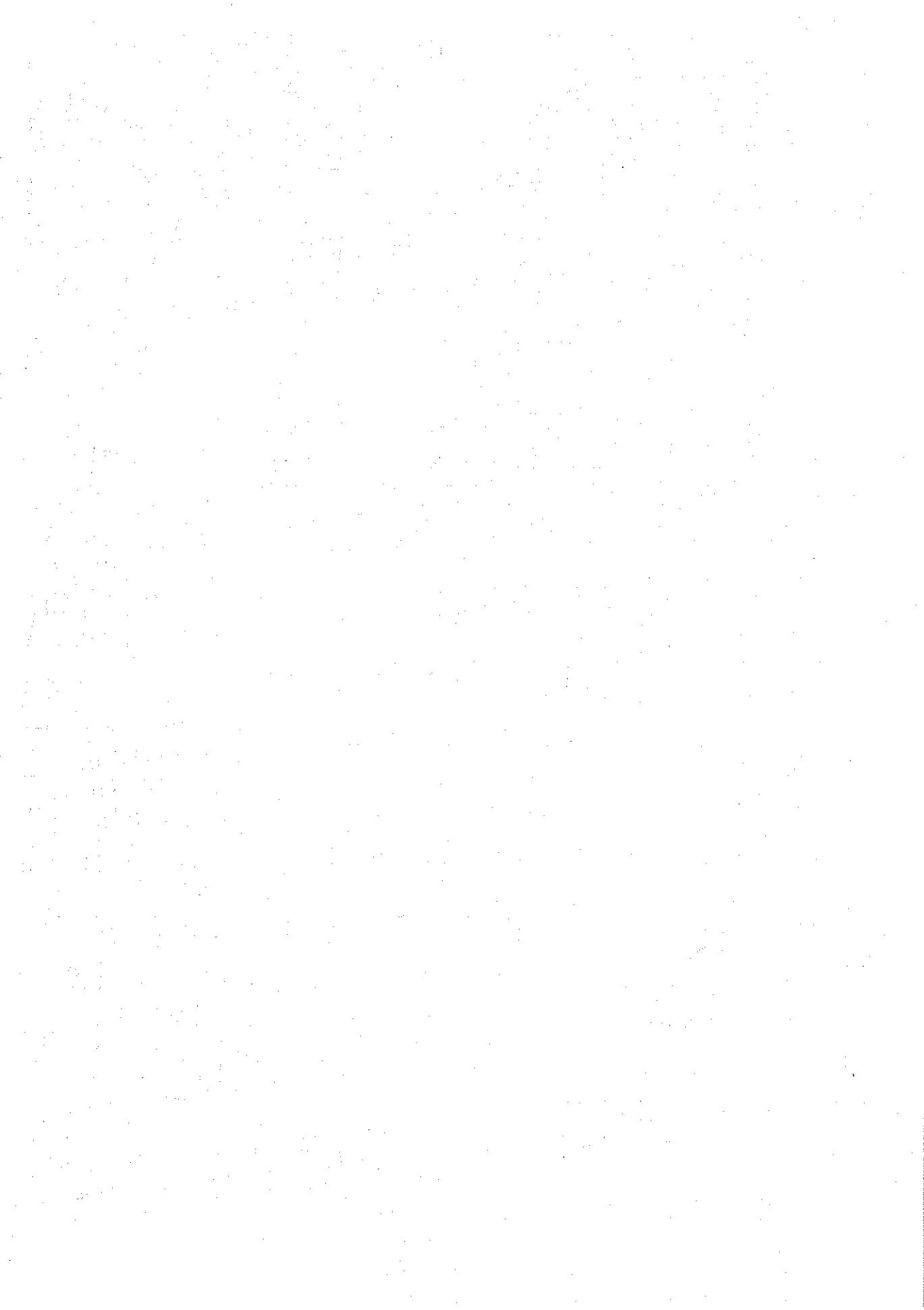
松原里



議案第56号參考資料

乙(仮称)旭第一団地建設工事配置図





○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 改良事業部長（逢野一郎君）

それでは、ただいま御上程いただきました議案第56号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする旭第1団地建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、契約金額2億4千7百万円で、契約相手方は、和泉市旭町37番地の4、株式会社竹内建設代表取締役竹内博文と契約しようとするものでございます。工期につきましては、前々から御指摘を受けてまことに申しわけございませんが、本事業は、昭和54年度補助対象事業でございますので、御議決を得ました日から昭和55年3月31日までといたしたく存じます。

工事場所は、和泉市旭町地内、幸保育園北側で、敷地面積3千百95平米でございます。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造、地上4階建、2棟で、建築延床面積千9百81平米でございます。住宅戸数は、32戸でございます。

なお、工事概要等につきましては、参考資料のとおりでございますので、よろしく御審議の上原案どおり月次決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありますか。

○ 2番（天堀 博君） 2・3点お聞きしたいと思います。

1つは、代表取締役が前の竹内務氏から竹内博文氏に変わってますが、この変更された理由等がわかれればお聞かせ願いたいと、前の竹内務氏との関係についてお聞きをしたいと思います。

2点目は、昨年の第4回定例会でも、どうも請負契約の中で竹内建設が取り過ぎるんやないか、市内業者への均等配分ということが非常に問題になりました。その点、理事者の方でも留意があつたはずでありますけれども、今回、また池上小学校を現在やられてる状況の中で、竹内建設が2億4千万円という大規模な団地建設工事の請負をされております。特定業者への片寄りという点につきましてどういうふうに留意されてきたのか、この点をはっきりお聞かせ願いたいと思います。

主にはその2点でございますけれども、答弁によつては再質問させていただきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 建設部長（森保君） 質問の第1点目につきましてお答え申し上げます。

代表者が変更になってございますが、議員さんも御存知のとおり昨年六月、南部流域下水道開連の事件等がございまして、会社の刷新を図る意味合いにおきまして、代表者の変更届がまいっ

てございます、一応、その変更の理由ですが、資本金の増額とともに代表者を竹内博文氏に変更したということでございます。

前社長との関係ですが、親子の関係でございます。

以上です。

○議長（池辺秀夫君） 次。

○改良事業部長（逢野一郎君） 2点目の御指摘について、私の方からお答えを申し上げます。

昨年12月の議会で皆様方の御指摘を受けながら、われわれは業者選定については、重々慎重に行っているわけでございます。本工事についても、やはり和泉市の業者ができるだけ優先的に選定したいという意味合いからいたしまして、本事業も同和事業ではございますが、同建協議においても、和泉市内の大手4社を選考したわけでございます。その結果、本契約のとおり、竹内建設が落札したわけでございます。そういう点も配慮したわけでございますが、落札の結果、こういうふうになったわけでございます。

○2番（天堀博君） 1点目の届けが出されたのはいつか、先にちょっとお聞きしたい。

○建設部長（森保君） 54年10月26日でございます。

○2番（天堀博君） 2点目は、同建協議もあるということで、同和事業なのでこの業者を加えてやったという点について、一定の理解はいたしますけれども、同和事業の団地建設は、計画的にやられてるわけです。特に補助金の関係もありまして、どの程度の事業がいつごろ出てくるかということはわかってるわけです。改良事業部等ではやむを得ないと思いますけれども、市長ね、先ほど言ったように、それやったら、その前の事業とか、いろんな点での指名の仕方とかをもっと考慮なり留意すべきじゃないか。以前も明らかになりましたが、非常に小さい請負まで指名をかけてる。そんなことをやっておいて、後から出てきたら、こいつはしようがない、ということでは納得しがたい。その点についてどう考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○建設部長（森保君） 天堀議員さんからいろいろ御指摘がございますが、特に重複しない関係については、今後配慮しなければならない問題がございます。現在、一般事業として竹内建設がやってるのは、池上小学校ですが、そのほか災害復興とかにつきましての小さい工事はございます。府中北幹線等、十分その点配慮していきたいと思います。

○2番（天堀博君） それで十分納得したわけではございませんが、その点は意見として、もっと市長、留意してかかるべきだと思います。今回、請願でも「各種建設工事受注について」と出でますが、市内業者を優先するということは、われわれも以前から主張してるところでもあります。しかし、実際にやられたらこういう状況でかたまってしまう、あるいは仕事をほおぼるということになると、今後、宅地開発公団の仕事とか、いろいろ回ってくるにしても、その中でいろんな問題

点が発生することになるわけですから、その点で留意すべきだと思います。

この旭第1団地の建設そのものについては、われわれは反対する意思はございませんが、業者そのものについての問題点がまだ残ってるということで、われわれは態度を保留したいと考えております。

○議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見なしものと認め、これを終ります。お諮りいたします。本件を原案どおりするに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）御意識ないものと認め、議案第56号を原案どおり可決いたします。

○議長（池辺秀夫君） 次に、日程第16「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」より日程第19「昭和54年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」まではいずれも人件費関係でありますので、一括議題といたします。

議案を順次朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第59号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和54年12月17日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項を削る。

第6条の見出しを「（初任給、昇格、昇給等の基準）」に改め、同条第6項を削り、同条第5項中「前各項」を「第5項から前項まで」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に同条第8項として次の1項を加える。

1 56歳以上の職員のうち規則で定める年齢を超える職員は、第5項、第6項及び前項ただし書の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものその他規則で定めるものについては、規則の定めるところにより、昇給させることができる。

第6条第4項を削り、同条第3項を同条第7項とし、同条第2項中「勤務成績」を「職員の勤

務成績」に、「あわせ」を「併せ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項中「年齢で規則で定めるものをこえる」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第2項又は第3項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、規則の定めるところにより、当談期間を短縮することができる。

第6条第1項を同条第5項とし、同項の前に同条第1項、第2項、第3項及び第4項として次の4項を加える。

職員の職務の等級は、規則で定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の等級から他の職務の等級に移った場合又は一の職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

4 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、規則の定めるところにより、その者の属する職務の等級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。

第13条第3項中「9.000円」を「10.000円」に、「2.700円」を「3.000円」に、「5,500円」を「6,500円」に改める。

第14条の3第1項中「12.500円」を「13.000円」に改める。

別表第1から別表第8までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の等級 号 級	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	107,900	93,200	—
2	185,600	157,100	131,500	113,400	97,500	76,600
3	192,800	163,700	137,400	118,900	102,400	78,900
4	200,100	170,500	143,800	125,200	107,900	81,400
5	208,700	178,000	150,200	131,500	113,400	83,900
6	217,500	185,600	157,100	137,400	118,900	86,800
7	226,300	192,800	163,700	143,800	125,200	90,000
8	235,400	200,100	170,500	150,200	131,500	93,200
9	244,500	208,700	178,000	157,100	137,400	97,500
10	253,800	217,500	185,600	163,700	143,800	102,400
11	263,700	226,300	192,800	170,500	149,600	107,900
12	273,900	235,400	200,100	177,800	155,900	113,400
13	284,100	244,500	207,400	184,200	162,200	118,900
14	294,600	253,800	215,000	191,100	168,500	124,500
15	305,500	263,100	222,600	198,200	174,600	130,200
16	316,400	272,100	230,200	205,400	180,700	135,700
17	327,300	281,100	237,800	212,700	186,800	141,100
18	338,200	290,000	245,500	220,000	192,900	146,500
19	348,400	298,800	253,200	227,300	198,900	151,300
20	358,600	307,300	260,800	234,400	204,800	156,000
21	368,000	315,100	268,400	241,500	210,500	160,500
22	376,600	321,200	275,800	248,200	215,700	165,000
23		327,300	283,100	254,800	220,700	169,500
24		331,600	288,900	260,000	224,400	173,600
25			294,600	265,000	227,700	177,600
26			298,500	268,600	230,800	181,500
27			302,300	272,200	238,300	185,100
28			306,100	275,800	235,700	188,200
29				279,400	238,100	191,200
30					240,500	193,500
31						195,800
32						198,000
33						200,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	377,100円	273,600円	209,400円	—円	125,300円
2	386,800	282,800	218,600	182,600	132,800
3	396,600	291,900	227,800	191,500	140,300
4	406,600	301,000	237,000	200,400	147,800
5	416,800	310,100	246,200	209,400	156,500
6	427,300	319,000	255,400	218,500	165,200
7	438,000	327,900	264,500	227,600	173,900
8	449,200	336,500	273,600	236,700	182,600
9	460,700	345,100	282,800	245,800	191,300
10	472,200	353,600	291,900	254,900	199,900
11	483,700	362,100	301,000	263,900	208,400
12	494,700	370,500	309,500	271,600	215,500
13	505,700	378,900	318,000	279,300	222,400
14	516,700	387,300	326,400	286,500	229,300
15	527,400	394,400	334,800	293,700	236,100
16	537,900	401,500	343,100	300,900	242,900
17	548,100	408,200	350,800	308,000	249,600
18	558,000	413,900	358,500	315,100	256,300
19	566,800	418,700	366,200	322,200	262,400
20		423,500	372,500	328,100	266,800
21			378,800	334,000	271,100
22			383,100	339,300	274,200
23			387,400	343,000	
24				346,700	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	216,200	163,700	121,300	95,900	—
2	225,300	170,700	127,100	100,200	79,000
3	234,500	177,700	132,900	105,300	81,600
4	243,800	185,600	138,700	110,400	84,400
5	253,200	192,800	144,500	115,600	87,800
6	262,600	200,100	150,400	120,800	91,300
7	271,700	207,400	157,100	126,100	95,100
8	280,900	215,000	162,500	131,400	99,300
9	290,000	222,600	168,800	136,600	104,200
10	298,800	230,200	175,000	141,700	109,100
11	307,300	237,800	181,200	146,800	114,900
12	315,100	245,500	187,200	151,600	120,800
13	321,200	253,200	193,200	156,400	126,100
14	327,300	260,800	199,200	161,000	131,400
15	333,400	268,400	205,200	165,600	136,600
16	337,700	275,800	210,900	170,100	141,700
17		283,100	216,500	174,800	146,800
18		288,900	221,800	178,800	151,600
19		294,800	225,700	182,200	156,400
20		298,500	229,200	185,800	161,000
21		302,300	232,500	188,800	165,600
22		306,100	235,000	191,100	170,100
23			237,500	193,400	174,300
24			239,900	195,600	178,300
25					182,200
26					185,800
27					188,800
28					191,100
29					193,400
30					195,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職務の等級 号 級	特1等級 給料月額	1等級 給料月額	2等級 給料月額	3等級 給料月額	4等級 給料月額
1	188,500	—	128,000	92,100	84,700
2	190,000	143,800	128,100	96,100	88,400
3	196,700	150,000	133,500	100,200	92,100
4	204,200	157,100	138,700	104,400	96,000
5	211,700	164,000	143,400	109,100	100,000
6	219,700	171,100	148,400	113,800	104,100
7	227,700	178,300	153,400	118,500	108,500
8	236,300	185,600	158,500	122,600	112,900
9	245,000	192,800	163,600	127,000	117,800
10	253,900	200,100	168,700	131,400	121,700
11	262,900	207,400	173,900	135,700	126,100
12	271,900	215,000	179,100	140,000	130,500
13	280,900	222,600	184,200	144,200	134,900
14	289,900	230,200	189,300	148,800	139,200
15	298,400	237,800	194,400	152,400	143,500
16	306,500	245,500	199,100	156,500	147,800
17	313,800	253,200	203,800	160,600	152,100
18	321,000	260,800	208,500	164,500	156,200
19	327,100	268,400	213,200	168,400	160,800
20	331,400	275,800	217,900	172,200	164,300
21		283,100	222,100	175,900	168,200
22		288,900	226,300	179,500	172,100
23		294,800	230,500	183,000	175,700
24		298,500	233,200	186,200	179,200
25		302,300	235,900	188,900	182,400
26		306,100		191,600	185,600
27					188,200
28					190,800
29					
30					
31					

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

別表第3 特別職の職員の給料月額

区	分	給	料	月	額
市	長			5	5 0,000 円
助	役			4	9 0,000 円
収 入	役			4	5 0,000 円

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、和泉市職員の給与に関する条例第5条及び第6条の改正規定は、規則で定める日から施行する。
- この条例(和泉市職員の給与に関する条例第5条及び第6条の改正規定を除く。)による改正後の和泉市職員の給与に関する条例の規定(別表第3の規定を除く。)は昭和54年4月1日から、同条例別表第3の規定は同年12月1日から適用する。
- 改正後の和泉市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の和泉職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

人事院の勧告による一般職の国家公務員の給与改定の趣旨等にかんがみ、本市の一般職の職員についても、同改定に準じてその給料月額、扶養手当額及び住居手当額を改定し、並びに一定年齢を超える職員の昇給制度の改定を行うとともに、その一般職職員の給与改定、近隣都市の実情その他諸般の情勢にかんがみ、市長、助役及び収入役の給料月額を改定する等の必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第59号参考資料

和泉市職員の給与に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(給料表)	(給料表)
第5条(略)	第5条(略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)

新	旧
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 職員の職務の等級は、規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>3 職員が一の職務の等級から他の職務の等級に移った場合又は一の職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。</p> <p>4 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権限上必要と認めるときは、規則の定めるところにより、その者の属する職務の等級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。</p> <p>5 職員が現に受けている号給を受けるに至った時から12月(56歳以上の職員にあっては、規則の定めるところにより、18月又は24月)を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、第2項又は第3項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権限上必要と認めるときは、規則の定めるところにより、当該期間を短縮することができる。</p>	<p>4 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>(昇給の基準)</p> <p>第6条 職員が現に受けている号給を受けるに至った時から12月(56歳以上の年齢で規則で定めるものを越える職員にあっては、規則の定めるところにより、18月又は24月)を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができる。</p>

新	旧
6 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受けける号給より2号給以上上位の号給まで昇給させ、又はそのいずれをも併せ行うことができる。	2 勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受けける号給より2号給以上上位の号給まで昇給させ。又はそのいずれをもあわせ行うことができる。
7 職員の給料月額がその属する職務の等級における給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の等級にある間は、昇給しない。ただし、それらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けるに至つた時から24月(規則で定める職員にあっては、12月又は18月)を下らない期間を良好な成績で勤務したもの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の属する職務の等級における給料の幅の最高額を超えて、規則の定めるところにより、昇給させることができる。	3 職員の給料月額がその属する職務の等級における給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の等級にある間は、昇給しない。ただし、それらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けるに至つた時から24月(規則で定める職員にあっては、12月又は18月)を下らない期間を良好な成績で勤務したもの勤務成績が等と良好であるもの等については、その職員の属する職務の等級における給料の幅の最高額を超えて、規則の定めるところにより、昇給させることができる。
8 56歳以上の職員のうち規則で定める年齢を超える職員は、第5項、第6項及び前項ただし書の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものその他規則で定めるところにより、昇給させることができる。	4 職員の年齢が60歳以上で規則で定めるものを超えるに至ったときは、その職員については、昇給させない。ただし、その給料月額を受けるに至つた時から24月を下らない期間を特に良好な成績で勤務したもの等については、昇給させることができる。
9 第5項から前項までに規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。	5 前各項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。 6 前各項に定めるもののほか、昇給、昇格に関する規定は、規則で定める。

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) (2) 満18歳未満の子及び孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満18歳未満の弟妹 (5) 不具廃疾者 <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については10,000円とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ3,000円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については6,500円)、その他の扶養親族については1人につき1,000円とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) (2) 満18歳未満の子及び孫 (3) 歳60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満18歳未満の弟妹 (5) 不具廃疾者 <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については9,000円とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ2,700円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については5,500円)、その他の扶養親族については1人につき1,000円とする。</p>
<p>(住居手当)</p> <p>第14条の3 自ら居住する住宅の費用を負担している職員には、月額13,000円(医療職給料表(-)の適用を受ける職員のうち規則で定めるものにあっては、月額20,000円)を超えない範囲内で住居手当を支給する。</p> <p>2(略)</p> <p>別表第1 (略一別紙参照)</p> <p>別表第2</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第14条の3 自ら居住する住宅の費用を負担している職員には、月額12,500円(医療職給料表(-)の適用を受ける職員のうち規則で定めるものにあっては、月額20,000円)を超えない範囲内で住居手当を支給する。</p> <p>2(略)</p> <p>別表第1 (略一別紙参照)</p> <p>別表第2</p>

別表第3 特別職の職員の給料月額			
区 分	給料月額		
市 長	5 5 0 0 0 円		4 8 0 0 0 円
助 励	4 9 0 0 0 円		4 1 0 0 0 円
収 入 役	4 5 0 0 0 円		3 8 0 0 0 円

四

別表第3 特別職の職員の給料月額

給料月額

区 分	長	4 8 0 0 0 円
	役	4 1 0 0 0 円
	役	3 8 0 0 0 円

議案第5 9号参考資料
和泉市職員の給与に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

別表第1 行政職給料表

職務等級 号 級	1 等 甲			2 等 乙			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	1856	1788	68	1571	1513	58	1315	1267	48	1134	1094	40	975	946	29
3	1928	1858	70	1637	1577	60	1374	1324	50	1189	1147	42	1024	991	33
4	2001	1929	72	1705	1642	63	1433	1381	52	1252	1207	45	1079	1042	37
5	2087	2012	75	1780	1715	65	1502	1447	55	1315	1267	48	1134	1094	40
6	2175	2097	78	1856	1788	68	1513	1571	58	1374	1324	50	1189	1147	42
7	2263	2182	81	1928	1858	70	1637	1577	60	1433	1381	52	1252	1207	45
8	2354	2271	83	2001	1929	72	1705	1642	63	1502	1447	55	1315	1267	48
9	2445	2360	85	2087	2012	75	1780	1715	65	1571	1513	58	1374	1324	50
10	2538	2450	88	2175	2097	78	1856	1788	68	1637	1577	60	1433	1381	52
11	2637	2546	91	2263	2182	81	1928	1858	70	1705	1642	63	1496	1441	55
12	2739	2646	93	2354	2271	83	2001	1929	72	1773	1708	65	1559	1501	58
13	2841	2746	95	2445	2360	85	2074	2000	74	1842	1774	68	1622	1561	61
14	2946	2850	96	2538	2450	88	2150	2073	77	1911	1841	70	1685	1621	64
15	3055	2957	98	2631	2540	91	2226	2147	79	1982	1910	72	1746	1680	66
16	3164	3064	100	2721	2628	93	2302	2221	81	2054	1980	74	1807	1739	68
17	3273	3171	102	2811	2716	95	2378	2295	83	2127	2051	76	1868	1799	69

18	3382	3278	104	2900	2804	96	2455	2370	85	2200	2122	78	1929	1859	70	1465	1412	53
19	3484	3380	104	2988	2890	98	2532	2445	87	2273	2193	80	1989	1917	72	1513	1459	54
20	3586	3482	104	3073	2974	99	2608	2519	89	2344	2262	82	2048	1974	74	1560	1504	56
21	3680	3576	104	3151	3052	99	2684	2593	91	2415	2331	84	2105	2030	75	1605	1549	56
22	3766	3662	104	3212	3113	99	2758	2665	93	2482	2397	85	2157	2081	76	1650	1593	57
23		3273	3174	99	2831	2737	94	2548	2463	85	2207	2131	76	1695	1637	58		
24		3316	3217	99	2889	2794	95	2600	2514	86	2244	2167	77	1736	1677	59		
25				2946	2851	95	2650	2564	86	2277	2200	77	1776	1716	60			
26				2985	2890	95	2686	2600	86	2308	2231	77	1815	1754	61			
27				3023	2928	95	2722	2636	86	2333	2256	77	1851	1790	61			
28				3061	2966	95	2758	2672	86	2357	2280	77	1882	1821	61			
29							2794	2708	86	2381	2304	77	1912	1851	61			
30										2405	2328	77	1935	1874	61			
31													1958	1897	61			
32													1980	1910	61			
33													2002	1941	61			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表
ア 医療職給料表(一)

(単位 百円)

職務の等級 号級	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		
	新	旧	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差
1	3771	3656	115	2736	2642	94	2094	2019	75	—	—
2	3868	3753	115	2828	2731	97	2186	2108	78	1862	1759
3	3966	3850	116	2919	2820	99	2278	2197	81	1915	1845
4	4066	3947	119	3010	2909	101	2370	2286	84	2004	1931
5	4168	4046	122	3101	2998	103	2462	2375	87	2094	2019
6	4273	4145	128	3190	3085	105	2554	2464	90	2185	2107
7	4380	4252	128	3279	3172	107	2645	2553	92	2276	2195
8	4492	4362	130	3365	3256	109	2736	2642	94	2367	2283
9	4607	4472	135	3451	3340	111	2828	2731	97	2458	2371
10	4722	4582	140	3536	3424	112	2919	2820	99	2549	2459
11	4837	4692	145	3621	3508	113	3010	2909	101	2639	2547
12	4947	4802	145	3705	3591	114	3095	2991	104	2716	2622
13	5057	4909	148	3789	3673	116	3180	3073	107	2793	2697
14	5167	5016	151	3873	3755	118	3264	3155	109	2865	2767
15	5274	5120	154	3944	3824	120	3348	3237	111	2937	2837
16	5379	5224	155	4015	3893	122	3431	3319	112	3009	2907
17	5481	5323	158	4082	3960	122	3508	3395	113	3080	2977
18	5580	5420	160	4139	4017	122	3585	3470	115	3151	3047
19	5668	5506	162	4187	4065	122	3662	3545	117	3222	3117
20				4235	4113	122	3725	3608	117	3281	3176
21							3788	3671	117	3340	3235
22							3831	3714	117	3393	3288
23							3874	3757	117	3430	3325
24										3467	3362

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

医療報給料表(二)

(単位 百円)

職種等級 号給	特 1 等 級			1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差
1 2162	2084	78	1637	1577	60	1213	1167	46	959	929	30	-	-	-	-
2 2253	2172	81	1707	1644	63	1271	1223	48	1002	972	30	790	767	23	25
3 2345	2262	83	1777	1712	65	1329	1279	50	1053	1018	35	816	792	24	24
4 2438	2353	85	1856	1788	68	1387	1335	52	1104	1065	39	844	819	25	25
5 2532	2444	88	1928	1858	70	1445	1391	54	1156	1114	42	878	852	26	26
6 2626	2535	91	2001	1929	72	1504	1448	56	1208	1163	45	913	886	27	27
7 2717	2624	93	2074	2000	74	1571	1513	58	1261	1214	47	951	923	28	28
8 2809	2714	95	2150	2073	77	1625	1564	61	1314	1265	49	993	963	30	30
9 2900	2804	96	2226	2147	79	1688	1624	64	1366	1315	51	1042	1008	34	34
10 2988	2890	98	2302	2221	81	1750	1684	66	1417	1365	52	1091	1053	38	38
11 3073	2974	99	2378	2295	83	1812	1744	68	1468	1415	53	1149	1108	41	41
12 3151	3052	99	2455	2370	85	1872	1803	69	1516	1462	54	1208	1163	45	45
13 3212	3113	99	2532	2445	87	1932	1862	70	1564	1508	56	1261	1214	47	47
14 3273	3174	99	2608	2519	89	1992	1921	71	1610	1554	56	1314	1265	49	49
15 3334	3235	99	2684	2593	91	2052	1978	74	1656	1599	57	1366	1315	51	51
16 3377	3278	99	2758	2665	93	2109	2035	74	1701	1643	58	1417	1365	52	52
17			2831	2737	94	2165	2090	75	1743	1684	59	1468	1415	53	53
18			2889	2794	95	2218	2143	75	1783	1723	60	1516	1462	54	54
19			2948	2851	95	2257	2181	76	1822	1761	61	1564	1508	56	56
20			2985	2890	95	2292	2216	76	1858	1797	61	1610	1554	56	56

21		3023	2928	95	2325	2249	76	1888	1827	61	1656	1599	57
22		3061	2966	95	2350	2274	76	1911	1850	61	1701	1643	58
23					2375	2299	76	1934	1873	61	1743	1684	59
24					2399	2323	76	1956	1895	61	1783	1723	60
25											1822	1761	61
26											1858	1797	61
27											1888	1827	61
28											1911	1850	61
29											1934	1873	61
30											1956	1895	61

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

(単位 百円)

職務の 号給	特 1 等 級			1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	
1 1835 1767 68	-	-	-	1230 1188 42	921	896	25	847	823	24	823	800	23	800	777	23
2 1900 1830 70	1438	1386	52	1281 1237 44	961	935	26	884	860	24	860	837	23	837	814	23
3 1967 1897 70	1500	1445	55	1335 1287 48	1002	975	27	921	896	25	896	871	25	871	846	25
4 2042 1970 72	1571	1513	58	1387 1337 50	1044	1015	29	960	934	26	934	908	26	908	882	26
5 2117 2043 74	1640	1580	60	1434 1381 53	1091	1058	33	1000	973	27	973	946	27	946	919	27
6 2197 2121 76	1711	1648	63	1484 1431 53	1138	1101	37	1041	1013	28	1013	985	28	985	957	28
7 2277 2199 78	1783	1718	65	1534 1481 53	1185	1145	40	1085	1055	30	1055	1025	30	1025	995	30
8 2363 2283 80	1856	1788	68	1585 1531 54	1226	1184	42	1129	1097	32	1097	1065	32	1065	1033	32
9 2450 2367 83	1928	1858	70	1636 1581 55	1270	1226	44	1173	1139	34	1139	1107	34	1107	1075	34
10 2539 2453 86	2001	1929	72	1687 1631 56	1314	1268	46	1217	1181	36	1181	1149	36	1149	1117	36
11 2629 2540 89	2074	2000	74	1739 1681 58	1357	1309	48	1261	1223	38	1223	1191	38	1191	1159	38
12 2719 2628 91	2150	2073	77	1791 1731 60	1400	1350	50	1305	1265	40	1265	1233	40	1233	1201	40
13 2809 2716 93	2226	2147	79	1842 1780 62	1442	1391	51	1349	1306	43	1306	1274	43	1274	1242	43
14 2899 2804 95	2302	2221	81	1893 1829 64	1483	1431	52	1392	1347	45	1347	1315	45	1315	1283	45
15 2984 2887 97	2378	2295	83	1944 1878 66	1524	1471	53	1435	1388	47	1388	1353	47	1353	1321	47
16 3065 2967 98	2455	2370	85	1911 1923 68	1565	1510	55	1478	1428	50	1428	1393	50	1393	1353	50
17 3138 3039 99	2532	2445	87	2038 1968 70	1606	1549	57	1521	1468	53	1468	1415	53	1415	1372	53
18 3210 3111 99	2608	2519	89	2085 2013 72	1645	1586	59	1562	1507	55	1507	1454	55	1454	1409	55
19 3271 3172 99	2684	2593	91	2132 2058 74	1684	1623	61	1603	1546	57	1546	1491	57	1491	1444	57
20 3314 3215 99	2758	2665	93	2179 2103 76	1722	1660	62	1643	1583	60	1583	1531	60	1531	1484	60

21		2831	2737	94	2221	2143	78	1759	1696	63	1682	1620	62
22		2889	2794	95	2263	2183	80	1795	1731	64	1721	1657	64
23		2948	2851	95	2305	2223	82	1830	1765	65	1757	1692	65
24		2985	2890	95	2332	2248	84	1862	1796	66	1792	1727	65
25		3023	2928	95	2359	2273	86	1889	1822	67	1824	1759	65
26		3061	2966	95				1916	1848	68	1856	1791	65
27											1882	1817	65
28											1908	1843	65

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

議案第58号

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和54年12月17日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和45年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「月額380,000円」を「月額450,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和54年12月1日から施行する。
- 2 教育長が、改正前の和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて、昭和54年12月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

他の一般職の職員の給与改定、近隣都市の実情その他諸般の情勢にかんがみ、教育長の給料月額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 58 号参考資料

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(給料) 第2条 教育長の給料は、月額450,000円とする。	(給料) 第2条 教育長の給料は、月額380,000円とする。

議案第 57 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 54 年 12 月 17 日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年和泉市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 1 条関係) 議員等の報酬月額

区分	報酬額	
	月額	350,000円
議長	月額	340,000円
副議長	月額	330,000円
議員	月額	330,000円

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和54年12月1日から適用する。
- 議会の議長、副議長及び議員が、改正前の和泉市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、昭和54年12月1日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、改正後の条例の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

市長等常勤の特別職の給与の改定、近隣都市の実情その他諸般の情勢にかんがみ、市議会議員の報酬月額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第57号参考資料

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
別表（第1条関係） 議員等の報酬月額	別表（第1条関係） 議員等の報酬月額
区分 報酬額	区分 報酬額
議長月額 350,000円	議長月額 300,000円
副議長月額 340,000円	副議長月額 290,000円
議員月額 330,000円	議員月額 280,000円

議案第60号

昭和54年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について

昭和54年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

昭和54年12月17日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

昭和54年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、昭和54年12月に支給する期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 昭和54年12月に支給する期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条の適用については、同条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのは、「割合を乗じて得た額に、10,000円を加えて得た額」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和54年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、同条例及びこの条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

最近の労働経済情勢その他の諸事情にかんがみ、本年12月に支給する期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第60号参考資料

昭和54年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例(案)による特例措置後の規定と本来の規定との対照表

特 例 措 置	本 来
(期末手当) 第25条〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当	(期末手当) 第25条〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当

<p>の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の190を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に10,000円を加えて得た額とする。</p> <p>〔表 略〕</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の190を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>〔表 略〕</p> <p>3 〔略〕</p>
---	--

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 参与（西川喜久君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第59号外3議案につきまして、提案の理由並びにその内容の説明を申し上げます。

まず、議案第59号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」でございます。

本年8月10日、人事院は国家公務員法及び一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づき、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与を平均3.7%引き上げるよう勧告いたしました。これを受けてこのほど、関係法令の改正が行われ、本年4月にさかのばつて同勧告どおり、給与改定が行われました。また、各地方自治体におきましても、これに準じて給与改定を行つているところでございます。本市におきましても、同勧告の趣旨、労働情勢等にかんがみ、同改定に準じて一般職の職員の給与改定を行うとともに、一定の年齢を超える職員の昇給制度を改正する必要があるものでございます。また、この給与改定により、昭和52年9月以来据え置かれておりました市長、助役及び収入役の給料月額と、一般職職員のそれとの均衡が保たれなくなつたこと、近隣都市の実態等にかんがみまして、これら特別職の職員の給料月額の改定をする必要があるものでございます。

次に、その内容を説明申し上げます。

第5条の改正は、第6条との関係において、規定の整備を行うものでございます。

第6条の改正は、第一に、18ヶ月定期昇給制度を適用される職員が、従来は56才以上で規則で定める年齢を超える職員であつたのを、単に56才を超える職員とし、第二に、56才以上で規則で定める年齢を超える職員は原則として昇給しないものとし、第三に、その他

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規定の整備を行うものでございます。

第13条第3項の改正は、扶養手当の月額を改定するものでございまして、配偶者に係る者9,000円から10,000円に、配偶者以外の扶養親族のうち2人までに係る者1人につき2,700円を3,000円に、そのうち配偶者がいる場合の1人に係る者5,500円を6,500円にそれぞれ改めるものでございます。

第14条の3第1項の改正は、一般の住居手当の月額の上限を12,500円から13,000円に改めるものでございます。

別表第1及び別表第2の改正は、行政職給料表及び医療職給料表を全面的に改め、すべての一般職職員の給料月額を改定するものでございます。

別表第3の改正は、市長等三役の給料月額を改定するものでございまして、市長480,000円から70,000円引き上げ550,000円に、助役410,000円から80,000円引き上げ490,000円に、収入役380,000円を70,000円引き上げ450,000円にするものでございます。

以上、この改正は、公布の日から施行し、改正後の新条例の規定は、本年4月1日にさかのぼつて適用するものといたしております。ただし、市長等特別職の職員の給料月額の改定は、本年12月1日から適用し、また、一定年齢を超える職員の昇給制度の改正関係につきましては、規則で定める日から施行するものとしております。

附則第3項及び第4項は、所要の経過措置を定めたものでございます。

なお、ただいま申し上げた一般職の職員の給与改定による改定率を人事院方式で算出いたしますと、行政職給料表適用職員では、給料では3.2%、手当で0.2%、その他で0.3%、合計3.7%、金額にいたしまして、1人当たり月額7,000円程度となるものでございます。

引き続き、議案第58号「和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について」の御説明を申し上げます。

提案理由は、議案第59号での市長等三役の給料月額の改定理由と同じでございます。

内容につきましては、教育長の給料月額380,000円を70,000円引き上げまして450,000円とし、本年12月1日から適用しようとするものでございます。

次に、議案第57号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の御説明を申し上げます。

市長等三役におけると同様、昭和52年9月以来据え置かれていることと、近隣都市の実情のほか、先ほど申し上げた三役の給料改定をも考え合わせまして、議員各位の報酬額につきましても改定する必要がございますので、ここに御提案申し上げる次第でございます。

その内容につきましては、報酬月額をそれぞれ50,000円引き上げ、300,000円を350,000円に、副議長290,000円を340,000円にし、議員280,000円を330,000円とし、本年12月1日から適用しようとするものでございます。

以上御説明申し上げた三議案のうち、三役及び教育長、議員報酬等の改定額及び実施時期につきましては、特別職報酬等審議会の12月5日付の答申のとおりでございます。

最後に、議案第60号「昭和54年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」の御説明を申し上げます。

昨年の給与改定により12月に支給の期末手当の支給割合を0・1ヶ月分減額したところであります。府下各市の状況その他諸事情にかんがみまして、一般職職員に支給する本年12月の期末手当の額を特例的に増額する必要がありますので、御提案する次第でございます。

その内容でございますが、第1条は、この条例の目的を定めるものでございます。

第2条は、本年12月の期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たつて所定の読みかえを行い、一般職職員に対する期末手当の支給額を、同条例規定分に10,000円上積みしようとするものでございます。

以上、議案第59号外三議案についての提案理由、内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 22番（勝部津喜枝君） 2点ほどお尋ねいたします。

1つは、近隣都市の実情ということから、高石、泉大津、岸和田の市長さんの報酬月額は幾らか、それから、特別職、議員、教育長さんの報酬引き上げによりまして幾ら必要になるのか、この点をお尋ねしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 人事課長（稻田順三君） お答え申し上げます。

高石市長540,000円、泉大津市長580,000円、岸和田市長570,000円でございます。

第2点目のこれに伴う市長等特別職の引き上げによる所要額でございますが、本年度所要額1,239万1千円でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 20番（田中包治君） 私は意見ということになるかもしれませんけれども、非常にこの資料が不備だ、というよりも誠実さがないと思います。給料表を見ても全然移動表が載つて

おらない。こういう提案の仕方があるだろうかということをまず考える。条例が出てるからええやないかということですが、給料というものは、お互いに文句を言うたら差し支えがあるから言わな方がええんだという考え方が出てると思う。

もう一つ、私たちがやはり考えなくてはならないのは、現在、これほどやかましく言われている公務員のむだ遣いとか公務員天国とか、新聞紙上にはびこっているんです。この問題を考えるとき、せめて労使間で決まつたことは、議会に報告する義務があるのではないかということです。今まで私たちがいろいろ聞いております渡りとか職休とか、これらの問題が全然議会に報告されておらない。恐らく職員ですら知らないのではないかと思う。ただ密室で、少数の管理者と少数の組合役員だけで決めて、これがずるずるいつてる。

私がはつきり言いたいのは、使用者、給料を払うのは市民であるということです。理事者は単なる代行じやないか。そうするならば、せめて議会には、こういう制度に基づいて、制度以外にもあるはずですが、これをやつています、ということを報告しないのか。なぜここで言えないのか。そういうことで非常に問題が起り、公務員天国とかヤミ出張とかの問題になつてるとと思う。今後、どういう態度で臨むかです。労使間で決めたことがええとか悪いとかの話ではなく、なぜ使用者である市民、議会に報告しないのか。渡りなんか全然書いておらない。ほかのこともやつてるとと思う。それらが全然報告されずして、給料費がどんどんふくらんでいく。それほどするなら、再建団体へ落として政府にやつてもらつたらええ。そこらが非常に不満に思うんです。なぜ隠さないかんのか。今後の課題としてどうするんかということだけ、はつきり答弁してください。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 参与（西川喜久君） まず労使間の協議内容につきまして議会に報告せよ、という質問でございますが、それらの中で、職員も知らないのではないかという質問もございました。職員につきましては、その都度、交渉のたびに執行部の方から周知もいたしております。職員独自のことございまして、それらも職員に配布いたしております。

まず、条例の内容等に御指摘がございましたが、現行条例を基本として、条例そのものの改正が生じたときには、議会に御提案申し上げ御審議を願つておるわけでございますので、それで議員さんにも、あるいは市長さんにも御理解をいただいておるものと私は理解いたしました。

○ 20番（田中包治君） それやつたらおかしいと思う。渡り号俸とかは条例のどこに入つてますね。

○ 参与（西川喜久君） お答え申し上げます。

渡り云々という表現で条例に明記はいたしておりません。私の考えるところでは、渡りそのものについては、一定の矛盾も感じております。今後、これらについても、鋭意努力しながら整備してまいりたいと考えておりますし、現時点におきましては、現行条例内での運用ということで実施をしておりますが、この点につきましては、正しい方法であると私は考えておりません。今後、これらの点については、十分協議するところは協議をしながら整備してまいりたいと考えております。

- 20番(田中包治君) それやつたらはつきり言いますが、どういうふうな渡りをしてますね。組合に職休を出しますね。これはどういう条例の条文に基づいて出しますね。どこにそういう条文があるんですか。あんた方のそういう話なら何ぼでも突つ込みますよ。わしらの聞いてる範囲はうわさの段階ですから、これが事実かどうか。渡りはどうなつてますね。そう開き直るんならはつきりしてもらいましょう。わしが言つてるのは、せめて議会ぐらいには報告したらどうかと言つてるんです。それをやつてます、と言うんやつたら、はつきり出してもらいましようや。
- 議長(池辺秀夫君) 今後、そういうぐあいにやると言つてるんやから……。
- 20番(田中包治君) 議長は議員の発言を制限するのか。私は質してるんですよ。質問をとめられたら、わしら議員に出る資格はない。だから、知つてることははつきり言うてくれと言つてる。職休や渡りはどこの条例にひつかつてあるかということ。
- 議長(池辺秀夫君) 答弁。
- 参与(西川喜久君) 渡りの方法については、人事課長から説明申し上げます。
- 人事課長(稻田順三君) まず、新しく入った場合は、初任給昇格基準に基づいて位置づけます。その上に立つて、たとえば高等学校を卒業して入ると現在、97,500円支給しております。そして、5年間は5等級職員として支給、5年経過して4等級の132,500円と、4等級の給料表に渡つていく、こういう状況でございます。5等級の最後の33号までいかなくて、14号から4等級の7号俸のところへ渡つていくという状況でございます。よろしくお願ひをいたします。
- 20番(田中包治君) 号俸だけと違う、もつとあるんでしょう。
- 人事課長(稻田順三君) 2等級まで渡ることになつております。
- 20番(田中包治君) 2等級やつたら何クラスや、何年したらなりまんね。それがいわゆる公務員の給与の問題と合うてるかどうか、はつきり説明してください。
- 人事課長(稻田順三君) 高卒13年後に2等級の19号俸になることになつております。この問題につきましては、大阪府下各市、阪南各市においても、ほとんど労働組合との合意

という形で採用してある実態でございます。そういう点も含めて先ほど参与が申し上げましたとおり、今後積極的に努力を積み重ね、この問題の解決に当たつていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 20番(田中包治君) 私が言つてるのは、いわゆる公務員の職階賃金の原則から言つても合つてゐるか、条例のどこに決めてるんか聞いてまんね。ほかに職休の問題もね、あんなもん、どう考へてもあきまへん。できないから、わしもあえて言おうとは思いまへん。せやけど、そういう問題は、せめて議会の委員会にでも、こういう制度になつております、ということを報告してくださいよ。

職員は知つてると言つても出てまへん。何年したら課長になりまんね。別に課長にならんかで、給料さえもらえば雑務士でもええわけや。公務員の給料は職階制ですよ。同一賃金という原則に立つて給料表は施行されてる。労使で決めたんやから、私はええとか悪いとか言つてない。せめて議会ぐらいまではね。市民が金を出してるんだと言つてる。そこらに私は問題点があると言つてる。いま、ここで一つ一つやるんやつたらまだたくさんある、言うんやつたら何ばでも言います。大体、わしも公務員やつたから裏表はようわかつますよ。

これにせめて移動表ぐらいついておつたら文句言わん、この人はこうなります、とね。これをおぼと出して何ば上がるんやと、だれが見てもわかりません。3.7%上がるとか、つまらん話をしてもね。今後、給与体系というものはどうあるべきかということです。あの方、わずか少数の人がOKしたから出すということじゃなく、せめて議会ぐらいは知つてるのが、いまの役人天国と言われる時代に市民に対する義務だと思います。議会も知らない。わしはきよう聞いたのは初めてです。渡りがあるというのは聞いてたけど、全然知らない。そういう実態の中で行われてるというのが気に食わない。素直に、今後検討します、という話ならええが、間違つております、条例がどうたらこうたら言ふんやつたら、条例違反になると思う。議長が発言を押さえようとするのもおかしいと思う。これはいま、日本の国の一一番もめてるガンの問題ですよ。

- 議長(池辺秀夫君) 今後、理事者に留意しなさい、と言おうと思うてるんです。
- 20番(田中包治君) 議事を早う済ませるために……。
- 議長(池辺秀夫君) そういうことは思つておりません。
- 20番(田中包治君) それやつたら徹底的に論議しますか。あしたまでやつてもええ。いま、国全体で一番問題になつてることを、市はどう対処しようとしているのかと言つてる。
- 参与(西川喜久君) まことに申しわけございません。御指摘肝に銘じて、これらの問題解決に努力してまいりたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終ります。
- 22番（勝部津喜枝君） 共産党議員団といたしまして、今回の報酬引き上げを含めまして意見を申し上げ、態度を表明させていただきたいと思います。

先ほど冒頭、市長の所信表明の演説もございましたけれども、現状認識としては、非常に財政状況を含め、厳しい状況にあることもお話をされております。現在の和泉市の財政再建、まだまだその成果を上げていないということがはつきり言えると思います。こうした中で、今回の報酬引き上げにつきましては、決して市民が納得できるものではないと思います。また、高石540,000円ということですけど、他市に比べましても、そうした点を考えると、そういうところを上回るということにつきましては、決して市民感情も納得できるものではないと思います。

さらに、議員の報酬については、2年前に一定の引き上げもございましたし、まだ時期尚早ではないかという考え方を持つております。

こうした点から、とりわけ市長を含めての特別職の報酬引き上げにつきましては、財政再建まだ成果を上げていないという点を特に力説いたしまして、共産党としては反対、議員の分につきましては、時期尚早であるという点を申し上げ、退席させていただきたいと思います。

（共産党議員団退席）

- 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。一括4件につきまして、原案どおり可決するに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第57号、第58号、第59号及び第60号を原案どおり可決いたします。
- 議長（池辺秀夫君） ここでお昼のため暫時休憩いたしたいと思います。

（午前11時46分休憩）

(午後1時35分再開)

○議長(池辺秀夫君) それでは、午前に引き続き会議を開きます。

日程第20「昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第61号

昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第4号)

昭和54年度和泉市の一般会計補正予算(第4号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,013,839,2千円を追加し、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ2,212,805,7千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は「第3表地方債補正」による。

昭和54年12月17日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		5,244,269	132,187	5,376,456
	1.市民税	2,351,800	51,505	2,403,305
	2.固定資産税	1,793,930	74,622	1,868,552
	3.軽自動車税	449,47	6,060	51,007
5. 地方交付税		3,419,000	304,597	3,723,597
	1.地方交付税	3,419,000	304,597	3,723,597
7. 分担金及負担金		286,899	19,723	306,122
	1.分担金	19,664	3,386	23,050
	2.負担金	266,735	16,337	283,072
8. 使用料及手数料		262,347	5,750	268,097
	1.使用料	221,006	5,750	226,756
9. 国庫支出金		4,230,786	187,366	4,418,152
	2.国庫補助金	2,150,365	187,366	2,337,731
10. 府支出金		1,272,530	100,969	1,373,499
	2.府補助金	1,026,122	98,171	1,124,293
	3.府委託金	104,895	447	105,342
	4.府交付金	829	2,351	3,180
12. 寄附金		33,400	1,000	34,400
	1.寄附金	33,400	1,000	34,400
15. 市債		2,457,873	261,800	2,719,673
	1.市債	2,457,873	261,800	2,719,673
歳入合計		21,114,665	1,013,392	22,128,057

2. 歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		1 8 1,7 7 1	8,9 1 1	1 9 0,6 8 2
	1.議会費	1 8 1,7 7 1	8,9 1 1	1 9 0,6 8 2
2. 総務費		1,6 4 7,3 2 8	1 7 4,6 3 4	1,8 2 1,9 6 2
	1.総務管理費	8 1 4,1 2 3	1 3 7,6 8 7	9 5 1,8 1 0
	2.徴税費	3 6 1,5 5 6	2 7,3 5 5	3 8 8,9 1 1
	3.戸籍住民基本台帳費	1 3 5,8 6 5	2,7 8 0	1 3 8,6 4 5
	4.選舉費	6 3,1 4 6	8 4 1	6 3,9 8 7
	5.統計調査費	1 4,1 9 0	2 2 8	1 4,4 1 8
	6.監査委員費	1 4,4 0 8	4 8 0	1 4,8 8 8
	7.同和対策費	2 4 4,0 4 0	5,2 6 3	2 4 9,3 0 3
3. 民生費		5,5 4 1,1 6 1	2 7,4 9 5	5,5 6 8,6 5 6
	1.社会福祉費	2,0 9 3,3 9 2	3,2 2 1	2,0 9 6,6 1 3
	2.児童福祉費	1,8 1 0,8 2 8	1 9,5 4 2	1,8 3 0,3 7 0
	3.生活保護費	1,6 2 4,2 8 6	4,7 3 2	1,6 2 9,0 1 8
4. 衛生費		1,2 8 5,3 9 0	2 2,0 6 4	1,3 0 7,4 5 4
	1.予防衛生費	4 4 3,3 6 3	1 6,1 5 5	4 5 9,5 1 8
	2.環境衛生費	7 7 8,9 9 4	3,4 7 9	7 8 2,4 7 3
	3.墓地管理費	3 8,8 1 3	2,4 3 0	4 1,2 4 3
5. 労働費		8 1,9 4 8	△ 2,2 7 7	7 9,6 7 1
	1.失業対策費	8 1,9 4 8	△ 2,2 7 7	7 9,6 7 1
6. 農林水産業費		3 2 9,0 5 0	8 5,7 9 9	4 1 4,8 4 9
	1.農業費	3 2 1,7 9 9	7 6,1 2 5	3 9 7,9 2 4
	2.林業費	7,2 5 1	9,6 7 4	1 6,9 2 5
7. 商工費		1 6 9,7 6 4	△ 5,0 0 2	1 6 4,7 6 2
	1.商工費	1 6 9,7 6 4	△ 5,0 0 2	1 6 4,7 6 2
8. 土木費		3,5 8 7,8 3 7	1 9 1,0 5 4	3,7 7 8,8 9 1
	1.土木管理費	1 1 4,7 2 1	2 1,5 9 8	1 3 6,3 1 9
	2.道路橋染費	3 2 8,2 3 7	9 6,0 2 5	4 2 4,2 6 2

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3.河川水路費	9,800.8	1,520.0	11,320.8
	4.都市計画費	9,170.86	531.46	9,702.32
	5.住宅費	2,129,785	5,085	2,134,870
9.消防費		504,950	21,626	526,576
	1.消防費	504,950	21,626	526,576
10.教育費		3,527,275	460,116	3,987,391
	1.教育総務費	301,382	△53,214	248,168
	2.小学校費	2,276,521	442,116	2,718,637
	3.中学校費	325,387	23,619	349,006
	4.幼稚園費	377,931	△1,777	376,154
	5.社会教育費	199,715	44,136	243,851
	6.保健体育費	46,339	5,236	51,575
15.災害復旧費		41,032	28,972	70,004
	1.土木施設災害復旧費	24,327	28,172	52,499
	2.農林施設災害復旧費	16,705	800	17,505
歳出合計		21,114,665	1,013,392	22,128,057

第2表 債務負担行為補正

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
(仮称)池上小学校建設事業	昭和54年度	318,288	—	—
	昭和55年度			
緑ヶ丘小学校増築事業			昭和54年度	34,840
			昭和55年度	

起 債 の 目 的	補 正			前			補			正			後				
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法	限 度	額	起 傷 の 方 法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法	限 度 額	借 入 先	償 還 の 方 法			
河 川 整 備 事 業	11,400	普通貸借 又は 証券発行	年 8.5 %	政 府 銀 行 その他の 内	2 5 年以内 (内据置 3 年以 内、ただし、市 財政の都合によ り据置期限を短 縮しもしくは繰 上償還又は低利 に借替えること ができる。)	14,400	千円	普通貸借 又は 証券発行	年 8.5 %	政 府 銀 行 その他の 内	2 5 年以内(内据 置 3 年以内、ただし、市 財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮しもしくは 繰上償還又は低利に 借替えることができる。)	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
道 路 橋 架 整 備 事 業	53,600	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上		
水 路 整 備 事 業	5,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上		
都 市 計 画 事 業	163,600	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上		
義 務 教 育 整 備 事 業	1,142,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上		
災 害 復 旧 事 業	6,100	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上		
共 同 浴 場 整 備 事 業																	
計	2,457,873																

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第61号〔昭和54年度和泉市一般会計補正予算（第4号）〕につきまして、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

職員給与の人事院勧告に伴う改定、議員報酬及び特別職の給与改定を初め、小学校建設事業費の追加並びに各種事務事業費の補正及びこれに伴う歳入歳出予算の見通し等を勘案いたしまして、補正予算を御提案申し上げた次第でございます。

次に、内容について御説明申し上げます。

第1条は、規定の歳入歳出予算の総額に10億1千3百39万2千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2百21億2千8百5万7千円といたしますものであります。款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第一表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございまして、（仮称）池上小学校建設事業費の歳入歳出予算への組み替えによる更正減及び緑ヶ丘小学校増築事業費を追加するものであります。限度額、期間は、第二表のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございまして、事業費の追加等により起債を増額するものでございます。事業ごとの個々の借り入れ条件等は、第三表のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出予算について、事項別明細書により歳出からその内容について御説明申し上げます。

まず、初めに議会費でございますが、報酬改定による追加9百42万9千円及び職員の異動等による減として、51万8千円を減額計上いたしたものでございまして、差し引き8百91万1千円を追加計上いたしました。

次に、総務費でございますが、総務管理費につきましては、職員の給与費1億2千2百6万7千円、序舎管理経費2百59万円、車両管理経費6百20万円、和泉府中駅前自転車駐車場開設に伴う運営経費5百73万円及び交通安全施設工事費110万円をそれぞれ追加計上いたしました。

徴税費につきましては、職員の給与費及び市税納期前納付報償金といたしまして、千7百85万5千円を追加計上いたしました。

次に、戸籍住民基本台帳費2百78万円、選挙費84万1千円、統計調査費22万8千円、監査委員費48万円及び同和対策費5百26万3千円につきましては、それぞれ職員の給与費の改定による追加でございます。

以上が総務費でございまして、1億7千4百63万4千円の追加計上と相なる次第でございます。

次に、民生費につきましては、職員の給与費の追加及び簡易心身障害者通所授産事業運営補助金、共同浴場整備工事費並びに保育所管理費の追加として、2千7百49万5千円を追加計上いたしました。

次に、衛生費でございますが、予防衛生費につきましては、職員の給与費及び診療所費の追加として、千6百15万5千円を計上いたしました。

環境衛生費につきましては、職員の給与費の追加及び忠岡池不燃性廃棄物処理地整地工事費として、8百47万9千円を追加計上いたしました。

墓地管理費につきましては、職員の給与費及び葬儀用の燃料費の追加として、2百43万円を計上いたしたものでございます。

以上が衛生費でございまして、2千2百6万4千円の追加計上と相なる次第でございます。

労働費につきましては、職員の異動等による給与費の更正減でございまして、2百27万7千円の減額計上いたしたものでございます。

次に農林水産業費でございますが、農業費の農業委員会費及び農業総務費につきましては職員の給与費でございまして、96万5千円追加計上いたしました。

農業振興費につきましては、農業振興費9百90万1千円、農業構造改善事業費5千6百54万4千円追加計上し、地域農政特別対策事業費155万円を減額計上いたしました。

農地費につきましては、湯の谷農道整備事業費、うるし原水路整備事業費、ため池事業費、堂の前池防護柵設置工事費及び市単独土地改良事業費の追加といたしまして、1.026万5千円を計上いたしました。

林業費につきましては、箕輪林道整備工事費並びに山地崩壊防止工事費の追加として、9百67万4千円を計上いたしました。

以上が農林水産業費でございまして、8千5百79万9千円の追加計上と相なる次第でございます。

商工費につきましては、職員の異動等による給与費の更正減額でございまして、5百万2千円を減額計上いたしました。

次に、土木費でございますが、土木管理費につきましては、職員の給与費でございまして、2千159万8千円追加計上いたしました。

道路橋梁費につきましては、職員の給与費の追加並びに市道整備工事費、唐国池田線道路改良事業費の追加として、9千6百2万5千円を計上いたしました。

河川水路費につきましては、南面利川河川改修工事費7百50万円及び水路改修工事費7百70万円を追加計上いたしました。

都市計画費の都市計画総務費につきましては、職員給与費の更正減及び光明池緑地の調査委託料等を含めまして、8百81万9千円減額いたしました。

公園費につきましては、職員の給与費、光明池公園整備委託科の減額並びに光明池緑地整備事業費の追加、王子東公園及び松尾寺公園の整備工事費として、2千2百16万6千円計上いたしました。

街路事業費につきましては、それぞれ職員の給与費でございまして、2百5万7千円減額計上いたしました。

下水道総務費につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金として、2百49万9千円追加計上いたしました。

浸水対策費につきましては、伯太北排水路整備工事費の追加及び葛の葉北排水路整備工事費として、3千8百40万円追加計上いたしました。

都市下水路費及び住宅費につきましては、職員の給与費でございまして、95万7千円並びに5百8万5千円をそれぞれ計上いたしました。

以上が土木費でございまして、1億9千105万4千円の追加計上と相なる次第でございます。

消防費につきましては、職員の給与費、消防車の燃料費の追加等として、2千162万6千円追加計上いたしました。

次に、教育費でございますが、教育総務費につきましては、職員給与費5千3百21万4千円減額計上いたしました。

小学校費の管理費につきましては、職員の給与費並びに学校整備委託料の追加として、2千259万円計上いたしました。

学校保健費及び教育振興費につきましては、学校医等報酬の追加要保護、準要保護家庭の医療費、給食費、就学奨励費、扶助費の追加として、それぞれ計上いたしてございます。

学校建設費につきましては、鶴山台北小学校校用備品購入費、南横山小学校体育館用備品購入費の追加及び(仮称)池上小学校建設事業費の追加として、4億5百74万2千円追加計上いたしました。

中学校費の学校管理費につきましては、職員の給与費、学校整備委託料の追加として、1,163万1千円追加計上いたしました。

学校保健費及び教育振興費につきましては、学校医等報酬の追加、要保護、準要保護家庭の医療費、給食費、就学奨励費、扶助費の追加として、それぞれ計上いたしてございます。

学校建設費につきましては、石尾中学校増築事業費4百30万円を計上いたしました。

幼稚園費につきましては、職員の給与費の更正減、幼稚園警備委託料の追加及び園医等報酬の追加として、差し引き百七十七万七千円減額計上いたしました。

社会教育費につきましては、職員の給与費、池上遺跡の土地鑑定委託料及び市立図書館図書購入費の追加として、四千四百一十三万六千円計上いたしました。

保健体育費につきましては、職員の給与費の追加でございまして、五百二十三万六千円計上いたしてございます。

以上が教育費でございまして、四億六千一千六千円の追加と相なる次第でございます。

災害復旧費につきましては、補助対象事業として、河川災害復旧費二千八百一十七万二千円、側川林道災害復旧工事費八〇万円をそれぞれ追加計上いたしてございます。

以上が歳出予算の内容でございまして、総額一〇億一千三百三十九万二千円の追加と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出に充当します歳入予算について御説明申し上げます。

まず初めに、市税でございますが、現時点で見込み得る調定総額及び徴収率を勘案いたしまして、一億三千二十一万七千円を追加計上いたしました。

次に、地方交付税につきましては、普通交付税の決定により、八億四百五十九万七千円を追加計上いたしてございます。

分担金及負担金でございますが、分担金として、農業費分担金三三八万六千円追加計上。負担金として、農林水産業費負担金一〇五万七千円、都市計画費負担金一・五〇〇万円、災害復旧事業費負担金二八万円をそれぞれ計上いたしました。

使用料及手数料の使用料につきましては、和泉府中駅前自転車駐車場の使用料として、五百七十五万円を計上いたしました。

次に、国庫支出金一億八千七百三十六万六千円及び府支出金一億九千六万九千円をそれぞれ補助認承額を勘案し、追加計上いたしてございます。

これらはいずれも歳出予算と相関連いたすものでございまして、現行基準に従い計上いたしてございます。

寄附金につきましては、一般寄附金の追加として、百万円追加計上いたしました。

次に、市債でございますが、二億六千一千八〇万円を追加計上いたしてございます。これらは歳出の事業費予算と関連いたしまして、適債事業に対し、充当率を勘案しそれぞれ計上いたしてございます。

以上が歳入予算の内容でございまして、一〇億一千三百三十九万二千円の追加計上と相なる次第でございます。

以上が一般会計補正予算第4号の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 6番（大谷昌幸君） 2点についてお伺いいたします。

まず、歳入の方ですが、22ページの寄附金の百万円、これはどういうところから、いかなる事由によって御寄付いただいたものか、御説明をお願いしたいと思います。

次に、和泉府中駅前の自転車駐車場の使用料、歳入歳出いずれも相関関係があるわけですが、現在、和泉市に三駅ございますが、この府中駅の自転車預かり所については、前の第8回定期例会のときに条例審議されましたので、その方法についてとやかく申し上げません。和泉府中駅だけが有料で、他の2駅、信太山駅は路上を利用し、北信太につきましては、市の持ってる市有地を利用してますが、いずれも無料であります。この三駅のうち和泉府中だけが有料になるということは大変理解に苦しむわけでございますが、いろいろ事情をお聞きすると、やむを得ない点もあるということは認めるとしながらも、現在、6百台をもって満杯になるようにお聞きしております。すでに6百台100%利用されてるやにお聞きをしております。しかし、この周辺はまだまだ住宅が建ち、人口が増加するように思われますので、この6百台をはみ出した、601台以上の分をどのように考えてるのか。

以上、二点についてお伺いいたしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 第一点目の寄附金でございますが、百万円計上させていただいております。本件は、三井銀行より御寄贈いただいたものでございます。目的は、一般寄附金扱いをさせていただいておりますが、市の方で必要なもの、ということで、私どもの方で昨年度も寄附を賜っておりますので、図書の購入費に充当させていただきたいと思います。

○ 6番（大谷昌幸君） 1点目について質問の追加をさせていただきたいと思いますが、百万円は、三井銀行の第二阪和国道端にできた和泉府中支店というからみですか。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 私の方で受け取りましたのは、三井銀行本店からいただいたわけですが、やはりそういうようななかっこうになるかと思います。

○ 6番（大谷昌幸君） 当市に現在、市中銀行は、三井銀行というものは入ってません。その入っていない三井銀行から御寄附をいただくことは、金額の多少にかかわらず、剣の刃渡りをしているような危ない市の財政の中にあって、仮に1万円でも貴重なものであると思いますが、企業から寄付を受けるということは、企業も何らかの目的があつてこちらへ寄付していただいたもんやと思うわけです。もしも、和泉府中支店ということで向こうが寄付されたんだったら、

どういう目的で寄付をされたんかということは、これは市長、助役その他上層部の方は、確認をお受け取りいただきたいと思うわけなんです。

もしも、和泉府中支店という名前を使ってるために、言わば慰謝料というか、そういう申しわけ料としてもらうんやったら、百万や二百万、三百万円では事足りぬと思います。当市に所在するならば、あれだけの設備を持つ銀行であるならば、年間少なくとも固定資産税を初め、事業税その他を含めて5.6千万円は当市に入ってくるはずなんです。それがたかだか百万円で、迷惑料ということでもしも受けられたならば非常に不服なんですが、その点について御答弁をいただきたいと思います。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

三井銀行の方から府中支店の名称云々にかかわらず、そのことは私、存じませんが、和泉市のりっぱな図書館が建設され、活発な運営をされてるという実態を含めまして、蔵書がなお不足してるらしいということですので、僅少ですが、図書購入費として御寄付したいという申し出を受けたものでございます。そういう名称にかかわった寄付でないと理解していただいたわけですので、この点御理解いただきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

前段で府中駅を有料にし、他の二駅は無料であるという中で、それらの今後の取り組みでございます。御承知のように、府中駅前自転車駐車場の開設は、駅前周辺の自転車の路上放置による交通事故とか迷惑防止のためから取り組んでまいったものでございます。有料の原点は、国鉄への借地料の支払い、管理者の給与等の交通安全協会との関係、その他駅前周辺の現在、自転車預かりを業としておられる各店の料金等を勘案して御提案申し上げ、去る議会で御議決をいただき、その料金でもって実施させていただいております。

一方、信太山、北信太駅の周辺でございますけれども、現状の自転車の実態は、信太山駅では、路上放置、北信太駅では一定確保いたしました用地、また、その周辺に駐車が頻繁でございまして、路上放置の上からも大変迷惑し、盗難事故も起こっております。今後、この二駅の取り組みにつきましては、やはり府中駅と同じような体制で実施してまいりたい、かよう思うわけでございます。

それから、府中駅前で預かっている自転車の現状から、1台でもみ出たらどういうふうに対応するのか、という御質問でございます。現状、定期で5万台、一時預かりで8万台程度、毎日、580台程度お預かりしておる実情でございます。運用面で十分効率を考えますと、やはり600台を超してお預かりできると思っております。

なおまた御承知のように、国鉄から借地いたしました土地については、2年間で活用するということでございます。いずれ国鉄阪和線府中駅の下りホームの拡幅、延長等の工事が完了した時点で、現在位置よりやや南に相当な用地を確保して今後、それらに対応していきたいと思っております。現状では、600台を超しても預かれますし、いまのところ600台に満たないという状況でございます。

なおまた、国鉄とのいろんな折衝の中で後の話が進む中で、いろいろと問題もございますが、600台を超して大きくふくれ上がるようなことがございましたら、現状の府中駅の周辺でおいろいろと当たりまして、別途用地の確保にも努めてまいりたいと思っております。

- 6番(大谷昌幸君) いまの御答弁いただいた中で一点ひっかかるんですが、信太山駅と北信太駅の二駅も、いずれ府中駅と同じような扱いにしたいと計画しているということは、全くその言葉のとおり解釈してもええと思うんです。それやったら、私の思ってることと全然反対なんです。これはあくまでも国鉄を利用する人が乗ってきてるので、本当は国鉄さんにやってもらるべきことなんです。市がやってるのは、ちょっと行政上の市民サービスと思ってやってると思う。そうすると、当然、有料にしてええかどうかの問題、いろいろ議論の余地はあると思います。仮に府中のように有料にするならば、前の議会で決まった料金は非常に不服であるということは、一般の市民からかなり担当課に苦情が来てるはずなんです。

そういうことで考えました場合、私は幾らかの料金を取るのは、他市にも例があるのでやむを得ないとしても、もっと料金を下げてもらいたい。それがためにこの施設が試金石になると思うんですが、一般会計にどんぶり勘定されてることは、非常に市民サービスの精神から考えても、的確な扱いではないと確信するわけです。

歳入で5百75万円が自転車使用料ということで計上されてますが、念のため歳出の方を見ますと、実際の4、5カ月に出ていく金は、委託料の3百万円と使用料及賃借料で160万円、合計460万円と私は解釈したい。あの分につきましては、二年間となってるらしいが、ある程度恒久的な設備をするために投じた金、すなわちこの金は、55年度以降は恐らく必要でないと思うんです。

そうすると、歳入の5百75万円は、それらをはるかに超える額になると思う。単純に計算して2千円の600台で120万円、12カ月で千4百40万円計上される。当然、ここで黒字が出る。そうすると、端的に通俗的に申し上げまして、市が市民サービスを事柄にして、利用して、市の一般会計に何らかの寄与すべき金をもうけている。いわゆる営利行為をなしているという理解がおのずから成立すると思うんです。その点を今後、どのように取り計らわれるかということのお答えをお願いいたします。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） お尋ねでございますけれども、今回の補正予算でいろいろとお願いしておりますのは、歳入歳出から見まして、歳入がわずかながら上回っております。ただ、これ以外に整地、舗装、フェンスなり 管理人室の建設、付随して備品とか工事費等をお願いしております、この整地なりフェンス、舗装等については現状、すでに4百93万円支し出しております。これは54年度の交通安全対策特別交付金の2千3百万円の中で手当しております。

なお、将来に向けての問題でございますけれども、現状、屋根等の設備もなく雨ざらしということもございまして、いろいろと御注文を聞いております。いずれ移転することも考え方をせ、移動できる屋根等の工事も実施していかなければならんと考えております。いずれにしても市が行う事業でございまして、利益を得るということは当然考えておりません。大きな赤字を残さない範囲で、黒字が出る場合には、いろいろと施設整備に充えてまいりたい、かよう考えておりますので、御賢察賜りたいと思います。

○ 6番（大谷昌幸君） 要望しておきます。

初年度で丸1年ではないので、来年度の様子を見ていきたいと思いますが、とにかく先ほど申し上げましたように、単純計算すると必ず利益が出ると思います。それをいかなる方法で利用者、いわゆる市民に還元するかの方策をぜひとも講じていただきたい。

それから、600台を超えた部分についてどのようにするか、具体的に御回答をいただいてませんが、現在、北信太駅前で百十数坪のところを利用してるのは、管財の方で所管している和泉市の市有地なんです。先ほど4百余万円府中の方に出したと聞いておりますが、この北信太駅前の土地でもただで市に入ってない。私の調べたところでは、約6千万円、坪50万円ぐらいで市が購入している。現在、6千万円そのままと仮定しても、年間4、5百万円の利息がかかってる。だから、無償ではないわけです。

同じような土地が、府中にも土地開発公社が持っております昭栄劇場の跡地、これもたしか私の記憶では200坪ぐらい、何年たつんですか、8年ぐらいになると思いますが、以前から市民の要望として、あれを何とか利用させてくれという声があるんですが、いまだに鉄の囲いをしたままほったらかしなんです。これなんかも、使っても使わなくても金利が要るんです。それを将来に向かって何らか市民のために、特に自転車なんかの601台をはみ出た分に使っていただくという方案を講じていただきたい。

この二点を要望して終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 22番（勝部津喜枝君） 12ページの国有資産等所在市町村交付金ですが、これは一応、

54年度の見通しとしての追加はこれで終わりなのかどうか。どの辺のところまでいくのか、ひとつお尋ねしたいと思います。

それから、民生費の中の簡易心身障害者通所授産事業運営補助金追加ですが、現況、一授産所幾らになって、どのように運営されているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、市営葬儀の燃料費として133万7千円の追加、これは何に使う燃料なのか、おねしたいと思います。

それから、幸青少年センター運営費の更正減140万円、職員の給料となっておりますが、もう少し詳しく説明をお聞かせいただきたいと思います。

さらに、図書費の5百万円の追加によりまして、現在の図書の冊数は何冊になるのか。

以上、お尋ねしたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 一点目についてお答え申し上げます。

国有資産等所在市町村交付金のことですが、今回、5百51万7千円の追加で、補正後の歳入予算6千4百12万円といたしております。お説のとおり、54年度の確定した金額で、政府及び大阪府から交付されてくるわけでございます。金額が確定いたしましたので、今回、計上させていただいた次第でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市民部長（富田宏之君） 続きましてお答え申し上げます。

簡易心身障害者通所センターに対しまする補助金ですが、この補助金につきましては、53年度より補助制度ができました。当時の補助基本額は年間77万円でしたが、54年度途中において補助基本額が年間200万円になりました。それに伴いまして今回、補正しようとするものでございます。

運営の内容でございますが、もうすでに御存知のとおり、運営主体は、和泉市をつなぐ親の会が運営しております。週5日開設いたしまして、現在、男女合わせて18名の方が通っておられます。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 人事課長（稻田順三君） お答えいたします。

幸青少年センター運営費の減でございますが、去る4月の人事異動で1名の300万円程度が減額になったことによって減額補正したわけでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

- 指導部次長（竹田明郎君） 図書費の方ですが、500万円の追加によりまして、5万8千から5万9千冊ぐらいの蔵書になると思います。
- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） 47ページの市営葬儀の燃料等の追加133万7千円でございますが、死亡された人の遺体の葬儀火葬用の燃料でございます。
- 議長（池辺秀夫君） 他に。
- 13番（赤阪和見君） 2、3点お尋ねいたします。

28ページの和泉府中駅前自転車置き場ですが、この委託料が年間4百万円だというふうに僕は記憶してるんですが、その点について。

それから、借上料も年間ではなく、年度途中から8月までと思うんですが、年間どのぐらいになるのか。

それから、37ページの身体障害者解放会館運営費が職員の関係で減になっておりますけれども、当初と比べてどのような運営になってるのか。というのは、職員が何名、措置されてる障害者が何名、定数何名という形でちょっとお答え願いたいと思います。

それと、46ページの忠岡池の塵芥処理ですが、これは整地工事費となっておりますけれども、今後、この予算でどこまで進められるのかという点。

それと、温州みかんの転換促進事業補助金、これは府なり国、また市の予算の内訳。

それと、75ページの石尾中学の校舎増築費ですが、これの今後の見通し。教室不足等はどうのように対処できるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） お答え申し上げます。
- 28ページの委託料3百万円の御質問でございますが、この委託料は月額60万円で、5カ月間の合計額でございます。

なお、業務開始は11月15日からでございましたけれども、この委託につきましては、11月1日からお願ひいたしました。と申しますのは、11月1日から10日間、路上自転車放置の方々にいろいろと指導申し上げ、自転車の引き取りのない場合の措置、あと5日間は、よいよ11月15日からお預かりするについての定期申し込み等いろんな手続について、管理の方に当たっていただいたということでございます。委託料は5カ月間、収入は、4カ月と15日ということに相なっております。

それから、46ページの忠岡池不燃物処理地整地工事費でございますけれども、これは3千150平米を1平米当たり千円で整地工事しようとするものでございます。

なお、忠岡池は、相当不燃物の投棄すでに満杯近くになっておりますので、今後、公園化に向けていろいろ事業等をお考えになると思っておりますが、現状、ここでお願ひいたしましたのは、廃棄物処理に関する整地工事費でございます。

それから、49ページの農業振興費の温州みかん関係のお尋ねでございますが、これは14ヘクタールで1ヘクタール5千円として70万円の計上でございます。府の補助金が2分の1、地元負担金も2分の1となっておりまして、それらの確認のための報償費として、7万円計上させていただいたということでございます。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 人事課長（稻田順三君） 身体障害者解放会館運営費については、当初14名でしたが、人事異動、退職等により現在、10名となっております。4名減に伴う更正減でございます。
- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 市民部長（富田宏之君） 申しわけございません。身体障害者解放センターの現在の措置数は、ちょっと手元に資料がございませんので、後刻報告させていただきたいと思います。
- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 教育次長（平野誠蔵君） 石尾中学校の工事請負費並びに備品購入費でございますが、石尾中学校は来年度、55年度の4月段階で、現在よりも130名、3学級増加が予定されております。これに対応して鉄骨三教室の増築並びに生徒増による机、いす等の購入費の追加をお願いしたわけでございます。
- 13番（赤阪和見君） 温州みかんの転換事業補助金が8百37万3千円ですね。1ヘクタール5千円がどうのこうのと……。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） 失礼申し上げました。温州みかん転換促進補助金は、二分の一が府の補助金、二分の一が地元負担金という形で、歳入の19ページをごらんになったらおわかりかと思いますが、国の補助金となっておりますが、この額と、地元負担金が二分の一になるわけでございます。
- 13番（赤阪和見君） 8百37万3千円が府の補助金ですね、予算計上されてるのは府の補助金だけですね。現在、非常にことしは豊作貧乏で、昨年のジュース並み以下という現況で、府のこれだけの補助金、どういう形になるかわかりませんけれども、とてもやないが、しんどいと思います。そういう点で市の単費の持ち出しとか、その点のお考えを後で聞かせていただきたいのと、身体障害者解放会館の運営費ですが、職員がマイナス4名で10名になったということ、措置児が何名かわからないという。私、決算委員で予算面でいろいろお聞きした中で、18名定員で、ことしはまだ7名しか措置されてない、と伺ったときがあって、せっかく14

名の職員で18名の子供さんをみるという形で、6ヶ月単位で卒園していくというサイクルでやつていかれるとして聞いておったんです。これだけの建物で4名の職員が削られたということは、宝の持ち腐れもはなはだしいと思うんです。

その中で社会事務総務費の簡易心身障害者通所授産運営補助金という形で補助金の追加がされようとしておりますけれども、ここでも非常に狭い場所で努力しながら、手をつなぐ親の会が一生懸命子供に社会的に自立できるよう願いを込めてやってるということで、4名を減にして施設を無暗やたらに放置されてるということは非常に固るわけです。そういう点で、今後の運営のお考をお聞かせいただきたいと思います。

それと、石尾中学が、130名が来年度当初にプラスになるという形ですが、予算が3百50万円、これはプレハブですか。

○ 教育次長（平野誠蔵君） はい。

○ 13番（赤阪和見君） これだけの増が見込まれるという今後の推移を見た中での校舎の増築、また、請願にも出てるように、第二石尾中学の建設等、近い将来の考方はどうなってるか、お聞かせいただきたい。

○ 市民部長（富田宏之君） 申しわけございませんが、現在、身体障害者解放センターで措置している人数は、18歳以上が14名、18歳以下が15名、合わせて29名でございます。54年度から身体障害者の入所措置を始め現在、まだ初年度でございますので、今後なお精力的に運営委員会等に諮り、りっぱな施設でございますので、十分活用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） みかんの転作の関係でございますが、この事業は、始められてからまだ年も浅いわけでございまして、今回、お願いしておりますのは、千6百74万6千円の事業の二分の一の補助金を得、二分の一が地元負担という形で実施しようとするもので、制度始まって以来、地元で二分の一の負担していただくということでございます。個人個人の補助事業でございます。御意見、御趣旨は十分理解いたしております。現下の社会事情等もございますが、いろいろ各般にわたって研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 教育次長（平野誠蔵君） 石尾中学校の補正をお願いしております分は、いわゆるプレハブ三教室の増築対策でございます。

石尾中学の推計でございますが、別途請願にも出ておりますように、現在の生徒の→動向→

を見ても、近い将来の時点で2千名を超えることが明らかでございます。したがいまして、抜本対策といたしましては、教育委員会がとってまいりました学校規模の適正化等の状況から、どうしても第二石尾中学の分離新設は必至であるという判断に立てるわけでございますが、実際問題といたしまして、しかばばいつの時点で、どこに新校を求めるかにつきましては財政事情等もございますし、なおまた、現在市が施行しようとしております中央丘陵開発のからみの中で、校区をどうするかというむずかしい問題もございます。現時点におきましては、早期な時点で分離新設をしていくこうという方針のみを考えておりますが、具体的な方策につきましては、今後、鋭意関係部局と煮詰め、調整を図ってまいりたいと考える次第でございます。

- 18番（赤阪和見君） 石尾中学の件につきましては請願も出ておりますので、意見だけ申し上げておきます。

請願にもあるように、内容的には2千名になんなんとする、近い将来というよりも、2年後には控えてるわけでございます。そういう中で、プレハブ、プレハブという形では、大きな問題になってくると思います。今後の新設校の建設を中央丘陵開発とのからみという形では非常に困るわけで、早急に検討してもらいたいと思います。

もう一点、身体障害者解放会館ですが、18歳以上が14名、18歳以下が15名ということですが、職員が10名に減ってるんですか。

- 市民部長（富田宏之君） 4名減の職員の内訳ですが、用務員さんが三名、看護婦が年度途中で一名おやめになりました。ただ、指導員、保母についてはセンター運営上、支障ない人員配置はしております。

- 18番（赤阪和見君） というのは、それだけ職員さんが多かったということですか。この上に出ております簡易心身障害者通所授産施設は、民間の手をつなぐ親の会の障害者を持つ親が真剣に取り組んでおります。そこにボランティアの方とか専門の方を迎えるといながらも、なかなかこれだけの補助金で非常に困ってるわけです。石油製品が暴騰する中で、送迎の車の燃料代等にも事欠くようなときがあります。そういう点で、そのような施設に対する助成金、人的な応援ももう一步考えていただきたい、ということを強く要望しておきます。

- 議長（池辺秀夫君） 他に。

- 15番（横田憲治郎君） 先ほど勝部さんからもちょっと出ておりましたが、一連の需要費ですが、ずっと燃料費の関係で出てるわけです。いま、最後に赤阪君が言いましたように、ガソリンのアップということが基本になっているかと思います。その購入の仕方、単価算定の基準をどういうふうに持たれているのか。

それから、58年度決算では経常収支比率が約107%ということでございますが、当初

で事前に需要費を精査する中で組んでる中で、やむを得ず上がってきた分は補正せんことには賄えんわけですが、当初からのにらみ合わせはどういう変化があるのか、その二点について、燃料費の面でお答え願いたい。

それと、池上小学校について念のために聞いておきたいんですが、今後、補正されるわけですが、一連のいわゆる超過負担、これは用地購入費から建設費とトータルして、この予算書では明確になりませんので、教育委員会で補助金等も出てきてるわけですので、整理してトータル的に御報告をいただきたいと思います。

それから、庁舎の整備工事費2百59万円出ていますが、たださえ狭いなかいろいろと苦心して運営していただいていることだと思うんですが、この費用でどういう手当をしようとしているのか、お伺いしたい。

それから、市道整備工事費8千5百万円ですが、府の補助金が2千百80万円、市単費と出しておりますが、具体的にどの個所をしようとしておるのか。

最後に浸水対策事業ですが、歳出の方で市街地排水路整備事業費ということで計上されてるんですが、府の浸水対策補助金ですべて賄おうとするのか。国との関係、単費の関係はどうなのか。

以上、簡単にお伺いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） まず経常収支比率の御指摘でございますが、先ほど決算認定のときにお話いたしましたように、53年度は107.7%でございまして、54年度当初予算につきましては、単年度収支の均衡を何とか図ったということで御提案申し上げました。100をめどに当初予算を計上いたしました。その後、今回の税並びに地方交付税の普通交付税分の追加予算を御提案申し上げておりますように、歳出の削減に努力しながらも、歳入の経常的な収入も増加してまいってることで、現時点での54年度の経常収支比率の見込みが98.8ということで、100を割ること1・2ばかり、100を下回った財政運営を行いたい。今後、さらに比率の改善に向けて精いっぱい努力してまいりたいと考えております。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 財務部次長（北野敦雄君） 需要関係につきましては補正予算全般にわたりますので、財務部から一括して御説明いたします。

今回の補正の関係でございますが、総務部関係では、車両管理費のガソリン等の燃料代。消防費では、消防本部、団の消防車等のガソリン。民生費では、保育園関係の灯油、プロパン。衛生費では、市営葬儀の灯油等。そういう点で補正いたしております。

石油製品につきましては、本年4月以降も数次にわたって値上げされてございます。ちなみに、ガソリンは、4月1日の105円が12月1日現在の契約が144円でございまして、その間、4回にわたって値上げされたわけでございます。灯油も、本年4月1日に1リットル38円が現在、1リットル67円、プロパンガスが、本年4月1日1立米230円が現在、320円といった状況でございます。これらの契約につきましては、管財課の窓口を通して業者と一括折衝して契約いたしておりますような状況でございます。今回、今後の使用の見込み等を合わせまして補正をいたした次第でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 教育次長（平野誠蔵君） 池上小学校のトータル的な財源内訳でございます。予算書にございますように、当初予算が11億6千3百34万2千円、債務負担行為の現年度への組み替えと追加を合わせまして今回の補正が4億24万8千円、補正後の総額は15億6千3百62万6千円でございます。内訳は、国庫補助が三億三千76万7千円、地方債で10億8千790万円、一般財源として1億4千495万9千円を予定してるわけでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 建設部長（森保君） 道路維持補修の整備関連でございますが、8千5百万円の補正をお願い申し上げております。これにつきましては、市道全域でございます。地方債が5千500万円、一般財源が3千万円でございます。

続きまして、浸水対策費の伯太北排水工事と葛の葉排水工事合わせまして3千8百万円、これにつきましては、国庫補助はなく府の補助千5百万円、地方債が2千2百50万円、それに一般財源でございます。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 財務部長（麻生和義君） 続きまして、庁舎の営繕関係の工事費の追加でございますが、現在の市庁舎が昭和32・33年度で建設されたわけですが、かなり施設も老朽化しております。地下の電気室の排水ポンプ、現業の方々の風呂の取りかえ、本館の炊事関係、便所の排水管などが万年補修を必要とするわけで、その他現有の庁舎の営繕整備ということで今回、補正計上させていただいた次第でございます。

○ 15番（横田憲治郎君） 池小の関係の超過負担について掌握されておるのか、お答えいただきたいと思います。

それと需要費の関係ですが、財務部長が9.8.8、今回あるいは年度末への推移も展望する中で100%以下をキープできるという確約的なことが言えるかどうか。もちろん補助の関係も

ありますが、あくまでも歳出基調になろうと思います。確認して終わります。

○ 財務部長（麻生和義君） 財務部所管の経常経費関係でお答えいたしますが、御指摘の経常収支比率の問題、財政の弾力度を示す上で重要な物差しになってるわけでございます。歳出の経費につきましては、一応、議会で御議決をいただいた範囲内で執行する、経常的な経費はそういうことでございます。現時点で9.8.8、さらに努力と申し上げましたのは、今後、さらに市税の徴収率の向上等、経常的な歳入に努力し、幾らかでも経常収支比率9.8.8を下げたいと考えるわけでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 教育次長（平野誠蔵君） 池小の超過負担を把握してるか、という御質問でございます。申しわけございませんが、ちょっと具体的な数値をもって明確なお答えをすることはできませんので、後日、御報告申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 2、3点質問いたしたいと思います。

まず、41ページの看護婦賃金というのは、どういう意味で出てるのか、説明してもらいたいと思います。

それから二点目、温州みかんの転換促進事業補助金ですか、これはどういう制度で地域で決まってるのか、あるいはどういう方向でやるのか全然わかりませんので、先ほど、地元負担が二分の一とか言ってましたが、みかんの木をどうするのか、初めて聞きましたので、ちょっとお願ひしたいと思います。

それから、84ページの一般行政職と技能労務職が載っていますが、労務職が307名で5級職、これはどういう人々ですか、平均賃金が非常に高いですね、16万5千7百86円、54年1月1日現在ですね。こちらのちょっと労務職とはどんな仕事か、また、労務職賃金表がございませんし、なぜこうなってるのか、もう少し、明確に説明願いたいと思います。

最後に、都市整備部の補正予算をどういう理由で出してないのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 市民部長（富田宏之君） お答え申し上げます。

41ページの看護婦の賃金ですが、54年度当初の人事異動も伴いまして、正規の看護婦さんを各保育所に配置しておりましたが、急におやめになった看護婦さんが二名いらっしゃいます。正規の採用が間に合いませんでしたので、現在、臨時雇いをしておりますので、その人の賃金でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 産業衛生部次長（角谷泰夫君） 51ページの温州みかんの転換事業補助金の内容でございますが、先ほど部長が申し上げたように、国、府の補助金が二分の一、個々の農家が自分の持つみかん園の不良樹木を改植、伐採、抜木、その跡地の利用、たとえば野菜園に改造するとか植林するとかいったことに対する、不良みかん樹林の改善に要する補助事業でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 人事課長（稲田順三君） お答えいたします。

84ページの技能労務職と一般行政職の賃金等について御説明申し上げます。

技能労務職につきましては御承知のとおり、用務員さん、調理員さん等現場の職員でございまして、給料表では5等級になっております。また、給料面の高いのは、技能労務職につきましては、平均年齢が高いという状態でございます。たとえば保母さんなどの場合、比較的年齢が低いという関係がございまして、一般行政職に比べ若干なりとも下回ってる、このような状況でございます。

それから、都市整備部の補正予算の関係でございますが、たしか9百万円程度の予備費が組んでございますので、その範囲内で今回の給与改定については措置できるという状況でございますので、そういう条項を適用させていただき給与改定を行いたいと考える次第でございます。

○ 20番（田中包治君） みかん園の補助金、余り市民は知りませんわね、わしらも聞いたのは初めてですが、どこかへ連絡したんですか。そこらがちょっと理解できない。

それから労務職、ちょっとおかしいんと違いまっか。全部5級職、間違いないですね。そうすると、和泉市ができてからそう上がりまっか。

- 人事課長（稻田順三君） 84ページにも書かせていただきましたように、平均年齢も一般行政職31.3歳、技能労務職43.1歳と12.8歳の差がございます。この点も加味して現実に反映してあるものと考えております。
- 20番（田中包治君） さきに出ました俸給表、常識で考えたら一年一号しか上がらない。和泉市がでてから23年ですか、そうなるとおかしい。中学か高卒で初任給は決まってますね。それで一年に一号上がっていってそなりまっか。平均勤続年数は何年ですか。
- 人事課長（稻田順三君） 恐れ入ります。朝からの議論にもなってくるわけでございますが、確かに職員としての身分の位置づけは5等級ですが、渡りの問題がこの中で出てきます。よって、このような数字が出てくるものとわれわれは理解しております。
- 20番（田中包治君） 5等級から4等級になる資格については、何年という最低があるはずです。条例か規則か知りませんが、その上で上がれば4級職の号俸を適用するんでしょう。朝の議論で議長の言い方も気に食わなかつたが、まあ、わかるんですが、5級職が何名、4級職が何名ということにしないとね。そうせんと、用務員が課長補佐の給料もらってるとか、という話も出てくる。わしらが見たら非常に高いな、と思うんです。和泉市がでてからを考えるとわかるんです。学校が何ぼできたか知りませんが、そこに問題があるかと考えます。正しいと思ってるから言いませんが、わしらの常識では理解できない。市民がどう反応するか、課長補佐の給料を用務員がもらつるとするとね。もちろん、管理職には管理職手当がありますが、そのかわり一般職員には増務給があるのでそつ変わりません。それで職階賃金の人事院勧告をどう思つてるかを本当は聞きたい。しかし、こういう実態をせめて議会ぐらいには言ってええんやないかというのがわしの考え方です。ところが、どうやこうや言う人がおるから余り言わなかつたが、そこらでよく議会の納得を得なければいけないと思います。
- それから、都市整備部はそれでいいが、前のやつは水増しやつたということですか。
- 人事課長（稻田順三君） 先ほど申し上げましたように、9百万円程度の予備費が組んでございますので、これを使わせていただきたいと考えておるものでございます。
- 20番（田中包治君） 向こうからもらう金やから…。常識的に考えても、都市整備部が出

てないやないか、彼らの賃金改定をするのかせんのかという問題もからんでくる。これは特別会計でしょう。あんた方が提案したのは一般会計だけでしょう。

○ 人事課長（稻田順三君） 賃金改定につきましては一般会計のみならず、水道、病院も含めて御提案し、御議決願いたいと思っております。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第61号を原案どおり可決いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） ここで暫時休憩いたします。

（午後2時50分休憩）

(午後3時35分再開)

○議長(池田秀夫君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21「昭和54年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」と日程第22号「昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第62号

昭和54年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

昭和54年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2.274千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3.245.873千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

昭和54年12月17日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表歳入歳出予算補正

1. 岁 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8. 繰越金			2.274	2.274
	1. 繰越金		2.274	2.274
歳 入 合 計		3243.599	2.274	3245.873

2. 岁 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		118.512	2.274	120.786
	1. 総務管理費	30.661	3.99	31.060
	2. 徴収費	86.802	1.875	88.677
歳 入 合 計		3243.599	2.274	3245.873

議案第63号

昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

昭和54年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,499千円を追加し、歳入歳出予算の
総額をそれぞれ573,836千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の
金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

昭和54年12月17日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 岁入歳出予算補正

1. 岁 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		188,995	2,499	191,494
	1. 一般会計繰入金	188,995	2,499	191,494
歳入	合計	571,337	2,499	573,836

2. 岁 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		580,815	2,499	583,314
	1. 下水道総務費	482,382	1,423	483,805
	2. 下水道整備費	98,433	1,076	99,509
歳出	合計	571,337	2,499	573,836

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 財務部長(麻生和義君) ただいま御上程いただきました議案第62号「昭和54年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」及び第63号「昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」につきまして御説明申し上げます。
当会計におきましても一般会計同様、人事院勧告による給与の改定に伴い追加の必要が生じてまいりましたので、御提案申し上げた次第でございます。

内容について御説明申し上げます。議案書の 89 ページでございます。

第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額に 2百217万4千円を追加いたしまして、補正後の予算の総額をそれぞれ 32億4千5百87万3千円といったものであります。款、項の区分及び当該区分ごとの全額は、第1表のとおりでございます。

今回の補正は、事項別明細書にございますように、職員の給与改定等による追加でございまして、2百27万4千円を追加計上いたし、この歳出予算につきましては、繰越金をもって措置いたしてございます。

以上が国民健康保険事業特別会計補正予算の内容でございます。

引き続きまして、議案第 63 号について御説明申し上げます。

当会計におきましても他の会計予算と同様、人事院勧告による給与の改定に伴い追加の必要が生じましたので、御提案申し上げた次第でございます。

予算書の第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額に 2百49万9千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 5億7千3百88万6千円といったものであります。款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

給与費の追加所要額 2百49万9千円につきましては、一般会計より繰り入れいたすべく措置いたしてございます。

以上が今回の特別会計補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 62 号及び第 63 号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第 23 「昭和 54 年度和泉市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。（市会事務局長朗読）

議案第 64 号

昭和 54 年度和泉市水道事業会計補正予算（第 1 号）

- 第1条 昭和54年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
- 第2条 昭和54年度水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支		出	
第1款 水道事業費用	1,477,315千円	1,483,5千円	1,492,150千円
第1項 営業費用	1,178,161千円	1,483,5千円	1,192,996千円

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支		出	
第1款 資本的支出	524,431千円	589千円	525,020千円
第1項 建設改良費	453,000千円	589千円	453,589千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	401,845千円	1,542,4千円	417,269千円

昭和54年12月17日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和54年度水道事業会計実施計画

1. 収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(円)	備考
1. 水道事業収益			1,537,557	
	1. 営業収益		1,370,837	
	1. 給水収益	1,321,904	水道料金及び量水器使用料	
	2. 受江事収益	30,000	給水装置の新設、増設及び修繕並びに配水管移設等受江事収益	
	3. その他の営業収益	1,8933	材料販売収益、消火栓附管理備品金下水道業務収益並びに設備審査検査料、材料検査、道路占用及び掘削申請各種証明手数料	
	2. 営業外収益		1,36,620	
	1. 加入金	149,120	新規水道加入金	

	2. 受取利息	2,500	預金利息及び有価証券利息
	3. 雑収益	5,000	不用品売却及び配給水管破損弁償金等
	4. 他会計補助金	10,000	一般会計補助金
3. 特別利益		100	
	1.過年度損益修正益	100	過年度損益修正益

款	項	目	予定額(円)	備考
1. 水道事業費用			1,492,150	
	1. 営業費用		1,192,996	
	1. 原水及び浄水費	647,298	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用	
	2. 配水及び給水費	164,927	配水、給水に要する費用	
	3. 受託工事費	300,000	受託工事に要する費用	
	4. 業務費	110,653	検針、調定集金その他業務の運営に要する費用	
	5. 総係費	87,659	事業活動全般に関連する費用	
	6. 減価償却費	146,949	固定資産の減価償却費	
	7. 資産減耗費	510	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損	
	8. その他の営業費用	5,000	材料売却原価	
	2. 営業外費用	297,954		
	1. 支利及び企業債権取扱費	297,904	企業債の利息及び一時借入金利息	
	2. 雜支出	50	雑支出	
	3. 特別損失	200		
	1.過年度損益修正損	200	過年度損益修正損	
	4. 予備費	1,000		
	1. 予備費	1,000	予備費	

2. 資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(円)	備考
資本的収入			430,500	
	1. 企業債		266,000	
	1. 企業債	266,000	配水管整備事業及び更生事業並びに施設整備事業債	
	2. 工事負担金		160,000	
	1. 工事負担金	160,000	配水管布設等工事負担金	
	3. 負担金		4,500	
	1. 他会計負担金	4,500	消火栓新設に伴う一般会計負担金	

収 出

款	項	目	予定額(円)	備考
1. 資本的支出			525,020	
	1. 建設改良費		458,589	
	1. 配水管整備事業費	124,000	配水管整備事業に要する工事費	
	2. 配水管更生事業費	25,800	配水管更生事業に要する工事費	
	3. 施設整備事業費	242,006	施設整備事業に要する工事費等	
	4. 改良工事費	110,569	改良工事に要する工事費等	
	5. 光明台水道施設建設費	49,014	光明台団地水道施設建設費等	
	6. 営業設備費	13,800	営業に係る諸資産購入費	
	2. 企業債償還金		71,431	
	1. 企業債償還金	71,431	企業債の元金償還金	

昭和54年度水道事業会計資金計画

(単位 千円)

区分	当年度予定額	区分	当年度予定額
受入資金	2,468,484	支払資金	2,449,502
1. 事業収益	1,399,177	1. 事業費用	1,339,691

2. 前年度未収金	1 3 7,576	2. 前年度末払金	1 5,951
3 企 業 債	2 7 2,400	3 建設改良費	5 0 5,429
4. 工事負担金	1 6 0,000	4. 企業債償還金	7 1,431
5. 負 担 金	4,500	5. 一時借入金	4 6 0,000
6. 一時借入金	4 3 0,000	6. 前受金払出	5 0,000
7. 前 受 金	1 0,000	7. 預り金返済	7,000
8. 預 り 金	7,000		
9. 繰 越 金	4 7,831	差 引	1 8,982

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
 ○ 水道部長（田中稔君） ただいま上程されました議案第64号「昭和54年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」について提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回、補正いたしますのは一般会計と同様、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて行う職員給与費について補正せんといたすものであります。

内容について申し上げますと、第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を給与改定により損益勘定支弁職員給与費を補正するものであり、水道事業費用中営業費用について千4百83万5千円を追加し、補正後の水道事業費用を14億9千2百15万円といたすものでございます。

第3条は、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、前条同様に資本勘定支弁職員給与費を補正するもので、資本的支出中建設改良費について58万9千円追加し、補正後の資本的支出を5億2千5百2万円といたすものであります。

第4条では、予算第8条に定めた職員給与費を今回の補正により、4億百84万5千円を4億1千7百26万9千円に改めるものでございます。

以上の結果、54年度末の累積欠損金は3億8千9百58万8千余円、不良債務額は1億4千4百22万6千余円と相なるものでございます。

以上が今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございますが、これらの詳細につきましては、42ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいまして原案御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑 御意見ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第64号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第24「昭和54年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
議案を朗読させます。（市会事務局長朗読）

議案第65号

昭和54年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 昭和54年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 昭和54年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「136,600人」を「146,124人」に、同条第3号中「460人」を「492人」にそれぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収			入
第1款 病院事業収益	1,942,930千円	3,415,45千円	2,284,475千円
第1項 医業収益	1,876,200千円	3,415,45千円	2,217,745千円
支			出
第1款 病院事業費用	2,612,900千円	1,277,36千円	2,740,636千円
第1項 医業費用	2,257,400千円	1,27,736千円	2,385,136千円
第4条 予算第7条中職員給与費「1,241,100千円」を「1,285,438千円」に改める。			
第5条 予算第9条中たな卸資産の講入限度額「646,387千円」を「729,785千円」に改める。			

昭和54年12月17日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和54年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益			1,942,930	3,415,45	2,284,475	
1. 入院収益			1,876,000	3,415,45	2,217,745	
1. 外来収益			1,236,328	2,30,312	1,466,640	
2. その他医業収益			562,812	1,11,233	674,045	
3. 医業外収益			770,60	—	770,60	
1. 受取利息配当金			2,6,250	—	2,6,250	
2. 他会計補助金			1,300	—	1,300	
3. 国庫(府)補助金			5,050	—	5,050	
4. 患者外給食収益			1,731	—	1,731	
5. その他医業外収益			15,802	—	15,802	
3. 特別利益			2,367	—	2,367	
1. 特別利益			40,480	—	40,480	

支

出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 病院事業費用			2.6 1 2.9 0 0	1 2 7.7 3 6	2.7 4 0.6 3 6
1. 医業費用			2.2 5 7.4 0 0	1 2 7.7 3 6	2.3 8 5.1 3 6
1. 給与費	1.2 4 1.1 0 0		4 4.3 3 8	1.2 8 5.4 3 8	
2. 材料費	6 1 9.3 0 0		8 3.3 9 8	7 0 2.6 9 8	
3. 経費	2 1 2.0 1 2		—	2 1 2.0 1 2	
4. 減価償却費	1 7 7.4 8 8		—	1 7 7.4 8 8	
5. 研究修繕費	7.5 0 0		—	7.5 0 0	
2. 医業外費用			3 5 5.2 0 0	—	3 5 5.2 0 0
1. 支払利息及び 企業債取扱請費	3 3 9.9 3 2		—	3 3 9.9 3 2	
2. 患者外給食材料費	1 5.2 6 8		—	1 5.2 6 8	
3. 予備費	3 0 0		—	3 0 0	
3. 予備費	3 0 0		—	3 0 0	

昭和 54 年度和泉市病院事業会計資金計画

区分		当年度予定額		区分		当年度予定額	
受入	資金	4,954,800	千円	支払	資金	4,466,906	千円
1. 医業収益		1,847,745		1. 医業費用		2,057,648	
2. 医業外収益		1,778,9		2. 医業外費用		3,542,00	
3. 出資	金	1,054,87		3. 建設改良費		4,317,4	
4. 他会計補助金		5,050		4. 企業債償還金		1,440,80	
5. 長期借入金		8,3,000		5. 看護婦宿舍賃料		1,233	
6. 固定補助金		911		6. 特例債償還金		4,0480	
7. 一時借入金		2,000,000		7. 一時借入金		1,600,000	
8. 繰越未払金		2,38,506		8. 繰越未払金		1,26,091	
9. 預り金		1,00,000		9. 預り金		1,00,000	
10. 特別利益		4,0480					
11. 前期繰越金		5,6,512		差引		2,8574	

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（内山繁君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第65号「昭和54年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」につきまして、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

本年4月、眼科、耳鼻咽喉科の開設により総合的な病院としての規模をもって発足いたしました。このことから本病院を利用される患者が日増しにふえてまいりました。それに伴って業務量が増大することになり、経常的な収益及び費用の追加が必要となつてまいりましたとのと、職員の給与改定に伴う給与費の追加計上が必要となつたために御提案申し上げたものでございます。

次に、内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算第2条は、業務の予定量の変更でありまして、外来患者数は、先ほど申し上げましたように、利用患者数の増加により年間延べ13万6千6百人、1日平均4百60人の当初予定でありましたが、年間延べ9千5百24人1日平均32人の増加見込みで年間延べ14万6千百24人、1日平均4百92人に改めるものであります。

第3条は、経常収支に相当いたします収益的収支の補正でありまして、収入は、医業収益で入院収益2億3千31万2千円、外来収益1億1千百23万3千円、合計3億4千百54万5千円の追加で、入院収益、外来収益の予定以上に伸びる見込みでありますので、補正をお願いするものであります。

支出では、医業費用で職員の給与費4千4百33万8千円、材料費8千3百39万8千円、合計1億2千7百73万6千円の追加でございまして、給与費の追加は、人事院勧告に準ずる職員の給与改定による費用と、材料費は医薬品を購入する費用をそれぞれ追加計上いたしました。

補正後の医業収支状況は、医業収益22億1千74万5千円、医業費用23億8千5百13万6千円、医業収支差し引き1億6千7百39万1千円の欠損と相なる次第でございます。

医業外収支を含めた収益的収支状況は、事業収益で22億8千4百47万5千円、事業費用27億4千63万6千円、収支差し引き4億5千6百16万1千円の欠損と相なるわけでございます。なお厳しい財政事情でありますが、より一層収支の改善に向け努力を尽くす所存でございます。

次に第4条は、予算第7条中議会の議決を得なければ流用することのできない職員給与費12億4千百10万円を12億8千5百43万8千円に補正するものであります。

第5条は、材料費の追加補正によるたな卸資産の購入限度額6億4千6百38万7千円を、7億2千9百78万5千円に改めるものであります。

以上、簡単ですが、議案第65号の提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

四十六ページの補正予算実施計画以下に諸表を添付いたしておりますので御参照賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願ひいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 6番（大谷昌幸君） 当初の予算に比べて収入面で2割近い3億4千余万円を増額していた御努力に対しましては、非常に感謝申し上げます。しかし、このトータルの22億8千4百余万円も、それにまつわる事業費用27億4千63万円中4番目の減価償却費と次の研究研修費、これも実際は減価償却費だと思いますが、この両方を合計して約1億8千5百万円、これを差し引きしても、なおかつ3億近い不足額が出るわけですね。今度、1日当り32人の患者さんがふえるということですが、毎日の医業収益と医業支出、いわゆる本来の事業の収支のバランスがくずれているということを懸念するのです。これは今後保険医療事業の見直し、その他によって、かなり厳しい環境に迫られると思いますが、ことしは当初に比べ3億余補正していただきましたが、来年度はもう少し効率を高めていただけるものかどうかという点だけお聞きしたい。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 病院事務局長（内田繁君） 御指摘恐れ入ります。確かに3億余の赤字が出てやります。われわれとしては、この医業収支を何とかバランスをとりたい。これが第1目標で鋭意努力いたしておるわけでございます。今後もそれを第1目標として、病院長を初め総力を挙げて医業収支をトントンにもっていくよう努力したいと思いますので、ひとつ御了承賜りたいと思います。
- 6番（大谷昌幸君） それで一応、具体的にお聞きしたいんですが、現在の人員でまだかなり患者を診療する予備能力があるのか、それとも、現在の人員でいわゆる100%の効率が上がっているのかそこに原因があると思うのですが参考のためにお聞かせ願いたいと思います。
- 病院事務局長（内田繁君） 一概に余裕があるかどうか、非常にむづかしい。回答になるとと思うんですが、ある程度の余裕を持って医師なり職員がおります。したがって、これを100%まで伸ばすということで鋭意努力していきたいこういうふうに思います。
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。
お詫びいたします。本件を原案どやり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第65号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第25「開発事業対策特別委員会の名称変更並びに設置要領について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第20号、

開発事業対策特別委員会の名称変更並びに設置要領について

開発事業対策特別委員会の名称を和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会と改め設置要領を次のとおり定める。

昭和54年12月17日提出

和泉市議会議員

田中包治 赤阪和見
天堀博木下甲子三
仁井明貝淵博治
金沢勝勝部津喜枝
松下定坂上國治
藤原要馬

記

1. 委員会の名称

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会

2. 委員の定数

11名

3. 付託案件

和泉中央丘陵並びに市全域における開発に関する事

4. 付託条件

本委員会は議会閉会中においても継続審査できるものとし、その内容については委員会が必要と認めたものは次の本会議に報告するものとする。

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 20番（田中包治君） それでは僭越ですが、提案理由の説明をしたいと思います。

ただいま上程されました議会議案第20号につきましては皆様方御存知のことや、中央丘陵開発が和泉市にとって最も重要な大規模開発であるとの、現在、地域においては、協力団体なりあるいは農協等の問題があり、去る議員総会その他でいろいろ論議されております。今後、当議会においても慎重に対処しなければならず、これら開発に伴う諸事項を審議するため、現在の開発事業対策特別委員会を和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会と名称を改めるとともに、名称を改める理由ですが、現在の市民の協力団体が和泉中央丘陵という1つの問題がイメージであるので、非常に名称が長くなりましたが、これが妥当でないかということで、そういうふうに名前を変更しております。

なお、付託案件といたしましては、全市域に係る開発事業を審議することは従来どおりとし、審議の過程において 委員会が特に必要と認めた事項は本会議へ報告することを新しく加えたものであります。

以上が、本議案の名称の変更並びに設置要領の内容であります。何とぞ皆様方の満場一致の御賛同をいただきたいと思います。提案理由の説明を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議会議案第20号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第26「各種建設工事受注についての請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

各種建設工事受注についての請願

紹介議員

和泉市議会議員	仁井 明
同	木下 甲子三
同	田中 包治
同	金沢 勝
同	藤原 要馬
同	山口 義一
同	橋本 佳行
同	寺田 茂

各種建設工事受注についての請願

(請願理由)

私達建設業者は、永年に亘りこれに専従し、この間、好況もあり、又不況の波に打碎かれんばかりの打撃を蒙りながら安定成長を念願しつつ今日に至りました。

しかしながら現状におきましては、国及び地方自治体においても同様財政難による緊縮のやむを得ない事態に直面している事実はよく理解いたしているところであります。この前途を考えますとき、経営が行詰り倒産の破目に落ち込むおそれがありますので我々にとって死活問題でありますことから議員各位の絶大なるご協力によってこの難関を突破させて頂きたく、こゝに請願するに至った次第です。

何卒地元建設業者のご指導と育成を賜りますようお取計らいの程おねがい申し上げます。

(請願の主旨)

1. 市建設工事の発注について市公共事業は市内業者に発注すること。
2. 次期住宅供給公社発注の(寺門、寺田、今福団地)造成並びに建築工事受注について地元業者に斡旋すること。
3. 和泉丘陵都市開発整備事業に関連する各種工事受注について上記2項と同じ扱いをすること。

昭和 54 年 1 月 17 日

和泉建設事業協同組合

代表理事 北野 喜八郎

和泉市府中町 2 丁目 3 の 25

外 16 名

和泉市議会議会 池辺秀夫 殿

- 議長（池辺秀夫君） 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 5番（仁井明君） 局長の朗読どおりでございますので、何とぞよろしくお願ひいたします。
- 議長（池辺秀夫君） 本請願について質疑、御意見ございませんか。
- 19番（貝渕博治君） いま、局長が朗読したんですが、この請願趣旨については、議会議長あてでございますし、内容についても、疑義を感じるものでございます。その点ひとつ皆さんにお詫び願って、賢明なる議長の裁断をお願いしたいと思います。執行、審議が入り乱れてる請願だと見受けます。
- 議長（池辺秀夫君） ただいまの貝渕議員の発言は、私ももっともな御意見かと思うものでございます。よって、本件を一時議長預かりということにさせていただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、さよう措置させていただきます。ありがとうございます。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 27 「石尾中学校のマンモス化を解消し、（仮称）第 2 石尾中学校の建設を要求する請願」を議題といたします。
請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

石尾中学校のマンモス化を解消し、

(仮称) 第二石尾中学校の建設を要求する請願

紹 介 議 員

和泉市議会議員	田 中 包 治
同	横 田 憲 治 郎
同	金 沢 勝
同	松 下 定
同	上 代 卵 之 松
同	寺 田 茂
同	藤 原 馬
同	坂 上 國 治

石尾中学校のマンモス化を解消し、

(仮称) 第二石尾中学校の建設を要求する請願

(請願の趣旨)

和泉市教育委員会は、4年前の池田市長就任にあたっての申し送りの重点事項として、"石尾中学校のマンモス化解消"を強調したと言っています。

教育委員会の発表でも、石尾中学校の生徒数の推移は、下記の表のように、昭和55年度40学級1,688名、56年度1,917名、57年度には、2,000名を超えるマンモス校となり、教育の弊害の一層の増大に父母、教職員を不安に追いやっています。

和泉市教育委員会が発表した石尾中学校生徒の在籍及び見込み数

年 度	昭和 53 年度	54 年度	55 年度	56 年度	57 年度	58 年度
学級数	35	36	s55年1月1 日で 40			
生徒数	1,420人	1,506人	1,688人	1,917人	2,126人	2,168人

石尾中学校の技術教室、美術室、音楽室などの特別教室の整備が、今まで放置され、普通教室を転用しているのが現状であり、これまでも P T A や、学校側から特別教室の整備・増設について、新設校建設と併せ要望してきたところです。

学校のマンモス化は、運動場、体育館、特別教室などの使用が制限され、一クラスの生徒数も増えるなど、子ども達の学習、発達に様々な弊害を及ぼし、学校行事も満足に行えない状況が続いている。

現在、教育の荒廃がすゝむ中で、子どもの人間的なふれあいを大切にし、一人一人の子どもにゆきとどいた教育を保障していきたいという父母と教職員の願いの実現も、学校がマンモス化される中では、一層困難になってきています。

和泉市教育委員会と市当局は、「石尾中学校の教育を考えると第二石尾中学校の 55 年度開校は必要」と言いながらも、新設校建設の予算措置はもとより、用地の取得も未だなされていません。

私たちは、石尾中学校のマンモス化をただちに解消し、早急に（仮称）第二石尾中学校の新設を実現していただきよう、次の点について要求するものです。

（請願事項）

石尾中学校のマンモス化を解消するために、（仮称）第二石尾中学校を、おそらくとも、昭和 56 年度 4 月から開校できるように早急に諸施策を講じること。

昭和 54 年 12 月 17 日

代表者 和泉市青葉台 37-6

竹田 博

外 999 名

和泉市議会議長 池田秀夫 殿

○ 議長（池辺秀夫君） 紹介議員の趣旨説明を願います。

○ 15 番（横田憲治郎君） 個越ですが、紹介議員を代表して趣旨説明を行います。

請願に具体的に述べられているとおりでございます。56 年開校を目標に、市教委あるいは市当局におきまして鋭意検討していただくためにも、御採択の上、所管の委員会で御審査いただきますようお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 本請願について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件につきましては、十分審議検討する必要があると思いますので、本件の内容から厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決定いたします。委員の皆さんには御苦労でございますが、よろしく審査のほどをお願いいたします。

○ 議長(池辺秀夫君) 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしました。

お詫びいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

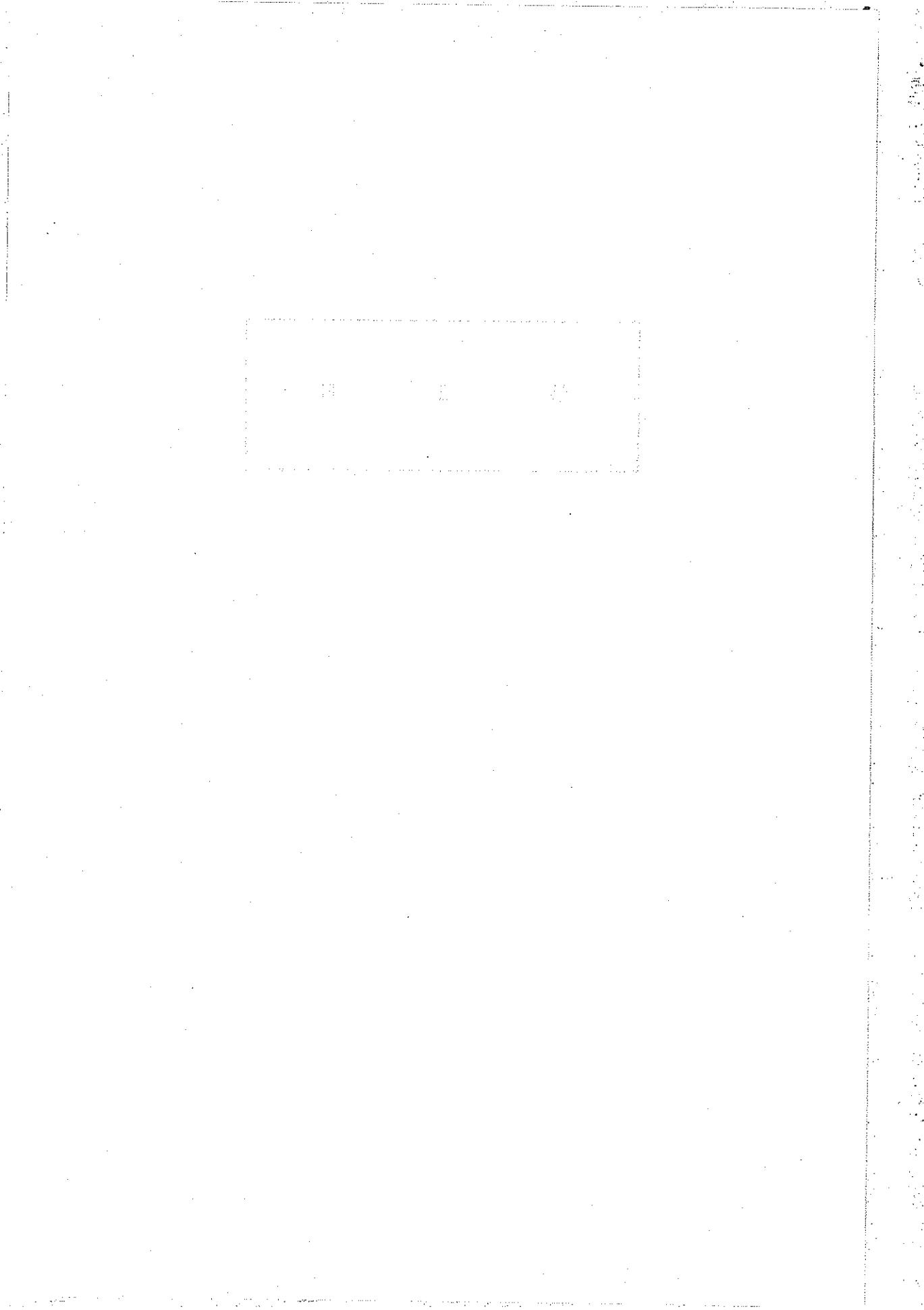
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明18日は休会とし、19日より一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。まことに長時間ありがとうございました。

(午後4時5分散会)

第 2 日



昭和54年12月19日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

2番 天堀 博君	17番 穴瀬 克己君
3番 橋本 佳行君	18番 池辺 秀夫君
5番 仁井 明君	19番 貝淵 博治君
6番 大谷 昌幸君	20番 田中 包治君
7番 金沢 勝君	21番 直村 静二君
8番 成田 秀益君	22番 勝部 津喜枝君
9番 松下 定君	23番 三井 正光君
10番 山口 義一君	26番 柳瀬 美樹君
12番 藤原 要馬君	27番 竹下 義章君
13番 赤阪 和見君	28番 坂上 國治君
15番 横田 憲治郎君	29番 藤原 利一君
16番 木下 甲子三君	

欠席議員(3名)

1番 寺田 浩君	25番 竹内 修一君
11番 上代 卯之松君	

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市助役	池口忠雄	改良事業部次長兼改良総務課長	坂貞士淳
収入役	坂口禮之助	病院事務局長	竹繁夫
参与兼市長室事務取扱	中塚白喜	病院事務局次長兼管理課長	内藤稔
参与兼都市整備部長事務取扱	西川久徳	事務取扱部長	中原光
秘書広報課長	林次信	水道部次長	中川武儀
財務部長	石博和	水道部長	田島堯吉
財務部次長	麻生義雄	会計課長	西赤行
財政課長	北孝淳	消防部長	松湯弘
同和対策部長	大塚富雄	消防本部次長兼消防署長	杉井益
同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	中生昭宏	用地担当理事・土地開発公社事務局長	堀由一
同和対策部次長	橋田宏博	用地担当参事・土地開発公社事務局次長	葛文延
市民部長	富田寅夫	教育委員長	城一
市民部次長兼福祉事務所長	逢田之郎	教育次長	宗誠
産業衛生部長	岡史泰	管理部次長	野孝貞
産業衛生部次長	谷泰夫	指導部次長	木貞明
建設部長	森保朗	選挙委員長	橋高日
建設部次長	吉田日出男	管理委員会事務局長	田青仁
都市整備部理事	門川碌	選挙管理委員会事務局長	谷秀喜
都市整備部理事兼計画調整室長事務取扱	中山重朗	監査委員長	岸久洋
用地対策室長	萩啓介	監査事務局長兼公平委員会事務局長	井向信
改良事業部長	逢野一郎	農業委員会事務局長	田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 吉岡昭男
次長 吉田種義
議事係長 西井正
議事係 佐土谷茂一
議事係 川崎政勝

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月19日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(午前10時24分開議)

○議長(池辺秀夫君) 皆さんおはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには年末、何かと御繁忙の中にもかかわりませず多数御出席賜りまして、本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の出席議員及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席されている議員さんは20名でございます。欠席の議員さんは寺田議員さん、遅刻届のある議員さんは田中議員さんでございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われます。現在、20名でございます。
- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員20名をもちまして議会は成立いたしておりますので、本日の会議を開きます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本日の議事日程は、お手元に印刷、配付してあるとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより一般質問を行います。まず、28番、坂上国治君にお願いいたします。

○ 28番（坂上国治君） 通告に従い一般質問を行います。

鶴山台出張所の件につきまして私たち総務委員会、当時6月議会であったと思いますが、市民から鶴山台に和泉出張所ができたらしいから、各方面につくってほしいという申し入れが、当時の正副委員長にありましたので、市当局に私たちの方から申し出ましたところ、市当局といましましては、そんなことはいたしておりません、とのことでございました。その後市長から自治会長あてに文書によって7月25日付で送ってある。とのことで私たちも引き下がったのでございますが、このたび1979年11月発行の文書が、鶴山台の各戸に配られたとのことでございますが、理事者方は当時の総務委員会に対して、うその報告をしたのかどうかお伺いしたいのでございます。この問題は、一つ間違えば大きな問題になるので、その責任は理事者で持つのか、自治会長にあるのかお尋ねしたいと思います。

この出された文書「ふるさとづくりにご協力を」という題目で、「鶴山台連合自治会会长、竹内修一氏」の名前で出されております。この文書を全部読むと時間も相当かかりますので、これのうちから抜粋いたしまして、本出張所の件に関連いたしまして重要なところだけ私は読み上げたいと思います。

「7月1日から自治会館に開設されました和泉市出張所も住民の方々に大変喜ばれていますが、取扱い業務内容を遂次拡充しています。取扱い件数の増加とともに職員さんも少なくとも5～6名配置してもらい電送設備も備えて真に和泉市のサービスセンターとなるよう努力したいと思っています。今後ともよろしくご鞭撻の程を、切にお願いします。このたびアトム通信社のご協力により、居住者名簿、生活便利帳を発行いたしました。自治会員皆さん相互を結ぶかけ橋としてご利用いただければ幸です。昭和54年10月8日」ということで、ごあいさつの中にございます。

それともう一つは、「鶴山台和泉市出張所のごあんない」ということで「永年の住民要望が実って、昭和54年7月1日から自治会館内に、和泉市出張所が開設され、取次業務を実施していますので、多数ご利用下さって、取扱い件数の実態の上にたって、より効率的な市の地域サービス、センターまで格上げしようではありませんか。開設時間は、受付時間、午前9時から11時30分まで」ということで、休館が土曜、日曜。取り扱い業務といましましては「市民課業務、住民税、戸籍（本籍地が和泉市に有する方）、印鑑登録、印鑑証明、改印届、粉失届（印鑑手帳）、その他の諸証明、転入、転出、転居届（教育委員会に関係のない方のみ取扱）。

母子手帳。印鑑証明書をご希望の方は本人、代理人に関わらず登録印を必ずご持参下さい。選任届はこちらで準備しております。住民票以外は全て印鑑が必要です。住民票記載事項証明等の必要な方は証明用紙をご持参下さい。転入、転出届をされる方で、年金、国保等住変に必要な書類のある方は添付して下さい」ということでございます。

「事務処理」については、「受付時間内に申請された住民票等について、取次所職員が申請者に代わって市役所で交付を受け、当日の交付時間内に当該申請者に交付する」ということでございます。ここで選任届の用意もしてあると、これは非常に用意周到だと思うのですけれども、市理事者は、こういうことをやられるならば、もっとほかに横山地区並びに南松尾地区一バスで来ても旅費が千円以上もかかる所へ出張所をつくってほしいと思いますが、近い所にこういうものをつくって、遠い所へつくる理由、これを明確にしてほしいと思います。

内容もわかっていたいと思いますので質問を終わりますが、答弁のいかんによっては、再質問の権利を留保して、終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 参与（西川喜久君） お答え申し上げます。

この問題につきましては、かねがね御指摘をいただいてまいっております。行政が、この問題につきましてとてきました経過からまず説明を申し上げまして、ひとつ御理解を賜りたいと考えております。

当初、昭和54年の6月15日付におきまして、鶴山台の連合自治会長より市長あてに、取次所の設置に関する要望書が出されました。要旨のみを読み上げますと「御承知のとおり鶴山台地区は、和泉市の約1割強に当たる一万三千余人の人口を抱える新興住宅地区であり、地区住民の多くは、他市町村に通勤するサラリーマンで、共かせぎ世帯が多い状況にあります。また市役所への交流手段も、南海バスあるいは国鉄バスに乗り継ぐ必要があることから、市役所との往復は二時間程度を要し、時間的にも、また経費的にも多大の不便を感じているものでございます。私ども地区住民の和泉市民としての誇りと愛情は、何人にも負けないものと自覚しているものでございます。

以上のような実情の中で、市行政との日常的な接触も比較的少ないとから、従来よりサービスセンターの設置を要望いたしてまいりましたのでございます。このたび、当自治会において地区住民の強い要望の中で、住民票等の市民課業務の一部を取り扱う取次所の設置を検討しております。当該取次所は自治会の責任において自主的に運営かつ管理し、設置場所、事務所についても自治会において確保する所存でございます。貴職におかれましては、以上の実情を御聴察の上、取次所設置に対する御理解と御指導を賜りますよう、運営に対する助成措置に

ついても格段の御配慮を賜るよう要望いたすものでございます。」

かような要望が出てまいといったわけでございますが、常々、私は市議会開催のたびに、サービスセンターあるいは出張所の設置についての考え方を申しておりますように説明いたしましたところ、その後自治会自身で、既存の職員を採用する中で7月1日より取次所の開設をしたものでございます。

その後、いろいろ問題がございました。御指摘もございましたが、市長名におきまして自治会長あてに申し入れをしたわけでございます。この申し入れにつきましては、昭和54年の7月25日付で市長より鶴山台の自治会長に申し入れをいたしました。要旨のみを説明申し上げますと「平素は本市行政に何かと御協力を賜り、まことにありがとうございます。さて、貴自治会において設置されております取次所の件につきまして、下記のとおり申し入れを行いますので、御配慮のほどよろしくお願ひいたします。」内容でございますが、「取次所の運営に関する経費については貴自治会において負担されるものと思われますが、本市は厳しい財政状況下にあり、新規の助成金を認めることは困難なことから、取次所に対する助成についても措置はしがたい。」(2)といいたしまして「取次所は本市が設置したものではなく、貴自治会の自主的な管理、運営のもとに実施されているものであり、したがって本市とはなんら関係がなく、また責任もないので、取次所利用の市民との間に問題が生じることのないよう十分配慮されるとともに、運営上生じたすべての問題については、貴自治会の責任において処理されること」、このような申し入れをしたわけでございます。

しかし、今日に至りまして、ただいま内容の説明もございましたようにいろいろあります。私も内容については承知いたしております。かうことから、昭和54年の12月10日付におきまして市長名で自治会長さんあてに、取次所の名称について、こちらから申し入れをいたしました。内容を申し上げますと、要旨のみを説明させていただきたいと思いますが、「貴自治会において設置されている取次所の運営については、昭和54年7月25日付で申し入れを行っているものであります。最近、貴自治会が発行し、鶴山台地区住民に配布された『鶴山台地区居住者名簿 くらしのガイド第二号』の中で、取次所の名称を『鶴山台和泉市出張所』とされているようであります。かかる名称は、設置主体があたかも市であるかのとき誤解を住民に与えるものであります。きわめて遺憾に思うものであります。このたび市としては、貴自治会の善処を次のとおり強く要望するものである。一、すでに配布ずみの『鶴山台居住者名簿 くらしのガイド第二号』を、すべて貴自治会の責任において回収されること。取次所の設置主体が貴自治会であることを的確に判断できるよう、取次所の名称を変更されること。取次所の設置主体が貴自治会であることを地区住民に周知させるため適当な措置を講じること。」

このような今回申し入れも行っておりますし、行政としての処置については、私といたしましては万全の措置をとったまいった。かよう理解いたしておりますので、ひとつ御理解をお願いいたしたいとかのように考えるものでございます。

○ 28番(坂上国治君) ただいま公室長から、しきいにわたっての御答弁を受けたわけでございますが、私も申し上げましたとおり、だいたい三千冊程度配ったとかいうことを聞いているわけです。これを、ただ市長名で通知を送ったから、それで役目は全部すんだということでは私はないと思うのです。何ページあるか、私はっきりページ数は見てないのでけども相当分厚いものになってますので、それを、この文書——あいさつと御案内をひとつ訂正版で、というようなことであったように聞いていますのですけども、訂正版だけ粉失して、その本体が残っておったら、今後の責任はどこにあるのか、だから私は、市当局として、これを自治会長とともに回収する責任があるのじゃなかろうかと思うわけです。そして、それをいったん回収し、訂正版に差しかえて再び配布するということなら理解できるのですけども、ただ市長名で、二回にわたって文書でもって自治会長あてに出したのだということでは私はすまぬと思うのです。

と申し上げることは、これは私はとやかく言う必要はないわけです。普通ならば、私の総務委員長当時にこういうことが起こって、現在、まだこれが尾を引いている。本来ならば、次の総務委員会にお願いするはずですけれども、現在、竹内修一氏が総務委員長になっておりますので、もしこの人に申し送って、にぎりつぶされるようなことがあっては、市民に対して大きな迷惑をかけるということで、引き続いて私は、この問題の処理ができるまで責任があるかのように思って発言しているのですけども、ここらあたり、理事者の方でもうちょっと明確に、徹底的にこうさせるとかどうとかいう配慮が欲しいと思うのです。これは一方が、自治会長だけでなしに、議会の議席をけがしている議員であるために、理事者の方から言いにくいのであれば、これは議会を擧げて、この問題の処理に当たってもらわなければならぬと思いますし、そこらへんをもう一べん、理事者の方から御答弁願いたいと思います。

○ 参与(西川喜久君) 行政としての一応これについての対策は、文書ながらとってきておるものと私は考えておるわけでございますが、ただ、一方的に文書だけを出して、このままでいいのかということには私は考えておりません。したがいまして、回収の責任はどこにある云々ということになると非常に問題もあるうかと思いますが、やはり自治会連合会に単に一方的に文書を流して、これで処理済みだということのないよう、自治会長さんと十分協議する中で、ひとつ回収できるよう文書を出した内容に即するような指導をしてまいりたいとかように考えておりますので、ひとつ御理解を願いたいと思います。

○ 28番（坂上国治君） この問題は公室長、非常にむずかしいと思います。7月の25日付で文書でもって出してあるにもかかわらず、11月にそういうものを発行したというところに、非常に大きな問題があると思うのです。そこでもし、いよいよ業務が多忙になった場合は5,6名の職員を増員していただいて、ということまで書いてあるのだから、市民としては、これは全く市ということを相手に信頼していると思うのです。ところがここで、仮に印鑑も預け——、いろいろなものを全部預かってくるわけでしょう。その中で、印鑑証明を一通取って下さい。とお願いしたにもかかわらず二通取ったと仮定しなさい。その一通を何か財産関係のことへ使用された。そこで問題が起きたとした場合、私は当然、市にも責任があると思うのです。それを見た限りでは市に責任のあるかのように、現在、読み上げた中には書いてあるのだから、そこらへんをはっきりと自治会長に、私の方からこういう文書を送りましたので、これで自治会長はやってくれるとは私は思っておりません。

という理由は先ほど私が述べたように、7月の25日付で市長名で出したにもかかわらず11月にこれを発行したのでしょう。そこらで私自身としても、現在の総務委員長である竹内議員に対して、これをお願いできない、にぎりつぶされる可能性がある。にぎりつぶされたところで、私は痛いこともかゆいこともないけれども、地区の住民の方々に大きな迷惑をかけるのじゃないかという心配のあまり、私はいまさら、これを質問申し上げているので、そこらの辺をどういうふうに処置したらいいのか。これはひとつ理事者も力を入れていただき、そして議会が総力挙げてということになると、ひとつ議長にお願いして、これを処理してもらうよりほかに私は方法がないと思いますので……、そこらの辺、どうですか。

○ 助役（坂口禮之助君） 私から御答弁申し上げます。

非常に遺憾なことでございまして、本件につきましては、議長さんの御不在の時に、副議長さん並びに総務委員の正副委員長さんから、この居住者名簿そのものをお見せいただいて、私、いろいろの御叱責を受けたわけでございます。直ちに御本人の方にも連絡をとりまして、そして、このような和泉市出張所ということを書いていただくということは、非常に大きな誤解を招く。誤解を招くだけではなくて、いま御指摘ございましたように、万一取り扱いの上に事故が起きた場合、当然、住民の方々は、和泉市に対してその責任を追及してくることになる。この書いてある内容でございますと、これは非常に遺憾であるということから、直ちに回収をしていただいて、この部分につきましては削除するというような措置をとってほしい。同時に、明確に自治会の責任における単なる取次所であるということを住民に周知してもらわなきゃいけん。ということの申し入れをいたしたのでございますけれども、やはり口頭だけでは物足らぬことで、後日の証拠等もございまして、先ほど公室長から御答弁申し上げましたような内容

でもって、12月の12日に市長みずから自治会長さんを呼んでいただきまして、直接市長の手から、この文書をお渡しすると同時に、厳重に回収方を要請し、訂正方を申し入れてございます。

正直申しまして公室長申しておりますように、回収さすということにつきましてはわれわれもこのまま文書を出しち放しとということではなしに、引き続いて現実に回収していただくよう。今後も話し合いを続けてまいりたいと存じますけれども、一つの限界的なものもございまして、仰せいただいておりますように、自治会長さんであり、かつまた議員さんという御身分を持っておられるという点もございますので、非常に苦慮いたしている面もございますので、その点ひとつ御質問をいただきまして、そうした点につきましては、申し上げにくいことでございますけれども、議会としてもお取り計りをもいただきましたならばまことに結構かと。このように存じておるような次第でございまして、御理解を賜りたいと思います。

- 28番（坂上国治君） 理事者の方からこういうふうな答弁でございますので、ひとつ議会の方の取り扱いをお願いしたいという理事者の要望がございますので、ここで議長さんの方で何かお考えございましたらひとつ……

- 議長（池辺秀夫君） いま、坂上議員より先ほど来から種々この問題につきまして、指摘なり意見等がいろいろと出てまいっております。本当に私としても遺憾なことだと感じております。大体私の考えをいたしましても、理事者も言われるとおり、本件の内容からいたしました。一つ間違えば大変なことになろうかとも思います。その内面等も非常に紛らわしいような解釈もあろうかとも思います。

しかしながら問題は、そういった上からいたしましても、慎重にも慎重を期した判断の上に立って処置をしていかなければいけないようなことかと思いますので、直ちにいま、どうこうという結論もいたしかねますので、理事者も言されましたとおり、議会というお言葉もありましたので、議会の議員の皆さん方の御意見なり、いろいろと拝聴いたしました上で判断、処置をしたいと考えておりますので、一応、この件につきましては私に預からせていただきまして、今後、議会の議員の皆さん方の御意見もよく聞いた上で、ひとつこれの善処方をいたしたいと思っておりますので、坂上議員、そのへんでよろしく御了承を願いたいと思いますが……。

- 28番（坂上国治君） 議長にお預けすることには異議がないわけです。しかし、これをいたずらに日を延ばすことによって、その間に問題が生じた場合には、そうなってくると、議長さんに責任を持っていかなければならぬようなことになつたら非常に御迷惑だと思いますし。われわれとしては、できるだけ早い時点に善処すべきだというふうに考えておりますので、できるだけ早い方法といえば、議長さんにお任せしてどういうふうな方法をやってくれるのか、

即刻、議場ではなしに、議場では……というのなら議員総会でも開いて、これを考えていただけるのか。また、何日待たないかんのか。そこら辺だけはっきりしていただいたら——、議長にお任せすることには私、異議ございません。

○ 議長（池辺秀夫君） いま、坂上議員の申されましたこと、至極ごもっともだと思います。私も先ほど来から申しましたとおり、非常にこの問題は慎重を期さなければならぬ。こういう考え方の上に立って、これは後日、副議長ともよく相談し、まず、議員の皆さん方の御意見も承りたい——。いま直ちにということになりますれば、当の自治会長の竹内議員がおられぬようなかっこうでありますので、一応、坂上議員の意を体しまして、早期に何らかの議員の皆さん方の御意見を承る機会を設けたいと、かよう思っておりますので、その辺でひとつ御理解願いたいと思います。

○ 28番（坂上国治君） 問題が問題だけに非常に心配がございますので、通例一般質問といふものは、他の議員さんが発言できないことになっているのですけども、この問題に関して他の議員さんの意見も、これは全市的なむずかしい問題ですので、発言を許してもらって、他の議員から意見があればその意見を聞いていただくというふうにしていただけないでしょうか。これは一日も、時間を争う問題だというふうに私は考えますので、できるだけ早い時点に善処していただきたいというのが念願でございますので、特にお許しをいただきて、私以外の議員さんが、もしこの件について御意見のある方があつたら発言を許していただくということで、ひとつしていただけませんか。

○ 議長（池辺秀夫君） そのことにつきましては、ちょっと今後のこともありますので、それはお許し願いたいと思います。坂上議員さんのお気持ちということはよくわかっておりませんで、早期に、私先ほどから申しましたとおり、議員各位の御意見を聞いたうえで対処したい。こういうことでひとつよろしくお願ひします。

○ 28番（坂上国治君） そういう議長さんの御意思でございましたら、ひとつ早期解決をしていただくということを要望して、私終わります。

○

○ 12番（藤原要馬君） 緊急質問をお許し願いたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 緊急質問の内容について、ひとつ……。

○ 12番（藤原要馬君） 先ほど助役から答弁がありました。その中で、議会議員がこのことを起こしたような形であるから、議会の方にもお願いしたいということだったと思うのです。しかし、行政の中で、いかに竹内は議員であつても、そりゃあの中では議員という性格は表れておりません。それを議会の方にこられて議長は答弁し、せなけりゃいけない問題じゃないと

思います。だから、これは一遍質問したいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 先ほど来からの坂上議員の……。
- 12番（藤原要馬君） 議長、諮って下さい。皆に。許すか許さぬか。それはあなた言うべきじゃない。これは議会に諮って、許すか許さぬかというのはできるわけですから。
- （「議長、休憩しなさい」と呼ぶ者あり）
- 助役（坂口禮之助君）ちょっと発言を許していただきたく存じます。
非常に私の発言、軽率でございました。先ほどの御答弁申し上げた中で、議会の方の御意見を承りたいというようなことを申し上げましたが、取り消しさせていただきます。これはあくまでも、このような問題が発生しているということと、それに対応すべきことは、すべて理事者としての責任でございますので、私たちの担当部局とも交えまして、この問題の完全な解決のために、全力を挙げて対応させていただきます。その点ひとつ前言を取り消しさせていただきまして、理事者の責任において徹底的に対応させていただくということを御答弁申し上げます。申しわけございません。

- 28番（坂上國治君） 質問終わつたけど関連で。答弁が出てきたので。

それでしたら、私たちとしては常任委員会—— 常任委員会というのは御承知のとおり4つあるわけです。その中で現在、総務委員長をなされているわけです。その方が、市長との約束も守らず、やっているということになってくると、これ私は常任の総務委員長として、これをどういうふうに考えてもらわんならんか、私は、これは総務委員長の資格なしと思うのです。過言かもわかりませんけども。そうなると、理事者の責任ではない。議会の責任ありませんと、いま、あなた発言を取り消しましたわな。それなら、それらのことも全部やってくれますねんな、始末を。そりゃね、物には関連というものがあるのですよ。物にはつながりといふものがある。その一連の物を処理していただくのなら、そりゃ取り消しも結構やけど、総務委員会の委員長これねいからとなったら、総務委員会にあなたが出て、委員長代行でそれをまとめるだけのことをあなたやりますのか。そこまで責任ありますよ。これは私は、ないとは言うてももらいたくないのです。皆さん方おわかりやと思うのですけど、市長名で出してある、それを守らずに、これは皆さん方見てもらえばわかると思う、ちゃんと写真を入れて、これを堂々と市民に配っているわけです。こういうことは常識ある人ができるかできないか、市長との中で話し合いができるているにもかかわらず、こういうことをやるということは、私は常識を疑う一人でござりますが、これは委員会の方も相当むずかしくなると思うのです。だから、それの処理も市当局で全部やっていただけるなら、議長の方も「事と幸い」で、そんなむずかしいものを引き受けた必要もないし、楽やと思うのですけども。

- 議長（池辺秀夫君） ここで皆さんにお諮りいたします。
- この件は非常にむずかしいかと思いますので暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- それでは暫時休憩いたします。
- （午前11時5分休憩）

（午後1時18分再開）

- 議長（池辺秀夫君） それでは、午前中に引き続き会議を開きます。
- まず、午前の休憩前に理事者の答弁でまぎらわしい発言に対し、その件について陳謝をしていただき、はっきりと誤解されないよう説明を願います。
- それと、あわせてパンフレットの回収の件は、理事者として回収に努力する、との答弁であったが、1日も早く全部回収させる責任があると思いますが、その点についての説明もあわせて願います。
- 助役（坂口禮之助君） 午前中の坂上議員さんに対する私の答弁で粉らわしい点がございまして、大変御迷惑をおかけ申し上げ、申しわけなく存じております。この件に対しましては、当然理事者の全責任において対応すべきことでございますので、改めてその点につきましては、私たち関係理事者でもって対応させていただきますので、その点はひとつ粉らわしいことを申し上げて申しわけございません。深くおわびを申し上げます。
- さらに、12月10日付で文書で申し入れいたしました三項目につきましては、必ず実施していくように関係機関等に強く要請をし、責任をもって対処していきたいと、このように存じております。どうぞひとつ、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。
- 28番（坂上国治君） ただいま助役の方から答弁をいただいたわけでございますけれども、配布した名簿を理事者側で回収することになったわけですが、後日、自治会の方より、せっかく配布した名簿が、理事者側で認められたものを議員の要望によって回収されたというような考え方を当該自治会員に与えた、また、そのように言いふらされるようなことが起らないよう、理事者側が念を入れて今後の対策に取り組まれることと思うが、それについて念のため、対処する理事者側の信念をはっきりしてほしいと思います。
- これ、かみくだいて申し上げますと、理事者の方が精力的にこれをやるつもりであったのに、しかし、議会側からこれの反対が出たというようなことを地元で言いふらされるということになりますと、他の議員さんの方々に御迷惑をおかけいたしますので、そういうことのない

ようにという意味でございます。

○ 助役（坂口禮之助君） よくわかりました。このような和泉市出張所という名称につきましては、議会の御指摘をいただくまでもなく、私たちの方で当然対応しなければいかぬ問題でございますので私たちの責任において対策を講じてまいりたく存じます。

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、議会側といたしましては、先ほど休憩中に代表者会議を開かせていただきました結果を概略御報告いたします。

代表者各位より種々御意見の中で、議会としてとるべき態度等が論議されました。それぞれ意見を集約いたしますと、まず、この問題のパンフレットの一部を焼いて全議員に配付し、その内容等を検討する必要がある。その配付の際は、理事者より提出した申し入れ文書も同時に付けて配付することとの意見の一致がありましたので、いま皆さん方の手元に配付したとおりでございます。その上に立って本定例会終了後、再度代表者会議をもって今後の措置と態度を決めてまいりたいと、かよう思っております。

以上が代表者会議の内容でございますので、何とぞよろしく御理解賜りたいと思います。

○ 28番（坂上国治君） いま議長の方から、代表者会議の方々の御相談した結果の御報告をいただいたわけでございますけれども、正副議長並びに代表者の方々に御一任申し上げますので、よろしくお願ひいたします。終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） ありがとうございます。



○ 議長（池辺秀夫君） それでは次に、5番・仁井明君。

○ 5番（仁井明君） それでは、通告に従いまして、順を追って一般質問を行います。

初めに、市民スポーツ振興について、体力の向上と市民相互の親睦を図り、あわせてスポーツ発展の目的をもって、私は一般質問をさせていただきます。

一番目には、市民球場の使用及び管理方法。私は過去にも、この市民球場の使用方法については問題があるのじゃなかろうかと思っております。それは、年間52週の日曜日がございまして、その36週は軟式野球が独占使用してやる。私たち春に一回、秋に一回使用を申し入れても、体育館ではどうしても判断はできないという意味から、軟式野球の部長さん初め各審判部長、あるいは役員の方と始終、協議を持たなければ使用できないというような経過でございますので、この点の明確な答弁をお願いしたいと思います。

二つ目には、体育連合会という組織がございます。これは各部10科目ございます。その中で、われわれ呼んでおりますのは委託補助金、これは10年間も同じ額である。市民のスポーツ発展のためにも各部門では、この少ない補助金で和泉市挙げて大阪府大会あるいは近畿大会、あるいは

は全国大会にも参加いたしております。その各部長さまは非常な努力が必要じゃなかろうかと思うので、この10年間、なぜこういう少ない委託補助金であったのか、その点も詳しく説明していただきたいのと、55年度の予算編成には、どういうぐあいに考えておるのかということを説明していただきたいと思います。

三つ目には、市民スポーツ大会が、第8回を今年の10月10日に石尾中学で行いました。その内容で高額な赤字が出ておると私は聞いております。今後、来年度あるいは再来年度、9回、10回と市民スポーツ大会を行っていく上において、どういうような予算をとっておるのか。これも明確な答弁をお願いしたいと思います。

その次に、2番目に、生活水路について、でございます。「イ」といたしまして生活水路に関する件。これは皆さん方も御承知のように、和気町514番地の周辺市新の裏の件でございます。ここにこの3ヶ月の間に16戸、それ以前に12戸、23戸ないし24戸が建っております。そこで下水路の管理は、現在ポンプアップで何とか処理を行っている。ミニ開発が進むにつれ現在のままでいいのかどうか。私も毎朝、市役所に来るときに通っておりますけれども、もう昔の農業用水路を使用いたしておりますので、年がら年じゅうドブ水がたまってる。再三環境衛生の方にお願いして、年に3回ないし4回も掃除をしなければ、夏になれば蚊がわく虫がわくというような状態でございます。これも明確な答弁をしていただきたい。

2番目におきまして、和泉市と忠岡町の境界の下水路の問題でございます。繁和町と忠岡北2丁目は非常に道を隔てて接近いたしております。現在、もう繁和町、和泉市地域には一軒の家も建つ用地がございません。ミニ開発していくのは、すべて忠岡町北2丁目へでございます。この件につきましても、忠岡町から和泉市に対して、下水の問題においてミニ開発していく上において話し合いがあるのかないのか、その点も明確な答弁をお願いいたしたいと思います。私の聞いてやるところによりますと、水道と学校教育問題は協定はしておりますけれども、下水の方までは、協定はなさそうに聞いております。今後、繁和町周辺においては、忠岡の高月の北2丁目へは非常に発展する用地もたくさんございます。このままで和泉市が、税金は忠岡町に持っていくかかる。下水とゴミだけは和泉市がめんどうを見ないかんというような、こんな不細工な話はございませんので、その点忠岡町と和泉市で話し合いがあるのかないのか、明確な答弁をいただきたいと思います。

以上私、理事者答弁によりましては再質問させていただきます。以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 指導部次長（竹田明郎君） 仁井議員さんの質問の中で、1点目のスポーツ振興について、担当の指導部次長竹田よりお答え申し上げます。

まず第1点目の、市民球場の運営についての御指摘でございますが、昭和42年に市民球場が開設されて以来、軟式野球の場として多くの方々に御利用いただいて、市の軟式野球振興に一役買ってまいっております。現在、野球のチームは約80チームを数える中で、春と秋との市教委、連盟主催のもとの大会が行われまして、御指摘のとおり年間約60日の日、祝日のうち約半数が、軟式野球の方に使っている実態もよく存じております。御指摘のソフトボールにつきましては、スポーツの中でも年の若い年少層から壮年層まで、あるいはまた、男女を問わず幅広く参加できることから、近年その振興は目覚ましいものがございまして、現在連盟加盟は約110チームにも及んでいるとされております。このような中で、もっとソフトボールの大会を、市民球場を利用できるようにというような御指摘でございますが、対処の方法といたしまして私どもの考えておりますのは、両連盟より年間の計画書を提出していただく中で、軟式野球、ソフトボールのグラウンド、運動場の広さというような物理的な点もございますので、それらを勘案しながら、両連盟に対しましての指導をしながら日程調整を図ってまいりたく考えております。

次に第2点目の、行事の委託金の増額の件でございますが、まず、スポーツ大会の方におきましては、本年度も去る10月10日に、体育指導員、体育連合、協会、婦人会、青年団、子供会の各種団体に組織いただきております実行委員会の方々の御協力を得まして、多数の市民参加のもとに盛大に実施させていただきました。御指摘のとおり、本大会を開くに当たりましては、本年度は25万円の予算をもちまして行事を実行委員会に委託いたしましたが、この額では、ボスターもつくりました、ピラもつくりました、消耗品もかかっておりますので、印刷消耗品にも満たない額である実態は、教育委員会といしましてよく認識しております。また、体連への各種の行事の委託金の件でございますが、これも長年、年間55万を計上いたしまして諸行事を実施、運営していただいているところでございますが、現在御指摘のように体育連合の傘下には、ソフトボール、軟式野球など10の連盟が加盟しております、この行事委託費の方から、さらに泉北総合体育大会、あるいは阪南駅伝等の市外への大会派遣費をも支出いたしますと、一連盟当たり3万円余りの額となりまして、各種行事のほとんどは、連盟費あるいは参加費で賄っていただいておるのが実態でございます。いずれもせんたって、市民スポーツ大会におきましては、実行委員の御代表の方、また体育連合におきましては役員さん等が、市長並びに教育委員会に対して増額の陳情も得ておりますので、これら両件につきましては、55年にかけて積極的に努力してまいりたく存じます。簡単でございますが、回答にかえさせていただきます。

- 5番(仁井明君) 1点目の市民球場の使用方法について、私はあくまでも市の施設であるから、私たち市民球場を借りたい、こういうことはやはり官庁がそれを貸す貸さぬの判断をやってもらわないと、春に1日、秋に今年は10月14日と28日の2日借りました。その時に

ないても 3 回ないし 4 回ぐらい、軟式野球の役員さんと話し合いをしなければ借りないというところに、私は疑問があるのじゃなかろうかと思うのです。私もその会議に参加しますと、役員さんは私に対して、お前それぐらい球場を借りたかったら、議員をしていることだし、もっと議会で、陳情も出してあることだからグラウンド一つつくってもらったらいいというような、こんな極端な言い方で、相当な私に対する反発もあるわけです。私も議員をしていなかつたら、ある程度のことは発言もできます。私も議員をしている間、やはり市の行政のあり方というものがわかっておりませんので、「はい、私は全力を挙げて、市にお願いしてつくります」というようなことは口が裂けても言えない。「金と真ちゅうは、けんかねできない」ということは、理事者の方にわかっていたいただきたい。それとなぜ市民球場を借りるのに、一々軟式野球の役員さんにお願いにいって借りないかんのかというところに私は問題があると思うのです。そういうところを市の管理者の判断で、軟式野球の方にも、この日はソフトが使います、この日はどこそこが使いますから、あんたとこは遠慮して下さい、というような方法をとっていただけば、私は一番市民が納得するのじゃなかろうかと思うのです。いろいろほかに問題もございました。後に私も質問しますけれども、年間 3 6 週使っておるわけです。日曜日は 5 2 週あります、日曜日は全部天気かというと天気じゃありません。1 月なんか 3 週続いて雨もございましたから。そのうちほとんど軟式野球に使用されておるということが、どうしても腑に落ちぬところがあるわけです。それで管理方法も、管理者の方は徹底しておるところが一点あるのです。これ私、そこまで管理やっておるなどということを、これから言わせていただきますけれども、議員さんがこの夏、そこで練習さしてもらいまして部長会と 2 回、次長会と 1 回試合をやった。部長と次長と試合する時には、使用料は要らぬ。議員さん練習するのだから 1 時間 5 0 0 円の使用料いただきます、これちゃんと事務局から払うています、領収書持ってきてもらいました。そこまで管理するのだったら市民球場の使用方法も管理者でやってもらったらいいと思うのです。7 月 27 日と 8 月 10 日、議員さんが練習した時にちゃんと使用料払うている。そこまで徹底しながら、なぜ市民球場の、日曜日に使う球場の管理はできないのかというところに、私は疑問を持っております。その点一遍、答弁して下さい。

- 指導部次長（竹田明郎君） 御指摘よくわかるわけでございますが、私どもといたしまして、管理の方につきましてはもちろん教育委員会にございますし、許可等は全部、教育委員会の権限でございます。ただ、先ほど申しましたように、年間の計画の中での、大会がちょうど春秋と重なるというようなこともございますし、また年間の計画の中で本年度からひとつ調整させていただいて、両連盟とも使っていただけるような方法を考えてまいりたいと思うわけでございます。ただそこで、ソフトボールと軟式野球の場合、そのグラウンドの広さというような物理的な問題もあろう

と思いますので、それらをよく勘案しながら、年間計画書を出していただいた時点でよく両連盟の御相談、御協力もいただきながら、年間を通じての、あらかじめこの時期には使うのだということを、年間計画の中で決めていければ、そういうようなことも解消していくのじゃないかという考え方を持っておりますので、その点御協力をお願いしたいと、かように思う次第でございます。

○ 5番(仁井明君) 竹田次長の苦しい答弁も、実際問題わかつております。だから私は、体連の会議の時には、やはり市の教育委員会の管理者も出席してほしいのですよ。それなのに1回も出席してくれてない。今後ここに、ちゃんと広報の中で全部、体連の役員さんも載っておりますし、規約もつくっております。これも市長さんの方では提出してあると思いますので、やはりこれからスポーツ振興のために大阪大会、近畿大会、あるいは全国大会というように、和泉市も体育、スポーツ方面は非常に発展しておりますので、その点も考慮していただいて、これ大阪府の大会、近畿大会、全国大会ということになれば相当な、各部で苦労というのもあるのだから、会議のある時には必ず出席してやっていただきたい。私はこういうふうに要望のだから、会議のある時には必ず出席してやっていただきたい。私はこういうふうに要望して、市民球場の使用については、来年度からよく検討していただくということで1番目は終ります。

2番目の、体連に対する委託補助金とわれわれ呼んでおるのですけれども、来年度一まだ3月に予算定例会もございますけれども、一応要望書も出でると思うのですけれども、できるだけその方面についても高額な委託補助金をしてやっていただきたい。今まで要望書は出しておらなかったのかおったのか、その点は私は知りませんけれども、聞いた話では出してありますと、ところが財政上のことで、ひとつ今年はこのぐらいで辛抱してくれということで、これも長いこと3万円で辛抱してきておるわけですよ。各部においても非常に苦労しておりますので55年度の予算は、高額な予算を組んでいただけますということをここで確約というようなわけにはいきませんけれども、要望はしておきたいと思うのですけれども、その方面については要望書出ていますか。

○ 指導部次長(竹田明郎君) 体連の方の役員さんの方からもいただいております。55年度の行事のあらましもいたしております。それに基づきまして予算要求等もしておりますので、ひとつよう…

○ 5番(仁井明君) それでは3つ目、10月10日の市民総スポーツ大会について、高額な赤字が出たということを私たち聞いておりますけれども、金額の方は何ぼ出たのか。私の手元にはないのでわかりませんけれども、担当者の方にはわかつておると思います。ところが、実行委員会の方で、私も実行委員会に入っておるのです。解散してほしいのですけれども。実行委員会は54年度中、3月31日までは解散はしない。その意味は今後、来年度に向けて市

がどれほど予算を組んでいただくのか、それを確認せぬことには実行委員会は解散せぬということで、役員さん3人ほど市長さんのところに要望に行っておると思うのです。その点で、5年度はどれほど予算を組んでくれるのか知りませんけれども、これはやはり高額な予算を組んでいただかないと、今後第9回、第10回という問題も起こってくると思うので、その点は市長さんの方にも要望書が行っていると思うのですけど、その点ひとつお答えを願いたいと思います。

- 指導部次長（竹田明郎君） スポーツ大会のことにおきましても、ただいま仁井議員さんから御指摘のありましたように、実行委員会の方も、来年度へ向けての決着がつくまで解散せずに、まだ存続していただいているということも聞いておりますし、また、せんたっても代表者の方々が市長に直接御陳情したことも、同席しておりますので実態はよくわかつております。
- 5番（仁井明君） そこで、近隣市との比較もしていただきたいと思うのですよ。私の方では、近隣市は幾らぐらい出しておるかということはわかつておりますけれども、泉大津よりも和泉市は人口は倍、高石よりも人口は倍ということを頭に入れた予算を組んでもらわぬと、泉大津はこれだけだから和泉市はこれでいいというような予算の組み方をしていただくと、和泉市の方はスポーツに熱中している市民さんが多いということを頭に入れて予算を組んでいただきたい。これを要望して、一番の市民スポーツ振興については、終わらしていただきます。
その次、二番お願いします。

- 議長（池辺秀夫君） 二番目。
○ 建設部長（森保君） お答え申し上げます。

生活水路についての、一点の生活下水に関する点でございますが、和氣町の新市南側、排水及び生活汚水の件でございますが、従来から排水路は非常な困難なところでございまして、雨水及び生活の汚水につきましては、非常に私も頭を悩ましている水路であるわけでございます。現在ポンプ排水等を行いまして、やっている現況でございます。排水の新設の必要性に迫られていることにつきましては痛切に感じておりますが、浸水対策の一環として、府にも補助を受けるべく要望いたしております。1日も早く市民の皆さんに御迷惑をかけないように、何とか方法を講じてまいりたいとかように考えております。よろしくお願ひいたします。

続きまして2点の点でございますが、忠岡町の境界の件でございます。繁和町内の生活排水につきましては非常に、繁和町は平坦ございまして高低差がございません。大きな管を入れましても、その用を十分に果たさないのが現状でございます。御指摘の忠岡と今後の話し合いにつきましては、忠岡町の建設等担当者も承知してございます。今後、町との話し合いを十分に持ちまして、双方協議の上、御要望の点、努力してまいりたいとかように存じております。よろしくお願

いします。

○ 5番（仁井明君） 1番目の1点の件ですけども、前に7戸建ってましたね、いま16戸工事中でまだ入ってない。それでポンプアップやっていますけれども、堀ったりこぼったり、また掘ったりやっているのを見るのですけれども、私考えていただきたいのが、はたが線路で、繁和町は和泉市で一番地盤の低いところ、線路と繁和町の家の軒下と同じくらいですよ。これ私、現場をあんたとこの次長と何回も見に行ってもらった。16戸建てる時から問題あったのです。部長はおらんかったから知らんでしょう。河内松原からヤアさんばかり4人来ました。建設部長の部屋のところで職員とけんかして、こんなところでけんかしたらめんどうやからというので、私、次長と向こうの4人と会うて話したことがあるのですよ。あんたとこ、ここへ家建ててもらうと下水ありませんよ、非常に地元の人が困りますのや、和気の町会の方からも繁和の方からも、こんなところやってもらったら、下水、排水をキチツとして確認書やろしてもらわんと困りますよということを言った。ところが建総の方に行ったら法律の方では確認書おろさぬというわけにいきません、下水の方は下水課の方で話し合いをしてもらわないかん、これも行ったら、どっちもこわし合いみたいなことを言っている。これは大きな問題が出てくるのやなかろうかと私、実質思っていたのです。私、林参与さんとも個人的に話したこともあるのですけれども、林参与さんの近くやから、一番よく知っていると思うのですよ。ちょーと雨が降ると、タイヤのスペア半分ぐらい、踏切越えたら水がたまる。6月の大きな集中豪雨は別として、普通のちょっとした雨でもたまるわけです。仮にああいう線路際に16戸も建てられて、ポンプアップで何とかそこだけしのいでる、しがれたらよろしいんですけど、現実いまでも見てもらうとわかるように、こっち側にまだ市新の社宅もありますわ。これはもうじきつぶすということを聞いてますけど、ところが新しい12軒が建って入ってますわ。そこどころなんか。もう市新の水がどんどん道へ流れてくるね。今まで16戸も建っておるところに、屋敷があった、そこへ吸い込んでいく水路も相当あると思います。今後は雨降られたからいいさてめったに吸い込まへん、家建つのやから。全部、道へはみ出してくる、それを線路越えて、仮に流れたとしたら繁和は、忠岡の方から水が来るわ、和気の方からも水来るわ、堤防よりも屋敷は低いわ、水浸しになることは一、絶対そういう大きな問題が起ってきますよ。松尾川の堤防と家の屋根と同じくらい、川底に家建ててあるようなものや。私たち供の時分でも、繁和町は何回も水浸しになっているのです。阪和線が堤防になっていて、あがれちょっとでも切れたら水が来ますよ。そういうところも考えてもらって、あそらはどんどんこれから開発していくのですよ。それをいまから考えてもらわんと、その時期が来たあとでは遅いと思うのですよ。私も、市新も開発するということを聞いておるのですよ。だから市新が開発して地揚げしてやられるね、繁和は家建つてい

いるところ地揚げもできない、何ぼでも下になっていく。こういうような弊害が出てくるのです。市新が開発したら絶対地揚げしますよ。あのままでミニ開発しませんよ。その点も十分考えてもらわんと。いまのポンプアップだけでは納得はいかん、あれ今度、買うて入ってくると思います。絶対苦情出てきますよ。その点も十分検討してもらいたいと思う。市新の開発も聞いておると思うのですけど、目標というのですか、市新が開発したら、こういうような計画性があるのだったらあると、なかつたらぬで結構ですけど、ちょっと一遍答弁して下さい。

○ 建設部長（森保君） 公式にお聞きしたものではございませんが、近く開発されるというふうにお聞きしてございます。当然、排水問題が多年の念願でございます。また痛切に感じております。極力御要望におこたえするように努力していきたいとかように考えます。よろしくお願ひします。

○ 5番（仁井明君） ああいうミニ開発するということになれば相当、後ろにはヤアさん連中みたいな人がごね得というような人が私はついていると思うのですよ。事実私も会ったのです。顔見なさぬでもわいような顔している。そやけども理事者としては、そういう人らに負けたらいかん。筋は通してほしいと思うのですよ。まあ言うてきたからしょがない、いままではそれでよかったかしらんけど。だんだん開発してくると、そういうようなことを市の方もよく調査してもらってやってもらわんとこういう問題が絶対起こってきます。だから、そういうような話のわからん人が来たら、あんたらでは話はわかりません。もっと偉いさん出してこいというくらいの腹を持って、施主さんと話をしてほしいと思うのですよ。3人も4人も、おもしろいかっこうをして市役所へ乗り込んでこられて、ハイコラ言うような小さい気持ちを持たんと、もっと理事者は理事者らしい、これぬれりんのや、ここに下水がないから絶対建てられません、出るところへ出ましうかと、これ市が勝つに決まっている。一般市民と市とけんかしても市が理屈、筋を通せば絶対勝ちます。向こうはそういうような法律問題、何やかや言うてくると思います。私にも放言してきた。電話もかかってきたのですよ。ところがやはり、市の理事者の言うことを聞いてやってもらわなければ、あそこには家は建ちませんよと私も言っています。やはり理事者の方も腹を持って、確認をおろすならおろす。下水路はこれだけあるのかないのかという調査も十分していただいて、これから確認書をおろしていただきたいということを私を要望して、この件は終わっておきます。

それから、繁和町と忠岡町の境界の問題で、これも下水の問題になるのですけれども、忠岡町はどんどんミニ開発してくるわけですね。だから下水だけ繁和町の方へ流れてきて、税金だけは忠岡町に持っていく。この件についても再三、私も下水課の方と話しましたのです。日には忘れましたけれども雨の降った日、忠岡町の方に電話したら、向こうは車3台で来て、1回は

掃除しました。ところが、それから和泉市が全部やっている。事実現場見てもらうと理事者の方、わかると思うのですけども、あれだけどんどん開発されると、周囲の人が何ば市にお願いして開所を掃除していただいてもよう飲んでいかん。普通の天気の日だったらどうにか飲んでいきますけれども、ちょっと雨降られると、いまの市新の裏と同じことで全部和泉市の方へ道にあふれて、開所から水が流れしていく。これは市長さんとこの家のねきまで流れていきます。私も市長さんのねきまで2、3回見に行ったのですけども、もう開所からザーツと水があふれます。ちょっと勾配の関係もございますけれども。それで忠岡町の方と、そんな大きな開発一21軒この間開発した。その前12軒、いまだ入っているところと入ってないところとあるけども、そんな時に和泉市の方に話があるのかないのか、私その答弁欲しいのです。なければないと、なければこれから積極的に忠岡町と話し合いをして、こうさせてもらいますというような答弁、私欲しいと思うのです。

○ 建設部長（森保君） お答え申し上げます。

先にもお答え申し上げましたが、今後この点につきましては、十分に忠岡町と話し合いを持ちまして、解消に向かって努力してまいりたいと考えます。

○ 5番（仁井明君） もう一点、東洋製紙という4階建ての社宅ありますわ。あそこのところに和泉市の標識立っています。ここにカイシヨがあって、私はかったら4メートルしか離れない。こっちにもカイシヨがある、その真ん中に農業用水路の土管が通っている。これは連結はしていない。これは昔、こっちは和泉市、こっちは忠岡町ということで、20年前か30年前か知りませんけれども、その時はその時でよかったです。忠岡町の方は皆たんばで、区画整理も何もしていなかったから、その時はそれでよかったです。ところがいま全部きれいに区画整理している。家建てようと思えばなんぼでも建ちますわ。やはり自分とこがそれだけ開発してきましたら、自分とこ許可したミニ開発の下水路くらいは忠岡町で処理してほしい。また処理するのが当然であるということですよ。ごみ取りでも私、和泉衛生に言つたのですけど、ごみは和泉市を持ってくる。そんなものは集めてくれるな、あれは忠岡町に取つてもろうてくれ、一々取りに行ってくれんでよろしいと和泉衛生へ電話で言った。和泉市とひついているから、衛生課の人は知らんわ、車へ全部積んで持っていく。1ヵ月ほど前に電話して現在は取つておりませんけれども、半分以上は和泉市にお世話になって、税金だけは向こうへ持つてかれている。こんな不細工な話はないと思うのですよ。向こうの部長さんとも話したのですが、あんたとこも殺生じゃないか、一言ぐらい和泉市へ声かけてくれても、鳥もカラスも笑わへんぞと私、電話で怒った。そうしたら向こうから車3台で、10人ほどかっぱ着て来ましたけど、言つたから来るけど、言わなかったら、あとは皆和泉市やってくれる、ほうへおいたらしい

わい、それじゃ余りにも虫がよすぎる。

私は、そういうことを森部長から強く向こうに要望してもらって現実、日常生活に欠かせない問題ですから、積極的に忠岡町と話し合いをして、早期に解決してほしいのですよ。もっと掃除しにもこい。20年から、忠岡町の人も和泉市の真はたに住んでいる。その人までもと言わないこれから開発していくミニ開発の分だけでも掃除しにこい。和泉市が8回掃除するのだったら、1回は忠岡町が掃除しにこい、というぐらいの腹づもりで向こうと交渉してほしい。そうせぬと和泉市ばかり見ないかん。ずっと和泉市の方がカイショの掃除ばかりさせられて、向こうから何も言うてこないから、これは和泉市がやってくれるのやろう、ほうっておいたらいいわい。こうでは物事がすまぬと思う。その点も十分、私は要望しておきます。それで一応終わっておきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、6番・大谷昌幸君。

○ 6番（大谷昌幸君） 通告に従いまして順次、要旨の説明を申し上げたいと思います。

まず、第1番の教育問題について、これは1つの大きな表題で、イ、ロ、ハに分かれておりますが、一応教育的な内容でございますので、担当部課は教育委員会及び民生部にわたると思いますが、その点御了解いただきましてお願ひしたいと思います。

まず「イ」としまして就学前の幼児教育、これは専門的に申し上げますと、幼稚期の後期になるかと思いますが、いわゆる4歳、5歳の幼児が就学以前に受ける幼稚園教育と保育と申しますが、当市の場合はまず直接経営あるいは民間に委託しております保育所に通う子供、次に和泉市が経営しております和泉市立何々幼稚園、及び和泉市内に数ヶ所ございますそれぞれの民間の幼稚園といふ、この3つの所でそれぞれの教育を受けておるわけでございますが、来春4月1日に和泉市内の小学校に就学する児童、すなわち現在の5歳児に就学通知書を発送した枚数が、私の調べたところでは2千3百96通あるように見受けますが、そのうち85人という子供は、先ほど例を挙げました3つの、いかなる施設にも収容されておらない。この85人というのは、数におきましてはわずかに3.5%という微々たるものではありますが、なぜこの85人という子供が、どの施設にも収容されなかつたのであるか。これは親の意思に基づくものであるか、あるいは当市の行政上の欠陥によるがために、当然受けられるべき権利としての、人権としての教育が受けられなかったのであるかということにつきましてお尋ね申し上げたいと思います。

次「口」に移ります。長欠児童、もちろん小学生、中学生の生徒のこととございますが、今年の5月1日現在で、当市教育委員会より府教委に申告してやります長欠の生徒の数は、小学校におきまして39名、中学生で68名と、これはいろんな関係がございますので、率及び他市との比較は申し上げませんが、これだけの長欠児童がある。しかもその内容たるや50日以上の長欠児童の数でございます。50日と申しますのは、実際学校で教育しておる。いわゆる開校日数から申し上げますと、当年の1学期は大体86、7日、2学期は間もなく終わりますが、大体93日前後、3学期は恐らく、予測されるところでは88日前後じゃなかろうかと思うわけです。そのうちで50日というのは非常に大きな率を占める、恐らく3分の2の率を占めているわけでございます。ただ50日と申しますと、1月半かというような錯覚を起こしますが、これは学校におきますと、実に2ヶ月以上にわたるわけでございます。先ほどの例で申し上げましたように、これがもし3学期でありますれば、3学期のほとんどを休校するということになるわけでございます。

それだけ長い期間を休校しますと、児童生徒の上には当然1つのハンディがあらわれてまいります。まして中学生の2年、3年という、いわゆる思春期に近くなっていますと、このハンディが学力のみならず、ほかのいろんな私行為においても当然影響を及ぼすわけでございます。そしてこの50日未満の者というのは、恐らく私の推察ではこの倍、あるいは3倍以上もあるのではないかと思うわけでございます。特に最近、和泉市の消防本部より発行されました消防概況によりますと、小学生、中学生の交通事故が大変激増している記録が出ております。

こういうことを考えてみると、この長欠児童を、ただ単に担任の先生が適宣指導すればよいということによってすまされない、大きな問題を秘めているように思うわけでございます。これについて当市教育委員会としまして、当年度は無理としましても、次年度からどのような対策を打たれるべきか、具体的にお伺いをしたいと思います。

次「ハ」学校施設の開放でございますが、これは先ほどの仁井議員の質問とも、ある程度関連はいたします。市民球場その他の適当なスポーツ施設から縮め出された一般市民は、当然各学校に持つておる広い運動場の使用をさせてもらいたいという気持ちが起るのは、論をまつまでもございません。しかしながら現在の学校施設、いわゆる運動場及び体育館等の開放につきましては各学校によってその扱い方がまちまちでございます。すなわち当教育委員会として、それについての詳細な規定、いわゆる内規なるものがないがためであると思います。したがいまして、各学校を預かっております校長あるいは教頭の先生方の、非常に心と体力の負担になっているよう見受けられるわけでございます。これも今後いかに対処されるか、お伺いしたいと思います。

次、2番、府中駅南1番、すなわち通様「肥子道」、2番すなわち府道泉大津粉河線の踏切横

断歩道の設置を要望するものでございます。と申しますのは、この踏切は過日、当市の交通公害課長も府中駅に訪ねてくださっておるということをお聞きしておりますが、1日のうちの3分の1に当たる約8時間が遮断機がおりているわけでございます。上り線を例にとってみますと、まず第1発の警報機のチンという音が鳴ってから、遮断機が上がってチンが鳴りやむまで、最低1分かかっているのが実情でございます。この1分というのは和泉府中駅の上り通過列車の場合でございます。したがいまして、府中駅で停車する電車になりますと、恐らくその何割か増しで遮断機がおりておる。そこへ下りが来る。下りは、大抵は府中駅で停車いたしますと、実に5分間ぐらい遮断機がおりているわけでございます。過日も百舌鳥の南1番踏切で、踏切警手によるミスでございましたけれども、貨物自動車が接触し、運転手及び通行人が死亡しておる事故が起こっておりますが、この府中駅南1番、2番踏切は、今までごらんになっておられる方々多々あると思いますが、必ず遮断機の下をくぐっている状態は日常茶飯事でございます。

しかもこの踏切は、肥子1丁目、2丁目及び府中8丁目から国府学校を通学している児童、約2百名が利用している踏切でございます。子供は必ず大人のすることをまねをすると言うても支障がないと思うのです。この2百名の児童が年間2百40数日の間、遮断機を、中にはくぐる子供もありますしあうが、この踏切を利用して通学しております。もしもここで事故が起こってからでは遅い。今までから事故はないとは申しませんが、この踏切に何とかして、地下の横断歩道を設置してもらうような働きかけを、府とともに国鉄に働きかけていただけないものかということを要望申し上げます。

3番目、来年度の予算編成についてでございますが、現在14億3千余万円の赤字を抱えております。来年度は恐らく財政規模は当年度よりも10%ぐらいのアップがあるものと予想されますが、そうしますと、再建団体転落寸前の赤字の額が、また恐らく2億や2億数千万円上積みされるのじゃなかろうかということに、1種の不安を抱くものでございます。先日の市長さんの今後の施政方針でも述べられましたが、財政は非常に脆弱な、またむずかしい時にありますので、現在で14億3千余万円といわれるこの赤字を、今後どのような方策でもって解消されるおつもりであるかということを、これは特に市長さんにお伺いしたいと思います。

4番、市有財産の管理についてでございますが、昔のことは別にしましても、ここ20年、いわゆる戦後が終わった30年代以降は、土地の購入につきましては、特に登記その他測量の面で十分な手はずをとっていただいていると存じますが、私どもがよく耳にするのは、公有地と私有地の境界問題がときどき起こっているということでございます。いわゆる一般市民の方、私有地の方が市の土地を無法に占有したり、あるいは使用したりすることはないと私は思います。もしもそういう境界がはっきりしないことがあるとするならば、それは明らかに市の側の責任ではなから

うかと思うわけでございます。私は、これはプライベートにかかる問題も多々ありますので、あえて実例をもって申し上げはいたしませんが、この市有財産の管理についてはどのように手を打たれ、また今後も打たれていくか。

以上多岐にわたりましたが、お伺いしたいと思います。

教育問題はイ、ロ、ハに分かれておりますが、冒頭に申し上げましたように、一応教育問題としてまとめてあるわけで、イ、ロ、ハは当然別々のこととござりますので、「イ」が終わり、次「ロ」というように、1項目ずつ御答弁いただきまして、御答弁内容いかんによりましては、重ねて御質問申し上げますことをお許しいただきまして要旨説明を終わらせていただきます。

○議長(池辺秀夫君) 理事者答弁。

○指導部長(高橋貞良君) ただいま大谷議員さんの御質問の第1点の、幼児教育の4、5歳児の件についてお答え申し上げます。

来春の就学児に対しまして就学通知を出した者の中で、幼稚園、保育園におきまして就学前教育を受けない生徒が85名おるということ、そのことの原因がどこにあるのかという御指摘かと存じます。私どもは、この数字につきましては、年々減少してきているというふうに考えております。そういう中で今日、就学前教育が非常に高い、また96%以上の就学を見ている中で、ただ家庭内におきまして受けている家庭教育のみにとどまっているのには、それ相当の理由があろうかと考えます。このことにつきましては、親の意思として、家庭教育の中で足りるという考え方もありましょうし、また現在の私どもの幼稚園におきましては、5歳児にとどまっているということからくる原因もあるのではないかと思います。この点につきましては、福祉政策とも関連づけまして十分に検討しまして、もし施策の及ばない範囲での原因がありましたら、今後さらに100%に及ぶように努力してまいりたいと、このように考えている次第でございます。

○6番(大谷昌幸君) 保育課の下のらせん階段をおりた下に、幼児教育の対策室と申し上げるかどうか、正当な名前はわかりませんけれども、そこで担任の先生方がいわゆる養護教育と申しますか、行動できるようなカリキュラムをつくっていただいて、それに対処していただいているということは、私も十分に了解しているわけでございますけれども、先ほど申し上げました未措置の3・5%、85人があることの中で、ちなみに、国府小学校へ上がる児童の数は、来年4月198人あるわけです。その中に、どこにも行っていないというのが15人あるわけなのです。これは198人に対して実に7・8%という高率になるわけです。この国府学区は一番便利のいい所です。その中で未措置児が出ているかということを、これは保育所の方に、私は十分にお考えいただきたいと思うわけなのです。

それとあわせて、来年の国府幼稚園の入園希望者をこの11月に募集しておりますが、定員2百人に對してわずかに109名、実に54・5%の低率なのでございます。これはなぜかと申しますと、親の措置してほしい希望は3歳ごろからあるはずなのです。1歳、2歳は何とか自分でみられる、年寄りもみられる。けれども3歳ぐらいになって足が達者になるとどうもおばあちゃんの手に負えない。それ

を何とか保育所にお願いしたいと言うしていくと、特にこの国府校区の方でしたら、家で商売している、あるいは何か家で、小さい織物のような工場をやっている、いわゆる零細企業、家内工業が多いわけなのです。それによって守りができるやないかということで、3歳、4歳の時に措置してもらえないか、そういう事態が間々発生しているわけなのです。

保育に欠けるということは、一体何を基準にして保育に欠けるということで行政側が断定しているのかということをお伺いするとともに、そういうような3歳、4歳で未措置になった子供は、どのようなあと教育を受けているのか、そのことについてどのように把握されているのか、これはひとつ恐れ入りますが、民生部の方からお答えいただきたい。

○ 市民部長（富田宏之君） お答え申し上げます。

私の方で調べました昭和54年度、5月1日現在の数字ではございますが、5歳児につきましては54年度、2千4百79人いらっしゃいます。そのうち公立幼稚園及び泉大津へ委託、並びに私立幼稚園及び保育所等で措置しておりますのが2千4百55人でございます。差し引きしますと、24名の方が就学前教育をお受けになってないという数字が出ております。そのうちでも、確定はちょっとできませんが、5歳児で13名ほどが堺市の私立幼稚園に就園されているということを調査でわかっております。そうしますと完全に就学前教育を受けておられない方が、和泉市全体で11名という数字になるわけなのでございます。

それと国府を中心とします保育所の措置の状況でございますが、何分申し上げましても、現在の施設の定員数の関係上、2歳児、3歳児の方を収容することは理想でございますが、何分4歳、5歳の希望者がたくさんいらっしゃいますので、何とかして就学前教育という目的の上では4歳、5歳を優先しているような現状でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 6番（大谷昌幸君） 調べ方によってどう変わってくるのかわかりませんが、数字は違いますが、ちょっと参考のために反論申し上げますと、先ほど国府を例に挙げましたけれども、実は伯太小学校に来年4月1日に入学する児童百53名、そのうち、先ほど申し上げましたどこにも行ってないのが2人、現在伯太小学校の校区でありますけども、4月1日から多分新設の（仮称）池上小学校の校区に入っていくであろうと予想される方が、先ほどの数字とはまた別ですよ。重複しませんが、別に83名中11名がどこにも行ってないということを私、伯太小学校の方で調べたのですけれども、そんなことでお宅さんの方と、ちょっとギャップがあるようですけども、それは別にして、それで保育所の方年幼者で早く、入園希望者を募られるわけですけども、5歳で今度措置してもらおうと思っても、4歳の児童措置数と5歳の措置数と一緒にですから、当然言つてもあかんやろ、頼んでもあかんやろ、あきらめておけというので5歳が非常に少ないとと思うのですよ。4歳で未措置になる人がかなりあっても、5歳で未措置になる人は恐らくないで

しよう。私は問題は4歳で発生していると思うのです。4歳で措置してもらいたかったけども措置してもらえないから、泉大津市とか堺市とかいう幼稚園へ行かざるを得ない。当市内の私立幼稚園は、もうすでに7月、8月の暑い時分に4歳の方の入園希望者を探って満杯になっていますね。保育所の方で断られて、いまさら私立の幼稚園にもお願いできないということで他市へ行くわけなのです。

だから、4歳で措置するときに十分なる、そういうような調査をしていただきて、そして保育に欠けるという言葉は一体何を指すのであるか。夫婦ともどもかたい職業についてはる、だから保育に欠けるのであるか。家で御主人はどこかへ勤めてはる。奥さんはもともと仕事がないので、こういうことを申し上げたら失礼ですが、細々ながら手内職をしておる。そしたらその人が保育に欠けないのであるかということですね。この点を十分にお考えいただきたいと思います。

次、教育委員会へ話を移したいのですが、そこで4歳で問題になってくるのは、先ほど国府幼稚園の例だけを申し上げましたが、当市は幼稚園がほかにたくさんございます。しかしどこの幼稚園を見ましても定員に満ちてないわけですね。伯太幼稚園は、いつも定員2百人をかなりオーバーしているのですけれども、現在、来年の申し込みが170人です。北松尾、南松尾につきましては、これは地域的な特殊事情がございますので、その他の所には触れませんけれども、触れないとしても北池田幼稚園、今後は120人に対する86名ということで、定員が3割ないし4割5分の余剰を生じているわけなのです。この余剰を、条例にでも規定されている4歳児をなぜ収容されないので、いま改めて申し上げる問題ではございませんけれども、それだけ余剰の施設もあり、当然余剰の人員もあるのじゃなかと思うわけです。なぜここで、そういうような4歳の、措置漏れになった人を収容されないのでそれについてのお心づもりを御答弁願います。

○ 指導部長（高橋貞良君） 4歳児の受け入れにつきましてお答え申し上げます。

確かに議員さん御指摘のとおり現在本市の幼稚園総定員数千80人近く、現在在園者数838人でございまして、大きく割り込んでいることは事実でございます。しかしそういった点から、議員さん御指摘のように、幼稚園条例の施行規則にも「定員に満たない時は学齢前2年の幼児を入園させることができる」という規定がございますので、御指摘の点ごもっともだと存するわけでございますけれども、しかしながらこの千80人につきましては、幼稚園設置基準にあります「一学級の幼児数は40人以下を原則とする」とありますその48人という最大限をとって現在、本市の幼稚園の学級数の規定であります27学級に40を乗じて得た数でございます。そういった点からしまして今年度におきましては、国府幼稚園を除きまして他の幼稚園では、すべて学級数を満たしているわけでございます。したがいましてたとえば伯太幼稚園で170人と、定員を30人割っているわけでございますけれども、学級数は40で割りますと5学級ということで、学級数は規定に合いまして、学級の定員が32名というふ

うになっているわけでございます。

そうしました場合、幼児の保育の実態から考えまして定員いっぱいの40人というよりも、この程度の方が密度の濃い保育による教育効果を高めることができるとのこともありますし、また学級数において定員を満たしておりますので、4歳児を入れるということになりますと、たとえいま申しました伯太幼稚園の場合、32名のところに8名の4歳児を入れるという形になりまして、混合保育をとつていかざるを得ないといった実態になろうかと思います。

そういう点で来年度の入学希望におきましても、国府幼稚園と南池田、横山幼稚園を除きまして学級数を満たしておりますし、そういう関係とかかわりまして、いま申しました混合保育の点、それからそういう点で、全市的に4歳児を受け入れる学級数のスペースがないということなどを考え合わせまして、今後この点につきましては、十分に研究課題として取りこんでまいり、このように考えるものでございます。

○ 6番(大谷昌幸君) それで事情はわかりましたけど、私が試算したところでは、いま幼稚園の、現在決算の出てきている53年度の資料からいきますと、1人当たり1ヶ月に1万9千5百円はかかっているわけですね。そのうち保育料が6千5百円ですからちょうど3分の1、残りの8分の2は市が負担しているということになるわけなのですから、これは私立幼稚園から見ますと非常に割り高についている。コストが悪いということを考えられるわけです。

そういう市民的な立場から考えた場合に、いわゆる定員でいくという事情はよくわかるのですけれども、それならば定員をもっと一定員をふやすと言うとおかしいですが、定員に近づけるような何らかの努力をしてもらいたい、そう思うわけなのです。だから、たとえば国府幼稚園の場合でしたら、これは実際の場になったらどれだけ児童がおるかわかりませんけれども、109人ですから当然5学級を予定しながら、今度は3学級しかおらない。それならあと2学級の2人の先生は1年間、もうあんた結構ですと遊んでもらうのか、まさかそんなことはできないわけでしょうし、それなら2人の先生に何らかやってもらうために、いわゆる研究的に、一応国府学区と限らず、和泉市立の幼稚園で、一遍4歳児をやってみようかと、当然隣接の泉大津市でやっているわけですから、やってみようかという、そういう試行錯誤的なことをやられるのも、1つの積極的な姿勢を示されることじゃなかろうかと思うわけなのです。その点について御答弁いただけませんでしたので、私の方から要望するということでとめておきたいと思います。

要するに、私は1番懸念しますのは、先ほど市民部長の示された数字と私とで、ちょっと未措置児の数にギャップがあるわけなのですから、学校へ上がった場合に、もしも、40人の子供の中で1人が保育所にも行ってない、幼稚園にも行ってないという子供がおるわけなのです。これは事実なのです。それが、私次に「口」で御質問申し上げております、長欠児童につながってくるようと思えてならないわけなのです。だから、幼稚園の就学前のことについてはこれで一応終わりますけ

ども、ひじ、としたら「口」の方で、あるいは重複するかもわかりません。できるだけ避けたいと思いますけども、そういう点を含めていただきまして、できるだけ4歳児を何とか救っていただけるような方法をお願いしたいと思います。

それと、ちょっと念のためにお聞きしておきますが、いま幼稚園と保育所の両方のカリキュラム絡めて、先生方の熱意でこれを、つくってくれますね。これは現在どこかでテストケースとして、直接これを使ってやっているのですか。一どうですか。

○ 議長（池辺秀夫君） 保育課長。

○ 保育課長（中川鉄也君） お答えいたします。

現在21の公立保育所と8つの公立幼稚園で使っております。

○ 6番（大谷昌幸君） そうですか。

それで特に同和地区で、現在幸幼稚園と、その他4つの保育所とで3歳、4歳、5歳について、いわゆる親のか子供かの希望によって、この子は幼稚園、こっちは保育所と分けてやっておるわけですけれども、そういうような方法を今後ほかの地域にも広げていかれるつもりがあるかどうか、どちら方が御返事いただくのかわかりませんけれども。

○ 保育課長（中川鉄也君） 簡単にお答えさしていただきたいと思うのですけども、幼稚園というのは文部省の管轄で、学校教育法に伴う施設ではございません。保育所は御承知のとおり、児童福祉法による児童福祉施設で、法的な性格であるか歴史的な沿革現在の内容、目的などかなり相違があるわけですが、したがって国で制度の統一をやっていただく以外に根本的な解決はないというふうに思うわけですけど、その5歳児が翌年度にそれぞれの学校へ一緒に入学していくことの中で、幼稚園なり保育所でやらされていることが別々で、区分されたものがやられているということでは問題があるということで、根本的には市町村レベルでは解決できないものでございますが、現在和泉市独自として取り組んでおるのは、まず保育園の保育レベルの向上に努めて、その中身をましても保育、養護ということだけでなしに、教育的な問題も現在、保育関係でもかなり重きを置いて取り組んでおるつもりでございます。

それから第2点目には、ただいま御指摘がございましたカリキュラムについては、幼稚園と保育園とで統一して現在使っております。

それから第3点は、幼稚園の教諭と保育園の保母を統一した合同研修会ということで、園長、教頭、主任、一般の保母、教諭を合同した研修会を、これは何も同和保育所だけではなくて、全保育園、全幼稚園の職員を対象に現在開催しておるわけです。しかし、いずれにしろ国の制度が違うということで、非常にむずかしい問題がたくさんあるわけですけども、そういう観点で今後も努力を続けたいと考えてやりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 6番（大谷昌幸君） 次、「口」お願いします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

- 指導部長（高橋 貞良君） 「口」の長欠児童の問題についてお答え申し上げます。

議員さん御指摘のとおり昨年度の中学校における長欠児、文部省に報告しました数、そのとおりでございます。この指導については、担任の先生が指導するだけでは無理ではないか、来年度からどう対策するのかという御指摘だったかと思いますが、そういう中でこういうことを申し上げて非常に心苦しいのでございますけれども、御承知のようにこれらの児童、生徒は、現在学校に籍があるわけでございますし、そういった点から現在の制度では、これらの生徒に対しまして、特別な制度とか対策とかいうものは、現行制度の中ではございませんので、その児童、生徒の在籍する学校に、籍があるのでございますから、学校の責任において、この子供たちを指導し対処していくというのが現在の実態でございます。御承知のように、これらの生徒に対しましては、担任なり学級の友達たちの家庭訪問、または宿題、プリントによる課題とかいったことによりまして学力の遅れを取り戻すべく、いろいろと対策をしているのが実態でございます。

なお、これらの生徒の中には、たとえば中学校68名のうちには、本人の疾病異常が29名ございます。そういった中では、学習に耐えない病状の者もありましょうし、また、学校生活になじめないという者が15名ございますが、これらは心因性によります、いわゆる登校拒否の状態にありますので、非常にその点で指導していくことが困難な状態もあろうかと存じます。そういった点につきましても、来年度から、議員さん御指摘のように、学習権の保障という立場から、きめ細かい指導をどうしていくかという点で、学校にも極力指導しまして取り組んでいきたいと存じております。

- 6番（大谷昌幸君） 大体現況は御説明していただきて、よくわかるのですけども、ちょっと次、申し上げる前に一泉北病院がニュータウンにありますね。向こうは大阪府立養護学校の病院教室になったわけですね。それと大阪市で、私の知っている範囲で上本町の警察病院の中に、真田山小学校かどこやらの、分校形式の病院教室ありますね。あれ、どんなぐあいになっているのですか、ちょっとそれ、先お答えいただけませんか。

- 指導部長（高橋 貞良君） 大阪市内のはよく存じませんが、泉北の養護学校につきましては、府立泉北養護学校でございまして、いずれにしましても、これは→病虚弱児を対象としております。特に腎臓とか、そういった点が主でございますけれども、泉北病院に入院した形で勉強するような形で学校に収容といふか入学するわけでございます。そして泉北病院とのタイアップの中で病気の治療と教育、そして帰宅が許される児童につきましては土曜、日曜帰宅する。月曜から土曜まではその学校の病床を兼ねた。そういった宿舎に泊まる。もちろん親の付き添いは許されてない、そういった学校でございます。

- 6番（大谷昌幸君） わかりました。いま腎臓というのが出ましたけども、長欠児の内容を見ますと、特に中学生の女子で4人の腎臓疾患がありますね。大体中学校の女子、小学校でもそうですが、女の子に特に多い。6人中4人あるわけです。この腎臓というのは、御承知のように、人工透析を3日にあげず受けないけませんし、不治に近い病気でございます。そしてこのように

自宅療養しておりますと、当然治らない。そして学力も遅れてくるということは予測されるわけですし、私、特に問題にしたいと思うのは、その長欠者のうち小、中ともに2名の留年した者がある。義務教育で留年するということは、その子供の一生にとって、どのような精神上の制裁であるかということを考えた場合に、非常に末恐ろしい感じがするわけなのです。原級にとどめるということは、よくよくのことではなかろうかと思うわけでございます。

このような児童、生徒について、現在府からの定員制があつて非常にむづかしいとは思いますけれども。私の考えるところでは、小学校であれば全科教科ですから、担任制ですから1人もあれば十分でしょう、この人数だったら。中学校であれば教科担任ですので、何人要るかわかりませんけども、その点は何らかの措置を講じていただきたい。いわゆる時間講師とかそういうこともあるでしょう。そういうふうな方策をもって、私は、対府との関係がありますので、いまここですぐ御返事いただきたいというような御無理は申し上げませんけれども、来年度へ向けて、まだ4カ月余りあるわけですから、御努力していただけるということだけお約束していただけますかどうですか。一教育長、その点どうですか。

○ 教育長（葛城宗一君） 長欠児童等のほかに、実は登校拒否性の子供が、年間ほとんど学校にどうしても行かないという実態の中から、このような義務教育でありながら留年をせざるを得ないということになるわけです。もちろん先ほど部長が申し上げましたように、学籍を有する子供の指導、病欠についても、努めて教育指導、學習指導に当たるということを、原則としては学校に責任を持たしているわけでございますけれども、御指摘のように、専任の委託の先生でもおり、それらの長欠あるいは登校拒否生の指導に当たるということ、その子供たちの将来については、きわめて大事なことだとかよう考るのですけれども、専任の指導者の位置づけ、あるいはまた嘱託員の位置づけ等につきましては、今後、府とも十分協議し、われわれの協議会ではいろいろ問題提起するところでございますけれども、現下の情勢では……。その中であわせて、市独自においても、委託等で熱意をもって指導に当たっていただけるというような方法等について、今後十分検討を重ねてまいり、研究させていただく、かように考るものでございます。

○ 6番（大谷昌幸君） よろしくお願ひしたいと思います。そのために、1つ実例を申し上げたいと思いますが、今年の2月の上旬にある小学校で、スキーで足を折って直ちにその現場から当地救急で運ばれてきて、さる救急病院に収容された。これが3月の18日ですか19日でしたか、卒業式ですから。一応長欠として出てくる日数は、恐らく30日足らずだと思います。しかしながら6年生の卒業ということを控えております。それを担任に、病院へ行って対策を講じよということは、非常に先生に対しては過重なことであり、また普通の人間わざではできぬことであると思います。この子供は、幸いにして4月8日から、さる中学校に入学することができましたけども、一学期の間は、自分の骨の中に金属を抱えながら登校した、当然運動はできません。またそれが自分の気持

ちの上で非常にハンディになって、学力がやはり落ちたということも耳にするわけでございますので、あえてその実例をお話申し上げ、しかるべき対策をおとりいただくように、重ねてお願い申し上げるものでございます。次、お願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 施設開放は社会教育関係でございますので、指導部次長の竹田がお答え申し上げます。

学校体育施設の開放につきましては、学校側の絶大なる御協力を得まして、学校教育に支障のない限りにおいて、現在すべての小、中学校におきまして学校体育施設の開放を願って、社会体育の振興に寄与させていただいております。

御指摘の学校体育施設の開放につきましては、各校とも校長先生、教頭先生の手を多く煩わしているところでございますが、基本的な考え方といましまして私どもの方では、スポーツ振興法によります学校体育施設開放事業という補助制度がございます。本年度におきましても、さきの追加補正で予算化をお願いいたしましたとおり、中学校で開放度の高い郷庄、石尾、光明台、横尾、富秋、以上の5中学校におきまして実施しようとしております。

この学校体育施設開放事業を進めるにつきましては、この際、管理者、指導者を置きまして、それらの経費等も見込まれておりますので、これを置きました場合には、開放中はその管理、運営すべて、その指導者の責任になってまいりますので、これらを導入していくことによりまして、学校の校長先生、教頭先生のお手数をかけることも少なくなるのじゃないかと思いますので、これらの制度を今後も積極的に導入してまいりたいと存するわけでございます。

また本制度が導入するまでの間は、校長先生なり教頭先生のお手を煩わそうと思いませんが、私どもできるだけ学校側と協力いたしまして、手の省けるようなものにつきましては、社会教育的な点におきまして仕事をしてまいりたいかのように思っております。

○ 6番（大谷昌幸君） その制度を速やかに検討していただけるようお願いするとして、また1つ実例でございますけども、現在和泉市のテニスコート、光明池と市民球場の横と2つあるわけです。1時間が3百円、これはある資料によりますと、大阪の衛星都市の中でも最高額らしいですけども、1時間3百円出してお借りしたいと思っても一あれ1週間前から受け付けするのですかな。その時に行っても、すでに満員で、昼食をはさんだような、いわゆる非常に使いにくい時間が辛うじてあいているというようなことでございますけども、ある学校へ行けばそういうようなテニスコートの施設を無料で、しかも学校のPTAでもなければ何も関係ない人が毎週日曜日、極端に言うて朝から晩まで、はたに使わさんと自分らで使っているというような所もあるやにお聞きしているわけなのです。そういうような不公平のないように、そこは常識的な判断でもって市民の皆さんに使っていただけるというような方法をとっていただけるというようにお願いしたいと思います。

次の、2番目お願ひいたします。

○議長(池辺秀夫君) 次、

○産衛部長(広岡史郎君) 2点目の御質問に産衛部長からお答え申し上げます。

府中南1番並びに2番踏切の列車通過状況から、1番踏切の地下横断歩道の設置、2番踏切への対応についていろいろ御指摘を受けております。私たち、府中駅南1番、2番の踏切の列車通過の状況を、特にラッシュ時の午前7時から8時の1時間について取り上げて調査いたしましたら、上り24本、下りが10本で、1番、2番踏切とも25分間の遮断機の下がりがございました。人と諸車の通行が可能なのはわずか35分でございます。

これらからいろいろと問題がございまして、御指摘のありましたように1番踏切への横断歩道の設置、2番踏切では現在計画中でございますけども、その立体化。これらは市道府中我孫子線、府道泉大津粉河線の交通安全と円滑化を図るために、きわめて有効な事業と考えております。

1番踏切の地下横断歩道の設置の御提唱でございますけども、御承知のとおり府中駅下りホームの構内の土地利用につきましては、府中駅貨物取り扱いの廃止時点以来、私どもが国鉄側にいろいろと要望してまいりました何点かの計画につきましては、国鉄側から駅舎の拡張計画完了時点まで待ってほしいとの申し出がありました。府中駅下りホーム拡幅延長等、諸工事の終了する時点におきましては内部関係課といろいろ協議もいたし、もちろん市議会、当該委員会の御意見を拝聴しながら、一連の事業計画による府中駅南側の土地利用及び交通形態に取り組んでまいりたいと考えております。その中でいろいろとただいま御指摘いただきましたような問題を、有効に活用できるよう十分配慮していきたいと考えております。

なお、それまで、私どもの計画がより十分に、早急な実現可能に向かって、国鉄側、国、府等への積極的な働きかけは十分尽くしてまいりたいと、かように思います。

○6番(大谷昌幸君) これについては、物理的、技術的にいろんなやり方があると思いま
すので、そういうところを一応、つぶさに実情に合うように設計していただいて、それから国
鉄に資料をもって、こういうわけでこうしてほしいということを働きかけをしていただきたい
と思うわけなのです。ただやみくもに、こういう要望が出ているのでつくってくれというの
は、とてもだめだと思います。とにかくずうたいの大きい国鉄のことですから、その点をひと
つ御検討いただいて、肥子道は別にして、泉大津粉河線については、現在南側にある歩道がち
ょうど遮断機から偶然、東側、西側ともに横断歩道の標識のある所まで、東については16メ
ートル、西については15メートルの余裕があります。だからこれをすれば、十分スロープに
にした地下道ができるのじゃないかと、私も一つの、素人ながら考えを持っているわけでござ
います。もしました御参考になれば、改めてお聞き届け得たら結構でございますけども、そうい

うことをひとつ計画していただきて、そうして国鉄に当たっていただきたいということを要望して、次、お願ひします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市長（池田忠雄君） 大谷議員さんの3点目の、来年度の予算編成についてのお尋ねでございますが、お答えを申し上げたいと思います。

55年度の予算編成作業を、現在財政課で進めておるわけでございます。御指摘いただきましたように、非常に厳しい財政状況下にございます。何とかして再建団体に陥らないように、そしてまた創意工夫をこらして、何とか市民需要に、少なくとも熱意をもっておこたえしなければならない、このバランスが大事でございます。

そうした基本的な考え方方に立ちまして、「入るを量って出するを制す」という予算編成の大原則がございます。何とかして、財政再建2年目に入りますので、健全化を進めなければならない。そして皆さんの御要望に沿う財政にと、現在苦慮いたしておりますが、少なくとも言えることは、55年度も何とかして収支均衡を、これ以上赤字を出さないことを推し進めたい。こうした中で、転落ラインも御案内のとおり54年度では18億5千万ぐらい、本年度の転落ラインは、赤字再建の限度額の点もございますけれども、53年度決算は、御案内のとおり14億3千万の赤字でございます。その差、約2億少しという瀬戸際で、現在54年度はあるわけでございます。まずこれ以上、赤字を出さない努力をいかにしていくか、あらゆる健全化を進めながらも、創意と工夫をこらして予算の編成をしていかなければなりません。あらゆる努力を今後とも傾注をして、少なくとも御指摘のとおり、これ以上、赤字を出さない。できることならば55年度に向かって、単年度でも黒字を出す努力をしなければならない。これが55年度予算の命題でもあろうかと存じます。

しかし他方、議会初め各市民団体から、いろいろ御提唱いただいている中でいかにして創意と工夫をこらしていくか、これから予算編成作業の中で、いろいろ実態を見ながら今後とも進めてまいりたい。このように存じております。非常に厳しい状況下の中にございますけれども、最大の努力を尽くしながら、いま申し上げましたようにして、これ以上赤字を出さないようにして、何とか再建団体転落にはならぬよう、創意工夫をいかにこらしていくか、この辺に柱をつくり上げ、いろいろと今後とも編成作業を進めてまいりたいと、このように存じます。よろしくお願ひします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 管財課長（原美助君）

続きまして、市有財産の管理についてお答え申し上げますが御指摘のとおり、市有財産の管理につきましては合併前から引き継いでまいりましたすべての財産について、普通財産については財務部管

財課で、その他行政目的に応じた行政財産につきましては 各部局で管理をしておるというのが実態でございます。

最近の土地購入につきましては、境界等をはっきりした上で引き渡しを受けている実態でございまして、しかしながら時間の経過とともに、御指摘のようなことがないように、現在十分分配意いたしているのでございますが、今後とも市有財産の管理につきましては万全を期してまいり所有でございます。よろしく御了承を賜りたく存する次第でございます。

○ 6番（大谷昌幸君） とにかく市の持っている土地というのは市民の、いわゆる税金から買

うた土地なのですね。その土地の所有者と、そしてその周辺に持っているいわゆる善良な市民とで境界争いを起こすというような、みっともないことのないようにしてください。

私も初めに申し上げましたように、市の土地を黙って取り込んで使うてやろうかというような市民は一切ございません。市の管理が悪いために一というのは、せっかく買った土地に、境界として打ってあるのは木ぐい一本というような所ありますよ。どこか、ここでは申し上げませんけども、木ぐい一本、わずか昔で言う「寸角」、いわゆる3センチ角の木ぐいですわ、それを1本打っておいて何年もちますかね。その木ぐい1本で、これは市との境界やというようなことを言うても、これは自然に消えていきますよ。木は5年ももてばいい方ですわ、どうせ杉でしょ。そういうような姿勢が悪いと思うのです。

ひとつ参考のために、その前でやっている大阪府住宅供給公社の境界を一遍見て下さい。どんな境界柱を打って、どのような処置をしてあるか。あの周辺には、恐らく数百平米の残余が出ているはずなのです。その残余地は草が生えて一、現在枯れているでしょうけども、ぼうぼうと草の生えている土地であっても、なかなか簡単には掘り起こせない境界柱を、ちゃんと打ってあるわけです。そういうようなことを少しでも勉強していただきたい。特に土地開発公社及び今後仕事が多くなってくる都市開発部には特にこれはあえて強くお願ひしたいと思います。

時間で終わりたいのですが、もう1点だけ。このごろ自動車が非常にふえてきております。これは現在、市役所の構内が大変狭い、建物も狭小であるということだと思いますが、極端に言えば、そこら中へ車をとめていますね。これは一体各部、管財が一番管理していると思うのですが、各部が持っている車をどこそこにとめるというような、いわゆる駐車場所指定がされているのか。

もう1つ、このごろ車の横の名前、あれ消えているのは勝手に消えたのでしょうか。それとも消すのでしょうか。和泉市役所と最初書いてあるやつが、極端なやつになると何も書いてないやつもあるような気がするのです。これは特殊車やから書いてなかってもいいのかもわかりませんけども。それと、「所」という字が消えていますよ。こんなもの例を挙げたら切りがありませんけども、和泉市役所と車屋で書いてくるわけでしょう、サービスしますね。それなら「所」だけ、だれか消すでしょうか。その点の御答弁お願ひします。

○ 管財課長（原美助君）

車両管理につきましても常々、担当の者には十分注意はいたしておりますが、御指摘の点、なよく調査いたしまして善処し、車両管理の万全を期してまいりたいと思うわけでございます。

○ 6番（大谷昌幸君） どうしても公共になると扱いが乱雑になるわけですけども、やはりこの車はどこぞこの課で、だれが乗っている車やということが決まっていると思うのです。ひとりのになると窓ガラスがあいたまま、キーのついたままかどうか知りませんけども、私ときどき、この裏道から出入りしますので、そういうことが目につくわけですけども、ひとつ先ほど市長の答弁にありましたように、苦しい財政の中での車両、特にガスも高くなってくると思いますから、そういうような管理は十分にやってください。特に、ひとつ管財課だけに任せずに、いわゆる担当部だけに任せずに、それぞれ直接、車に乗っている各部課では是非とも十分な管理をお願いしたいということを要望して、議長、申しわけございません、ちょっと2、3分時間が超過しましたけども、終ります。

○ 議長（池辺秀夫君） ここで暫時休憩いたします。

（午後8時7分休憩）

(午後3時35分再開)

- 議長(池辺秀夫君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入る前に理事者に一言、注意をいたします。答弁の際は、職氏名をはっきり言ってから答弁されるよう、また、答弁内容も、的確に質問の要旨を理解して答弁されるよう注意しておきます。

それでは、22番、勝部津喜枝君。

- 22番(勝部津喜枝君) 通告に基づきまして一般質問を行います。

本定例会の冒頭、市長の所信表明をお伺いいたしました。大変抽象的であるということも含めまして、何点か、今後四年間の市政担当者に対して質問させていただきたいと思います。

まず、第一点は、社会福祉についてであります。何よりも国や府の状況を考えますときに、本市において福祉の後退はしないという強い決意を改めて本議会でお伺いしておきたいと思います。

さらに、所信でも述べられておりますように、社会経済情勢の変動の影響を受けやすい人々への施策ということで、今後の福祉につきましては、とりわけ高齢化社会への対応、交通遺児対策や、近年増加の傾向にあるといわれる福祉家庭対策などについてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

第二点は、生活環境の整備でございますが、豊かな緑に恵まれた本市ということを特に強調されておる中で、「住んでよかったです和泉市、住みたくなる和泉市」ということですが、この和泉市も急速な都市化と、隣接する臨海コンビナートの大気汚染の伝染、また、自動車の増加等によりまして、公害についてもさまざまな複雑な様相を示し、また、開発に伴う問題も発生いたしてやります現況、緑豊かな和泉市を守り、住んでよかったです本市にするためには、公害行政の充実がどうしても迫られてくると思います。この点につきまして、もう一度掘り下げた所信をお伺いしたいと思います。

さらに、教育行政につきましては、具体的に二点お伺いいたしたいと思います。

第一点は、去る51年3月の定例会、私ども改選後初めての定例会で、近年、市民の要望でありました図書館の実現に引き続く、子供たちの手の届くところによい本を与える環境づくりということで、図書分室のことについてお尋ねいたしましたとき、今後の検討課題としてのお約束をいただいております。図書館の利用につきましては大変嬉しいことに、大阪府下でも有数の利用状況だと聞いております。テレビっ子と言われております現代の中で、ぜひさらにきめ細かく進めていく施策として、お約束の図書分室の検討を具体的に今期でどのように考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

市長の所信表明に対する質問は、以上にとめておきます。

続きまして、第二点の財政再建についてでございます。54年度の予算編成に当たりましては、財政再建団体指定の額戸際にあることを深く認識して、和泉市財政健全化三ヵ年計画の初年度と位置づけられ、あらゆる行政経費の見直しと財源の増収計画、公共料金引き上げなど、一連の計画のもとに当初予算が編成されたと思います。さて、54年度も大体終わりに近づいてまいりましたが、現時点におきまして、今日の実施に向けての進捗状況をお伺いしたいと思います。54年度における健全化計画の具体的な内容として、人件費対策や物件費対策、補助費対策、歳入費対策などに分けて現在の進捗状況をお伺いしたいと思います。

さらに、53年度決算が議会に上程されておりますが、53年度、54年度の公債費比率と経常収支比率はどのような状況になっておるのか。また、数値がどこまでくれば、どうした制度上の制約を受けるのかもお伺いしたいと思います。

次に、中央丘陵開発でありますが、第3回定例会から今までの中間的経過の中で進捗状況を御報告いただき、再質問させていただきたいと思います。

次に、55年度の予算要望でございますが、これにつきましては、具体的な項目を挙げて二、三お尋ねしたいと思います。

第一に、教育行政につきましては、新たな55年度の計画として、教育施設の設備充実はどのように考えておられるか、お尋ねしたいと思います。すでに御承知のように、人口急増市町村の学校建設の補助率は5年間、さらに臨時措置が延期され、あと数年残っております。また、景気対策としての補助率のアップ等、こうした政府の臨時措置が、本市におきましてあと幾つの学校に適用されると判断されているか。さらに、その実施の計画などを明らかにしていただきたいと思います。

さらに、教育行政につきましては、これまでにも幾つか取り上げられておりますが、父兄負担の軽減という立場から、また、真に教育行政の確立という立場から、たとえば学校のガラス代とか進路対策費等を含めまして、いまあってPTA会費等におぶさっている現状を把握し、55年度の予算措置はどのように考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

55年度予算要望の第二点は、北信太駅前自転車対策であります。すでに御努力いただいてる点も深く認識して府中駅前等の対策も進んでおるようですが、北信太駅前自転車対策については、55年度の中でどのように実現方を考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

最後の予算要望の点は、私ども聞いておりますところによりますと、大阪府におきましては、来年度よりこれまで保健所で進めてまいりました一歳代検診を打ち切り、市町村で実施するよう指導と話し合いを進めていると聞いております。すでに大阪府が母子事業実施要綱を市町村

に示しており、制度化と実施を迫っていると聞いておりますが、この問題に対して、本市は現在どこまで検討され、考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、質問の骨子を述べさせていただきましたので、再質問を留保して終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 勝部議員さんの御質問にお答え申し上げたいと存じます。

第一点の昨日の冒頭、お時間を拝借いたしまして、これからの方針につきまして、その一端を申し述べさせていただいた関連での御質問でございます。三点ございました第一点は、財政が悪くとも社会福祉面で後退させないかどうかという点についての御質問でございます。私が申し上げました意味は、お年寄り、障害児など社会経済情勢の変動の影響を最も受けやすい人々への対策について、社会福祉の最も原点であるきめ細かい、財源とともにらみ合わせてございますが、充実を図りたい、このように申し上げている次第でございます。

私の考え方として、後退するというような考え方にはございません。できる限り創意と工夫をこらし、恵まれない弱い立場の方々に対して、今後もきめ細かな施策を引き続いてやってまいりたい、このように存じている次第でございますので、御了解を賜りたいと存じます。

二点目の生活環境の整備についてでございますが、いろいろ開発に伴うもの、車の増加に伴うものなど公害の多様化の中で、本市においても交通公害課を設置させていただき、セクションにおきまして、いろいろ日常生活の中で起きる公害につきまして、一生懸命行政として取り組んでいる実態でございます。緑豊かな本市の自然環境を何とかして守りながらも、調和のとれた発展を念願しておる次第でございます。そうした意味合いから、公害行政につきましてもなおざりにすることなく、今後ともがんばって対応してまいりたい、このように考えている次第でございます。

三点目の教育に関連いたしまして、昨年、皆さん方の御協力のもとに開設いたしました図書館についてのお尋ねでございます。図書館につきましては御案内のとおり、非常に利用者が増加いたしております次第でございます。これもひとえに議員皆様方の御理解、市民の御協力いろいろ相まって、図書館が文化生活の一つのメッカとして御利用いただいていることにつきましては、非常にありがたく存じている次第でございます。当面、私たちが考えておりますことは、このメッカである図書館をより一層図書の充実を図り、より多くの人に御利用いただきたい、このために現在、乏しい予算の中でございますが、議会の御協力のもとに進めている次第でございます。

過般、勝部議員さんより市民生活の中に根をおろしていくために分室を設置したらどうか、という御提案をいただいているわけでございます。御提案、ごもっともだと私ども存しております。

す。ただ、一遍にはいかないことでございまして、まず、本体の図書館の機能の充実、図書の増加等を中心といたしまして、市民皆様のお手元に本をお届けする意味合いで図書カーを回している現状でございます。いま、本館の充実に全力をあげている最中でございます。分室についての御提案をいただきておりますが、現状の財政実態の中で本館をより御利用いただくために充実させていくことを本体に考えておりますので、分室につきましては、今後の一つの検討課題としてまいりたい。このように存じておりますので、その辺のところを御覧賜りたいと存じます。

以上、第一点の私の所信表明に伴います三点にわたる御質問に対しましてそれぞれお答えさせていただきました。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 22番（勝部津喜枝君） この点については深く突っ込んで、というよりも、これから問題の中で明らかになってくると思いますので、それで結構なんですが、若干、問題提起といいますか、私の方の考え方として申し上げておきたいのは、今後の社会福祉という面につきましては、言葉じりをとらえるわけではございませんけれども、経済情勢の変化の中で大変お気の毒な人々へのきめ細かい施策の中身は、社会福祉、自立更生も含め福祉が非常に多岐にわたってくることも考えられます。

たとえば高齢化社会に対応することで言いましたが、現在、65歳以上の方々の就職状況、雇用状況が非常に困難になってきております。こういう中で、人材を社会に十分生かしていく対策も含まれてくると思いますので、広範な福祉問題を把握する充実した体制も必要になってくると思います。その点は今後、福祉の委員会などを充実していくということで問題提起をしておきたいと思います。

さらに、社会環境の整備で公害問題ですが、本市は、特に公害を発生する大企業を抱えていないということで、市の中心的な問題にはなりにくかったのですが、今日の状況では、決して公害問題がそう心配ないということではないと思います。そういう点で言いましたら、現在、交通公害課として進めておられる体制が、果たして今後の公害問題に取り組むに当たって十分かどうか、人的配置も含め、公害の実際の監視体制等も充実させていくという点では、そうしたことでも今後考えていかなければいけないじゃないかと思います。

さらに、図書館問題につきましては、本体の機能の充実は当然でございますけれども、ぜひ早期の充実の計画を着実に進めていただき、図書分室を含めまして、和泉市の将来を担う環境をよくする一環として取り組んでいただきたいことを申し上げておきたいと思います。

- 議長（池辺秀夫） 次の答弁。

- 財務部長（麻生和義君） 二点目の自主再建の健全化に向けての進歩状況についての御質問

でございます。

御指摘の再建計画につきましては当初、財政当局を主といたしまして、市行政内部におきまして作成をいたした計画でございます。全面的な実施につきましては、若干の問題点もあることは事実でございますが、一部を除きまして大勢につきましては、実施もしくは実施に向けて鋭意努力しているというのが現時点の進捗状況でございます。

その中の事務的に個々に盛られた問題でございますが、いわゆる人件費対策等の具体的な施策になるわけですが、たとえば人件費対策につきましては、金額的に数値をもってお答えすることは若干問題がある。と申しますのは、職員の総数の問題がございまして、一般事務職員の採用を見合わせているといった、個々の具体的な措置もございます。

それから、物件費対策につきましては、御承知のように、各消費的な経費の節減に向けて協力願ってるわけでございます。維持補修のいわゆる営繕対策関係でございますが、これにつきましても、前年度ないし前々年度の予算を勘案して削減に協力を求めてる。

それから、補助費対策等につきましては、屎尿のくみ取り料金を市民の方々に負担を求めるといったことが、具体的に実施に向けて御協力を願ってるのが現時点での進捗状況でございます。

続きまして、53年度、54年度の公債費比率等、経常収支比率の関係でございますが、制度上どういった制約があるや否や、ということでございます。

まず、公債費比率でございますが、御承知のとおり、長期債の元利償還に要する一般財源相当分、この計算については厳密なルールがあるわけでございますが、一定のルールに従って、その額が本市の標準財政規模のいかほどの比率を止めるかという計算をするわけでございます。これがすなわち公債費比率と申すもので、現在、自治省では、この比率が当該年度を含めまして、過去三ヵ年の平均が20%を超えた場合、一定の地方債の許可制度上の制約を加えてまいりわけでございます。20%を超えた場合には、一般単独事業、それから厚生福祉関係の事業に係る起債が制限、許可されてまいらないという制約があるわけでございます。

それから、経常収支の関係でございますが、これにつきましては、現在の財務制度上の制約というか、そういった厳しいチェックがあるわけでございます。これにつきましては、地方公共団体の財政の弾力度を見る上で一つの物差しになっているわけでございます。類似団体と申しまして、人口レベル、産業構造別の割合に準じての人口等を勘案して、全国的に幾つかの類似団体に分類するわけでございます。厳密には2.7万の類型に分類しまして、その類型の中での市町村の財政状況を分析、指標を出すことになってるわけでございます。大体、その指標が80%程度が平均的であろうということが、自治省から示されているわけでございます。80%を超えると、財政状況が弾力度がない、硬直化の傾向があると言われるわけでござい

ます。100を超えると、異常な状態になるということでございます。本市の場合は先々日お答え申し上げましたように、54年度見込みで98.8というのが実態でございます。

以上でございます。

- 22番(勝部津喜枝君) 言葉の意味を含めまして、専門家としての御教示を賜ったわけでございますが、54年度の財政再建三ヵ年の初年度としての実施状況が、もうひとつはっきりわからないわけです。人件費対策についても、具体的な数では申し上げにくいということですが、もともと三ヵ年計画の全容がはっきりしていない中での論議ですので、いろいろかみ合わない点もあるわけでございます。

たとえば赤字をなくすということで、さまざまなことが行われてきているわけでございますけれども、一連の市民負担の増大ということで、54年度はどれほどの増収になっているのか。さらには、出るのを防ぐということでは、いかほどの増収になっているのか。また、一定の市民からの批判、議会の意見も取り入れての見直しの部分はどのような状況になっているのか。これらの点についても、もう少し具体的にお答えいただきたいのと、公債費比率が20%を超えた場合起債の制限ということですが、それでは、54年度の状況はどういうふうに見込まれているのか。この点お答え願いたいと思います。

- 財務部長(麻生和義君) 続いてお答え申し上げますが、本年度は自主再建の初年度ということで、全容をはっきりいまお答えできないわけですが、その中で具体的に赤字を少なくするといった意味合いで市民負担の増ということでございますが、年度末までの見込みで試算いたしますと、約一億六百万程度ということでございます。これは歳出の補助費等の関係、屎尿とかを含めまして、いわゆる公共料金の増等を求めましたものでございます。

それから、公債費比率が20%を超えると制限がある。54年度の見込みを参考までに申し上げますと、53年度の平均が19.6でございます。現在、54年度のそういった公債費比率の対策を講じているわけでございますが、20%に肉迫しているといった状態でございます。

見直しの分でございますが、試算といたしまして、歳出の合計で約一億六千万円、歳入分で一億一千五百万円程度を何とか目標にしてやってるわけでございます。最終的には、何とか二億五千万円ぐらいの見通しにもっていきたいと思ってるわけでございます。

- 22番(勝部津喜枝君) 最終的には二億五千万円ぐらいの見直しというのは、いわゆる公共料金の値上げによって一億六百万円程度増収の見込みを含めてのことですか。

- 財務部長(麻生和義君) そのとおりでございます。

- 22番(勝部津喜枝君) あとの一億余は、具体的にはどういうもので見通しとして持て出されてるのですか。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

人件費でも確定する数値がいろいろあります。約四千八百万円。物件費が約千八百万円。補助費で一千万円。その他の歳入の関係で市税の増収対策等いろいろ講じてるわけでございますが、歳入対策でも九千万円ぐらいということで努力しておるということで、そのほか公共料金の関係となってくるわけでございます。

○ 22番（勝部津喜枝君） その点は後で論議するとして、54年度見込みの起債の残、一般分と同和分に分けて。さらに、公債費の総額を一般分と同和分に分けて御報告いただきたいと思います。

○ 財務部長（麻生和義君） 54年度の起債の残高見込みでございますが、いま、大阪府、政府に対していろいろ要望している中ですが、大体二百四十六億程度になる見込みでございます。そのうちの一般分が百三億程度、同和分が百四十二億程度を見込んでございます。

○ 財務部次長（北野敦雄君） 54年度の公債費、いわゆる元利償還所要見込み額でございますが、二十三億二千万円程度でございます。内訳ですが、一般分が十二億三千万円、同和分が十億九千万円でございます。

○ 22番（勝部津喜枝君） もう一点、当然、共産党も地方財政の問題につきましては、いろいろな政府の財政措置に大きな問題があるという指摘もいたしております。また、市長もかねがね国、府に向けての努力も申されておるわけでございますが、それでは、具体的に財政再建の中味、交付金の増額も含め、本年度現時点までにどのような内容をもって政府当局等への要望、数字を挙げてされているのか、制度上の改善等も含めてひとつ発表していただきたいと思います。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

いろいろ政府ないし大阪府に対しましては、あらゆる機会を通じて関係各位のお力添えをいただき、要望ないし陳情を行ってするのが実態でございますが、具体的に実例を申し上げますと、本市の依存財源の一番大きなものは、何と申しても地方交付税でございます。まず、地方交付税の拡充強化を図ってまいらねばならないということでございます。現行の交付税率は、国税三税の3.2%ですが、これを4.0%に引き上げていただきたいということで、むずかしい面もありますが、そういった面も含めて努力しておるところでございます。

交税税の計算についていろいろランクがあって補正ということがございます。厳密なルールがありますが、そういった公共団体のランクづけをいろいろ改正願い、本市の場合は、大都市周辺で同一経済圏といった意味から、われわれは税地と申しておりますが、その改正を願いたい。それから、計算の過程においていろいろ課目、費目がございますが、新しく独立した

課目を設定願いたい。それから、常々市長初め担当者が申し上げておりますように、公債費の元利償還を交付税の事業費補正として大幅に取り入れていただき、交付税に算入していただきたい、これは声を大にしてお願ひしてるのでございます。公債費の算入費目の拡大でございます。

それから、おくれております本市の下水道対策について、これも事業費として大幅に算入願いたく、いわゆる流域下水道関係の拡大。それから超過負担の解消。これもすでに関係各位の御承知のとおり、保育所を初めとする教育施設等につきましては、超過負担が年々かなりあるのが実態でございますが、これから解消。それから、機関委任事務等の地方負担の軽減、解消。各種補助金の補助率のアップ。それと、地方債につきましては、長期低利の政府資金の拡大を図ってほしいといった問題。それから、御承知の公営企業金融公庫の関係もありますが、いわゆる地方団体金融公社への組織の移行というか、そういった地方団体向けの金融公庫の設立。

それから、これはいろいろ議論の分かれるところでございますが、新しい税目あるいは新しい自主財源の確保。それから学校施設の関係。さらには、具体的な個々の問題としては特別交付税の大幅なアップ。それから、自衛隊の基地、施設に係る国有提供施設等所在市町村交付金の大幅な増額。その他いろいろ大阪府に対しても低利資金の提供をお願いしたい。それから、市町村の財政援助的な振興補助金の確保といった面等いろいろありますが、盛りだくさんになりますが、市としてあらゆる機会を通じて関係機関に、各市町村全体に及ぶ問題については、組織を挙げて陳情、要望の努力をしておるところでございます。本市特有の個々の問題については、具体例を政府等に示してお願いしているという二本立てで陳情、要望を行つてするのが実態でございます。

以上です。

- 28番（勝部津喜枝君） ここで市長さんにひとつお願いしたいのですが、若干まだわからない点がありますけれども、これまでの財務部長の答弁を聞きました上で、市長として責任をもってつくられたと思います三ヵ年計画の初年度としての遂行は、あらゆる面から考えてどのような状況にあると考えておられるのか。さらに、公債費比率が20%に迫っているということでございますけれども、その辺のお考えをひとつ聞きたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） お答え申し上げたいと存じます。

二点についての再度の御質問でございますが、第一点の三ヵ年計画の初年度の進歩状況いかに、ということでございます。先ほど来、財務部長もお答えいたしておりましたように、何とかこの累積赤字で再建団体転落寸前という瀬戸際に立つ本市財政を歯どめをかけなければならぬ。そして、議会初め市民の皆さん、あらゆる階層の方々にお願いして、何とか収支均衡の

財政にもっていかなければならないということが、54年度の本市の至上命令でございます。そうしたいうんな討議をする中、健全化計画を立てまして、非常にしんどい面は多くございまして、市民の皆さんにいろいろ御負担をおかけしている現状でございますけれども、それなりに一生懸命に現在まで取り組んでまいってございます。また、同和関連の問題につきましても、できる限り何とか御協力を、ということで地元とも鋭意話し合いを継続しております。何とか御支援、御協力の中で話し合い解決を図ってまいりたいという現在、その過程でございます。何とかおくれて申しわけございませんが、その他のあらゆる措置についても、一生懸命に行き届きませんが、健全化に向けて努力しておるのが現実の実態でございまして、かなりの点におきまして御協力をいただいております。

なお、年末年始にかけても、今後とも私なりに努力させていただき、議会にも御報告も申し上げてまいりたいと存じておる次第でございます。ひとつ健全化に向けましていろいろと努力する中、御指導、御協力のほどをひとえにお願い申し上げてまいりたいと存じている次第でございます。

公債費比率の問題につきましては財務部長が申し上げましたように、予断を許さない現状でございます。三ヵ年平均が20%を超えないために、あらゆる努力を払っているわけでございます。三ヵ年の平均が20%を超えると、今後の起債の面に一定の制限が加えられるという現行制度でございます。こうした制度を踏まえながら、入るを図って何とか起債の制限にひっかかるないように現在、国、府に対しまして努力を払っての過程でございます。いま、公債費比率が20%を超えるか超えないかの瀬戸際でございますので、今後とも一生懸命努力を払ってまいりたい、このように存しております。

○ 22番（勝部津喜枝君） 確認の意味でもう一つはっきりさせておきたいと思いますが、三ヵ年計画の初年度として、計画どおり進んでいるというふうにね、同和問題の見直しも含め、いまなお御支援、御協力のもとに努力している。さらには、市民負担をかけながらも何とか公共料金の値上げをして努力している。三ヵ年計画の初年度は、計画どおり進んでいると確認してよろしいでしょうか。

○ 市長（池田忠雄君） 何とか計画に沿って現在、あらゆる努力をいたしているわけでございます。計画どおり何とかしていくのかどうかというお尋ねでございます。いろんな問題がございますが、なお今後とも努力をいたしてまいりたい、このように決意をいたしております。

○ 22番（勝部津喜枝君） そういうことで努力と結果も明らかになってくると思うんですけど、先ほど大谷議員さんの質問でも、間もなく財政再建の二年目の計画にも入ってくるということでしたし、われわれ議会の方には、具体的に三ヵ年計画の内容は明らかにしてもらつてお

りませんので、その点では、ひとつ中期計画ということでございますけれども、初年度を含めて、今後の三ヵ年計画の内容を明らかにしていただきたいと思うわけです。

もう一点は、かねがねわれわれの方で申し上げておりますけれども、公債費については、とりわけ国の責任もあるということでの同和分については、特に交付税の計算に入れさせるというふうな点について市長のお考え、先ほどの財務部長のお話では非常に抽象的で、単に地方交付税を3.2%から4.0%に、ということでしたが、そうした算入させるという点での具体的な要望がまだひとつ明らかになっておりませんので、その点もひとつお聞きしたいと思います。

もう一つは部長にお尋ねしたいのですが、こういった点を考えまして、5.4年度の収支を大体どのように見ているかということをお尋ねしたいと思います。

- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、同和対策の交付税の算入問題でございますが、これにつきましては、全国市長会始めあらゆる組織を通じて要望しているわけでございます。交付税算入のみならず、現在借り入れの同和対策事業の起債についても、低利借り替え、ないしょり長期にお願いし、単年度の負担ができるだけ軽減するようにということで、有形無形にわたって関係機関に要望しているわけでございます。
いま、私どもは具体的な計算、分析し、数値をもって関係機関にお示し、ぜひともこういったことをしていただけたら本市はこうなるんだ、といった実例を示して要望を行つてするのが実態で、ただ単に要望しているだけではございません。いかにせん、国の厚い壁があるわけでございますが、それにひります、繰り返し要望してまいりという覚悟でございます。

それから、5.4年度の普通会計の収支の見込みでございますが、各位の御協力を得ながら何とか単年度収支の均衡回復を図れるよう、若干なりとも赤字を少なくするといったことで進んでまいっておるわけでございます。いま、ここで幾らの黒、幾らの実質収支の赤字といったことはちょっと申し上げにくいのですが、単年度収支の均衡ということで最善の努力を続けてることでございます。

なお、再建計画を明らかにせよということでございますが、先ほども私が申し上げましたように、自主再建計画は、財政当局を主体として市行政内部で調整したものでございまして、実施に向けて一部問題点等もあるわけでございます。さらに、計画そのものを5.5年度の予算編成に向けて見直しの必要もあろうかと存するわけでございます。現時点で内部資料として調整したというのが実態でございまして、御了承賜りたいと存じます。

- 2.2番（勝部津喜枝君） 最後に何とか単年度収支の均衡を図りたいということでの見通しを述べられておりますが、九億四千万円の基金、その利息が一億二千六百万円余ということが本議会でも明らかにされておりますけれども、この利息についてはどのような扱いをされる

のか、54年度の扱いの考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、常々御協力を願っている中で、九億四千万円の基金をすでに53年度決算では別途積み立てをしたわけでございまして、その基金から生み出す果実、利息につきましては、一般会計に一般歳入として収入いたしました。現時点では存している次第でございます。

○ 22番（勝部津喜枝君） 財政再建問題はこれで終わっておきたいと思いますが、一つは、市民に多大な協力と理解をいただいた上で何とか…、という市長さんのお考えであれば、そうした三ヵ年計画も市民や議会の前に明らかにすると同時に、交付税の中に算入させるよう。現在、財政当局が持っているさまざまな資料等も私たちの前に明らかにし、やはり財政再建の民主化の第一歩は、まず、すべての資料を公表するところから始まると思うんです。その点では、まだまだすべてを公表するという姿勢になっておりませんし、さらには、計画そのものにも一定の困難があるという部長の御答弁でございますけれども、われわれとしては、三ヵ年計画の初年度の遂行が果たしてどこまでできるかどうか、大変危惧するところです。

また、この一億二千六百万円余の基金の扱いについては、条例制定時、議会や委員会でも十分議会と御相談するという助役さん等のお答えもいただいておりますが、いま、その利息を一般財源に入れるということでしたが、そうした点も含めて単年度収支の均衡ということになれば、果たして三ヵ年計画の初年度がうまく進んでると言えるかどうか、検討の余地も出てくると思います。この点はまだまだ今後の検討も要すると思いますので、この辺で終わっておきますが、ぜひそうした資料をすべて市民や議会の前に公表するという姿勢を明らかにして財政再建を進めていくべきだと強く要望しておきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○ 参与（林徳次君） お答えいたします。

第三回定例会以降の和泉中央丘陵開発に向けての取り組みの経過についてのお尋ねかと存じます。大筋を取りまとめ御説明申し上げます。

10月前後、特に地元の対策委員会の組織化に向け、私ども都市整備部挙げて取り組みを行ってまいりました。おかげをもって9月から11月にかけて5つの小学校区あるいは境界を越えた岸和田地区等それぞれ組織の結成をいただき、去る12月1日をもちまして、全体を一丸とする連合対策委員会の設立総会を開催いたしました。つつがなく会則、役選等を終わられまして、非常にありがたく存じておる次第でございます。

なおこの席上、当面の方針といたしまして事務局の方から御提案させていただきました。当面、予定区域の正確な確定をいたしたいということと、予定されております区域内の地権者が

非常に多数でございます。現状、複雑な公簿上の差がございます。それらの確認作業、関連いたしますこの二つの問題を提起いたしまして、12月から1月にかけて、地元でそれぞれ御協力を願いたいということで御提案いたしましたところ御採択いただきまして、12月7日から13日にかけ、各対策委員会においても各班に分かれ、資料等を御説明申し上げ、一巡したところでございます。

それから、10月末でございますが、後來から申し上げておりますように、当該予定区域内には非常に多数の農地が大きなウエイトを占めております。和泉市農業委員会運営委員会、農協会長さん等の合同会議がございまして、この席上長時間お借りいたしまして、産業衛生部農林課、それから私ども都市整備部がそれぞれ説明させていただき、一定の御意見を拝聴いたしました。この中で貴重な御意見、御指摘等がございまして、それを受けて去る12月10日、区域にございます四つの農協長さんにお諮りいただきましたところ、四農協の連絡会等を今後継続的に持つということで第一回を開催させていただき、当面の農業対策、特に当該地区に係る農家対策等を中心に御討議を願い、また、四農協間のそれぞれの地元情報交換等を行われ、今後引き続きお互いに協議をお願いすることに相なってございます。

それから観点を変えまして、宅地開発公団との関係について要点のみ御説明申し上げます。一日付の委託契約等は、18日に特別会計設置条例、予算の御議法を賜りました。その後、11月から12月にかけて、大阪府企画室を中心に公団大阪支所と私どもで、この事業が非常に巨大な総合事業的な性格を持っておりまして、府の企画室を通じていろんな調整をお願いしませんとスムーズにはまいらない諸点がございます。府市、公団の三者連絡会を定期的にもつていこうということから、11月、12月にそれぞれ一回ずつ開催されております。内容は省略させていただきます。

それからあと地元でのいろんな動きが二、三ございます。主なものを御報告申し上げますと、泉州山手線の二期工事ということで粉河線から槇尾川に至る間におきまして、大阪府が事業主体となって一部先行買収をしたいということに相なりました。一口付で大阪府の先行買収に市がお手伝いをしましょう、ということで協定を締結いたしました。その後、室堂町等の北池田地区の権利者の方々にお集まりを願い、この区間につきまして11月30日、説明会を催させていただきました。岸和田との境目の西部地区ですが、近畿自動車道の西部地区競合区間というか、競界線から和泉市内に入って内田に至る区間で岸和田の地主さんが非常に多くございます。はっきりとどの位置に道路が通るかわからんようでは協力のしょうがない、という議論が委員会でございました。まず、センター部分のみを示せ、という強い御要望がまとまりましたので、道路公団と調整を行い、現在、岸和田境界から内田へ至る一定区間の権利者の御同意を

得て測量作業に入ってございます。

以上、非常に簡単ですが、二ヵ月余の地元の取り組み、公団との関係、府の関係、道路の関係に分けて概要御説明申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

- 22番(勝部津喜枝君) これまで共産党は、本会議のたびにこの問題を取り上げ、たとえば町づくり委員会の提起、基本計画の策定を明らかにすること、また、特に農業地の所有者への特別な配慮の要求、あらゆる資料の公開等を具体的に取り上げ、問題提起しておるわけでございますが、今日、とりわけ取り上げたいと思いますのは、本計画の約三分の一以上を占めていると言われる企業の所有地、この辺については現在、どういうふうになってるのか、簡単にちょっとお願ひしたいと思います。
- 参与(林徳次君) いわゆる大手の開発業者、「民デベ」と略称しておりますが、これが三社、これから北部ブロックの万野さんの代表所有地、それから企業地ということで集約されたブロックが五カ所ございます。そのうち民間デベロッパーについて簡単に御説明申し上げたいと思います。

前回も御説明申し上げましたように、一応地元でお示しさせていただきましたと同様の事業内容、規模、計画等について、市のいまのところの趣旨説明を各経営者、社長さんを中心にして、助役と私同道して協力要請を行いました。その結果9月ごろを最終と記憶しておりますが、各社とも国の事業でもあり、市を挙げての取り組みの内容についてはよく理解されたようで、基本的に事業に対する合意はいただいたものでございます。

ただ、民間業者がお持ちの土地は農地もございまして、いろいろ制約がございます。簡単に所有権の移転登記がなされておるものばかりでございます。そういった非常に複雑な入り組んだ地形、所有権の状態、その後、それらの資料を引き続き市の方へいただくということで、たましき先日、ほぼ三社とも出そろったという報告を受けてございます。そのうちの一社は、たまたま私どもが直接会いまして説明を聞きました。現在、資料の整合を行っておりまして、これが整いますと、並行して具体的な条件をめぐりまして、たとえば会社側の帳簿価格とか、それをめぐる会社側の考え方も当然出てまいろうかと思います。これらを聽しました上で、私ども当初から地元へも提示しておりますがガラス張りの中で価格の設定、いわゆる評点方式で価格の提示を春ごろにやりたいと思ってる次第でございます。

- 22番(勝部津喜枝君) 最後に、資料の把握が明らかになった時点で、また、委員会等にも必要があれば明らかにしていただきたいと思うわけでございますけれども、こうした民間所有地の購入時点での価格とか日時、こうした点も一つは明らかにしていく必要があると思うんです。これはたまたま1978年ごろの府議会で取り上げられた土地買い占めの全国での実態

調査なんですが、とりわけこの一、二年に集中して未開発部門の土地、特に南部などを中心に値上げ待ちで放置してあるところの調査の模様があります。

この中で特に日本列島買い占め集中地域ということで、さまざまな弊害とか問題が出されていますが、共産党としては、本計画のもう一つの問題提起として、こうした大企業が所有している土地を地元に還元するという立場で相応の負担を考えていく。また、現在の地元所有者との買収の関係は、やはりもっと地元へ還元させていくという点を行政の主体として持つてほしい。また、持つべきであるという点を、今後の計画の中で問題提起として今回は申し上げておきたいと思います。この点はこれで結構です。

○議長（池辺秀夫君） 次、簡単明確に答弁。

○教育次長（平野誠蔵君） お答え申し上げます。

まず、来年度予算編成に向けての社会増対策でございますが、55年度もなお社会増対策は必要でございます。教育委員会といたしましては年次計画を立て、予算編成に向け対応していくところでございます。

二点目の学校運営のP.T.A等の負担の問題でございますが、残念ながら、いまだ100%解消と言いがたい事情でございます。今後とも負担の軽減、解消になお努力してまいりる所存でございます。

○議長（池辺秀夫君） 次。

○産業衛生部長（広岡史郎君） 北信太駅前の自転車対策についてのお尋ねでございますが、駐車場設置の位置、基本内容、いかなる財源をこれに充てるかということについては、ただいま言明を避けさせていただきたいと思います。

ただ、明年度事業として財源を確立するための制度導入、活用のためのアクションをすでに起こしております。いずれにしても、北信太駅前周辺にも府中駅前と同様の体制でもって、明55年度中に開設できるよう努力してまいりたいと思います。

なお、次の1歳代検診の問題でございますが、1.6歳についても現状、保健所でいろいろ対応していただいてますが、これは地方公共団体の責任でもって対応すべきであるという厚生省の通達も出ております。

なお、加えて御質問ございました1歳児もいろいろ問題化しております。いずれにしても、大阪府衛生部の方でいろいろ取り扱っている範囲の中で今後、市の対応について協議して対策を立てていきたいと思いますので、御了解賜りたいと思います。

○22番（勝部津喜枝君） 意見だけ申し上げます。

教育委員会のP.T.A予算等の問題でございますけれども、たとえば実態につきましては、中

学校の進路対策費、部活動費などは予算措置されていないことは御承知ですし、また、小学校でも修繕費等は、非常に P T A の会費等におぶさっている点は御承知のとおりです。この点は、ぜひ今後の改善策として正していく必要があると思いますので申し上げておきます。

1代検診打ち切りの市町村への実施の押しつけですが、これにつきましては、いろいろ問題があると思います。ぜひ現課の職員の方々とも御相談して、本当に正しい立場での母子事業のあり方も模索しながら、今後、市民の健康増進の立場で検討、ぜひ進めていっていただきたいということを申し上げておきます。すでに岸和田、貝塚等では、こうした申し入れについていろいろ検討されているというニュースも聞いておりますので、本市も他市とは変わらないと思いますので、その点は要望として申し上げておきます。

どうも長時間ありがとうございました。

○ 議長（池辺秀夫君） ここでお諮いたします。本日はこれにて散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

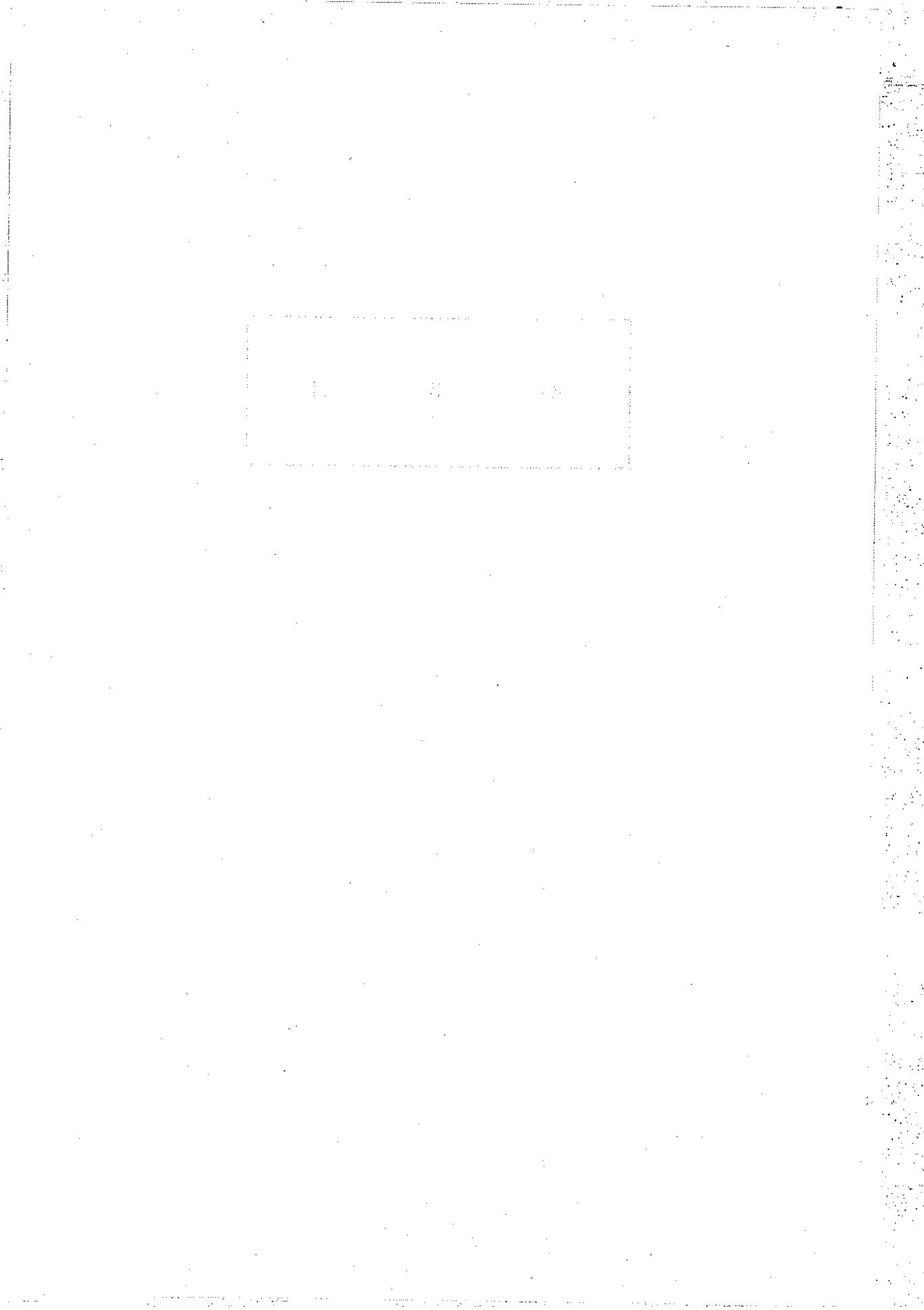
御異議ないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日も一般質問を続行いたしますので、定刻御参集願います。

長時間まことにありがとうございました。

（午後4時40分散会）

第 3 日



昭和54年12月20日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（25名）

2番	天堀 博君	17番	穴瀬 克己君
3番	橋本 佳行君	18番	池辺 秀夫君
5番	仁井 明君	19番	貝淵 博治君
6番	大谷 昌幸君	20番	田中 包治君
7番	金沢 勝君	21番	直村 静二君
8番	成田 秀益君	22番	勝部 津喜枝君
9番	松下 定君	23番	三井 正光君
10番	山口 義一君	25番	竹内 修一君
11番	上代 卯之松君	26番	柳瀬 美樹君
12番	藤原 要馬君	27番	竹下 義章君
13番	赤阪 和見君	28番	坂上 國治君
15番	横田 壽治郎君	29番	藤原 利一君
16番	木下 甲子三君		

欠席議員（1名）

1番 寺田 茂君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田 忠雄	同和対策部長	中西 淳富
助役	坂口 禮之助	同和対策部理事兼解放 総合センター所長事務取扱	生田 稔
収入役	中塚 白	同和対策部次長	橋本 昭夫
参与兼市長公室事務取扱	西川 喜久	市民部長	富田 宏之
参与兼都市整備部事務取扱	林 徳次	市民部次長兼 福祉事務所長	逢野 博之
秘書広報課長	石本 博信	産業衛生部長	広岡 史郎
財務部長	麻生 和義	産業衛生部次長	角谷 泰夫
財務部次長	北野 敦雄	建設部長	森 保
財政課長	大塚 孝之	建設部次長	吉田 日出男

都市整備部理事	門川 緑朗	用地担当理事 土地開発公社事務局長	杉本 弘文
都市整備部理事兼 計画調整室事務取扱	中山 重光	用地担当参事 土地開発公社事務局次長	岩井 益一
用地対策室長	萩本 啓介	教育委員長	堀内 由延
改良事業部長	逢野 一郎	教育長	葛城 宗一
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	明坂 貞士	教育次長	平野 誠藏
病院長	竹林 淳	管理部次長	青木 孝之
病院事務局長	内田 繁	指導部長	高橋 貞良
病院事務局次長兼 管理課長事務取扱	藤原 光夫	指導部次長	竹田 明郎
水道部長	田中 稔	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
水道部次長	西川 武雄	選挙管理委員会 事務局長	岸田 秀仁
会計課長	赤田 優信	監査委員	久光 喜多男
消防長	松村 吉堯	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
消防本部次長兼 消防署長	湯川 行夫	農業委員会事務局長	信田 種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡 昭男
次長	吉田 種義
議事係長	西井 正
議事係	佐土谷 茂一
議事係	川崎 政勝

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月20日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(午前10時30分開議)

○ 議長(池辺秀夫君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しい中、連日にわたり多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま、御出席されておる議員さんは18名でございます。寺田議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われます。現在、18名でございます。

○ 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員数18名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長(池辺秀夫君) 昨日に引き続き一般質問を行います。それでは、13番・赤阪和見君。

○ 13番(赤阪和見君) 質問の通告に従いまして要旨を申し上げます。

私たちが常々申し上げている点は、住民本位の町づくりという点を基本にした質問であります。理事者各位におかれましては、その点を十分把握していただいて誠意ある答弁をお願いいたします。

最初の環境保全条例制定についてであります、わが党の横田議員も過去に幾度も質問し、長年にわたって提唱し続けておりますが、具体的な対処はどのようにになっているのか、御報告をいただきたいと思います。

この条例を制定することによって、市民の健康で文化的な生活の営みを保障し、市長が常々

言われる。また、所信表明の中でも言わされている「住んでよかった和泉市、住みたくなる和泉市」に一步も二歩も近づくと確信するものであります。特に各セクションの問題点を集大成して条例の中に盛り込み、整備された美しい町づくりを目指し、市民の協力を得る中で公害防止、市内の美化、空き地等の管理、公共の場所等の清潔の保持、自然環境の保全等々を、市の最高責任者の市長を先頭に市民及び事業者の責務を明らかにして対処していかねばならないと考えるが、市としての取り組みはどのようにしようとするのか、お聞かせ願いたいと思います。

2番目のテレホンサービスの設置についてであります、月1回の広報いすみは、各町会の役員さんを通じて毎月配布されておりますが、若干、広報いすみが配布されない、また、月半ばを過ぎても配布されない等々の声もたくさん聞いております。現在のようにテレビ、ラジオ等々情報のあふれる中にあっても、それぞれの持つ役目は少しずつ違うものがあると思います。

そこで提案でありますが、電話による市の1週間の行事並びに夜間の苦情受け付け等々を電話で実施してはどうかと考えるものであります。統計資料和泉によれば、電話の普及率も1世帯1台でございます。聞きたいときに聞ける利便もあり、大いに市民サービスができると考えます。また、広報誌であればなくしたりする方もあり、字の読めない人、目の不自由な人にとつては不便であります。その辺テレホンサービスを開設することによってそれらの問題は解消され、市としても、常に新しいニュース等を広く市民に伝えることもできるわけであります。そして、市民参加の行政の発展につながると思いますが、その点お考えをお聞かせいただきたいと思います。

3点目のホームヘルパー増員についてであります、寝たきりの老人、身体障害者(児)を抱えた人たちが安心して生活でき、また、独居老人の生活の中での不安を取り除くためにもホームヘルパーの仕事は大変重要であり、また、大変な労力も要ることであります。12月広報によれば、医療ヘルパー募集を載せておりましたが、何名募集されたのか。また現在、ホームヘルパーは何名で、何人の人たちを訪問されているのか。また、どういうサイクルで回っているのか。医療ヘルパーは現在何名なのか、お答え願いたいと思います。そのヘルパーをお願いする方法はどうしたらしいのか。また、その人員で足りるのか、それとも足りないのか。足りないとすれば、今後どのようにするお考えなのかもお聞かせ願いたいと思います。

4点目の和泉中央丘陵整備開発については、公明党が昭和55年度予算編成に対する要望の中で6点にわたって述べておりますが、その中で特にふるさと和泉づくりの基本は市民合意であり、(仮称)町づくり委員会を住民参加でつくり、その意見、希望等を反映させるべく努め、既存の市域との融合をスムーズに図るべく対処するよう、と述べておりますが、その点関係セクションの基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

また、市長は所信表明の中で、議会の皆様方の御支援、御協力をいただき、さらに市民の理解と協力を求め完成に向け邁進する、と言われておりますが、解説によつては、市、国が決定したことと協力せ、理解せよと、市民特に周辺住民の声が遠く及ばないようにもとれるわけであります。非常に危惧の念が強いわけでありまして、市長のお考えをただしておきたいと思います。

5点目の昭和55年度予算編成についてであります。予算といつても非常に多岐にわたりますので、1、2点にしづつ質問いたしたいと思います。特に市長の所信表明にも合わせるとともに、私どもが今日までに要望していたことで、教育、福祉について端的に伺いいたします。

まず、教育行政の中では、高校進学率が9.0%を超える現在、教育施設の格差、不公正をなくすため、55年度において、中学校全校にＬＬ教室の設置をしていただきたい。また、障害者（児）の生徒並びに父兄のため、安心して完全就学ができるよう、施設、通学路等を含め、トイレ、その他を障害者に見合った施設改造の予算計上を考えているかどうか。それとあわせて就学障害児の数もお答え願いたいと思います。

次に、福祉行政関係では、車公害ですみへすみへと追いやられる子供たちが伸び伸びと遊べる遊び場を明確にするため、市からの補助金、管理費の増額とともに、地域住民の合意の上で各広場に名称をつけ、注意事項等を掲示した立て看板等を上げてはどうか。そのことによって子供たちの広場に対する愛着と公共心が芽生えると考えるが、市担当者においてはいかが取り計らっていただけるか、お答え願いたいと思います。

最後に、6点目の建築確認申請についてであります。2点にわたってお教え願いたいと思います。

1つは、現在市役所前に建築中の建物について確認申請が出ておるのかどうか。また、出ているとすれば、建蔽率等の問題はないのか。参考までに申請に出された土地、建築面積を聞かせていただきたい。

2つ目は、寺田町に建築中の病院だと聞いておりますが、排水について詳しく説明していただきたいと思います。また最近、あの建物ができることによって電波障害が出ておると付近住民からの苦情もあるそうでございますが、その点どう対処し、市としての指導をしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

答弁いかんによって再質問を留保して終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） ただいまの赤阪議員さんからの御質問についてお答え申し上

げます。

まず、環境保全条例制定についての第1点の質問は、具体的な対処はどうになっているのか。2点目として、市としてどのように取り組もうとしているのか、大別してこういうお尋ねだったと思います。環境保全条例の制定につきましては、かねてからたびたび御提唱をいただき、その都度御指摘を賜っております。まことに恐縮に存じます。ただいま議員さんから御提唱のように、私どももぜひ推進させていただきたい事業と考えまして、過般来、近隣都市の概要把握を行っており、急いで関係課と具体的な協議に入るとともに、関係の委員会、また各種団体等との連係を密にし、市民皆さん方の御協力をいただける条例制定に向けて鋭意取り組んでいます。

どのような内容で取り組んでいくのかとなりますと、いろいろ問題点がございましょうが、まず第1点に、生活環境と自然環境の保全、この2点を柱にして、これに公害防止を配慮した素案づくりに取り組みたいと思ってるわけでございます。もちろん生活環境、自然環境とともに保全は範囲が大変広うございまして、関係部課多数にわたるだろうと考えております。また、その内容も技術的にいろいろと精査検討せねばならないと思っております。大阪府下では、かねてから相当市がすでに完全なる環境保全条例、また、単発的な保全条例もございましょうがいろいろと取り組まれ、先進都市は多数の市がすでに制定されております。このおくれを一刻も早く取り戻すよう、鋭意取り組んでまいっておるわけでございます。いずれにしても、新年度の早い時期に向けて制定できるよう取り組むとともに、皆様方の御理解を求めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

- 13番（赤阪和見君） 聞いておると抽象的な内容、新年度の早い時期に、とおっしゃるけれども、内容的にどのようなものをどのように網羅してやろうとしているのか。また、大阪府下31市ある中で何市が制定されておるのか、その点もうちょっと聞かせていただきたい。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） 大阪府下の現状でございますけれども、各市町に照会し現在、手元でいろいろ条例等の内容を検討していただいておりますのが26市1町でございます。その中で19市1町は、全体的な条例として十分対応できるようすべてを網羅しております。7市につきましては、部分的な条例であるというように解釈されます。この部分的な条例というのは、空き地等の適正管理に関する条例とか、ただそれだけうたってる市もあり、それが7市ということでございます。先ほど申し上げましたように、現状、26市1町がすでに条例を制定、これに向かっていろいろ対応されてるということでございます。
- 13番（赤阪和見君） 私も趣旨説明の冒頭で言いましたように、過去何回となく環境条例制定についてはいろいろ提案もし、希望も述べ、その都度その都度、鋭意努力するとかの形で

答弁もいただいているわけです。しかし、一般質問が終わった後、何ら対処されておらないという理由もあります。大阪府の31市中26市がそれに取り組んでおる。和泉市の条例の中には、公害連絡協議会とか、2点だけあります。そういう点では何ら対処されておらない。一般質問が終わればそれで終わり、という形になってるととられても仕方がないと思います。

近隣の泉大津等を見ても、電車などを利用するときに歩いても生けがきが非常に多い。和泉市の緑の率は高いが、山手が大半を占めております。府中の市街地は緑が少ない。そういう点で緑の保護条例という形の中で網羅されておりますように、学校の生徒が通学途中歩いておって、これはいいな、と珍らしい木を見かける。そこには通称名と原産地が書いてあり、その上に学術名というか、本来の名前を書いてある。うまべの木とかはところどころにありますが、個人の所有物であっても公共のために利用し、それを見た市民が、こういう名前だな、と生涯教育の中にも入ってきてる。和泉市では、親と子が歩いておって、子供が、「お父ちゃん、あの木は何」と聞いてもわからない。専門的に勉強してのかどうかわかりませんが、そういうところに社会の公共物の大切さ、そういう生涯教育の一環としてあらわれてくるんだということを痛切に感じます。

そういう点もありますし、また、現実に和泉市の中でも、昨日とは観点は違いますが、鶴山台なんかは、電柱なんかには建て売り等のポスターが1枚も張られていない。結局、管理者がしっかりやってるから守られてるわけです。そういう点で、市全体が美しい街並みを保持し、スカッとした気持で歩き、生活できる環境を保全するために今回、条例制定の提案をしておるのでございますが、もう一步進んだ態度を示してもらいたいと思います。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） ただいま条例制定に向けての内容等について、一部御提唱をいただきました。当然、条例制定については、市民の良好な生活環境の確保とともに、市民、事業者に一定の規制、制約が講ぜられます。もちろんそれらを十分御理解いただき、御協力、御支援の中で条例の運営に努めてまいりたいと思います。

いろいろと取り組んでる内容でもう少し、ということでございますが、もちろん先ほど申し上げましたように、生活、自然環境の保全が大きな柱でございます。それに公害防止策の配慮を加えていくということです。生活環境の保全につきましては、日照権の問題がございます。また、泉大津の中からの御提唱もございました。公用、私用の施設の保全、空き地の適正な管理、愛玩動物の飼育規制。また、自然環境を主として考えますと、緑化推進とか文化財保護、これらも考えられます。これらにいろいろと公害問題を加えますと、指定工場の規制とか簡易水洗便所の規制、夜間建築作業、自動車公害、騒音振動、水質汚濁の規制等を網羅した形でいろいろ取り組んでいきたいということで、ある程度前進した取り組みを進めておりますので、

その辺十分御理解賜りたいと思います。

- 13番（赤阪和見君） そういう内容の中で取り組んでいただくのは結構ですが、最後に目標ですね、早い時期とかでなく、年度当初において議会に諮られるとか、はつきりした目標を出して努力していただく。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） 御指示いただきましたように、年度当初の議会に御提案申し上げたい、かように思っております。
- 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。
- 秘書広報課長（石本博信君） 2番目のテレホンサービス設置につきましてお答えいたします。

御指摘にありましたように現在、市の各種行事、相談日の案内につきましては市の広報でお知らせし、電話での御照会については、市民相談室で対処してあるところであります。御質問のテレホンサービスは、阪南におきましては、すでに高石、岸和田、泉南の各市で、市民が決められた電話番号をダイヤルすれば、テープに吹き込んだ市の行事、相談日の案内等が聞けるシステムを採用しております。

担当課といたしましては、御指摘のありました夜間の苦情の受け付けの留守番電話、また、字の読めない人、広報を紛失した人たちのサービスについて、今後、行政効果、利用度、経費等について、十分研究検討を重ね取り組んでまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

- 13番（赤阪和見君） これも提案ですが、具体的な取り組み方をいまお聞きしたんですが、先ほども趣旨説明の中で言ったように、広報いすみは1人か2人の人が校正し、すべて行っておられるので記事がおくれる、また、これを載せなければいけないということで各現課から話があったときには、時間的におくれている。あるいは早く出せば出したら、肝心のニュースが載らない、このような弊害があるわけです。しかし、広報いすみをもっと充実した形の中で大いに利用価値もあります。テレビ、ラジオがあつても、新聞をとるように、ニュースの利用価値が違います。そういう点で市民相談室へ電話したらわかるんだといえども、市民相談室に人がおらないときが多くあるように思います。受付ですべてわかるか、やはり広報いすみを見て説明してるだけで何ら進展がないように思うんです。

これを提案した以上、金銭的な面も触れさせていただくと、高石は7回線、3回線が行事案内、3回線がクッキングサービス、1回線が夜間の苦情受け付け、生テープに市民からの苦情を吹き込んでおります。この7回線の予算が機械が約60万円、そして1回線につき2万7,000円余、3万円としても21万円、たしか25万円ほどだと言ってました。100万円もあれば

できる、あすからでもつくれるわけです。市民がテレホンサービスがあることによって、ちょっと電話をかければ今週の行事が電話から流れる、非常に利用価値も大きいと思うんです。いま、ちょうど12月ですから、当初予算にも間に合うと思うんです。わずか100万余の金で後の維持費はどのくらい要るか、市長が新年のあいさつを流しても結構、市長の声やったらただですからね。後はテープをつくっていくだけ、維持費は2,300余円の電話の基本料だけです。着信だけですから、債券も要りません。

そういう内容の中で、市民が利用しようと思えば、自分の家から電話をかけて利用できるという利点も考えた上で対処していただきたい。そういう点で提案させていただいているんです。この件について、責任ある回答をできればいただきたい。来年度当初予算で組んでいくというお答えをちょっとといただけたらありがとうございます。

○ 参与（西川喜久君） 私からお答え申し上げます。

先ほど秘書広報課長から考え方について説明申し上げましたが、御案内のように、高石市については、行事案内と留守番電話、クッキング案内。岸和田については、行事案内ののみをやっています。泉南は相談案内だけをやっておりまして、これらの経費については、私どもとしても一定の調査はいたしております。したがって、先ほど御指摘もありましたように、字の読めない方あるいは夜間に相談を必要とする方など、広報でお知らせしておりますが、広報いずみを紛失した方々等については、御不便をかけてるのは事実でございます。十分今後メリット等も調査し、なるべく早い時期に結論を出して対処してまいりたい、かように考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市民部長（富田宏之君） 3点目のホームヘルパーの御質問にお答え申し上げます。

ホームヘルパーの派遣は、身体上障害があり、日常生活を営む上で支障のある老人家庭、身障家庭に対して、食事の世話、洗濯、掃除等の日常生活の仕事を行っており、週2回以上の派遣をしております。現在、ホームヘルパーは4名おりまして、18ケースを担当しております。内容は、老人世帯10世帯、身障世帯8世帯でございます。また、老人世帯につきましては、老人クラブ、民生委員さんの協力で、福祉の活動として友愛訪問を実施しております。ホームヘルパー派遣の必要性は、民生委員さんの意見書のもとに決定を行ってるのでございます。

老齢化社会が進行していく今日、在宅老人の福祉対策が重要な施策の一つとなっておりますが、本市としても本年度の新規施策として、医療ヘルパー派遣事業の取り組みもさせていただいております。今後とも在宅老人対策、生きがい対策等総合的に検討してまいりたい所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 13番（赤阪和見君） 2、3点再質問させていただきたいと思います。

ホームヘルパー4人、老人対策で2名、障害児対策で2名、18のケースをお持ちだということですね。それを希望するには民生委員さん、また老人会等から要請があった人たちということですが、いろんなケースもあると思います。そういう点で、独居老人、寝たきり老人は何人ぐらい掌握してますか。

- 市民部次長（逢野博之君） お答え申し上げます。

独居老人は、市内で65歳以上335名、寝たきり老人は、65歳以上で296名でございます。

- 13番（赤阪和見君） 335名おられる中で18件、障害関係も入れてヘルパーされておるということで、ヘルパーはだんだん充実させていただいたら結構でございます。医療ヘルパーも今回、初めて募集してやるということですが、先ほど言ったように、民生委員さんが友愛訪問され、1人ずついろんな悩み、希望を聞いておられるということです。しかし、こんなことを言うと民生委員さんに大変失礼ですが、民生委員さん個人も仕事をお持ちだということで、その環境によって民生委員さんの状態も違うし、また、民生委員さん自身の考え方も基本的なものがありますが、それぞれ違う。

特に独居老人については貝塚で行われてるよう、この前に私も話をしましたが、ヤクルトさんが毎日配って、こんにちわ、おはよう、と声をかけている。何か変わったことあれば、その人に言えば市へ伝わるという形です。民生委員さんが毎日ぐるぐる回るわけにもいかんと思う。そういう点で、もうちょっと内容的にケース、ケースによって増員を図っていただく、別に生業でなくても結構です。また、委託という形ででも、校区に1人なら1人置くという形で、ボランティアも大いに協力願ってやっていただいたら結構だと思う。後もう少し、寝たきり老人はひとり者ではないので、独居老人の対策をもう少し詳しくお聞かせ願いたい。

- 市民部長（富田宏之君） いま御提案のありますヤクルトにつきましては、確かにいいということは理解できますし、本市としても、そういう方針でやりたいのは事実ですが、何分財政事情もございますので、現在の段階では、そういう施策に取り組むことが不可能な状態でございますが、そのかわりと言っては何ですが、各老人クラブの中にも、身体御健康な会員さんが多数いらっしゃいます。そういう人を中心に各単位クラブの中で、その地区の独居老人なり老人世帯に毎日、あるいは2日に1回なり友愛訪問し、その生活状況等を福祉事務所の方に報告していただくとともに、本年度は老人クラブの連合会長にお願いしておりますので、不十分ではございますが、何とか現在の可能な範囲の活動を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 13番（赤阪和見君） このヘルパーの問題とはかけ離れるんですが、豊中では老人生きがい公社ですか、そういう形で高齢者の仕事のあっせんという形の中で、老人が生きがいを持つて自分の力を発揮できる場所をあっせんしておると聞いております。今回、独居老人の友愛訪問をやられてるということでしたら、来年度、来々年度に向けて大きなそういううねりを起こしていただきたい。それが大きくほかの面にも生かされるような形で老人対策、高齢者対策に取り組んでいただきたい、そのように思います。

それと、障害者（児）の医療ヘルパーの問題でございますが、岸和田市では、予算の関係もあるでしょうけれども、進んでおると聞いております。岸和田では、医療ヘルパーを1人聖母学園というところへ勉強に出しております。そして、障害児のうちの特に脳性小児マヒの子供が聖母学園へ訓練に行ってるんです。その往復が非常に大変だというので、岸和田ではそこへ研修に出し、研修を終えてから、各家庭に2時間なり3時間という形で1週間に1、2回、在宅訓練に赴くということをやられてるということを最近聞いております。

そういう点では、和泉市から堺の障害者の訓練所へ何名ぐらい通い、聖母学園へ何名ぐらい行ってるのか。また、和泉市は関係ないといえども、やはり障害者手帳等で把握できると思うが、その点の把握はされてるのか、されてないのか。

また、そういう障害者（児）の早期訓練をお願いできる立場、もう1点は、特に保健所とか保育関係ですが、そういう聖母学園とか堺の訓練センターへ行きますと、普通と一緒に保育する方がより早期に訓練ができる、障害者ばかり集めてやってるのではだめだという見解が非常に多い。また、そういう保育を望む家庭がこれまた非常に多い。そういう点での今後の取り組み方をどうされるのか。そういう問題も保育課の方へ來ると思いますので、その点でひとつお答え願えたら結構かと思います。

○ 市民部次長（逢野博之君） ただいまの御質問につきましてお答え申し上げます。

具体的な聖母学園とか身体障害者訓練センターへ訓練に通っている児童につきましては、いま手元に資料がございませんので、後ほど議員さんにお知らせしたいと思います。御了承願いたいと思います。

身体障害者福祉センターは府の施設で、私どもの福祉事務所の窓口を通じて措置することは事実でございますが、先ほど言ったように、人数の点は後ほどお知らせしたいと思います。

それから、障害児保育の点でございますけれども、保育課におきましては御指摘がございましたように、できるだけ一般の健全な身体を持った子供と同じような保育をしていくという方針のもとに、障害児保育の要綱も定めまして、完全ではございませんが、できるだけの対策を講じてるのが現状でございます。今後ともそういう方向で進んでまいりたいと思います。

- 13番（赤阪和見君） 私は思うんでございますけれども、大阪府が年末の一時金とか障害者給付金を支給されますが、そのときにもらいに来るとか、手紙を出すわけです。そういう機会を使って、和泉市内に在住する障害者（児）の動向を調べるべく努力していただきたい。別に調べようとするから、予算がない、人員が足らないとかでできないことが非常に多いと思うんです。給付金等で市とのつながりができるわけですから、そういう点で動向をつかみ、アンケートとかも使っていただいて、その中で次の施策を講じていかなければならぬ。特に今回、医療ヘルパーの1人増員、これで何名になるんですか。
- 市民部長（富田宏之君） 12月で募集させていただき、現在、2名の応募がございます。市いたしましては、2名のお方につきましては薄謝ですが、一応委嘱する予定で仕事を進めております。
- 13番（赤阪和見君） 医療ヘルパーとホームヘルパーで6名、大いに結構だと思います。特に医療ヘルパーについては、1、2、3歳ぐらいまでの脳性マヒ等は、できるだけ早期に訓練すれば普通の保育園へ行かれるという形で大いに生かしていただきたい。特に障害者（児）は社会的にいろいろ制約を受けるので、早い時期での施策が大事だと思うんです。そういう点でよろしくお願ひいたします。
- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 参与（林徳次君） 和泉中央丘陵の整備事業の進め方につきまして先ほど、御発言がございましたように、6項目にわたります一定の御提言をいただいておりますことは、先般拝見して承知しております。その中で特に第1点のこのような大規模な町づくり事業には、当然、基本として市民合意を得るべきであるということを中心に事務当局の考え方はどうか、という御質問であったかと存じます。
- この点につきましては、私が從来から申し上げておりますように、私ども4月発足以来、まず何はさておきましても、当該予定区域内の千数百名と言われます権利者はもちろんのこと、当該事業の区域に直接密接なかかわり合いを持ちます地域住民の方々、それから同じ地域内のかかわり合いの深い各種団体の方々、こういった広範囲なかかわり合いの深い代表の方々に組織化をお願いしょうということを当初考え、先般御報告申し上げましたように、名称はさておきますが、ここでは町づくり委員会（仮称）という御提言がございましたが、私どもは、地元校区対策委員会と呼ばせていただいております。こういった形で校区別に5つのかかわり合いの深い当該地域内の対策委員会を組織化させていただくということで、地元で御説明をしてまいりました。先般、これを受けて打って一丸といたします和泉市連合対策委員会を、おかげをもちまして12月1日に設立総会の運びになりました。

これが組織の内容でございますが、ただいま申し上げましたように、現在のところ、総数百4、50名近い代表の方々をもって構成されております。特に権利者代表の方々、それから地域住民の代表の町会役員の方々、水利関係の方々も入られております。地域内農協の代表の方等、大別いたしますとそういう方々それぞれ互選され、話し合いの上で百数十名をもって構成されたことを御報告申し上げております。これが連合対策委員会なり、校区別対策委員会でございます。

当然、これらの組織を母体といたしまして、もちろん地域外の権利者の方々等、組織化できない条件の方々もございます。これを母体といたしまして、基本的な事項を詳細に順を追って御協議申し上げていきたいということで、すでにその一段階に着手し、昨夜も当地区に参って協議、御相談申し上げてきた次第でございます。

こういった形をここ年末から年初にかけて精力的に積み上げ、これを中心として先般、17日でございますか、従来の開発事業対策委員会の名称変更とその設置要領等を明らかにお定めいただきました。和泉中央丘陵等開発事業対策委員会ということで閉会中も御審議を願うことになり、必要に応じて本会議で御報告を願うとされております。こういった議会としての対応につきましては、当該委員会を通じ詳細に密度の高い御論議を持たせていただき、御指導、お力添えをいただきながら今後進めてまいりたいというふうに存じております。

また、これは御存知のこととございますが、こういったことを母体にして一定の方向が出ました際には、当然、法の示しますとおり、大規模な町づくり、いわゆる都市計画を定める時期が迫ってまいります。もちろん和泉市都市計画審議会を初め、大阪府地方審議会等の議を経て定められるといった経過をたどる必要もございます。

これらを踏まえまして、くどいようですが、私どもは、まず何をさておきましても、地元のかかわり合いの深い対策委員会にすべての問題をガラス張りに公正に御審議を願い、大筋の合意を得た上でなければ、一方的に強権で事を進めないということを肝に銘じて、基本に据えてやるべきことかねがね念願しております。

以上、基本的、端的なお尋ねでございますので、大筋のみを申し上げてお答えにかえさせていただきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 市長。

○ 市長（池田忠雄君） 中央丘陵について、所信表明に関連してのお尋ねでございます。いま、所管の都市整備部長からお答えさせていただきましたが、私が所信表明で申し上げている意味合いも同じでございまして、まず今回、議会の委員会の名称変更をしていただき、市の大事業であるという点で和泉市中央丘陵等開発事業対策特別委員会を設置をしていただいてるわけで

ございます。いろいろ御協議、御指導をいただきながら進めてまいりたいと存じます。

地元におきましても、関連のある方々にお集まりをいただいての対策委員会を軌道に乗って結成をいただいております。あるいは農業団体の皆さん方にもいろいろと御指導をいただき、大事業に向けて各般の御支援を得ながら邁進させていただきたいという気持でございます。そうした意味合いを込めて、中央丘陵に対する所信を申し上げてるわけでございます。その辺御賢察をいただきまして、今後とも進めさせていただきたいとお願い申し上げます。

- 13番（赤阪和見君） 先ほどの答弁の中で、校区対策委員会で100回、50名ぐらいと言いましたが、地域の権利者、住民の代表、水利、農協の方々という内訳でしたが、権利者については、あの区域すべての権利者について連絡とか、そういうものはいってるわけですか。それとも半分とかの権利者ということですか。こういう会をつくるという連絡が権利者にはされておるんですか。
- 参与（林徳次君） いまお尋ねの点は、7月に14回に分けて基本的な事業説明と組織化に向けてのお願いをいたしました。いわゆる説明会でございます。その席上へお集まり願いましたのは、当初予定されておりました344ヘクタール地区内の公簿調査を行った権利者の方々で、お尋ねの権利者に対しては、こういった形で進めているというお話し合いはさせていただいております。
- 13番（赤阪和見君） いろんな散在する権利者、地域だけでなくね、それらの方々にも1回だけ説明会、それはただ1回だけですな。その後、校区対策委員会を設置してこういう形で事業をやるという説明を終えたということですが、権利者の代表はどのようにして選出をされたんですか。
- 参与（林徳次君） 5校区と、岸和田にもかなりまとまった権利者が稻葉町中心におられまして、この関係はすべて権利者の代表が全員お集まりの席上、それぞれ互選され選出されております。大体私の方の基準として、これはあくまで参考でございまして、強制するものではないという前提で1つのめどを示させていただきましたのは、権利者多数の地区、町単位ですが、7、8名に1名ぐらい代表を選出していただいたらどうか、それから、権利者少数の場合は当然1名必要ですから、1名選出していただきたいというのが基準でございます。

もう1点、お尋ねの地区外に散在する権利者は、全体の20%強ございます。この方々は、市民会館等で何回か説明会を聞かせていただきましたが、席上、御質問もございました。当然80%程度中心舞台ができました暁には、その組織の中でお決めになったこと、御検討いただきました経過を、広報なりで逐一お知らせするというお約束はしております。いよいよ連合対策委員会ができて、第1回の議題は現在、取り組み中でございます。大体正月号ぐらいから事

務局だよりあるいは連合だよりとなるかもしれません、一定の広報を発行させていただき、全権利者へ、特に未組織権利者への周知徹底をお約束どおり果たしたいと、今後の進め方としては考えております。

- 13番（赤阪和見君） 中央丘陵については、いろんな形で進めていただいているわけですが、和泉市にあるモニター制度の中でもそういう声が出てるんですかな、その会合はどのぐらい開かれているんですか。
- 秘書広報課長（石本博信君） お答えいたします。
本年度におきましては、一応、市政懇談会という形で、校区の役員さんと理事者との懇談会を1回開催しております。
- 13番（赤阪和見君） そうやなく、市政モニターがあるでしょう、選出した人と抜き出した人のね。あれは1回だけ。
- 秘書広報課長（石本博信君） 今年度については、その方は計画しておりません。
- 13番（赤阪和見君） 住民の声ということで、大きな開発ということで地域の権利者、水利権利者、農協という形が理想的な代表であって、あれはあれだけの内容の話という形にもなると思います。今後、話がまとまり、すべてが買収になった形の中では、そう当初からどうのこうのという変な危惧が流れるというのは別ですが、その制度も大いに生かしていただきたい。地域の要望もあるでしょうし、全体的なぼやけた話で、スカッとした、こうなるんだという話はないので、その前段で全体的なものを大いに把握していただきたい。そのように要望しております。
- 議長（池辺秀夫君） 次、答弁。
- 指導部長（高橋貞良君） 55年度予算編成の教育行政に係る分につきましてもお答え申し上げます。

最初の中学校における英語学習のＬＬ学習ことでございますが、本市8中学校のうち現在、富秋中学校と郷荘中学校の2中学校に設置して一定の効果を上げておりますことは、御承知のとおりでございます。これを全市的に全面的に活用していくことにつきましては、現在の機器については、教材の編成であるテープの作成、その他テープの設定に1教室を要するという実態、また、そのテープ作成につきましては、相当熟練したスタッフが必要であるといったことがございまして、全市的に効果を上げていくためには今後、相当な研究と予算が必要であると考えております。そういう観点から、全市的に効果を上げ活用するための研究を今後も続けてまいりたい、このように考えている次第でございます。

次に、完全就学について障害児の受け入れの点でございますが、これは障害児の実態に合わ

せまして、今までトイレの改造をしたり、階段の手すりをつけかえたり、といったような実態に応じた措置をしてございます。来年度の就学についても、入級してくる子供の実態に合わせて府の方へ養護学級の新設、増設をお願いしたい、また、重障児の受け入れのための指導に見合った措置の予算をお願いしている次第でございます。

続きまして、障害児教育ですが、現在、市内小中学校におきましては、養護学級がございます。小学校の養護学級に在籍している児童数は166名、中学校47名。養護学校は合計小学校で37名、中学校で11名、就学猶予の者はございません。

以上でございます。

○ 13番(赤阪和見君) 広報いすみにＬＬ教室が大きく載ってます。全市内でこれを見るんです。あそこの学校はこんなものがあるのに、うちの学校はない、となります。中学校の中で近代教育機器の導入に努め、1人ひとりの個性を伸ばすために教育の充実を進めております、ということですが、新設校ではできるという。そうならば、もちろん光明池中学校はできなければいかん。この前の予算委員会で聞かせていただいたとき、教育長は、ただいまテストケース中である、と。郷荘中学校ができて何年ですか、その間ずっとテストをやってるんですか。これは大きな教育的にプラスになるからこそ、富秋中学でもＬＬ教室ができたと僕らは理解してるんです。特に英語教育とかは今後、国際化社会が進む中で必要なものだと思うんです。やはり格差を早急になくしていただきたいと思います。ちょっと計画をお聞かせいただきたい。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

ＬＬ教室を全校に認めるかということですが、前にもお答え申し上げましたように、試行として行ったということでございます。御承知のように、各中学校9教科ございまして、教科ごとの研究会議がございます。英語担任の先生をもって郷荘に位置づけたとき、英語部会をもってこの研究に当たらせたわけでございますが、なかなか操作とかテープの設定、活用は相当のスタッフと技術を要します。現在、その研究が一時盛り上がり、さらに、校長も研究部会長として立ち上がったんですが、なかなか十分に使いこなすことができない。こういう実態でございます。われわれ教育長協議会でも、各都市でどういうふうに設置しているか、実際どのように効果を上げるかについても論議されるのですが、宝の持ち腐れにならないよう広範に活用できるよう現在、研究中でございます。

また、国庫負担等につきましても、いろいろ国に対して、教材国庫負担法に基づいて新しい教材機器として導入できるよう、積極的な運動を展開するところでございますが、まだ、きわめて零細な補助で、しかも、施設として、既設の空き教室があった場合に限ってわずかの補助を試行として認めようという國の方の考え方でございます。今後、さらに御支援を得て積極的

に対処し、その成果、問題点を十分研究を重ねてまいりたい、かよう考るるのでございます。

○ 13番（赤阪和見君） そうしたら、効果が上がってないとお考ですか。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

上がってないとは言い切れませんが、十分に操作技術を身につけるためには、まだまだ時間等を要すという研究の過程でございます。

○ 13番（赤阪和見君） L.L教室を設置する中で、そういう操作の訓練という点で、教師を養成していくことはやられてるんですか。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

市独自で専任の教師を市の単費で研究させるということは、財政的見地からもどうてい不可
能でございます。したがって、各教科担任の現場の先生をもって組織する研究部会で研究し、
その視野を広げようということで取り組んでいる実態でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市民部長（富田宏之君） 和泉市には、児童遊園が62カ所ございます。御指摘をいただき
ました点についてはすべて点検いたしまして、必要な箇所につきましては、早急に取り組んで
いきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 建設部長（森保君） 建築確認についてお答え申し上げます。

建築確認の申請は、市を経由してございます。面積でございますが、160.8m²、建築面積
75.33m²、建蔽率は46.84でございます。建蔽率は満足してございます。

2点目の泉洋病院の件でございますが、先日来、地元町会及び寺門、観音寺の町長さんと
いろいろ話し合い、御同意を得まして、排水、放水の防止対策を業者が実施しております。既
設の排水路に放流するということでございます。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 電波障害の件についてお答え申し上げます。

寺門町での病院建設に伴う周辺住宅の電波障害について、病院側と地元町会がいろいろ話
合いされておりますが、その話し合いの上で、障害防止のための共同アンテナの設置等の付帶
工事として、1台目のテレビは全額病院側で負担するということで話し合いがついております。

ただ、2台目のテレビについては幾らか負担してほしいという病院側の申し出があり、いま
だ同意が得られておりません。公害課といたしましては、2台目であろうと3台目であろうと、
原因者の病院側で負担するのが当然であろうと、町会の申し入れに沿って再度、話し合いが進

- められてるということでございます。
- 13番（赤阪和見君） 1点目の申請の出ている面積が160.8m²、建築面積が75.33m²、建蔽率が46.84、これは現実に建ってるのと間違いないですか。
- 建設部長（森保君） 御存知だと思いますが、確認申請の書類につきましては、大阪府の条例に基づきまして、50m²以上の申請は建築主が提出されております。したがいまして、私の方を経由する書類につきましては………。
- 13番（赤阪和見君） 実際の建物と面積が合うてるんがと聞いてるんです。
- 建設部長（森保君） ですから、全体の御説明をさせていただき、私の方を経由するところからの御説明もさせていただかんと御理解願えないと私は思ってますので………。
- 議長（池辺秀夫君） 合ってるか、合ってないかということだけ答えなさい。
- 建設部長（森保君） 現在、私の方で確認の立ち入り等の権限はございません。したがって、府の方でこれが正しいか、正しくないかといった点の御判断を仰ぐ、これしか方法がないわけです。
- 13番（赤阪和見君） 後で分筆されたようにも聞いておるんですが、これは後の分ですか、先の分ですか。
- 建設部長（森保君） 先の分でございます。
- 13番（赤阪和見君） 建築申請は何月何日に出されますか。
- 建設部長（森保君） 建築申請は、10月23日に提出されております。
- 13番（赤阪和見君） 分筆された後の件は。
- 建設部長（森保君） 分筆された後の件につきましては、54年11月22日に分筆されております。
- 13番（赤阪和見君） そのときは、もう前の建物は建ってましたね。
- 建設部長（森保君） そういうことです。
- 13番（赤阪和見君） 現在のm²は何ばですか。
- 建設部長（森保君） 売買で分筆されております面積は34.75m²でございますので、現在の敷地は126.05m²ということです。
- 13番（赤阪和見君） 建築面積は同じですね。建蔽率は。
- 建設部長（森保君） 建築面積は変わってございません。建蔽率は59.76%です。
- 13番（赤阪和見君） ここから見て、分筆するときの明示は取つてあるはずですね。
- 建設部長（森保君） その点につきましては先ほど申し上げましたとおり、私の方は、そこまでのチェックはできないということでございます。

- 13番（赤阪和見君） こっちの前の方の建ってるところは市との境界線ではないんですか。分筆されるときは、必ず隣地との明示を取らなければならないということはないんですか。
- 建設部長（森保君） 隣地との境界の明示は、本人が当然やっております。
- 13番（赤阪和見君） 市が立ち合てるんでしょう。いつ分筆され、いつ明示の申請が上がり、いつ明示がおりたか。ちゃんとした明示がおりた時点はいつですか。
- 建設部長（森保君） ちょっと分筆した段階の資料については持ち合わせがないんです。
- 13番（赤阪和見君） あのね、常々この3階からは丸見えなんですね。各地でミニ開発が云々という論議の中で、隣近所から非常な苦情を受ける。こんな方法はあるのか、という形で聞かれるときが多いんです。毎日役所へ来るとどんどん建築されてる、役所の前でね。周辺とは何mというほども空いてない。あれで十分な建蔽率があるとは、とてもやないが思えない。部長のところの帳面上ではあるかもしれません、そういう点で、われわれは非常に危惧するんです。本当に市が全き方法で建築確認申請を受けてやってるのか、どうなってるのかという点でね。どうしましょうか、いま聞いてもわからん、午後に報告してくれますか。資料を出してくれますか。それらの点は残しておきたい。後は午後にしていただいて結構です。
- 寺田町の病院の件ですが、くみ取りで出ていたが、後で水洗になった。あれだけの大きな建物をくみ取りではできないと前から思っていたんですが、水洗になったことによって、絶対に浸水しないという確証はあるんですね。
- 建設部長（森保君） 当初は御指摘のとおり、くみ取りということでしたが、今福町会、今福の水利組合、観音寺町長さんの御同意により、何とか水洗にもっていってほしいという御要望がございまして、水利組合のいろんな意見もお聞きして水洗になりました。
- 後の浸水問題でございますが、水路はそう大きくございませんが、何とか持ちこたえられるんじゃないかと考えております。
- 13番（赤阪和見君） 何とか持ちこたえられる、それで水洗をOKしたことは非常に問題があろうと思います。水利権者が何ば判を押しても、周辺に住んでおられる方々に非常に迷惑がかかると思いますが、最後にその点だけお答えをいただいて終わります。
- 建設部長（森保君） 一部、病院側の工事業者が水路の改修もやりますので、周辺の方々に御迷惑をかけないよう指導していきたいと思います。
- 13番（赤阪和見君） 病院の開設する日と、水路が改修される日とは、どちらが早いですか。
- 建設部長（森保君） 病院の開設日はチェックしてないんですが、病院の開設の方が早いと思います。

- 13番（赤阪和見君） 水路ができないのに病院が開設したら、水路がパンクする。水路は、病院の責任のもとにしないとだめと違うんですか。
- 建設部長（森保君） 病院の開設までには、必ず水路を改修するように、という話はしてございます。
- 13番（赤阪和見君） 苦情が出たら責任を持つんですね。
- 建設部長（森保君） はい。
- 13番（赤阪和見君） 議長、終わります。
- 議長（池辺秀夫君） ここで議事の都合上、暫時休憩いたします。

（午前11時44分休憩）

（午後2時10分再開）

- 議長（池辺秀夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
- 午前中の赤阪議員の質問の中で、建築確認申請の件についての問題1点を残しておりますので、理事者よりその説明をし、終わりたいと思います。理事者答弁。
- 建設部長（森保君） 午前中の赤阪議員さんの御質問の点、お答え申し上げます。
10月25日に確認申請書が提出されまして、その後、道路明示及び敷地の名示を受けてござります。この申請では、1部2階建てで申請がありましたが、工事が進む中で、総2階で建築している実態違反を発見いたしました。大阪府建築指導課監察係に連絡、11月22日、府の担当官が現場を見、施工主に対し指導しているのが現況でございます。現在、調査官が調査中でございます。よろしくお願ひいたします。
- 13番（赤阪和見君） 内容的には違反建築物ということで、府の監察官によって調査中ということですので、目につきやすい場所、市役所の真前でございます。そういう点、今後、その成り行き等問題も残るかのように思いますので、建設水道委員会等でも御協議願つたらありがたいと思います。それだけ要望しておきます。

以上、終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、2番、天堀博君。
- 2番（天堀博君） 通告要旨に基づきまして質問の内容を説明させていただきます。
まず、教育関係でございますけれども、通学費の父母負担の軽減でございます。以前から何度か議会で取り上げてきております山間部の遠距離のバス通学の問題でありますけれども、いよいよ来年度から国の2分の1の補助が打ち切りとなるわけです。来年度の予算編成に入り

まの時期に、市あるいは教育委員会として、どのように対処されるかをお聞かせ願いたいと思います。その御答弁いかんによりまして、再質問させていただきたいと思います。

次は、就学援助費であります。教科書の有料化に向けて、政府の方向も出されてきております中で、義務教育無償の基本について、その1つ1つの点を後退させないということは、いま、非常に重要な時期にきております。就学援助費の申請等につきましては要望や答弁もございまして、民生委員さんの判がなくとも、校長や教育委員会が認めればよいように改善されてまいりましたし、このような制度があることそのものも、児童生徒を通じて文書で知らせるようにも前進してまいりました。

しかし、認定の基準につきまして、現在あるいはまた今後もいろいろ問題があるようでございます。そこで、その第1点として、現在の基準は、どのように定められているのかをお聞かせ願いたいと思います。

さらに第2点目は、基準の引き下げの動きが1部にあるようにも聞いておるわけですが、市教委としてどのように考え、どのように把握されてるのかという点をお聞かせ願いたいと思います。

次は、学童保育でございますが、昨年度まで学童保育が実施されてきた学校名、さらに、本年度新たに実施した学校、また、来年度実施を予定しておられる学校等もございましたら、同時にお聞かせ願いたいと思います。その中で、いま要望の強い伯太小学校等につきましてはどうになっているのかという点を1つはお聞かせ願いたいのと、すでに実施されているところでも水道とかトイレの問題などいろいろあるようでございますので、その辺ではどのような設備になってるのかということもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

次は、産業衛生関係でありますけれども、まず、公害の監視体制ということであります。そのうちの1つは、騒音とか大気汚染、水質汚濁あるいはごみの不法投棄、その他各種の公害がございますが、いろいろ市の方に苦情が寄せられてまいります。その都度係の担当者はいろいろ苦労、努力をしてくれているわけでありますけれども、それが完全に解消されたもの、そうでないもの等いろいろでございます。そのデータを元にして、それ以外のことも含めまして、常時パトロール体制をとっていく必要があると考えます。以前にも、私もこの一般質問の中で取り上げ、提起したことがございますが、そういうパトロール体制について、どういうふうに考えておられるかという点をお聞かせ願いたいと思います。

もう1点は、当初は基準値以下であったものでも、何年かたつとそうでない、あるいは違反するものなどが出でまいりますが、その場合の監視体制がどう行ってるのか。たとえば浄化槽等から排出される処理水等でも、設置当初は一定の基準値以下でも、使用しているうちに、ま

た、停電等が発生いたしますと、そうでなくなるということになります。そういう場合の監視体制、それから責任はどうなるのかという点もあわせてお聞きしたいと思います。

それに関連して、現在起こっている問題を取り上げ、直接これは産業衛生に関係のないことありますが、関連してお聞かせ願いたいことがあります。それは和泉市土地開発公社が所有しております山荘の土地を日の出建設に売却いたしましたが、ここに住宅建設設計画がございます。このことにつきまして、いろいろと地元の町会との折衝が行われてるようですが、市としてどのように掌握されてるのか、この点についての経過と市の対処、また、今後の問題等についてひとつお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

次に、農業振興でございますが、和泉市の地場産業や農業は、いまの自民党政府の大企業優先、農業つぶしの政策で大変な事態になってることは、いまさら言うまでもございません。しかし、その中でまじめで熱心な農家の方々や関係者の手によりまして、いろんな振興策がとられております。市の方でも、農林課その他の現課で、非常に職員さんがよくやってくれてる状況もわれわれの目に映るわけでございますけれども、同時にその人たちの熱意で、和泉市を除いてあちらこちらの市で最近、農業祭が盛んになってきております。こういう各市の状況あるいはまた和泉市でも要望があろうと聞いておりますが、今後、そういう点の開催の見通しがあるのかどうか、この辺をお聞かせ願いたいと思います。農業振興そのものは非常に大きな題でございますので、その辺1点だけお聞かせ願いたいと思います。

次は、民生関係でございますが、老人憩の家、いわゆる和泉市立老人集会所であります。毎年2カ所ずつ計画的に建設されてきました老人集会所が、最近、そうでなくなっております。いろいろ問題点があると思いますが、どういうところに問題があるのか、ひとつお聞かせ願いたいのと、さらに、黒鳥校区等での要望も非常に強いわけですが、この点についての計画あるいは実現されてない原因がどこにあるのか、その点もお聞かせ願いたいと思います。

次は、総務関係の出張所の設置でございます。昨日も冒頭、坂上議員さんからの質問も出ましたが、私も前の総務常任委員会の副委員長ということで、いろいろとそのことにも立ち会つてまいりました。そこで昨日の質問や答弁あるいはまたその後の会派代表者会議、それから、先ほどの議長の報告等も踏まえた上で、2、3点具体的に突っ込んだ点をお聞きしておきたいと思います。

まず、その1つ目は、54年12月10日付で池田市長から竹内修一自治会長あてに出された申入書の3番目の項目で、「取り急ぎ所の設置主体が貴自治会であることを地区住民に周知させるために適当な措置を講ずること」となっておりますが、もちろん、そういうふうにしていただかなくてはなりませんが、あわせて市としても、これは市の出張所ではないんだ、とい

う点を鶴山台地区住民のみならず、ほかからもいろいろ誤解されてるわけでありますから、広報等にその辺のことを発表して掲載し、住民の誤解を解くというか、そして、また問題が起きないようにはっきりする必要があるのではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

さらに、2番目にその回収でありますけれども、先ほどの御報告では、自治会の方で責任をもって回収すると言われておったということでございます。もちろん、そういうことであります、市として、この回収のテンポ等も監視監督していただく必要がありますが、同時に市も責任をもって回収させるということが、昨日の助役の答弁の中でも出ておりました。そこで、いつまでに行うか、方法とか、市として思っておられる日限をお聞かせ願いたいと思います。

さらに今回、いろいろ問題があるということで申し入れ、その他の措置がとられたわけでありますけれども、それではどこに問題があるのか、どのような問題があるのかという点をひとつお聞かせ願っておきたいと思います。

いま、私が手元に持っておりますのが鶴山台居住者名簿1979年度版であります。このすべてを回収することは非常に困難な仕事だと思いますけれども、その点もあわせて市当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、出張所の問題では次に別のこととして、前回の一般質問で、私は、このようないろんな動きが出ているのも、やはり早期に出張所の設置をしてほしいという要望の1つのあらわれでもあろうと指摘もいたしました。今までにも何度か私も議会の中で、この出張所の早期実現ということを要望してまいりましたけれども、いよいよ来年度の予算編成に向けて具体的にその作業に入っている時期ではないかと思うわけですが、その辺の進捗状況を今回、改めてお聞かせ願いたいということと、もちろん、出張所を設置する場合でありますが、これは電送システム等によらなければ、その用をなさないわけあります。そこで、その場所でありますが、やはり最も公平に公共的に利用されるところを選ぶべきだと私は考えます。その辺では、単にいま問題が出ておりますような地区におきましても、元の北信太村全体を包含するような利便さを持つようなところも必要だと思います。その辺では、そういう設置場所についてもどういうふうに考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、質問の要旨の説明をさせていただきました。ひとつ明快なる答弁を願って、答弁のいきかんによりましては再質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 教育次長（平野誠蔵君） お答え申し上げます。

教育問題の3点にわたりますうち、まず、第1点目の遠距離通学費補助の問題でございます。

これは御承知のように、本市の現行制度は、昭和50年から国の遠距離通学費の補助制度を受

けて、2分の1の補助を受けて実施してまいりました。この国の補助制度は、学校統合が行われた小中学校で小学校4キロ、中学校6キロ以上の遠隔通学の交通費を市町村が負担する場合、国が2分の1の補助を行うというものでございます。

これが5カ年を経過して、来年度以降は打ち切りになるわけでございますが、この国が5年間という試験的な補助制度を持っておるということを本市も受けております関係で、一面の考え方といたしましては、この際、この補助制度自体が消えることもやむを得ない仕儀かとは思いますが、しかしながら、一挙にこの5カ年にわたって続けてまいりました補助制度を廃止することにつきましては、父兄負担軽減の趣旨にもとりますし、一面、他市におきましても、国の補助の打ち切り以後におきましても一定の配慮を残しておるという実情もございますので、本市といたしましては来年度以降、単独の市の補助制度となるわけでございますが、これを一定期間、一定の範囲でもって継続に努力いたしたいと考えてるわけでございます。

それから、2番目の就学援助費の認定基準でございますが、これは数字的なことがございますが、かなり細かくなっていますので省略まして、かいつまんで申し上げますと、認定基準は、生活保護基準の1.1倍といたしておるわけでございます。たとえば標準世帯と目される4人世帯におきましては、54年度の場合、1.1倍の額は190万円となっております。

それから、2点目の引き下げの動きがあるかどうかという御質問でございますが、引き下げということにつきましては、実は考えておらないわけでございます。むしろ生活保護基準を基礎にしております関係で、年々、生活保護基準が改定されるというのが実情でございますので、1.1倍を据え置いても、実質的には基準額は引き上がってまいりるというふうに考えるわけでございます。

それから、3番目の学童保育問題であります。従来まで行ってまいりましたのは、信太、鶴山台南、国府の3校でございます。本年度におきましては、鶴山台北と緑ヶ丘、芦部、黒鳥の4カ所を新設いたしました。

来年度の計画でございますが、これは大阪府教委等との協議も必要でございますので、御指摘の伯太小学校での開設等を含めまして今後、鋭意協議し努力いたしてまいりたい所存でございます。

それから、設備的な面でございますが、トイレにつきましては、全部学校の施設を利用いたしております。手洗いにつきましては、部屋から手洗いが遠い場所には設置いたしまして、本年度は緑ヶ丘、鶴北、黒鳥に設置するよう一部工事を実施いたしまして、いろんな用に供しておるわけでございます。

- 2番(天堀博君) 遠距離通学でありますけれども、いまの答弁を聞いておりますと、一応、

一挙に打ち切らないで、一定期間、一定額を配慮するということですが、逆に裏返せば、一挙に打ち切らないが、徐々に切っていくというふうにもとれるわけです。恐らく教育委員会もいろいろとバス代等の計算をされ、実情、実態を調査されてると思いますが、たとえば横尾中学に通学する生徒は、父鬼町からだと、1ヵ月の定期代が7,560円、大野町の場合は側川口、父鬼の手前ですが、ここですと6,120円かかるわけです。

たとえば1年生と3年生を持つ家庭だと2人分になります。隣近な例ですが、学校に近い家庭にとってはバス代は要らないわけで、やはり学校統合によりまして、こういうふうな父兄負担がふえたわけです。この迷惑というものは、学校統合されてから今までずっと、バス代が上がるということは物価も上昇し、それ以外のものも上昇してるですから、一定の迷惑負担がそのまま続いているわけです。

これを一挙に打ち切るのではなく、一定期間というふうにいい方に解釈したいと思いますけれども、やはり打ち切る方向に向くわけですし、いま、次長から答弁がありましたように、他市でも国の補助が打ち切られた時点で一定の配慮、それ以外の地域にも定めている。国の基準が中学校6キロ、小学校4キロ以上ということですから、父鬼町だけにしか実施されてないということですが、大野町の場合、父鬼町に比べて月に1,440円しか変わらない。6,120円のうちのそれだけですから、率としたら余り大きな差はないわけであります。その辺では、やはり実情に合わせた形で大野町にも適用の範囲を広げるということを十分考えなくてはならないわけです。それ以外のところももちろん、たとえば春木川等も通学途中で全く家がないところを通って行きます。非常にさびしいところを通るわけですから、小中学生についてもいろいろ考慮すべきだと思います。

基本的には、学校統合によって起きたこういう問題について、やはりこの機会に適用範囲を広げていく、あるいはまた各市で行ってるようないろんな方法について、いいところを取り入れて財政面からも考えてやっていくのがどうかと考えますが、その辺はどうでしょうか。

○ 教育次長（平野誠蔵君） ごもっともなお説だとは存じますが、おっしゃいますように、基本的には、学校統合による遠距離通学ということを主たる事項としてやってまいったわけでございます。今後、一定期間、一定額で単独の補助制度をとるにしても、われわれといたしましては、その趣旨は継続したいと考えてるわけでございます。

たとえばごく近い距離にある大野町等の問題も例として出されてございますが、なるほど人情的と申しますか、余り大差がないんじゃないいかということにつきましては同感でございます。しかし、これまで一応、6キロという線引きをしてまいりました関係で、この際、その線引きを外して新たに範囲を拡大して適用するということにつきましては、いろいろ線引きの選定方

法等についてむずかしい面がございます。それと、やはり現下の財政事情におきましては、範囲を広げ単独の措置をすることはむずかしゅうございますので、われわれといたしましては、現行の父鬼、槇尾中間に限って一定の配慮を残したいという考え方でございます。

- 2番（天堀博君） いま、人情的に同感だ、というふうなことを言われましたが、6キロという線引きをしてある、これは距離の足らないところ等いろいろありますが、これを実施するときには、国の補助との関係で、国の基準が小学校4キロ、中学校6キロ以上ということで線引きができたわけで、実際上は、6キロであろうと4キロであろうと、非常にさびしいところを通らなければならないという実情があるわけです。そういう点からいって、国の補助が消えるという点からすれば、その6キロという線は外して、もっと実情、実態に沿う形に改めるべきではないか。ほかの貝塚、泉佐野、河内長野あたりもそういうふうにしてるわけです。ある市では、国の基準に乗つからない部分は、以前からやってるところもあります。ですから、6キロにこだわることなく、よく考えていく必要があると思うんです。

財政的にどうのこうのと言いますが、財政的な問題からして、逆に言えば、今回、国の補助がなくなるという点で、大野町あたりからは、なぜ父鬼に全額出すのか、という、うちは出せへんのか、という問題が出た場合、言いわけや言い分が通らないことになると思いますが、その辺をどうお考えなんでしょうか。

- 教育長（葛城宗一君） 通学費の問題でございますけれども、先生も御理解のとおり、市町村合併を促進して行財政の合理化を図ろうという趣旨の中の過渡的な特例として、小学校4キロ中学校6キロを基準として国が一部補助しようという制度として組まれてまいりました。

合併当時、これを推進すべく国にも申請いたしましたが、実地調査の結果、僻地校とのからみの中ではキロ数に問題があるということで、一時、後退したことがあります。その後、いろいろお力をいただきて5カ年の実施に及んだのでございます。

御指摘の交通費のかさむ中では他に広く及ぼしてはどうか、という御指摘でございます。義務教育無償の原則を広義解釈すれば非常に望ましいことである、われわれもまた努力しなければならない点がある、かよう考えるのでございますが、御理解のとおり、現在の行財政上の増高の中では非常にむずかしいであろうと考えます。したがって、次長がお答え申し上げましたように、一定の期間、一定の特例として、過渡的に設けられた基準そのものの趣旨に沿うように一定額を考えていかなければならぬのではないか、かよう考えるわけでございます。御指摘の薄く広くするか、重点的にやるかということについては今後、さらに研究を重ねてまいりたいと考えます。

- 2番（天堀博君） いま、薄く広くするか、という話も出ましたが、私は、別に父鬼町のバ

ス代を削ってええとは思いません。しかし、財政的な事情もあれば、それなりに全体が納得のいく形に改正するところは改正していかなかつたら、いろんな要望にも十分こたえられないことになるので、できる限りの努力をしていただくように指摘しておきたいと思います。やる場合にはよく実情を調査していただき、これやつたらバス通学はやむを得ないという部分は、やはり距離のいかんにかかわらず、それなりの措置をすべきだと思うわけです。

それから、就学援助費の問題については、もっと基準の引き上げについても要望をしたいと思いますが、あわせていまの御答弁では、引き下げの動きについては考えていないということですが、この辺はひとつよく教育委員会も腹に据えておいてほしいと思うわけです。

それから、学童保育の件でありますが、やはりトイレも学校の施設を利用してるところがかなりあるようです。学校の施設を利用する場合、その建物の立地条件にもよりますが、雨のときなんか子供さんが非常に困るとか、いろんな問題があります。手洗いにしても、清潔な衛生面の問題を考えると、どこともトイレ、手洗い等を設置すべきだと思います。これは一部やつていただいてるところもあるようですが、今後、十分中身として充実させていただくよう願望しております。プレハブのところもあちこちにありますので、よけいそういう面の充実が重要ではないかと思いますので、要望にとどめておきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 産業衛生部次長（角谷泰夫君） お答え申し上げます。

まず、公害の対策問題でございます。現在、公害課におきましては、職員数係長1名、技術職員2名、事務職員3名、合計6名で専門的に公害の監視体制、その他公害防止の指導に当たっております。

53年度中の苦情処理申し出。処理件数ですが、苦情件数が60件、うち当該年度中に解決したものが81件で、解決率はおおむね90%となっております。

続きまして、屎尿浄化槽のその後の監視体制でございますが、本市で担当しておりますのは、501人槽以上の事業所等の屎尿浄化槽でございまして、33カ所ございます。この監視につきましては、府の水質課と共同で常々行っており、回数等につきましては、施設の内容、管理体制の状況等々で異なりますが、それぞれの施設に対して頻繁に立ち入り検査をしております。ちなみに52、53年度の実績ですが、現在、私の方で監視しております33カ所のうち、多いところにつきましては2年間で84回、その他につきましても、月1回程度の水質立ち入り検査をしております。状況等について改善すべき点はその都度指示し、常に監視しておるところでございます。

続きまして、農業問題につきましては、近年、確かに議員さん御指摘のように、隣接都市で

総合的な農業祭が行われておる実情でございます。本市においても、本市の特殊性を生かした農業祭開催の方向に向けて現在、農協長、農業委員会等々といろいろ協議、意見をちょうだいしております。過般も本年産の果樹品評会の立案に際し、特に農業団体からも種々御意見が出ております。新年度に向け協議を重ね、一定の方向づけをしてまいりたい、かように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 用地担当理事（杉本弘文君） 公害監視に関連いたしまして、公社関係の山荘の物件開発に伴う御質問でございますので、お答え申し上げます。

地元町会との話し合いの経過でございますが、これは開発業者が進めてまいったものでございまして、10月中旬におきまして、開発業者が山荘の町会に対し、開発に当たっての浄化槽の設置と大地に放流についての御了解をいただくべく説明し、御協議をお願いしたものでございます。

これに対して御検討を約束されました町会は、隣組長会議等を開いて御検討され、加えて10月末には町会総会まで開かれ、その結果各隣組から1名の代表を選び対策委員会を組織され、これらの問題につきまして、いろんな角度から検討を加えてこられたようでございます。その間、業者から浄化槽の内容あるいは放流水質等についても専門技術者の出席を求め、説明会も開かれております。

この中でいろいろ御協議をいただきました結果、第1町会におきましては、この際、浄化槽の設置あるいは放流は認める。そのかわりの対策として、山荘町がかねてから心配されている大池、わかんぼ池の堤防が相当老朽化しておりますので、貯水量がふえると非常に危険な状態になるので、除水口を改善して水位を下げるといいう要望が1点と、もう1点は、わかんぼ池と光明池水路を結ぶ排水路が非常に細いので、いつの大雨の時点でもあふれて危険にさらされてるという中でこの水路の改修、といいう2点の要望がありました。

この2点につきましては、大池の水利組合並びに光明池土地改良区においても、池の管理をされておる管理者として常に心配されておる場所であり、これらの問題については、すでに改修に同意されてる開発業者によって改善すべく、光明池土地改良区との間に覚書を交わされてる実態でございますので、これらの中で、すでに山荘第1町会としては御同意をいただいております。

第2町会につきましては現在、まだ結論は出ておりませんが、対策委員会でいろいろ御協議願ってる段階でございます。

以上でございます。

○ 2番（天堀博君） 1番目の公害監視の問題ですが、公害パトロールというか、そういうものの実施はどうかということで具体的な提起をしてるんですが、その辺、6名でいろいろ回っておられるということですか。

○ 交通公害課長（堀宏行君） お答えいたします。

先ほど次長が申し上げましたように、現在、6名でもってそれぞれの分野を3カ所に分けて、部門別に2名ずつのペアで行かせておりますが、さらに、議員さん御指摘の点につきまして前向きに検討、パトロールもできるだけ現体制の中でやっていきたいと思います。

○ 2番（天堀博君） 現体制の中でやるのは至難なわざやないかと思うんです。それでなくともいろいろ苦情とか相談がありまして、それに出向いていく実態でしょう。なかなかこういうのは、解決に時間がかかるものが多うございます。そういう点から、特別な編成でパトロールに回るということは、人的な配置、その他も十分考えていかなくてはいかんと思います。

後手々に回るのではなく、一定のパトロール隊を回すことによって、いままでに問題のあったところ、いま問題のあるところ、新たに発生するようなところを重点的に回っていく。たとえばいま、よく問題として出てきて困ってるのは織屋さんなどの騒音公害です。織屋さんの近所に建て売りを建てて売る。売るのは、冬の寒い戸を閉めてるときには。そのときは音が静かですが、夏になったらたまらんということがあちらこちらに出てるわけです。

これは双方からわれわれに持ち込まれる場合もございます。業者からしたら、われわれは長いことここで操業をやってきてここまできたのに……、ということもあります。そういう気持はよくわかりますが、だからといって、一定の基準値以上の騒音を出すことはよくないと思います。こんなことは、いい業者であれば指導すれば改善するところもあります。しかし、中にはそうではない業者もあります。来たときは、ちょっと窓を閉めるが、帰ったらあけ放しという問題も出てる。

それらのことも合わせて、パトロールにも現体制の中で、という課長の答弁がありました。これは課長の判断だけではなく、やはり次長、部長あるいはその上の方からもその辺をよくお考えいただきたい。パトロール隊も編成し当たっていただくことが大事ではないかと思うわけです。それから、農業祭につきましては、農業振興ということ自体大きなものですから農業祭だけを取り上げましたが、ひとつ一定の方向を出していただくように、よろしく御協議願いたいと思います。市としても予算のかかってくる問題もあるので、市長初め3役の方にも、その辺の善処方はよくお願いしておきたいと思います。

それから、開発公社の山荘の物件でございますが、これは私も公社の委員をしておりまして、その当時の出来事であるわけですが、委員会でもいろいろ指摘がありましたように、地元の迷

感とかトラブルを起こさない、かけないということであったと思うんです。ところが、どうも最初の日商岩井の排水管へ放流させてもらうということの段取りが狂って、高低差があるとかできないということで大池に放流する、恐らく当初からこんなことはわかってたんやないかと思う、開発公社にして業者にしてもね。また、それを大池に放流するということで問題が出てきた。大池に放流するのは、一定の基準値以下でやるんだということですが、先ほどの浄化槽の監視体制、501人以上の分について市の公害課が担当してるんでしょう。今度、日の出建設がやろうというところは何戸ですか。

○ 用地担当理事（杉本弘文君） 私の方では当初、90戸余の開発とお聞きしてます、現在、建設総務の方で御協議願ってる戸数は、72戸とお聞きしております。

○ 2番（天堀博君） そうすると、90戸に4人掛けて360人ですか、501人以上に入らないわけですね。恐らくそのぐらい大きな浄化槽はいろいろ基準の問題があって、市役所が上へ増築しようとすると浄化槽の問題が出たりしましたからね。その監視体制は住宅の施工者とか持ち主あるいはそこの自治会に任せられてしまう。そうすると、もし問題が起ると大変なことになる、十分な監視体制ができてなかつたらね。その下流にある自治会、町会等に迷惑をかけることにならないか。公害の関係もあるので、その辺も十分公社としても、公共の用に供する土地ということで買っていろいろ消防署の問題などが出来ましたが、どないもしようがないということで売ったわけです。市の方にも、そういう点の先の見通しを誤ったという形の責任はあるんと違いますか。

○ 用地担当理事（杉本弘文君） 浄化槽は合併処理槽で、500人槽ということはお聞きしております。その中で管理組合の設置もいたしまして定期的な点検、専門的な委託業者があるようございますが、それに委託して管理させていくとお聞きしております。

○ 2番（天堀博君） それは一応そういうことで、こちらからの指摘をしておきたいと思います。

それから、売却代金の収納というか、それはどうなってるのかということと、指導要綱に基づいて地元の合意となっておりますが、第2町会がどうしても最後まで反対や、となった場合、こういうものはどうなるんでしょうか。

○ 用地担当理事（杉本弘文君） まず、決済金についてですが、物件処分から決済が大変おくれておりすることをまずもっておわび申し上げます。9月の特別委員会においても御指摘をいただきました。私たちも何とか早い決済を、ということの中で努力を重ねてまいりましたが、排水同意が得られる段階ということの業者の意向もございました。これにつきましては、一応、大池の水利組合並びに光明池水路の管理者からの同意はいただきました。この中で先月末、半

金の決済は終わっております。なお、残金につきましては年内決済を完了していただくよう、業者とも話し合いを進めておる段階でございます。

なお、第2町会の問題でございますが、第2町会自体も、自分のところで処理してある浄化槽は藪池に放流している実態でございまして、浄化槽のあり方は、十分町会としても御理解いただけるものと私ども考えております。町会としてのいろいろの御検討はあるようですが、町会長としては、もうしばらく待ってほしい、というお答えだけはいただいております。

(議長退席、副議長着席)

○ 2番(天堀博君) ですから、最後まで反対となつたら、業者の建設そのものができるのかどうか、これは建設部の関係になると思いますが……。それと、決済金の関係も含めて、その辺がいろいろと市の方から介入みたいな、あるいは指導みたいなものがあって、地元で誤解を招いてるということも聞いております。その辺では答弁は要りませんが、指摘しておきたいのは、とにかく業者と地元ということであれば、変な形の中でいろんな市は動きをしない方がええ。そうでないと、もともとは市の開発公社の土地ですから、それでなくとも、いろいろ疑問とかが出るわけです。現に非常に問題になった土地ですから、その辺では十分注意していただきたいと思います。

それで、日の出があそこの第2町会の同意がもし得られなければ建設そのものができないのかどうか。

○ 用地担当理事(杉本弘文君) お答えいたします。

これは専門的には建設部になろうかと思いますが、私の考え方といたしましては、すでにはば同意ということの中で、大池の水利組合、光明池の水路管理者、直接大池に関連しております第1町会の御同意もいただいてる中で、開発は進められるんじゃないかと考えておるわけでございます。

○ 2番(天堀博君) やはり専門的には建設部の所管ですが、建設部で具体的にどこまでいつてかわからないので、その辺の言及は避けますが、開発公社の見解では、そういうことだけ承っておきます。

○ 副議長(直村静二君) 次。

○ 市民部次長(逢野博之君) 民生関係の老人憩の家の件につきましてお答え申し上げます。御質問の趣旨は、建設当初におきましては、毎年2カ所ずつの計画を立てて施行していく方針であったのが、最近、1カ所になったのはどういう理由か、どこに問題点があるのか、ということだと思います。御指摘をいただきましたように、昭和48年当時におきましては、51年まで毎年、2カ所ずつの建設を行ってまいっております。51年から1年1カ所という形で、

53年度までに10カ所の建設を行っており、本年度も1カ所の建設を計画しておるところでございます。

御承知のように、老人憩の家建設につきましては、市の方針として、1校区1集会所という計画のもとに取り組んできております。この建設の条件といたしましては、地元で土地の確保をお願いするという1つの前提条件があつて建設を進めてまいっております。ただいま未設置の校区につきましては、先ほど御指摘の黒鳥校区を含めて5カ所が残されておるわけでございます。

どこに理由があるかと申しますと、私の考えでは、やはり地理的な条件と、土地の確保が非常に困難であるというのが1つの理由でございます。この集会所の制度ができました48年当時から見まして、48年当時の建設費であれば800万円そこそくであったわけですが、現在では1,500万円程度の費用を要しております。補助的な財源につきましてはほとんど変わっておりませんし、現在の市の財政状況から見ましても、1つの要因となろうかと思いますが、最大の大きな原因は、地元での用地確保が困難であるというのが理由だと思います。

2点目の黒鳥校区の未設置の理由でございますが、過去の一般質問の中でも、いろいろとその経過等1つの案を提示された質問もございました。現在、未設置の理由と申し上げましたら、先ほど申し上げましたように、用地確保ができないというのが理由でございます。

以上でございます。

○ 2番（天堀博君） なかなか補助金も以前と変わってないが、建設費そのものが約倍近くになってる、こういうことでの困難さもあるということですね。同時に現地での土地の確保の困難も言われております。たとえば5カ所残ってる中で、用地の確保ができれば、市としては、苦しい財政状況の中でも建設していくという点についてはどうなんでしょうか、その辺だけ。

○ 市民部次長（逢野博之君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、当初、1校区1集会所という方向のもとに実施してきておりますので、財政的な起債の制約面もございましょうが、そういうことが発生しない限り、主管課といたしましては、継続して1校区1集会所の建設ができますよう、早期に取り組んでまいり所存でございます。

○ 2番（天堀博君） そういうことでひとつ極力努力していただくということとあわせて、運営費を1都市の方で負担もしておりますけれども、午前中の赤阪議員さんの質問にもありました、老人憩の家を使って老人の生きがいということで、独居老人、寝たきり老人の問題もありますが、同時に健常な老人の方々の憩の場としての集会所、こういう点からいけば、なかなか運営費そのものの捻出が大変な状態であるわけです。町会におんぶしてるところとか、いろ

いろいろありますが、そういう点では、今後とも建設とあわせて運営費についても十分考慮し、来年度予算等にも盛り込んでいく形をとるべきだと思いますので、その辺は要望と指摘をしておきたいと思います。

○ 副議長（直村静二君） 次。

○ 参与（西川喜久君） 最後の出張所問題でございますが、まず、第1点目の鶴山台問題につきまして、私からお答え申し上げたいと思います。

広報いすみで周知できないかという御質問でございますが、これは御承知のように、配布された地域は鶴山台に限定されておりまして、市の広報でやるというよりも、関係地域すなわち配布された鶴山台地区だけを別途にひとつ配慮してまいりたいと考えております。

2点目に回収の時期の問題ですが、先ほど説明もお受けいたしましたが、市の要請の線に沿って責任をもって回収に努力するとか、あるいはその後、回収結果とあわせて協議していくという説明でございました。自治会におきましても、私ども理事者に対しまして、早期に回収するとの意思表示もなされておりますので、できる限り早くやっていただくよう強く要請してまいりたい、かよう考えるものでございます。

3点目の問題点はどこにあったかということでございますが、これはいろいろあろうかと思いますが、特に市の出張所という名称を使われたことが問題であったかと私は考えております。以上でございます。

○ 副議長（直村静二君） 次。

○ 企画課長（神藤恒治君） 続きまして、2点目の出張所設置の取り組みの具体性等につきましてお答え申し上げます。

この件に関しましては、一定の経過もございます。52年当時からサービスセンターの設置研究委員会を設置してまいりまして、その中でも模写電送システムが最良という一定の判断も出ておりまして、それを事務改善研究委員会に諮る中で、財政的な問題とのからみから実施に向けての結論づけができない、そういった中で今年5月に入り、それでは角度を変えて財政事情を踏まえた設置の検討もされてまいりました。

その内容としては、われわれは3案4方式と呼んでおります電話受け付けによる方式とか農協委託あるいは農協等への職員の配置とか、きわめて零細な形の案が出されてまいってきております。しかし、その案につきましても1長1短がございまして、電送システムによる住民サービスセンターの設置を図ることによって、事務処理の迅速かつ広範囲な業務を取り扱う方が望ましいといったことが出てまいりまして、正直言いまして、実施時期について明確な結論に至っておりません。しかしながら、取り組みの主管課としては、これらの経過を元にいたしま

して、一定の話し合いを内部で進めてまいっております。御質問の具体的な場所と言われましても、本日、ちょっと公開する段階までに至っておりません。

以上、簡単ですが、御答弁といたします。

- 2番（天堀博君） 副議長にお願いしておきますが、もうあと時間がわずかですが、最後の質問の件ですので、しばらく時間延長をお願いしたいと思います。

まず、広報いすみに掲載する点については、これの配布されたのが鶴山台だけということ、もちろんそうなんですが、鶴山台に出張所があるんや、ということは、風の便りにわれわれ横山の奥でも聞こえてくるんです。全市的に広まってるんですね、せやから、この文書が出たところだけではなく、やはり市民から誤解を招かないような対処はやるべきだと思うんです。その辺をはつきりしないと、この配布したところだけやと、自治会に、ちゃんとせんかい、と言つたら済むわけですが、その辺は現に親戚、知人等を通じて、あそこに出張所ができた、便利がええ、ということで聞こえてくる。その点での誤解を解く必要があると思います。

- 参与（西川喜久君） 確かにお説の点もございますが、これらのことについて別途考えてまいりたい、と申し上げましたのは、いろいろこの問題の円満解決のために、議会の皆様方にいろいろ御迷惑をおかけいたしました。したがって、われわれの考えを事前に先方と方法を協議する中で、議会の方々にひとつ前段で方法について御説明申し上げ、御協力を得る中で解決を図ってまいりたい、かように考えますので、御理解を賜りたいと思います。

- 2番（天堀博君） これは後の回収の時期とも関係してきますが、市の方としては、この市の出張所という名称を使ってやってることが非常に問題だから回収させるということなんですね、昨日の答弁でそうなりました。そういうことであれば、市の出張所ということで言わば名をかたってるですから、回収といつても、なかなか紛失したとかで完全な回収はむずかしいと思うんです。しかし、回収がある一定のところまでできなかつたらどういう手段に出られるのか、というところまで聞きたいんです。

だから回収の時期、昨日の坂上議員さんの質問でも、早いこととにかく手を打たんことには、その間に問題が起きたら大変ですよ、ということは、われわれ議員の方から市の理事者に、言うてみたらアドバイスしてあげてるんです。その辺を厳しく言つてるのは、私は時期をもっと明確にしてほしいと思います。できる限り早く、ということですけど、それがことの中なのか、来年の1月末なのか、あるいは年度がかわるまでなのか、その辺をちょっと明確にしておきたいと思います。できれば、それまでにやってくれなかつたら市はこうやります。というところまで言明してくれたら一番いいんですがね。

広報に載せて周知徹底をしていただかんと、関係の地区だけとなってくると、横山の方でも

そういう話が来てるわけですから、あの辺にはもっといろんな話が流れてると思う。北信太校区とかの辺ではもっと大きな問題になってるわけですから、その辺をはっきりさせるべきだと思います。

(副議長退席、議長着席)

○ 参与（西川喜久君） お答え申し上げます。

回収の時期の問題からお答え申し上げたいと思いますが、先ほど議長さんから御説明もありましたように、市の要請に沿って責任をもって回収に努力する、と本人さんもおっしゃっているでございます。また、先ほどの御説明の中で、代表者会議を開いてその回収結果と相まって協議していく、という御説明であったかと記憶しておりますが、理事者側もこのままほっとくわけにはまいりませんので、即刻自治会長さんと協議いたしまして、何とか1日も早く回収できるよう最善の努力をしてまいりたい、かように考えますので、御理解を賜りたいと思います。

○ 2番（天堀博君） 広報の方は、そちらがそういうことであれば、こちらからぜひ広報できっちりすべきだと申し入れておきます。

それから、これは前にも出したかもわかりませんが、団地向けに「奥さま新聞」が出てますが、これの7月4日付で「市の出店オープン、鶴山自治会館内に」という記事の1部を抜いてみると、「市は財政難の折から出張所の開設はむずかしいものの、とりあえずの措置として、自治会に業務を委託する形で要望に応じたいと、6月24日付で竹内修一會長に回答があったもの」、こんなことが報道されてるんです。

私は、今までの経過も多少細かい中身も知っておりますが、どうもその辺から考えますと、今回起きた大きな問題も、もちろん本人さんの市の方からの警告というか申し入れにもかかわらず、謙虚な態度、反省ができてなかつたんじゃないかと思いますが、あわせてこういう要因をつくった1つとして、市のあいまいさもあると思うんです。当初、この職員に対して給与の支弁をするようなことを言ったとか言わなかつたとかいう話もあるんです。そんなことも合わせて、市が当初からきちんとした形で臨んできてくれるれば問題は発生しなかつたんじゃないか、この辺は市の理事者の大きな責任やと思います。

もちろん、出張所の設置は鶴山台だけでなく、全市的に必要ですが、こんな誤りを起こされたんではぐあい悪い。はっきりすべきところははっきりしなければならないと私は追及しているんです。市長、その辺での最高責任者としてははっきりしとくべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げたいと存じます。

本件につきまして、いろいろと議会の皆さん方にも御迷惑を相かけ、御心労を煩しましたことを心から深くおわびをまず申し上げたいと存じます。

なお、本問題の発生点についてのお尋ねでございますけれども、もちろん出張所の設置等につきましては、従来から議会あるいは鶴山台においても強く要請を受けておったことは事実でございます。しかし、現状の中で取り次ぎ所というものを市で設置することはむずかしいという率直なお話の中で、いわゆる自治会が自主的にやられるということでございます。

いろいろ経過はございましたけれども、文書もお渡ししておりましたようにきっちりした態度で臨んできたつもりでございますけれども、いま、いろいろと御指摘をいただく中で御要望もあり、市として1カ所だけやるわけにいかん、基本的な検討を加えなければならないという段階で、市としての取り次ぎ所、出張所はできないことを明確にいたしましたつもりでございます。市の現在の状況というものを明らかにしてきたつもりでございます。

私たちといたしましても、すべての物事ですが、住民要望に対処する自治体の立場として非常に苦慮するところもございますが、いろいろ反省を重ねながらすべての物事を明確にしていかなければならない、このように存じている次第でございます。御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

○ 2番（天堀博君） 最後に、意見、要望を言っておきます。

ほかで、たとえば議員とかの肩書を持っていなくて、一般的にこういう問題が起きたら大変ですよ。そのときは、市としても相当厳しい態度で出るやろうと思うんです。出るのが当然なんですね。そんなことで問題が起きたら大変だし、市の名前をかたってるのはですからね。代理人選任届まで用意してるところまでいった。当初の市のとってきたあいまいな態度が、こういう問題を発生させたことになるんですから、その点は、今後とも行政の方でしっかりと腹に据えておいてもらわないかんと思います。

同時に早期に出張所をそれぞれの一定の地域に張りつけていく。もちろん電送システムを導入しなかったら何の役にも立ちませんから、早期にやっていただきたい。特に来年度予算に十分盛り込んでいただきたいと思います。本年度も20万円かの調査費ですか、ついてきたわけですから、それをさらに充実させて前向きの方向でやってもらいたいと申し上げて、私の質問を終わります。時間延長して申しわけございませんでした。

○ 議長（池辺秀夫君） ここで皆さんに御協力を願いたいと思います。あと質問される議員さんは、穴瀬議員さんだけでございますので、休憩なしでこのまま会議を続行いたしたいと思いますので、どうかよろしく御協力のほどをお願いいたします。

次に、17番、穴瀬克己君。

- 17番（穴瀬克己君） 初めて的一般質問でございますので、聞き苦しい点やら要領の得ない点もあるうかと思いますが、市民の負託にこたえるために誠心誠意質問してまいりますので、わかりやすく誠意のある御答弁を市長初め部課長の皆様方にお願いいたします。

それでは、通告の順に従いまして質問要旨を申し上げます。

慢性化を通り越した不況とインフレの中で、市民の生活はますます苦しくなる一方でございます。生活を維持するために、乳幼児を抱えながら働くかなければならない現状にきている家庭が多いのが現状であります。多くの社会的に弱い立場の人々を守り、市民の暮らしと生活を守っていく上で、福祉行政の充実を図り、市民生活の安定を図っていくべきが行政の責務であると考えます。

生活苦のために働く婦人は市政要覧に発表されているとおり、乳幼児を抱える婦人は、25歳から29歳までの人が6,300余名、そのうちで働く婦人は32%で2,000余名おられます。また、30歳から34歳までの人は5,600余名、そのうち36%で2,000余名おられます。35歳から39歳までの人が4,800余名の44%、2,000余名おられます。そういった方が、乳幼児を抱える婦人の年代層でございます。

その中で措置されていないが、働く母親で保育所を希望されている実態が、この働く婦人の数字から見てもかなりの数に上ると思われます。また、乳幼児の保育実態を見ますと、零歳児が1,800余名おられます。そのうち保育所に措置されているのが4.0名であります。1歳児については1,990余名、措置されてるのが99名。2歳児は2,200余名。措置されてるのが155名。3歳児は2,300余名のうち、措置されてのが358名であります。4歳児は2,500余名、そのうち措置されてのが449名でございます。

このような働く婦人の実態ですが、現在の保育所の措置状況を考えますと、このように乳幼児を抱えた多くの働く婦人の中では、保育所増設の希望が強いのでございますが、市としてどのように対応していくのか、基本的な取り組み方について、市長の御答弁をお願いいたします。

また、児童福祉法には、地方自治体の責務において家庭保育に欠ける乳幼児の保育を規定づけられており、第1条には、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」、「また、すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」。第2条には、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とある観点からも、より積極的に現状の緊急課題として取り組んでいくべきだと考えます。

質問の第2点目は、乳幼児の生活権と教育を受ける権利と機会均等を保障しなければならぬ

い立場から、地域格差をなくし、1小学校区に幼稚園、保育所の各1カ所ずつの設置を目標として年次計画を立てて市民に具体的に発表すると、先輩議員の皆様方から聞いておりましたが、未設置の地域については年次計画、すなわち55年度の計画に入ってるのかどうか、お伺いいたします。

特に黒島地区には、幼稚園、保育所が1つもありません。当地区には、私立保育所の設置を指導し、確保する旨の検討がなされていると聞いておりますが、現在、具体的に建設のための準備がどこまで進んでいるのか、また、今後の見通しも含めて御答弁していただきたいと思います。

また、富秋、池上地区においても同様の状態であります、現在建設中の池上小学校は55年開校予定と聞いておりますが、並行して幼稚園、保育所の建設も推進すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、既存の老朽保育所、幼稚園の改増築を含めた年次計画を55年度当初予算の段階で公表されるよう強く要望し、発表の是非についてもこの際、明確にお答え願いたいと存じます。

次に、幼稚園と保育所の一元化についてお伺いいたします。そのためには、幼稚園と保育所の両施設の共通面を拡大していくことから始めていかなければならないと考えます。これとともに、今までの幼稚園と保育所のあり方を改革していくことをまず取り上げなければならないと思います。具体的には、零歳児及び長時間保育の諸条件の整備をすると同時に、幼稚園教育要領と保育指針の改定を検討、生活と遊びと学習を統一したものにし、大幅に改定していくべきだと思います。教育委員会並びに市民部当局においては、両方の一元化に向けての積極的に取り組む姿勢を検討されんことを願い、また、御見解をお伺いいたしたいと思います。

次に、2項目の年末年始の問題でございますが、まず、年末年始における大掃除による臨時回収のごみ収集についてでございます。通常、地元町長、町会の人たちの管理による集積場所での処理をしようとしているのかどうか。特に年末のごみが相当量予測されますし、そのことにおける事故等の問題も想定されます。そういう点についてもどう対応していくのかという点をお聞かせ願いたいと思います。

それから、年末年始の救急医療体制の確立がどのようになされているのか。また、不測の事態に備えての体制を広く市民に公表すべきであります、どのような体制をとっておられるのか。

それから、年末年始の防火防犯の体制であります。特に小中学校等公立施設における懸念のない対応がなされておるのか、お伺いいたします。

第3項は、駅前自転車置き場の設置についてであります。府中駅前に有料無料の市の管理の

自転車置き場を設置されましたが、信太山、北信太駅前については検討、準備されていると思
いますが、来年度計画に入っているのかどうか、御答弁をお願いいたします。

以上が質問通告の要旨でございますが、答弁の内容いかんによって再質問の権利を保留して
終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 穴瀬議員さんの第1点の御質問にお答え申し上げます。

幼児保育の重要性について、きめ細かいろいろの付帯データをそろえての御指摘をいただ
きました。問題点は、幼児保育の重要性にのっとりまして保育所をもっと増設せよ、あるいは
いろんな点の御指摘をいただいてまいりました。すでに過般来、議会でも申し上げております
ように、また、先般の所信の一端で申し上げました中で、幼児保育の問題にも触れさせていた
だきました。未曾有の財政危機の中で、いかにして幼児保育なり市民要望におこたえしていく
か、苦慮しているところでございます。

そこで、何とか財政難であっても市民需要におこたえしなければならない、そうした点をい
ろいろ検討して、各地で採用しております民間の保育所を建設し、民間個人のお力を借りし
てもろもろの市民需要におこたえしていく、行政と民間のタイアップ、御協力をいただく中で、
財政難であっても、一歩ずつ保育所を増設してまいりたい、こういう点から民間保育を採用さ
せていただき、今日に至っております。

現在、公立の保育所が21ございます。民間保育を導入いたしまして、現在2カ所それぞれ
公立並みに取り組み運営させていただいている実態でございます。こうした中で、民間保育所の
建設を促進いたしまして助成措置を講じ、御指摘の保育需要におこたえしてまいりたい、この
ように存じております。こうした経過と対処の仕方について御賢察を賜りたいと存じます。

なお、細部の諸点につきましては、それぞれ教育委員会あるいは市民部の担当部長よりお答
えさせていただきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市民部長（富田宏之君） 保育所問題につきましてお答え申し上げます。

まず、54年度入所状況につきましては、ただいま市長から申し上げました公立21園、民
間2園、計23園の申請者数が2,435人、54年度当初措置いたしましたのが2,202人、
約90%を措置させていただいております。差し引きいたしますと、待機者数が233名でござ
ります。

なお、地域格差につきましては、本来、1校区1保育園の計画を推進してまいっております
が、そのうち黒鳥地区につきましては、55年度建設を目標に現在、取り組んでる次第でござ

います。一定の時期に所管の委員会に御協議をお願いしたいと考えております。また、池上校区についても、できるだけ早い時期に建設できるよう取り組んでまいりたいと思いますので、御監察をお願い申し上げます。

また、幼保園化につきましては、市民部が所管しております保育課の指導室の方で、教諭及び保母に対しまして一定の統一した講習会を開き、また、カリキュラムも同じものを使用しながら、幼保一元化に努めている現状でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 17番（穴瀬克己君） いまの答弁の中で、黒鳥校区における55年度を目標にしての私立保育所の計画のお話がありましたが、用地は確保されてるのかどうか。また、どのような規模を予定されてるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○ 保育課長（中川鉄也君） 用地につきましては、最終的に確保という段階には至っておりませんが、いま、われわれのつかんでる範囲内では、80%程度の感触を得てると考えております。

それから、新設の定数でございますが、120名定数を予定しております。無論保育は、零歳児から5歳児を考えております。

○ 17番（穴瀬克己君） それでは、黒鳥保育園については、55年度の計画ということで進めていけるわけですね。そして、56年度開園という形にできるわけですか。

○ 保育課長（中川鉄也君） 担当者といたしましては、そういう方向で現在、取り組んでおります。

○ 17番（穴瀬克己君） 具体的に計画を進めていっていただきたく思います。

次に、幼保の一元化に向けての御検討でございますが、生涯教育という観点から系統的な教育に、という意向でございます。誕生から全生涯にわたって保障するため、保育所、幼稚園、小学校の間に現在、断層があるのは好ましくない状況だと思います。そういった中で、子供にとって幼稚園を保育の場とし、義務教育は学習の場として区別するものではなく、連帯密接なものとしていくことが必要であるように思います。そのためには現在、幼稚園と小学校の断層というものをややゆるやかにしていけるよう検討していくかなければいけない、そうしないと、一元化という形にはなっていかないと思いますので、教育委員会並びに市民部の今後の課題として御検討いただき、でき得ればプロジェクトを組んでいただいて、中央でも検討されてる段階だと思いますので、地方においても前向きに取り組んでいただきたい、このように要望いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） それでは、2点目にお尋ねをいただきました年末年始におけ

る諸問題でごみの収集、救急医療体制の2点を御提示いただきましたので、お答えいたします。

一般のごみ収集につきましては、12月29日から3日間における臨時日程を調製、これに対処できる予定でございます。また、年始は5日から収集を開始いたしまして、8日から平常どおりのローテーションに入る予定をしております。

不燃物の収集につきましては、市民の方々の理解と町会役員の非常なお力添えをいただき、推進しているところでございます。収集計画、日程につきましては、すでに10月号の広報で12月分までを掲載しておりますので、何とぞ御了解を賜りたいと思います。また、集積場所につきましては、地元の協力を得られない分につきましては、何とか受け入れてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

それから、救急医療体制につきましては、休日急病診療所では12月30日の日曜日から1月3日の木曜日までの5日間、午前9時30分から午後4時30分まで診療を受け付けます。救急指定病院では、これら診療所の2次受け入れ病院としても、十分な受け入れ体制を常に具備できるよう御協力を依頼しております。消防署における救急車の活動とあわせて、年末年始の医療体制の確保に万全を尽くしてまいりたいと思っております。もちろん、年末年始における救急指定病院は無休でございます。

以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 教育次長（平野誠蔵君） 年末年始の小中学校等公共施設の防火防犯体制についての御質問でございますが、小中学校に関してお答え申し上げます。

御承知のように、小中学校の警備体制は、委託による警備員を配備しております。特に年末年始につきましては、24時間体制で警備に当たるということでございます。

なお、校園長を通じまして遺漏のないよう、十分な留意をするよう努力するつもりでございます。

- 17番（穴瀬克己君） ごみの収集でございますが、先ほど、われわれの先輩議員の答弁の中にありましたごとく、老人家庭が多いという中にあって、各町内での集積場所まで持つて行けないという状態の家庭もたくさんあるかと思います。そういった人たちに光を当てた施策をしていただかないと、年末とか通常の日もそうですが、大きなごみは運び出せないという中で、各種収集の形を取り入れていっていただきたいと要望いたしますが、その点について御回答をお願いいたします。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） 当然、広い和泉市の中で、燃えるごみ、燃えないごみの収集につきまして、御老人の方々の家庭では、大変いろいろと問題があろうかと思います。もちろ

ん、市といたしましては、委託している業者には、集積場所の周辺、最寄りでは、いろいろそういう問題について、できるだけ足を延ばして収集に回ってくれということまで指示しております。ある程度一定の協力は得られてると思いますが、市内全域にわたって今後検討課題とさせていただき、業者と詰めてまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○ 17番（穴瀬克己君） もう1つは、収集される場所でございますが、年末多繁な中で、従来、町長さん、町会の役員さんが危険防止等のために監視しておるわけでございますが、この年末においては、それも非常に厳しいだろうと想定されます。それにもかかわらずたくさんのごみが収集されてくる中で、特に学校の休みにも重なってまいりますので、子供の遊び場になってしまい、事故等の発生の懸念が多く含まれてるように思います。そういう中で、集積の場所については、市の方から管理の体制をとっていくのかどうか。とってもいかなければ、そういう事故等が発生し得る情勢を踏まえて手を打ったことにはならないと思いますので、考え方をお示しいただきたいと思います。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 一般のごみ並びに不燃物の収集につきましては、市民の方々と町会役員の非常なお力添えをいただき、推進している現状でございます。ただいま御提唱をいただきました事故等についてもいろいろございましょうが、町会役員の方々にもいろいろ御相談申し上げ、それらの対応を今後の宿題にしたいと思います。

○ 17番（穴瀬克己君） 他市の状況を見ますと、現在の各戸収集という形に切りかえて、非常に市民から喜ばれているという声を聞いております。そういう中で、各戸収集という方向に持っていたらどう検討していただきたい。その中で懸念される問題が解決されていくと考えますので、よろしくお願い申し上げます。それと、収集された中で、やはりパトロール等を強化し、特にボヤ等もあったと聞いておりますので、そういうことのないよう、市の行政側として万全の対策を講じていっていただきたいと思います。

それから、病院の救急体制でございますが、市民病院につきましては、年末年始は全然開かない、救急病院等に依頼していく形なんですが、特に和泉市民にとって、市民病院を常時期待されておるわけですから、こういった年末年始のときにおいても、休日の診療所にとどまらず、もっと幅の広い受け皿を考えていっていただきたいと思うわけです。

それと、この中で出ていますのは、28日で終了で、休日診療所の開くのは30日、その間病院があいておらないという形でございます。これについては、一般の病院に協力体制を呼びかけてるのか、その点お聞かせいただきたいと思います。

○ 病院事務局長（内田繁君） ただいまの市立病院に対する問題提起でございます。本病院も、全く救急医療を取り入れていないということではございません。年末年始に当たりましても、

やはり地元医師会あるいは市の衛生課、関係機関とも充分調整いたしまして、私どもの業務を28日で一応終了し、4日から聞くというようにいたしておりますが、何を言いましても公的病院としての立場上、そういう年末年始の救急医療に対しましては、やはり受けられる範囲内で受け入っていきたい、かように対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 17番（穴瀬克己君） 診療の時間帯もここに載っておりますが、午前9時30分から午後4時30分までとなっておりますが、夜間の診療に対する配慮は全然ないのでございますか。
- 病院事務局長（内田繁君） いまも申し上げましたように、夜間におきましても、やはり受けられる範囲内では受け入れていただきたいということでいまでもまいっておりますので、そういうことで対応していきたいと思います。
- 17番（穴瀬克己君） 結局、市民の皆様が一番心配するのは、行っても診てもらえない、どこの病院へ行っても診てもらえないということでございます。そういった中で、救急医療体制の方で万全の対策を講じ、市民の皆さん方の負託にこたえていけるよう善処していただきたいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） 駅前の自転車駐車場設置についてお答え申し上げます。
駅前周辺自転車の路上放置はいろいろと問題を招き、御迷惑をかけ、憂慮される点がございます。本件は、長年御指摘を受ける中で指導と取り締まり、また、場所の確保等で試行模索を重ねてまいったわけでございます。府中駅前におきましては、本市議会なり警察、その他団体のお力添えを得、国鉄用地内に自転車駐車場を設置し、市民皆様方の御協力と相まって、駅周辺の放置自転車の追放に一定の成果を得つつあります。
御指摘の信太山、北信太の問題提起でございますが、信太山駅についても北信太を含め、府中駅のわずかな成果の中の進展ではございますが、参考にいたしまして、所管委員会とも十分御相談申し上げ、放置自転車追放に努めてまいりたいと思います。いずれも3駅とも民営の自転車預かり店がございますが、施設拡充につきましては、本市として常に希望してまいりたところでございますが、いろいろ見解があり、多くは期待できません。かようなことから、駐車場の設置等について取り組んできたわけでございますが、御質問の55年度へ向けてどうかということでおございますが、位置、規模の内容等は現状未確定でございますが、年度中の開設ができるよう努力してまいりたい、かよう思います。
- 17番（穴瀬克己君） 府中駅前が非常に美化され、交通の流れもよくなってきたことは、

早急に処理されてよかったですというのが実感でございます。信太山、北信太駅前も放置自転車が非常に多く、車が通るのがやっとというような感じでございます。通勤通学の歩行者がいつ車と接触事故等が起こるかわからないというのが、毎日あそこを通る人の切なる思いであります。そういう中で、本当に明年度に向けて具体的に建設に努力し解決していってもらいたいと思いますが、できれば、期限の公表を一般市民に知らせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 先ほど申し上げましたように、わずかの経験ですが、和泉府中駅前のそれなりの経験を持つてゐるわけでございます。これを参考にして、北信太駅も含め信太山駅も明年度中に開設できるよう努力してまいりたい、かよう申し上げたいと思います。
- 17番（穴瀬克己君） それでは、1点申し忘れましたことを述べさせていただきまして、終わらせていただきます。

保育所の年次建設計画のことなどでございますが、55年度予算の段階で、黒鳥幼稚園について公表していただけるものか、お伺いいたします。

- 市民部長（富田宏之君） 担当部といたしましては、55年度建設に向けて最善の努力をいたしたいと考えております。まだ、新年度予算編成の大きな事業につきましては、市長査定等もございますので、その辺の詰めはできておりませんが、現段階では、55年度を目標に鋭意努力していきたいというお答えで、御了解いただきたいと思います。

- 17番（穴瀬克己君） 最後に要望しておきますが、現在、黒鳥、伯太校区、池上校区の中で保育所1つ、幼稚園1つの実態でございます。その中で非常に人口急増の地域でもございます。地域差という問題をとらえても、早急に黒鳥、池上、富秋地域に保育所の新設をしていかないと、市民感情としても、本当に公平な措置をされてるのかという不満が起き、一方、本当に預けたくても預けられない苦しい状況にあえいでいるということをよく理解していただきまして、明年度計画に取り入れてくださることをお願いして、終わらせていただきます。

-
- 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案並びに一般質問は、議員皆様方の御協力によりまして予定より早く終了できましたことを、心から御礼申し上げます。

よって、昭和54年第4回定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、第4回定例会を閉会いたします。

- 議長（池辺秀夫君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る17日に第4回定例会をお願い申し上げ多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい折にもかかわりませず慎重御審議を賜り、御可決、御承認を賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

なお、昭和53年度決算認定につきましては、特別委員会に御審議を願うことになりました。委員の皆さん方には御苦労ですが、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

本議会を通じ、議員皆様方より御指摘いただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重させていただき、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして今後、なお一層の御支援、御協力を寄せ賜りますよう、ひたすらお願ひ申し上げます。

いよいよ本年もあと10日余と相なり、寒さも一段と加わってまいります。皆様方にはくれぐれも御自愛くださいまして、昭和55年のよいお年をお迎えくださいますようお祈り申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりまして、心を込めての御礼のごあいさつといいたします。どうもありがとうございました。

（議長あいさつ）

- 議長（池辺秀夫君） 一言、御礼を申し上げます。

12月17日開会の本年最後の定例会も、本日をもって無事閉会の運びとなりましたことを、議長といたしましてここに厚く御礼申し上げます。ことに本定例会を通じ、提出議案並びに一般質問については終始御熱心に、しかも慎重御審議を煩わし、また、議会運営には格段の御協力をいただきまして、おかげをもちましてすべての議案が可決され、本議会を円滑に終了できましたことを、改めて議員各位の御支援、御協力を衷心より厚く御礼申し上げます。

理事者の皆さん方に一言申し添えますが、市長再選の初議会でありましたが、本議会を通じ種々御指摘のあった事項については十分意を尊重され、鋭意検討の上即実行に移され、市長の所信表明を軸として、和泉市政発展に全力を傾注されんことを特に希望いたしておきます。

最後に、皆々様におかれましては、いよいよ寒さも厳しくなる時候から、健康にいいお年をお迎えくださることをお祈り申し上げまして、閉会のあいさつといいたします。大変御苦労様でございました。

（午後4時6分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員